東北邊疆檔案文獻叢書

中國邊疆史地研究中心
遼寧省檔案館
合編

東北邊疆檔案選輯

（清代　民國）

（五八）

廣西師範大學出版社

東北邊疆檔案文獻叢書

中國邊疆史地研究中心
遼寧省檔案館 合編

東北邊疆檔案選輯（五八）

（清代 民國）

廣西師範大學出版社·桂林

目録

朝鮮移民

滿鐵監理部管理課關于創建間島自耕鮮農向滿洲轉匯資金問題的會簽文稿極秘
昭和七年三月十一日 …… 一

雇員高柳保關于視察附屬地避難鮮人情況的出差報告
（昭和七年三月十四日） …… 五

滿鐵總裁内田康哉為申請救濟避難鮮農計劃開墾亂石山水田事給東亞勸業會社社長向坊盛一郎的答復極秘
昭和七年三月十四日 …… 二二

東亞勸業會社常務董事花井修治為提交昭和七年二月業務月報事給滿鐵管理課長廣崎廣一的呈文
昭和七年三月十七日 …… 三五

滿鐵副總裁為申請向滿洲避難鮮人融通資金事給朝鮮總督府政務總監的答復極秘
昭和七年三月十九日 …… 三八

滿鐵副總裁江口定條為將創建間島自耕鮮農資金向滿洲轉匯事給的朝鮮總督府政務總監的答復
昭和七年三月十九日 …… 四三

滿鐵監理部關于援助在滿鮮農事業問題的會簽文稿
昭和七年三月二十三日 …… 四四

附：地方部學務課關于昭和五、六年度在滿鮮人學校補助金一覽表 …… 四八

朝鮮總督府政務總監今井田為設定間島安全農村資金事給滿鐵總裁的電報
昭和七年三月二十九日 …… 五〇

吉林公所長關于間島地區貧困人口調查報告（節選）
昭和七年四月六日 …… 五一

東亞勸業會社常務董事花井修治為提交昭和七年三月業務月報事給滿鐵管理課長廣崎浩一的呈文
昭和七年四月十四日……五八
滿鐵監理部管理課關于通融自耕鮮農創建資金問題的會簽文稿極秘
昭和七年五月十一日……六一
東亞勸業會社常務董事花井修治為提交昭和七年四月業務月報事給滿鐵管理課長廣崎浩一的呈文
昭和七年五月十六日……六八
滿鐵地方部長為經營管理四平街朝鮮人學校事給四平街地方事務所長的答復
（昭和七年五月二十四日）……七五
滿鐵監理部管理課關于確定對在滿鮮農融通農業經營資金的利率及締結契約問題的會簽文稿極秘
昭和七年五月二十六日……七九
滿鐵地方部長為在公主嶺小學校設置鮮童特殊教育學級事給公主嶺地方事務所長的批復
（昭和七年五月三十一日）……八八
東亞勸業會社常務董事花井修治為提交昭和七年五月業務月報事給滿鐵管理課長廣崎浩一的呈文
昭和七年六月十一日……九二
滿鐵長春地方事務所長為附屬地居住者私人經濟及其變化情況給地方部庶務課長的報告（節選）
昭和七年七月七日……一〇四
東亞勸業會社常務董事花井修治為提交昭和七年六月業務月報事給滿鐵管理課長廣崎浩一的呈文
昭和七年七月十四日……一一四
滿鐵安東地方事務所長為補助安東朝鮮婦人授產會事給地方部長的申請
昭和七年七月二十八日……一二九
滿鐵地方部長為申請補助安東朝鮮婦人授產會事給安東地方事務所長的批復
昭和七年八月六日……一三一

東亞勸業會社常務董事花井修治為提交昭和七年七月業務月報事給滿鐵管理課長廣崎浩一的呈文
昭和七年八月十六日 …… 一三三
東亞勸業會社常務董事花井修治為提交昭和七年八月業務月報事給滿鐵管理課長廣崎浩一的呈文
昭和七年九月十三日 …… 一四三
鐵嶺商工會議所為鐵嶺的鮮農避難狀況給滿鐵商工課長的報告
昭和七年九月二十一日 …… 一四九
東亞勸業會社常務董事花井修治為提交昭和七年九月業務月報事給滿鐵管理課長廣崎浩一的呈文
昭和七年十月十八日 …… 一五八
東亞勸業會社常務董事花井修治為提交昭和七年十月業務月報事給滿鐵管理課長廣崎浩一的呈文
昭和七年十一月十一日 …… 一六七
東亞勸業會社常務董事花井修治為提交昭和七年十一月業務月報事給滿鐵管理課長廣崎浩一的呈文
昭和七年十二月十二日 …… 一七三
滿鐵地方部昭和七年統計在長春的流浪者數及附屬地內人口增加狀態 …… 一七七
川口忠于昭和七年編寫《間島、琿春、北鮮及東海岸地方巡游記》(節選) …… 一八〇
滿鐵各地方事務所關于昭和七年度各區公費事務情況報告(節選) …… 二五一
東亞勸業會社常務董事花井修治為提交昭和七年十二月業務月報事給滿鐵管理課長廣崎浩一的呈文
昭和八年一月十二日 …… 二八一
東亞勸業會社常務董事花井修治為提交昭和八年一月業務月報事給滿鐵管理課長廣崎浩一的呈文
昭和八年二月十五日 …… 二八四
日本拓務大臣官房文書課昭和八年二月編《滿洲與朝鮮人》 …… 二八七
東亞勸業會社常務董事花井修治為提交昭和八年二月業務月報事給滿鐵管理課長廣崎浩一的呈文
昭和八年三月十一日 …… 三三三

東亞勸業株式會社昭和七年度事業實績（節選）
昭和八年三月三十一日……三三六
監查役佐久間章關于東亞勸業株式會社第十一期決算監查報告（節選）秘
昭和八年六月六日……三四二
吉林事務所長關于敦化鮮人創立敦化商事合資會社的報告
昭和八年八月二十八日……三六三
滿鐵經濟調查會昭和八年編《朝鮮人勞動者一般事情》（節選）……三六八
東亞勸業株式會社關于昭和八年度全滿水田耕種面積産量和朝鮮人戶口數的調查表……三七五
監查役佐久間章關于東亞勸業株式會社第十二期決算監查報告（節選）秘
昭和九年六月十三日……三八六
東亞勸業株式會社昭和九年編《營口農村概况》（節選）……三八九
開原火車站昭和十年編《開原縣朝鮮人狀况調查》……三九四
滿鐵編寫《法庫、新民、遼中、開原、西豐、昌圖縣概况》（節選）……四四八

525

回議箋

起案文書番號	監管鑛31第23號5-143	起案月日	昭和7年3月11日
會社文書番號	滿鐵監督31第15號ノ7	決裁月日	昭和　年　月19日
		發送月日	昭和　年3月19日
件名	間島自作農創定ヲ表滿洲ニ振替方ノ件		
備考			

監管鑛31 23
內5-43

發送取扱者

回議者及印　關係者印

總裁　副總裁

總務部長　文書課長

經理部長　經理部次長　會計課長

地方部長　地方部次長　地方課長

監理部長　監理部次長　管理課長

審查課長

起案者　課所長監理部管理課　主任者　擔任者

間島自作鮮農創定資金ヲ表滿洲ニ振替方ノ件

第1 總督府ノ要求

首題ニ關シ朝鮮總督府土屋事務官來連別紙ノ通朝鮮總督政務總監ノ意思傳達アリ　本件ハ當社カ曾テ總督府トノ間ニ協定ヲ遂ケ昭和6年度ヨリ向フ5ケ年間毎年金二十萬圓宛當社ヨリ支出シ總督府ハ毎年金十萬圓ヲ補助シ計毎年金三十萬圓5ケ年金百五十萬圓ノ資金ヲ以テ間島ニ鮮農ノ自作農設立ヲ計ルコトトシ東亞勸業會社ヲシテ之レニ當ラシムルコトトシ6年度ヨリ之カ實施ヲナス可ク準備中ノ處今回ノ滿洲事變ニヨリ滿洲ニ於ケル諸般ノ事情變化シ來レル折柄兵匪ノ災厄ニヨリ滿鐵沿線ニ避難シ來リ現ニ國費ヲ以テ救護ヲ受ケツツアル鮮農ノ數約二萬人ニ達スル狀態ナルカ之カ國費救護ハ本年3月末ヲ以テ打切リ4月以降ハ努メテ農耕ニ從事セシムル方針ノ下ニ極力之ヲ原住地ニ歸還セシムルコトトナシアルモ治安維持ノ復舊困難ナル現狀ニ於テハ原住地ニ歸還シ得サルモノ多數ニ上ル可キ見込ナルニ付テハ差向キ新ナル農耕地ヲ獲得シ之等歸還不能ノ鮮農ヲ收容スル必要アリ。

529 就テハ

1. 之ニ要スル資金トシテ嚢ニ協定セラレタル間島自作農資金ヲ表滿洲ニ於テ實行スルコトニ變更シタキニツキ此ノ建前ノ變更ヲ滿鐵ニテ承諾ヲセラレタキコト尙之ニ附帶シ

2. 前記總督府補助金年額１０萬圓ノ支出內容トシテ現金支出ハ 71,614.00 トシ殘額 28,386.00 ハ先年來北滿自作鮮農設立ノ目的ニテ東亞勸業ニ補助シ來リ未タ計畫實現ニ至ラスシテ同社ニ保留シアル 141,930.00 ノ內ヨリ每年其 1/5 額卽チ 28,386.00 ヲ充當スルコトトシタキニ付キ此ノ點了承ノ上滿鐵トシテハ 6 年度ヨリ每年２０萬圓宛支出アリタク萬一滿鐵ニ於テ支出困難ナラハ總督府現金支出額 71,614.00 ノ倍額 143,228.00 ヲ 6，7 年度共支出ノコトニ承諾セラレタキコト

3. 本件計畫ヲ本春着手スルトセハ自然 5，6 月頃ニ資金支出ヲ必要トスルモノナル處 6 年度分ハ總督府豫算ニ計上シアルモ 7 年度分ニ付テハ臨時議會ノ承認ヲ経ル必要上其ノ終了後トナル關係ヨリ 7 年度分總督府補助額相當額ヲ一時滿鐵ニ於テ立替東亞勸業ニ支出セラレタキコト

第2 當社ノ方針

上記要望ニ對シ當社トシテハ次ノ趣旨ニテ回答シタシ

1. 先ニ協定セル間島自作農創定資金ノ範圍内ニ於テ之ヲ當社ト關係深キ表裡團體ニ振替フルコトニ就テハ當社トシテ異議ヲ述フヘキ筋ナキニ付之ヲ受諾スルコト

2. 當方支出額ニツキテハ朝鮮總督府ノ讓歩案ニヨリ差當リ先方6年度負支出額71,614圓ノ倍額143,228圓ヲ總督府支出ヲ條件トシ當社ヨリ東亞勸業ニ支出スヘキコトヲ先方ニ約スルコト。同時ニ7年度以降モ同樣ニ取扱フヘキコトヲ約スルコト

3. 7年度分ノ立替ニツキテハ先方ヨリ依賴狀ヲトリタル上立替スルコト

第3. 發信文案

第2項ニヨリ左案ノ通發信相成可然哉

秘[illegible]草

附　奉地避難鮮人視察出張報告

一、避難鮮人ニ對スル根本方針

現在避難鮮人ニ對スル方針ハ奉天ニ於テ軍部、總領事、各地民會、滿鐵（奉天事務所）總督府派遣員、朝鮮連絡將校、東亞勸業、統治部、自治指導部、關東廳等代表者カ每週集合シ左ノ事項ニ就キ協議シツツアリ。

一、朝鮮人問題根本對策

ニ、現在避難鮮人現地歸還ニ對スル應急對策

後者ノ問題ニ就キ奉天事務所代表者ノ談ニ依レハ大體左ノ如ク決定ヲ見タリト

1　一月末日避難鮮人數約一三五〇〇名四月末日迄ノ見込數三六〇〇乃至一八、〇〇〇名ナリ、四月末日ヲ以テ救護ヲ打切リ其迄ニ全部現地送還（七割乃至八割）或ハ東亞勸業（二割乃至三割）ノ手ニ依テ歸農セシムル方針ニシテ且可能ノ見込ナリ

2 警官增派ニ依ル奥地治安維持及統治部、指導部ヲ經テ警政署ノ保護方針モ確立ヲ見ツヽアリ。

3 送還費用

イ、一戸ニ就キ

旅費	一〇圓	計六五圓
食費	三〇圓	
農具、家屋費	二五圓	

三六〇〇戸　計二三四、〇〇〇圓

右ハ總督府保管義捐金ヲ以テ支辨シ、民會ヲ通シテ各戸ニ給與スルモノトス

ロ、一戸ニ付

種籾料	一五圓	四五圓
土地年租料	三〇圓	

三六〇〇戸　計一六二、〇〇〇圓、

無利子ニテ外務省ヨリ貸與スルモノトス、籾ハ擔品ヲ以テ年租料

ハ警官ヨリ直接地主ニ交付シ其ノ回收ハ各民會カ責任ヲ以テ行フモノトス

ハ、東亞勸業ニ於テ行フモノハ全金額ヲ直接之ニ交付ス

④既ニ總督府ヨリ三千圓ノ豫算ニテ十五名ノ調査員ヲ派遣シ具體的調査及斡旋ニ勉メツヽアリ。

二、沿線視察地各地狀況

1、鐵嶺

十二月末日現在ニ於テ一、一四五名在リ、全部商埠地外家屋ニ收容シアリ

警察署長及領事ノ意見ニ依レハ根本方針トシテ原地送還主義ニア、

既ニ一部原地送還ヲ開始シツツアリ（八棵樹方面ヘ原地歸旋ヲ希望スルモノ治安維持ヲ條件トシテ略1/2ナルモ四月末日迄ニハ全部歸農セシムルモノニシテ、殘留セシメサル意見ナルモ、未タ具體的方

面ニ確タルモノ無キモノノ如シ
授産方面ハ製叺機臼臺ヲ貸與シ檢査員ニ滿沓セシメタルモ現在使用ノモノ四十一臺ニシテ之等ニ望ヲ持チ得ズト

之等ニ從事セシメル目的ハ主トシテ離農後ノ商業奬勵ニ在ツテ附屬地附近ニ於ケル生活ノ爲ノ授産ノ意味ヲ持ツモノニ非ズト思ハレル
當局者ニ於テハ現避難民ハ總テ農民ニシテ其ノ本職ニ復セシムルヲ以テ根本トナス可ク、附屬地附近ニ於テ生計ヲ營ム可キ職業賦與ニツイテハ現在考究ノ必要ナシトノ意見ナリ

2、開原

開原ハ一月三十一日現在ニ於テ二、二四二名ニ達シ、救濟者ヲ收軍在寓シ居レリ、避難鮮人ノ歸還希望者及決定數ハ未タ1/3ニ達セサルモ、四月末日迄ニ全部歸還セシムル方針ニ相成ルコトナ
授産方面ハ當地最モ發達シ、八ケ所ノ精米所ヘ人員ヲ指定シテ夜丘ニ就業セシムルト共ニ、一面叺製造ニ從事セシメ、商ヲナサル時ハ給與セスノ主義ヲトリ居レリト、授産所ノ設置ノ

勿論現在ノ貯蔵ハ四月末日迄ノモノニシテ叺製造或使用後ノ補充トシテ奨勵スルモノナリ、カカル意味ハ十分徹底ノ上ニ現施設ニ勵レシメサルハ勿論ナリト

3、西平街

西平街ハ現在六七八名（二月七日現在）ノ避難鮮人ヲ露天市場ニ收容シツツアリ、各地ニ鮮人ヲ派シ調査ノ結果、安達縣ノ一部ニ六百天地程ノ好適地ヲ認メ之カ確實ナルハ全員之ヲ移スコトヲ得、原地歸還ヲ希望セルモノハ一〇〇名内外ナリト

授産方面ニシテハ小豆撰ニ若干名ヲ備サレツツアル外、警察ノ指名ニ依リ無料ニ附屬地ノ道路掃除、除雪等ニ働キツツアリ。

其ノ他授産ノ方面ヲ當地氏會ニ於テ考究セルモ實現セルモノナシ

4、長春

現在千五百名内外在リ、原地歸還希望者ナク、入植希望者ヲ考究シツツアルモ、朝鮮氏會長ノ談ニ依レハ百戸、五百名程度ハ受付ケルニ非スヤト憂慮シツツアリタリ。

授産方面ハ現在何等ナス所ノシ

5、安東

安東一、西、一四名其ノ他鳳凰城ニ六百名前後ノ避難民アルモ原地歸還希望者ハ鳳凰城下ノ六百名ノミニシテ他ハ現地歸農ヲ肯セズ領事館ニ於テハ候補地二ヶ所ヲ求得タルモ未タ借地其ノ他ノ具體的方面ハ進行セズ其ノ内ノ一ノミ確實トナル時ハ歸還セシメ得ル予定ナリト

授産方面ハ從來民會授産所有レ共收容數少ク、一般避難民人ニ均霑シ得ズ無爲ニ徒食セシムルハ不可トハ思考スルモ適當ナル仕事ナシトハ領事館及民會ノ意嚮ナリ。

6、以上各地ノ救護狀態ヲ見ルニ、總ニ其ノ地生活ノ程度ヲ以テ標準トシ、收容家屋時ニ狹隘若シクハ不衛生ト思考セラルルモノアル有ルモ、概シテ適當ト認ム

一人當リ一日金額九錢ヲ標準トシテ奉天總領事館ヨリ給與セラルル。開原、四平街等ニ於テハ之ヲ節約シ、開原ハ三千圓四平街ハ千五百圓程度ノ積立金ヲ生スルニ至リ。節約費ニ當テンコトシツツアリ。

三、會社ノ採ル可キ方策

1、鮮人ニ對スル會社ノ地位

在滿鮮人ニ對スル監督ノ當面ノ責任者ハ外務省ニシテ民會ノ事務ヲ監督ス、更ニ現制度ニ於テ朝鮮總督府ハ在滿鮮人ノ指導救濟ノ任ニ當リ、此ノ爲領事ハ朝鮮總督府事務官ヲ兼任ス

會社ハ此ノ間附屬地行政ヲ擔任スルモ會社ノ支出セル鮮人ノ救助費ハ之ヲ朝鮮總督府ヨリ償還ヲ受クルト共ニ、總督府トノ協定ニ依リ附屬地及隣接地ノ鮮人教育ノ爲ニ普通學校ヲ補助ス

事變後避難鮮人ノ附屬地及其ノ隣接地ニ集合スルヤ、外務省並ニ總督府ハ至急之カ救護ニ當リ、會社ハ之等緊急ノ間ニ合ハサル場合、之カ救護ニ當リツツアリ。然レ共現在總督府領事等ノ救濟秩序立チ會社トシテハ醫療家屋貸與等ニツキ援助ヲ與フル程度ニシテ積極的ニ救護スルコト殆ト無キ狀態ニ在リ

2、各地領事警察署長ノ會社ニ對スル希望

各地領事、警察署長ノ會社ニ對スル希望ヲ綜合スルニ寧ネ左ノ二點ニ歸着ス、即

イ現在送還期迄ノ費用ハ十分ナルモ歸農送還費用トシテ相當ノ金額補助アリタキコト

且、會社ヨリ東亞勸業ニ十分ナル援助ヲ與フル樣トノ希望ヲ各所ニ於テ聞キタリ

ロ傳染病ニツキ會社ヨリ相當ナル援助アルモ、更ニ積極的ニ避難民ノ健康診斷其ノ他ニ意ヲ用イ、歸農ニ支障ナキヲ期セラレタキコト

避難鮮人對策トシテ歸農ヲ以テ根本方針トスル以上、附屬地附近ニ於テ生計ヲ營マシムル施設ヲナスヨリハ、寧ロ送還費ヲ更ニ十分ニシテ、徹底的ニ歸農セシムルヲ以テ可トスルハ首肯セラルヽ所ナリ

3、果シテ徹底的ニ歸農セシメラルヽヤ

奉天總領事ノ對策ニ依レハ播種期以後ハ殘存スル避難鮮人無キコト

トナリ比較的樂觀說ヲ採ルモ、沿線當局者ハ必シモ樂觀セズ其ノ原因ヲ要約スレハ

一、奥地治安維持未タ十分ナラサルコト

二、治安維持セラレタリトシテモ原地歸農ヲ希望スル鮮人少數ナルコト

三、其ノ代トナル可キ土地ノ確定セサルコト

四、土地買收費、送還費ノ不足ナルコト

更ニ匪賊ノ爲ニ一家ノ農耕可能者ヲ失ヒタル家族等ハ其ノ數極メテ小ナル可キモ殘存スルモノト見サル可カラス

而テ現政策遂行ノ結果播種期ヲ過キテモ尙殘留スル避難鮮人ノ數如何ノ問題ハ現在ニ於テハ全ク不明ニシテ、若シ長春民會長ノ言ノ如クニ長春ニ於テ約五百人ト予測スル時ハ沿線各地ヲ同率トシテ計算スレハ約四分ノ一五千人程度ニシテ歸農方針ハ失敗ニ終ルモノト見サル可カラス。沿線出張中各領事、警察署等ノ歸還數ニ對スル意見ハ四平街ノ

全部歸農ノ樂觀說アルノミニシテ其ノ他ハ前途ニ對シ憂慮スルモノ多ク或ハ全然見通ヲ缺クト思考サル、モノ少ナカラス。

4、會社ノ行フ可キ授產

避難鮮人ノ情勢右ノ如クナルヲ以テ會社ノ之等鮮人ニ對スル授產モ亦コノ場合ヲ分劃シテ考究セサル可カラス

(イ)現狀ニ於ケル授產

四月三十日迄ニ歸還セシムルコト、及其レ迄ノ救護費ニ不足ナキコトヲ前提トシテ行フモノニシテ、此ノ時ノ授產ハ決シテ附屬地及其ノ隣接地ニ於テ生計ヲ營ミ、生活費ヲ得シメルカ爲ノ授產ニハ非スシテ(A)徒食ニ馴レシメサルコト(B)歸農費ヲ得シムルコト(C)歸農後ノ副業敎授(D)水田耕作法ノ敎授等ニ重點ヲ置ク可キモノニシテ鐵嶺領事館管內ノ叺製造奬勵ノ如キハ歸農後ノ副業ニ注目セル結果テアリ、又各地方ニ於テ道路掃除、或ハ精米所其ノ他ニ働カシムルハ、徒食ニ馴シメサル一方、救護費ノ節約及ヒ歸農費ノ

準備ニ外ナラス

故ニ會社カ現狀ニ於テ避難鮮人ニ授産ヲ行ハントスレハ、單ニ附屬地行政ノ立場ヨリスルモノニハ非スシテ一般滿洲鮮人ノ福利增進ヲ目標トス可キモノニシテ、此ノ機會ヲ利用シテ奥地鮮人ノ發展ヲ望ム可キモノナリ。然レ共期間ハ既ニ約二ケ月半程ニシテ、且一部鮮人ハ歸農ヲ開始シツツアル現在、手遲レノ感無キ能ハサルモノアリ。

此ノ方面ニ於テ會社（農務課地方課）ノナス可キモノヲ列擧スレハ次ノ如キモノアリ。

一、水田其ノ他耕作法ノ改良講習

二、蔬菜耕作ノ斡旋及講習

三、副業ノ斡旋及講習

イ、養豚其他畜産

ロ、畜加工

製繩、製叺、スリッパ、草履等

ハ、アンペラ製造（主トシテ安東方面）

ニ、柳行李、手編靴下等

附

イ、現在行ヒッツアル衞生方面ハ防疫ノミナラス保健方面ニモ注意スルコト

ロ、避難兒童（長春ハ普通學校ニ收容ス）ノ教育、一般避難民ノ教育（鐵嶺ハ牧師カ講話ヲ行ヒッツアリ）等ニモ意ヲ注ク可キナリ

衞生及教育方面ヲ除外シ授產方面ニ就キ考究スレハ、要ハ附屬地居住者ノ救貧及防貧ノ問題ニ非スシテ農業助長ノ問題ニシテ、前提要件トシテ歸農ニ努力ス可キモノナリ

若シ現在ニ於テ附屬地附近ニ於テ生計ヲ營ミ得ルカ如キ職業賦與ニ努力スル時ハ却テ本來ノ目的ト相反スルノ結果ヲ生スル處ナシトセス。

一般鮮農農業助長ノ方面ハ會社從來ノ政策トシテ總督府ノ方針ニ從ヒ

東亜勧業ニ専ラ當ラシメテ何等關與スル所ナカリシモノノ如ク、農務課ニ於テモ避難鮮人ニ對スル講習其ノ他助長策ニ就キ研究立案サレタルモノナシ。

地方課ノ立場トシテハ

一、附屬地行政ノ立場ヨリナスモノニ非サルコト

二、時期ヲ過キタルコト

三、鮮人農業助長策ニ關シ準備ナキコト

等ノ理由ニ依リ歸還期前ニハ授産方面ニ就キ活動スルノ必要ナク。只總督府。及領事館ノ歸農政策ニ十分ノ援助ヲ與フルコトヲ必要トスルノミ

(ロ)播種期以後殘留ノ避難鮮人授産問題

前述ノ如ク播種期迄ニ避難鮮人カ全部歸農スルコト不可能ニシテ其ノ内幾分カハ殘留スルモノト認メラルル場合、會社ノ方策トシテカヽル鮮人ニ對シ如何ナル保護ヲナス可キカ、予メ考究スルノ必要ア

り。

A、然レ共播種期後ニモ殘留セル避難鮮人ニ對スル當面責任者ハ依然領事館及朝鮮總督府ニシテ、以上兩者カ此ノ鮮人ニ對シ如何ナル方策ヲ採ルヤ、未タ全ク不明ト云ハサル可カラス

奉天總領事館ノ具体策ニアル五月以降ハ全ク救護ヲ廢止スト云フハ救護ヲ要ス可キ鮮人ノ全部歸農ヲ前提トスルモノノ如クナルヲ以テ殘留鮮人ハ盡ク之ヲ放置シ顧サルモノトナス可カラス、故ニ會社ノ授産モ亦前二者ノ殘留鮮人ニ對スル方針如何ニヨリテ異ルモノト云ハサル可カラス

B、殘留鮮人ノ數及質ニ依ツテ授産モ亦異ル。

殘留スルモ當然歸農ス可キ鮮人ニ對シテハ先ニ列記セル方針ヲ採ラサル可カラサル一方、全然生活能力ナキ家族等ハ現在ノ會社ノ施設ヨリ見レハ附屬地ヨリ本國ニ送還スルヲ可トス可シ

更ニ歸農シ得テシカモ歸農ヲ肯ンセサル鮮農（避難鮮人ノ一部ニカ

カル傾向アリト）ニ對スル授産ハ却テ此ノ傾向ヲ助長スル虞アリ。
且殘留數極メテ多數ニ上ル時ハ手内職若ハ職業紹介等ニ依テハ當底全部ヲ救ヒ得サル故ニ新ニ救濟事業ヲ起スコトモ考究セサル可カラス

以上ヨリ結論トシテ現在ニ於テハ確タル方策ヲ樹テ得スト云フコトトナル。

然レ共少クトモ現在會社ニ於テ此ノ方面ニ就キ考慮シ置ク必要アルモノハ

A、朝鮮人民會其他領事館及總督府方面ノ職業紹介援助及會社自身ニ於テナス職業紹介

B、朝鮮人民會其ノ他領事館及總督府方面ノ授産事業援助及會社自身ニ於テナス授産事業

C、道路、疎水工事等救濟事業起工ニ對スル支那側其ノ他ニ對スル援助及會社自身ノ業務ニ殘留鮮人採用

以上ノ内會社自身ノ行フ可キ授産事業ニ就イテハ各地沿線事情ニ依テ異ル可ク、從來民會等ニ於テ行ヒテ失敗セル例ハ手内職其他ノ授産ヲ行フモ需要方面ヲ除ク考慮セサル爲ニ多數同一製品ヲ産出スルニ至ラハ直チニ賣捌ニ困難ヲ來スカ如キコトアリ、更ニ經費ノ關係上多數者ニ徹底セサルニヨル。殊ニ避難鮮人ハ農耕ノ外全ク技術ヲ持タス、原地ニ在リシ時モ殆ト副業ヲ營マサリシカ故ニ、授産方面モ新ニ教授セサル可カラス、各沿線當局者ハ、全ク技術ヲ要セサル勞働ノ外主トシテ簡單ナル藁加工其他ヲ適當トスルノ意見ヲ有ス

從來研究サレ、若クハ實施サレタルモノ左ノ如キモノアリ。

A、製繩　長春方面ハ既ニ供給過多ニシテ有望ナラス、且製繩器ハ比較的高價ナル缺點アリ

B、製叺　需要比較的多キモ、滿洲藁ハ之カ製作ニ適セサル憾アリ、然レ共鐵嶺、開原等ニ於テ實施シ居ルカ如クニ比較的有望ナリ。

C、豊芯　需要少ナシ

D、**手**織莚　安東ニ於テ行ヒツツアリ

E、蓆芯細工　草履。**スリツパ**等未タ全ク實施サレタルコトナク

需給關係ハ不明ナリ

F。其ノ他鐵嶺及長春方面ノ柳行李、及簡單ナル靴下手袋編等

G、人力車、荷車等ヲ長期償還ノ方法ニヨリ供給シ、運搬勞働ニ從事

セシメルコト（安東民會ニ於テ行フ）

H、**アンペラ手**織　安東方面ニ於テハ最近頗ル有望視サレツツアリ

右ノ如クナルヲ以テ各地方ニ於テ右ノ諸職業ヲ殘留鮮人ノ人數、性質

ノ如何及ヒ引受者、及引受數及製品、原料ノ價額等ヲ詳細ニ調査ノ上

決定ス可キモノナリ。故ニ此ノ方面ノ調査立案ハ現避難民歸還後ノ狀

態如何ニヨツテ決セラル可ク、現狀ニ於テハ積極的ニ活動ノ要ナシト

認メラル。

23 431 極秘 5-36

(回議2號)

回議箋

監理部管理課

會社番號	滿鐵收為3 1第15號ノ3
發議番號	監管議31第23號5136

所屬箇所 農礦班 主任者 擔任者

昭和7年2月15日起案 昭和3年3月12日決裁 3月14日發送

件名 乱石山開田計画ニ関スル件

總裁

經理部長 經理部次長 主計課長 會計課長

副總裁

總務部長 地方部長 監理部長

次長 次長 次長

理事

文書課長 庶務課長 管理課長

農務課長

受付 發送

7.2.15 管理課

7.2.24 文書課

7.2.25 経庶 No.36

7.3.16 管理課

經理部

案

社 名

総裁 名

東亜勧業株式會社
取締役社長 向坊盛一郎殿

件 名

拝復 2月10日附 株第68號ヲ以テ御申出有之候営農ニ関スル土地買収ノ件ハ緊要且ツ時宜ニ適スル御計画ト認メ承認致候條此段御諒承相成度、尚之カ事業資金ハ下記條件ヲ以テ御融通可申上候間別紙案ニヨリ請書作成ノ上至急御提出相成候様申進候　敬具

~~[illegible]~~

記

1. 所要事業費

土地買収費	147,440円
土地改良工事費	78,000円
建物費	7,200円
什器費	1,800円
附帯工事費	45,590円
合計	280,030円

上記資金ハ貴社ニ對シ当社ヨリノ貸付

(6. 4. 共和號納)

新ニ御出願承認

金ト致スベキコト

2, 貸出期日

~~本年度~~（昭和六年度）中ノ御融通額ヲ 147,440円トス

~~明年度~~（昭和七年度）早々ノ御融通額ヲ 132,590円トス

~~3, 利害及償還方法~~

~~本計画補助ニ関スル朝鮮総督府ノ決定ヲ俟タル上改メテ御協議可申上コト~~

3. 利息　　年八分

4. 期限

各貸付ノ日ヨリ一ヶ年。但右期限内ト雖モ本事業ニ対スル朝鮮総督府ノ補助係ル決定次第之ガ決済ヲ為ス可キコト

請書案

今般貴社ニ於テ弊社ノ乱石山開田計画事業資金トシテ金280,030圓也御融通ノ儀御承諾被下候ニ就テハ下記條項堅ク相守リ決シテ違背致間敷仍而為後日請書一札差入候也

記

1. 借入金額　金280,030圓也
2. 使途　弊社乱石山開田計画事業資金ニ充當シ他ニ流用致ス間敷キコト

~~3. 返還方法及利息　本事業ニ對スル朝鮮總督府ノ補助條件決定次第返還方法ノ御指示ヲ仰ギ且ツ利息ニ對シテモ借用當時ニ遡リテ御決定ヲ願フコト~~

3 利息　年八分

4 期限　貸付ノ日ヨリ一ケ年 但シ右期限内ト是モ朝鮮總督

(6. 4. 共和諸納)

府ノ本事業ニ對スル補助條件決定次第之ガ決済ヲ為ス可キモノトス.

今次ノ満洲事変ニ依ル匪賊跳梁ノ厄ヲ遁レ
来リシ避難鮮人ニシテ現在国庫ノ救助ニ依リ
露命ヲ保テルモノ15,000人内外アリト称セラ
ル、而シテ国庫ノ救助モ来ル4月限リニテ打切
リトナルガ故ニ軍部、警察並領事館方面ニ於
テハ之ガ対策トシテ農業ニ就カシムベク元住地
ニ帰還セシメントシ努メツツアルモ

1. 地味瘠セ収穫少ク且ツ肥料ニ資ヲ要スル
   等土地條件悪シキ為メ
2. 支那人地主ノ横暴ニ懲リ居ル為メ
3. 我ガ保護ノ手届カズシテ治安ノ維持ヲ務カ
   サルヽ為メ

等ニ依リ帰還セシメ能ハザル者約5/6,000人ニ
達スル見込ニシテ之ガ救助ハ一ニ治安維持
ノ確立及集団的ニ収容シ得ル條件ヲ備ヘ
タル土地ヲ獲得シ以テ之ヲ帰農セシムルヨリ外
ニ方途ナキモノトス、而シテ之ガ衝ニ当ラシム
ルハ東亜勧業ヲ措キテ他ニ適当ナル機関
ナキノミナラズ会社ハ鮮農保護ニ付テハ朝鮮
総督府トノ義理合上ヨリモ之ヲ坐視スルヲ得ザ
ル立場ニアル関係ニアリ殊ニ軍部其他ノ慫慂
モアルコト故此ノ際不取敢之ガ最小限度3
分ノ1即チ2,000人見当ノ戸当リ5人トシテ
約400戸ノ収容ヲ引受ケントスルニアル次第ナ

リ、然ルニ一方会社ノ未経営社有地ハ約129,
000町歩ノ夥多ヲ擁スルモ
1. 地勢地味ノ耕作ニ不適ナルモノ
2. 権利関係未解決ニシテ手ヲ下シ得ザルモノ
3. 治安ノ維持困難ニシテ移行ヲ許サザルモノ
4. 整地ニ多額ノ工事費ヲ要スルモノ
等々ノ理由ニヨリ、今直チニ之ニ利用シ得べキ土地ハ僅カニ東山農場（奉天省柳河縣）ニ於ケル水田240町　100戸分及通遼農場（奉天省通遼縣）ニ於ケル水田240町　100戸分　合計200戸分ノ収容力アルニ過ギザルニヨリ尚他ニ適当ナル土地ヲ物色シ以テ之ヲ買収スルニ非ザレバ残額ノ200戸ヲ収容シ能ハザル状態ニ在リ、而シテ買収予定地

1. 呂家荒土地
ハ会社奉天呂家荒農場ノ水田ニ隣接スル畑地308町歩ヲ買収シ之ニ依リテ造田279町歩ヲ得以テ新タニ107戸ノ鮮農ヲ収容シ社有既存水田ト併セ一團地トシテ経営セントス。

2. 乱石山土地
ハ満鉄乱石山附属地ニ隣接セル荒蕪水田720町歩ヲ買収シ之ヲ改良シテ600町歩ノ良田ヲ得以テ新タニ103戸ノ鮮

農ヲ収容セントス、該土地ハ乱石山駅ニ近接シ治安上安全地帯ニシテ且ツ地勢一団地タル関係上管理経営ニ便ナリ。

上記呉家荒土地ハ之ガ買収ニ付地主トノ関係ニ六ケ敷キ点アリテ直チニ交渉シ得ザル事情ニアルモ乱石山土地ハ会社ニ於テ嘗テ昭和4年満鉄ノ了解ヲ得テ買収ニ着手セシコトアリ。中途方針ノ変更ニヨリ之ヲ中止セシモ斯カル関係アリタル為メ諸種ノ調査モアル程度行キ届キ居リ且ツ沿線稀ニ見ル好適地ニシテ最モ有利ナルノミナラズ地主トノ接衝モ纏マル見込ミアルニ依リ会社ハ本計画ノ第一着ニ之ガ買収ヲ希望シ居レリ。而シテ本件　時日遷延スルニ於テハ其ノ間種々策動スル者ヲ生ジ其ノ結果本計画遂行ニ齟齬ヲ来ス虞レナシトセザル事情モ伏在スル模様ニテ此ノ際急速ニ着手開田ノ上本春ヨリ鮮農ヲ収容セントシ2月10日附本計画ノ承認並ニ之ガ所要資金ノ融通方ヲ願出デタルモノナリ。

叙上ノ通リ本計画ハ

1、国家並人道的見地ヨリ観ルモ遂行セザル可カラザル事業ニシテ

2、且ツ東亜勧業自体ヨリ言フモ之ガ遂行ハ会

社本来ノ使命ナリトモ称シ得ベク。

3. 之ヲ単ナル営利事業ト見做スニ在リテモ下記ノ通リ投資金ニ対シ其ノ利廻リハ初年度ニ於テ6.6%、2年度以降8.4%ノ計算トナルヲ以テ此ノ種勧農事業トシテハ寧ロ採算良好ナル事業ナリト謂フヲ得ベシ。

斯クノ如ク何レノ方面ヨリ見ルモ機宜ノ計画ト認メラルルニ依リ会社ノ出資ヲ容レテ本件並ニ之ニ要スル事業資金ノ融通方ヲ承認致シ度ク。

追而本事業ニ対シ会社ハ目下来京中ノ朝鮮総督府穂積外事課長ト種々接衝中ニシテ補助ニ関スル了解ハ得タルモ未ダ具体的運ビニ至ラズ且ツ事業本来ガ総督府ト協調ヲ要スベキモノナルヲ以テ近ク向坊会社々長及大串地方部長帯同ニテ赴鮮ノ上具体的接衝ノ際[illegible] 貸付金ニ対スル利息及元金償還方法ニ就テハ之ガ結末ヲ俟チ然ル後追テ貸付條件ヲ決定スルコトト致シ

所要事業費

総額 234,440円　水田反当リ 39円07

内　訳

(1). 土地買収費 147,440円　水田反当リ 24円57

(2) 土地改良工事費 78,000円 水田反当 13円

(3) 建物費 7,200円 〃 1円20

(4) 什器費 1,800円 〃 0円30

以上ノ外ニ附帯事業費ヲ45,590円ヲ要スルモ右ハ鮮農ノ貸付金トナリ、利子ヲ徴収スルモノ故ト之レ収支計算トハ無関係ナル投資故本計算中ニハ之ヲ除外セルモノナリ。

収支概算

A. 第1年度

収入 39,600円 水田反当 6円60

内訳

水田小作料 39,600円 { 反当日本籾 1石1, 600町歩 6,600石, 現地相場 @6円

支出 24,180円 水田反当 4円03

内訳

税金公課 5,760円 { 地租、畝捐、村費、反当リ 0円80 720町歩分

水利灌漑費 6,420円 { 水利税 反当 0円82 600町歩分 4,920円 / 水路修繕費、水門番人給料概算 1,500円

管理費 12,000円 水田反当 2円00

計 24,180円

差引損益

益金 15,420円 水田反当 2円57

本年度投資金 234,440円ニ對スル利廻リ年6分6厘弱トナル

B、第2年度

収入 46,800円 水田反当 7円80

内訳

水田小作料 46,800円 { 反当日本籾収1石30 / 600町歩分 7,800石 / 现场相场 6円

註、土地改良工事ヲ竣工シ灌漑排水完全トナルヲ以テ収量相当増加ノ見込ナリ

支出 27,180円 水田反当 4円53

内訳

税金公課 5,760円 前年度ニ全シ

水利灌漑費 6,420円 { 水利反当 0円82 / 600町歩 4,920円 / 水路修繕費純土木工事費ノ2/100 1,320円 / 水門番人給料 180円

南滿洲鐵道株式會社

管理費　15,000円　水田反当 2円50

計　27,180円

差引收益

益金　19,620円　水田反当 3円27

投資金234,440円ニ對スル利廻リ年8分4厘弱トナル.

備考

水量不足ニ関スル件

該地区ノ水量ニ関シ農務課ヨリ下記ノ質問出デタリ

乱石山地区ノ水量ニ對シ其ノ道ノ専門技術者ハ400町歩程度ヲ灌漑シ得ルニ過ギザルノ見込ミヲ立テ居レリ、而シテ一方東亜勧業ニ於テモ此ノ点ニ懸念ヲ有シ之ガ対策トシテ奉天、鉄嶺、開原地方ニ於テ行ハレツツアル乾畓蒔ニ依ルヲ可トセントノ意見ヲ有シ居レルモノノ如キモ、元来乾畓蒔ハ水田蒔ニ比シ収穫量約2割ヲ減ズルモノナルヲ以テ、斯クテハ採算ノ基礎並

小作人ノ収支計算ニ大ナル相違ヲ生ズル結果トナラン。故ニ此ノ侭ニ本件ヲ進ムルコトハ全社ノ採算関係ハ兎モ角、他日敵性鮮農ノ生活ヲ脅威スルノ虞レアリト思ハルルが如何

依ッテ上記疑問ヲ電話ニテ問ヒ合セタルニ全社ハ下記ノ如ク回答シ来レリ。

全地ノ水量ハ平年ハ600町歩ノ灌漑可能ナリト思惟スルモ旱魃時（3年ニ1回）ハ400町歩位ニ減少スベシ。而シテ該土地ノ収穫量ハ

水田　反当リ　3石

乾畓時　〃　2石

ノ豫想ナルヲ以テ

平年ノ水田時ニ於ケル小作料ハ

600町歩×30石÷2＝9,000石

旱魃時ノ小作料ハ

(400町歩×30石÷2)+(200町歩×20石÷2)

＝8,000石

トナル計算ナルモ、当社ハ旱魃時ノ8千石ニ対シ更ニ安全率ヲ見込ミ平均小作

料7.800石トレラ算定シタルモノナル
ヲ以テ、乾省諒ヲ為サヾル可カラ
ザルニ至ルトニ、当社ノ採算並ニ鮮農
ノ收支計算ハ本計画ノ算定ヨリ要タナル
気遣モハ更ニナキモノナリ。

仝社ノ電話ニ依ル回答ハ大略上記ノ通リニシ
テ農務課当務者モ之ヲ了解承認セリ
（別途ニ電報ニテモ照覆セリ。別紙電報訳文参照）

222

東亞勸業株式會社

監管處 31 第 23 號 2/1 15

發第一六四六號

昭和七年三月十七日

東亞勸業株式會社
專務取締役 花井脩治

滿鐵本社管理課長
廣崎廣一 殿

庶務係 農鑛班 計畫班

業務月報提出之件

拜啓

陳者二月分業務月報別紙ノ通提出致候間御查收被下度候

敬具

貸付金個人別貸出明細表

貸付月日	金額	債務者	擔保	利率	償還期限
二、三	五〇、〇〇〇円	李龍濤	無シ	、〇三	七、一〇、二〇
二、二三	一、五〇〇、〇〇〇	沈源河外二名再割安東金融會	土地	、〇二六	七、八、二〇
計	一、五五〇、〇〇〇				

貸付金個人別貸出内容

〇李龍濤（乙號事）

昭和六年五月一日金一、五〇〇圓仝年七月廿八日金五〇〇圓合計金二〇〇〇圓也融通中ノ遼中縣集賢村ニ於ケル鮮農等ハ昨年十月支那側不法行爲ニ基ク堤防破壞ニヨル浸水ノ被害ニ對スル支那側賠償問題ニ付遼陽領事館ニ於テ極力調査ノ結果現地ニ係員ヲ派シ實際的折衝ヲ爲スコトヽナリ之カ立證ノ爲關係鮮農代表者李龍濤ニ對シ現地迄出向方申渡サレタルモ本人等ハ目下奉天ニ避難中ニテ日常生活ニスラ窮迫シ居ル實情ニヨリ旅費等皆無ナルニ付之カ貸與方奉天吳副領事ヨリ特ニ口添アリ實情已ムヲ得サル機宜ノ處置トシテ貸出タルモノナリ

○沈源河外二名再割分
安東金融會（乙號金）

前月分月報記載ニ係ル安東金融會ニ對スル再割資金四、五〇〇圓ノ貸出未濟額一、五〇〇圓ヲ貸出實行セシモノナリ

貳月分農場小作人貸付金月報

農場名	摘要	金額
奉天農場（吳家荒）	金連龍外三七名	一〇七、一八三九二
（公太堡）	權泰祐外二一四名	五一、〇七六五二
通遼農場	金德善外二七五名	五二、〇〇三九七
撫順水田	尹吉瑞外二七名	四六九〇〇
合計		二一〇、七三三四一

(甲號) 78

回議箋

起案文書番號	監管認31第23號 618	起案月日	昭和7年3月11日
會社文書番號	滿鐵監度31第15號ノ8	決裁月日	昭和 年 月19日
		發送月日	昭和 年3月19日
件名	滿洲在住朝鮮人ニ對スル金融資金ニ關スル件		
備考			

回議者及印　關係者印

總裁　副總裁

總務部長　文書課長

經理部長　會計課長

地方部長　地方課長

監察部長

事後回覽者及印

起案者　課所長 監理部管理課　擔任者

滿洲~~避難~~在住鮮農ニ對スル金融資金ニ關スル件

第1 總督府ノ要望

首題ニ關シ朝鮮總督府ノ意嚮ヲ傳フル爲土屋事務官來連シ別紙要領書ヲ提示セラレタリ，右ハ今囘ノ時局ニ際スル被害鮮人ニ對シ金融ノ方途ヲ講スル事急務ナリトノ朝鮮總督府ノ見解ニ基キ昭和7年度ニ於テ金100萬圓ヲ必要トスル計畫ノ下ニ内~~３０萬圓ハ東亞勸業會社自身ヨリ支出セシメ之ヲ條件トシテ７０萬圓ヲ朝鮮總督府ヨリ東亞勸業會社ヘ貸付ケ~~70万円ヲ朝鮮総督府ヨリ東亜勧業会社へ貸付ケルコトヲ条件トシテ30万円ハ之ヲ東亜勧業会社ヨリ手出シセシメ合計金100萬圓ヲ以テ東亞勸業會社ヲシテ之カ貸出シノ衝ニ當ラシメ度．右ニ關シ必要ノ場合當社ヨリ東亞勸業會社ニ上記３０萬圓中不足額ノ融通ヲ保障セラレタキコト．次ニ７０萬圓ニ就テハ豫算通過ノ關係上暫時當社ヨリ必要額ヲ總督府ニ立替ヘ東亞勸業會社ニ融通セラレ度キ旨要望アリ

第2 當社ノ方針

1．東亞勸業會社ヲシテ３０萬圓支出セシムルコトヲ當社ヨリ朝鮮總督府ニ約スルコト

但シ當社ト東亞勸業會社トノ間ノ取引ハ上記ノ方針ニヨリ他日別ニ協定ヲ要ス

PDG

2。朝鮮總督府ヨリ支出スヘキ70萬圓ノ範圍ニ於テ之カ必要額ヲ當社カ立替フルコトニ付朝鮮總督府ニ約束スルコト

但シ右支出ニ先チ總督府當局者ヨリ文書ヲ以テ申入レシムルコト

備考　立替金ノ金利ハ其ノ期間ニ對シ東亞勸業ヲシテ當社ニ代辨セシムルモノトス

3．上記70萬圓ハ形式上朝鮮總督府ヨリ東亞勸業會社ニ對スル貸付金トスルモ東亞勸業會社ヨリ更ニ鮮農ニ貸付タル場合之カ回收不能トナリタル金額ハ免除セラルヘキ旨朝鮮總督府ヨリ東亞勸業會社ニ約束セシムルコト（結局上記第2次ノ貸金ニ付テハ其ノ元金回收金及利子取得金ヨリ東亞勸業會社ノ之ニ要シタル管理費ヲ差引キ剩餘アル場合ニ於テノミ其ノ剩餘ヲ朝鮮總督府ニ返還スルコトトナル）

第3.發信文案

裁上趣旨ニ基キ朝鮮總督府宛別紙ノ通リ發信致シ可然哉

81

副總裁名

朝鮮總督府
政務總監宛

滿洲在住鮮農ニ對スル金融資金ニ關スル件

拜啓　益々御清勝ノ段奉賀候

陳者今般當社出資會社ノ一タル東亞勸業株式會社ヲシテ追記滿洲在住鮮農ニ對シ金100萬圓ノ貸付ヲ為致候件ニ就テハ下記條項御協定申上度此段得貴意候

敬具

記

1. 本件金融資金總額100萬圓ハ朝鮮總督府ニ於テ70萬圓，東亞勸業會社ニ於テ30萬圓ヲ支出可致候コト

2. 貸付ノ支出額70萬圓ハ東亞勸業會社ノ借入金ト可致而シテ東亞勸業會社ハ本件金融資金ノ運用ニ要スル管理費ハ之ヲ貸付ケタル鮮農ヨリ回收シタル元金及利子ヨリ控除シ其ノ殘額ニ限リ返濟可致候コト

當府ノ70万円支出相成候事ヲ條件トシ

3. 東亞勸業會社ノ支出額30萬圓ノ不足額ハ滿鐵會社ニ於テ之ガ融通ヲ承諾可致候コト

六、朝鮮總督府ノ支出額ニ對シ豫算通過以前ニ必要ヲ生シタル時ハ之カ必要額ハ滿鐵會社ニ於テ立
83 替ヘ可申上候ニ下

追而本項(六)[illegible]ニ對スル當方立替ノ件ハ貴府ヨリ文書ヲ以テ正式御依頼方御申出テ相煩シ度候

531

昭和7年3月 日

南滿洲鐵道株式會社
副總裁　江口定條

朝鮮總督府政務總監殿

間島自作農創定資金ヲ表滿洲ヘ振替ノ件

拜啓　愈々御清勝被爲涉候段奉慶賀候

陳者土屋事務官殿今回來連ノ御傳言ノ趣旨ニ依リ豫テ御協定致シタル間島朝鮮人自作農創定資金ノ範圍ニ於テ之ヲ表滿洲ニ振替フコトニツキテハ當社ニ於テ異議無之候條御了承相成度候

次ニ當方支出額ニ就テハ御申入ニ從ヒ~~差當リ~~貴總督府6年度分貴支出額金71,614圓ノ御支出ヲ條件トシテ當社ヨリ東亞勸業會社ニ對シ倍額即金143,228圓ヲ融通致シ且7年度以降モ同樣ニ取計可致ニ付併テ御了承被成下度此段得貴意候

追テ7年度分金71,614圓ヲ必要ノ場合御立替ヘ申上候節ニツキテハ何等カ文書ヲ以テ御申入相成候樣御取計相煩度右御依頼申上候　敬具

監管課 23 | 296
內1―95（甲號）

回議箋

起案文書番號	監管課3/第23號/123	起案月日	昭和7年3月15日
會社文書番號	滿鐵監秘31第15號/6	決裁月日	昭和〃年〃月23日
		發送月日	昭和〃年〃月〃日
件名	（東亞勸業會社） 在満鮮農助成事業ニ関スル件		
備考			

發送取扱者

回議者及印	關係者印
總裁 副總裁 總務部長 次長 文書課長 監理部長 次長 管理課長 庶務係	7.3.15 管理課 文書課 7.3.18 7.3.22

事後回覽者及印

勞務課長

起案者 課所長 課 班 主任者 擔任者

四四

案ノ一

副総裁名

拓務省殖産局長
北島謙次郎殿

文 7.3.23

東亜勧業株式会社ノ在満鮮農助成事業ニ関スル件

2月9日附殖二第66號ヲ以テ御照会有之候首題ニ関スル件別紙ノ通回答申上候間御査収被下度候也

尚上記事項ニ関スル資料関係ノ書類下記ノ通リ御参考迄同封致置候

参考書　1. 在満鮮人営農ノ調　小冊子一部
　　　　2. 朝鮮人営農補助金一覧表　昭和5.6年度分各一部
　　　　3. 衛生概況　小冊子一部

東亜勧業会社ノ在満鮮農助成事業

目次

1. 在満鮮農ニ対スル貸付金貸出回収状況
2. 会社農場ニ於ケル鮮農土地利用状況
3. 鮮農ニ対スル教育施設
4. 鮮農ニ対スル衛生保健施設
5. 指導奨励ノ状況
6. 鮮農移住状況
7. 最近ニ於ケル会社ニ対スル支那側ノ態度

以上

案ノ二

副総裁名

関東庁内務局長
日下辰太殿

件名

首題ニ関シ二月九日附通三第66号ヲ以テ拓務省殖産局長ヨリ関東庁通牒有之候件ニ付キ別紙ノ通御通牒申上候間右進達方可然御取計被下度候也

[illegible]

發送済 文 7.3.23

3月23日　案ノ三

管理課長

安東支社長殿

件名

首題ニ関シ本日別紙写ノ通関東庁内務局長ヨリ拓務省殖産局長宛関東庁提出致シ候ニ付御承知相成度

[illegible]

昭和5年度朝鮮人學校補助金一覧

地方部學務課

昭和7年3月5日作製

學校名	學級數	生徒數	職員數	學校總經費	會社補助金 經費補助	會社補助金 派遣教員費 數	會社補助金 派遣教員費 經費	備考
奉天普通學校	9	433	11	18,365円	7,580円	2	3,554円	
鐵嶺 〃	5	189	7	16,501	11,320	1	2,200	校舍ノ建物費ハ全部會社ヨリ補助ス
開原 〃	5	184	5	6,818	4,404	1	2,085	校舍ハ會社ニテ建築シ無償貸與
長春 〃	6	247	6	10,350	7,758	1	2,392	會社建物ヲ無償ニテ貸與
哈爾浜 〃	5	162	5	11,289	4,143	1	2,869	仝上
安東 〃	10	653	11	20,056	6,000			
撫順 〃	6	360	6	12,579	7,162	1	2,329	校舍ハ會社ニテ建築シ無償貸與
營口明倫義塾	2	52	3	1,411	800			
四平街培英學院	1	27	1	1,490	1,120			
鳳凰城塾	2	58	2	1,161	900			
安東六道溝塾	3	129	3	2,278	500			
安東共濟花學校	3	65	5	1,059	500			
	57	2,559	65	103,357	52,186	7	15,429	

※. 學級數.生徒數.職員數ハ昭和5年十月末現在.

257

昭和6年度朝鮮人學校補助金一覧

昭和7年3月5日作製

地方部學務課

學校名	學級數	生徒數	職員數	學校總經費	會社補助金 經費補助	會社補助金 派遣教員費 數	會社補助金 派遣教員費 經費	備考
奉天普通學校	10	514	12	23.346	12.904	2	3.162	校舍ハ會社ニテ建築シ無償貸與
鐵嶺 〃	5	260	7	16.199	11.642	1	2.277	校舍ノ建物費ハ全部會社ヨリ補助ス
開原 〃	6	258	6	9.224	6.703	1	2.159	校舍ハ會社ニテ建築シ無償貸與
長春 〃	6	280	6	12.119	9.936	1	2.183	仝上
哈爾浜 〃	5	217	8	13.971	8.152	1	2.841	會社建物ヲ無償ニテ貸與
安東 〃	12	749	14	23.409	9.132			
撫順 〃	8	466	9	9.192	8.280	1	2.402	校舍ハ會社ニテ建築シ無償貸與
鞍山 〃	2	48	2	1.378	1.000	1	2.212	
營口明倫義塾	5	79	3	1.546	1.200			
四平街培英學院	2	61	3	1.990	1.620			
鳳凰城塾	2	73	2	1.500	1.200			
安東六道溝塾	3	148	3	2.200	500			
安東共濟夜學校	3	143	6	500	500			
	69	3.304	81	116.584	72.769	8	17.236	

23

電報譯文

整管第31第23號6217

發電	昭和7年3月29日15時56分
着局	昭和 年 月 日16時40分
受付	昭和 年 月 日 時 分

電報番號 公27

件名

監理部長

次長

管理課長

庶務課

關係者印

No. 7.3.30 管理課

發信者	朝鮮總督府 今井田政務總監	受信者	總裁

間島安全農村設定計畫ハ是ヲ表,滿洲ニ變更スル件ニ就テハ曩ニ御承認ヲ得置キタル處、今回本府ヨリ是ガ資金トシテ71614円ヲ勸業公司ニ下附相成タルニ付貴社ニ於カレテモ昭和5年12月16日附滿鐵總考30第11號ノ通,本府補助額ノ倍額143228円ノ御支出相成度。

1

受付 7.4.22 商工課

商工課長 7.4.22

産業係 星 7.4.23 野

綜合情報七[illegible]三號

昭和七年四月六日

総務部調査課長

間島地方ニ於ケル鶏[illegible]調査

吉公[illegible][illegible] 大 7.4.21

地方部長 別途了

地方部次長 別途了

地庶務課長 別途了

商工課長

昭和六年間島琿春鮮支人別戸数人口及土地所有率ノ勢力推移表

（間島総領事館調査）

	農戸数（戸）		同上人口（人）		土地所有ノ割合（反）	
	鮮人	支人	鮮人	支人	鮮人	支人
五年	六〇一二四	一〇一四二	三五四一一〇	三五七八三	一三三五五四二	一〇二九一二五
六年	五九八〇五	一〇三四九	三四九三〇九	三五七七九	一四一五二六九	一〇〇四九三五
比較	減三一九	増二〇七	減四八〇一	減四	増七九七二七	減二四一九〇

昭和六年度間島琿春鮮支人ノ地主小作人勢力比較表

一間島總領事館

	地主（戸） 鮮人	地主（戸） 支人	自作農（戸） 鮮人	自作農（戸） 支人	小作農（戸） 鮮人	小作農（戸） 支人	自小作農（戸） 鮮人	自小作農（戸） 支人
五年	四三六一	四四七八	二六三五三	三三〇一	九〇六五	一三九〇	一六六八	九七五
六年	四三〇五	四五〇三	二六五五八	三三八一	八六七五	一四三	一八〇七	一〇四五
比較	減五六	増二五	増二〇六	増八〇	減四八八	増三五	増八一	一五七

大正十二年昭和五年間島鮮人ノ移住歸還數表

	間島移住數		鮮內歸還數	
	戸數（戸）	人口（人）	戸數（戸）	人口（人）
大正十二年	二七七	一、〇五九	一九四	七八六
〃十三年	六七九	二、五八七	三七五	一、六五〇
〃十四年	九五九	四、五五六	四五六	三、二二三
昭和元年	一、八九八	九、一四三	二八一	一、二九八
〃二年	四八三八	二四、〇五五	三九八	一、八六九
〃三年		一五、一七三		一、六四三
〃四年	一、二二一	九、六九二	五二一	三、〇六三
〃五年	七五一	三、三九二	三六五	一、六〇二

三、朝鮮總督ノ救濟對策

朝鮮總督府ノ窮民救濟策トシテ總額二千三百九十一萬圓三ケ年繼續事業トシテ實施セラレ其後ノ經過ハ目下不明ナルモ最近（三月十一日）新聞紙ノ傳フル咸鏡北道右昭和七年度資金二十三萬圓ヲ非常アリテ半額位ハ國境方面道路橋梁工事ニ支出セラルルモノト見ラル

而シテ右ノ外總督府カ第三豫備金ヨリ咸鏡北道窮農救濟資金昭和六年度分六萬圓ハ現物給與（一萬圓）副業獎勵（藁細製造器購入二萬八千圓）種子配付（二萬五千圓）ニ支消相當ノ效果ヲ擧ケツツアリト從ニ七年度分六萬圓ヲ近ク配付アル見込ニテ現物給與及[illegible]施スル計畫ナリト傳フ（新聞數字符合セス）右食料[illegible]關ニ就キ二月十七日大阪朝日ハ二階ハ[illegible]目擊式ノ窮農救濟策[illegible]咸鏡六年末ヨリ三千名 內五萬八千名[illegible]給與セラレ[illegible]ノ爲ニ[illegible]效果ヲ[illegible]記事ヲ[illegible]
[illegible]八

24

一合ノ[illegible]支給及根本策トシテ窮民二千六百戸ニ對シ[illegible]
[illegible]窮民千三百戸ニ對シ副業ニ養蠶種子各一枚ヲ配付[illegible]
[illegible]ノ救濟[illegible]ヲ勞働ニヨル救濟事業ヲ行ハシトス

25

朝鮮總督府ノ在滿同胞救濟策

聞シタ新聞紙ノ傳フル所ニ依レハ一月十二日朝鮮總督府宗例局部長會議ニ於テ

一、現在滿鐵沿線ニ避難セル約一萬二千ノ避難同胞ヲ保護救濟ニ[illegible]ニ原則トシテ避難民ヲ原住地ニ歸還セシムルコトトシ之カ旅費[illegible]食費及家屋ノ修繕費ヲ本府ヨリ支出スルコト

2、原住地カ匪賊ノタメニ荒廢ニ歸シ到底農耕ニ堪ヘサルモノニ對シテハ適當ノ土地ヲ選定シテ替地セシムルコト

3、在滿同胞ノ根本的救濟策ニ就テハ更ニ滿蒙自体ノ推移ヲ靜觀シテ萬全ノ救濟策ヲ樹立シ追ツテ中央政府竝ニ滿洲關係各當局ト折衝スル

コトニ決定ヲ見タ模様デアル、而シテ第一ニ就テハ避難同胞中四分ノ三、即チ約九千人ハ原住地ニ歸還シ得ルモノト見ラレテ居リ又第二即チ原住農籍地ヲ失ツタ者ハ四分ノ一ノ約三千人ト目サレテヰルカ右ニ要スル歸還旅費、衣食費、家屋修繕費、營地費等ハ約五六十萬圓ニ達スル見込デアル、尚第三即チ在滿同胞ノ根本的救濟策樹立ノタメニハ既報ノ如ク總府内ニ外事課ヲ中心トスル調査委員會ヲ設置シテ從來愼重研究ヲ重ネツツアツタカ昨夜東上ノ[illegible]林財務局長及ビ穗積外事課長ハ本案ヲ携行、東京ニ於テ宇垣總督ノ指示ヲ仰ギ外務拓務兩省トモ隔意ナキ協議ヲ遂ゲテ大藏當局ニ對シ[illegible]ヲ要求スル筈デ愈々總府ノ在滿同胞ニ對スル救濟策ガ確立サレルモノトシテ一般ノ注目ヲ惹イテ居ル

230

東亞勸業株式會社

監管鐵32第23號 2/16

發第六八號

昭和七年四月十四日

東亞勸業株式會社
專務取締役 花井脩治

南滿洲鐵道株式會社
管理課長 廣崎浩一殿

營業月報提出ノ件

拝啓 陳者三月分業務月報別紙ノ通提出致候間御查收被下度候

敬具

追而貸借對照表及收支內譯明細書ハ目下決算中ニテ未決定ニ付後日別途提出致可候間御含置被下度候

東亞勸業株式會社

参月分農場小作人貸付金調書

農場名		摘要	金額	
奉天農場	吳家荒	金通龍外三七三名	七七、四八五	六〇
	公太堡	權泰砧外二一四名	三二、七三五	八〇
通遼農場		金德善外二七五名	三〇〇	〇〇
撫順水田		尹吉瑞外二七名	四六九	〇〇
計			一一〇、九九〇	四〇

社員數及給額調

昭和七年三月分

職名		人員數	支給額	摘要
職員		二九	三、八六六.六〇	
傭員	日本人	八	三五八.四七	試傭一名ヲ含ム
	鮮支人	一二	四二七.八〇	試傭二名ヲ含ム
教員（鮮人）		八	二七二.〇〇	月給
囑託		七	五五〇.〇〇	日本人二名支那人一名朝鮮人四名
計		六四	五、四七四.八七	

備考。
1. 職員二名解職二名新採用
2. 日本人試傭三名傭員ニ昇格

極秘

(甲號)84

回議箋

起案文書番號	監管鑛31第23號619	起案月日	昭和7年3月17日	發送取扱者	
會社文書番號	滿鐵監賓32第15號15	決裁月日	昭和7年5月11日		
		發送月日	昭和 年 月 日		
件名	自作農創定資金融通ニ関スル件(李重敷)				
備考					

回議者及印	關係者印
總裁 ✓ 副總裁 (7.5.11)	(7.3.18 管理課) (7.5.7 管理課)
總務部長 (7.5.6) 次長 (7.5.7) 文書課長 (7.5.7)	(7.5.7)
經理部長 (7.5.6) 主計課長 (7.5.6)	
次長 會計課長	(経庶 7.3.22 44)
地方部長	
次長 農務課長	(経庶 7.4.13)
監理部長 (7.5.5)	
次長 (7.5.18) 管理課長 (7.3.)	(経庶 7.5.6)
庶務係	

事後回覽者及印

起案者 課所長監理部管理課 主任者 (河本 7.3.18) 擔任者

字 { 石毛氏 / 花春係

自作鮮農創定資金融通ニ関スル件
（間島自作鮮農創定資金ヲ満洲ニ振替方ニ関スル資金融通ノ件）

曩ニ決裁済ノ別添監文第31ノ23號5,43「間島自作鮮農創定資金ヲ満洲ニ振替方ノ件」ニ関スル資金融通ニ付当社ト東亜勧業会社トノ取扱ノ方別紙ノ通リ處理シ可然哉

備考

本件處理ニ関シテハ

1. 会社ト満銀トハ文書ノ交換ニ依

リテ取極メ處理ス

2. 滿拓社ト東亜勧業トノ間ハ滿拓社ノ指令ニ依ルモ指令條件ノ内容ニ就テハ豫メ滿拓社ト東亜勧業ト内協議ヲ遂ゲ可成決定前ニ滿鐵ノ諒解ヲ求メシムルコトトス

3. 滿鐵ト東亜勧業トノ間ハ別案ニ依リ處理ス

案

本件ハ当社ガ曩ニ朝鮮総督府トノ間ニ協定ヲ遂ゲ、昭和6年度ヨリ向フ5ヶ年間毎年金20万円宛当社ヨリ貸金トシテ東亜勧業会社ニ支出シ朝鮮総督府ハ毎年金10万円ヲ補助シ合計金150万円ノ資金ヲ以テ間島ニ鮮農ノ自作農ノ創定ヲ計ルコトトシ東亜勧業会社ヲシテ之ニ当ラシムル計画ヲ、今回朝鮮総督府ノ要望ニ基キ東満洲ニ於テ実行スルコトニ変更シタルニ就テハ

1. 本計画ノ総支出額ハ既定通リ金150万圓ヲ限度トスルモ当社ノ東亜勧業会社ニ対スル年々割貸付額ハ総督府補助実支出額ノ2倍ヲ融通スルコト

2. 以上貸付金ノ融通期間ハ其ノ間貸付ノ日ヨリ向フ10ヶ年トシ期限満了ノ際ハ更ニ協議スルコト

3. 東亜勧業会社ニ対スル融通金ノ利息ハ年8%ノ率ニ依リテ之ヲ徴収スルモ其ノ半額即チ年4%ニ相当スル金額ハ

別途ニ当社ヨリ東亜勧業会社ニ対シテ助成スルコト

但シ該助成金ハ地方部会達済豫算以外ニ別途ニ追加配付セラルヽコト

4. 本資金ノ貸出シ其他実施ニ関スル計画案ハ凡テ当社ノ承認ヲ受ケシメ且ツ各事項ノ実施状況ニ付報告セシムルコト

以上

備考

本計画ニ依ル東亜勧業会社ノ自作農ニ対スル分譲土地ノ年賦償還金利率ハ年6%ノ予定ナルヲ以テ内3%強ヲ管理費トシテ扣除シタル残額3%弱ガ当社ノ貸付金ニ対スル利息ニ充当セラルル見込ミナリ。

但シ当社ノ他ノ一般貸付金トノ関係モアルコト故本貸付金ノ利率ハ当社所定貸金利率8%ニ依リテ之ヲ徴シ上~~記東亜勧業会社ノ当社借用金ニ対スル利息ニ充当スル4%ト~~

半 ~~差~~額4%ニ相当スル金額ヲ助成金トシテ交付セントスルモノナリ。

1

東亞勸業株式會社

臨管鐵32第53號 4/1

發第二〇三號

昭和七年五月十六日

東亞勸業株式會社
専務取締役　花井脩治

南滿洲鐵道株式會社
管理課長　廣崎浩一殿

管理課長

業務月報提出ノ件

拜啓

陳者四月分業務月報別紙ノ通リ提出致候間御査收被下度候

敬具

一、庶務事項

1. 四月末社員數及給額調　別紙ノ通

2. 重役ノ動靜ニ關スル件

(イ) 社長　三月上京以來引續キ四月中東京滯在、滿蒙移植民事業ニ關シ拓務省及關係各方面ト打合ヲナス

(ロ) 專務　四月九日遼陽

四月十五日ヨリ二十日迄大連へ出張セリ

3. 東山農場測量ニ關スル件

三月々報々告ニ依ル東山農場共同調査隊ハ無事調査ヲ終了セリ。總面積三〇五町歩余中耕作面積ハ畑三十二町歩余水田七四十七町歩余ニシテ畑地ハ支那人水田ハ朝鮮人耕作シ居レリ小作人戸數支那人十一戸朝鮮人三十四戸ナリ。蒔付時期切迫シ居リ且該地方ハ尚匪賊橫行シテ不安ナル狀態ニアリ事業着手困難ナル爲本年度ニ於テハ積極的開墾ヲ爲サス舊狀ニ止ムルコトトセリ

社員數及給額調

昭和七年四月分

職名		人員數	支給額	摘要
職員		二九	四、四九三〇〇	
傭員	日本人	九	四六六〇〇	試傭一名臨時傭員一名ヲ含ム
	鮮支人	一二	四六六八一	試傭二名ヲ含ム
教員（鮮人）		八	二五六六〇	月給
囑託		八	七三五〇〇	臨時囑託一名ヲ含ム
計		六六	六、四一七四一	

貸付金個人別貸出明細表

貸出月日	金額	債務者名	擔保	利率	償還期限
四月二日	三〇〇〇〇圓	三宅松藏	ナシ	日歩金一錢八厘	八年五月三一日
四、五	一〇〇〇〇	薛元植	ナシ	日歩金參錢	貸付金擔保土地所有權移轉登錄決定後一ケ年以内ト定ム
四、九	一七〇〇〇	金井漢	ナシ	日歩金參錢	七、五、一〇
四、一二	六七〇〇	李龍術	ナシ	日歩金參錢	七、一〇、一〇
四、一八	三〇〇〇	李龍濟	ナシ	日歩金參錢	七、一〇、一〇
四、一九	六〇〇〇〇	三宅松藏	ナシ	日歩金一錢八厘	八、五、三〇
四、二五	五三〇〇〇	撫順朝鮮人金融會	ナシ	日歩金一錢八厘	八、二、二〇
四、二八	一七〇〇〇	長春朝鮮人金融會	ナシ	日歩金一錢八厘	八、一、一〇
計	一九六七〇〇				

貸付金個人別貸出内容

（三）三宅松藏（甲號事業貸金）

昭和六年十二月分月報記載ニ係ル貸出事業貸金ニシテ四月一日付貸出金三〇〇〇圓也及四月十九日付貸出金一〇〇〇圓也ハ共ニ昭和七年度分所要貸金ノ一部トシテ融通セルモノナリ

（四）畔元植（乙號事業貸金）

本件貸付金ハ債務者等ノ事業タル咸鏡城ニ於ケル煙草栽培事業經營資金トシテ融通セル昭和四年七月四日貸出金一〇〇〇〇圓也並昭和四年九月二十一日付貸出金一〇〇〇〇圓也計金二〇〇〇〇圓也ニ對シ其ノ後該事業意ノ如ク進捗セス昭和五年ニ至リテ多額ノ損失ヲ招來シ到底挽回スル能力ナキニ立至リタルニ付之カ解決策トシテ右貸出額ニ對ヘル擔保土地計一〇六三九坪ノ所有權ノ本社ニ讓渡セシムルコトトシタルヲ以テ之カ所有權移轉登記費用ノ一部トシテ貸付ケタルモノナリ

◎金井漢（乙號事業資金）

昭和七年三月分月報記載ニ係ル製繩事業ニシテ之カ貸出豫想額金七八五圓也ノ殘額ヲ貸出シタルモノナリ

◎李龍濤（乙號事業資金）

四月十八日付貸出金三〇圓也ハ昭和七年二月分月報ニ記載セルト仝樣ノ趣旨ニ依ル旅費引當テトシテ貸付ケタルモノニシテ四月十二日付貸出金六七圓也ハ遼中縣集賢村鮮農ニ係ル支那側不法行爲ニ基ク賠償問題ノ解決ニ依ル仝地歸還鮮農ニ對スル歸還費ニ引當ツルモノニシテ事情已ムヲ得サルモノト認メ貸付ケタルモノナリ

◎撫順朝鮮人金融會（丁號金融機關）

昭和七年度新規計畫ニ基クモノニシテ本金融會管內各地鮮農家計五四八戶（面積合計一四三八天地）ニ對シ各地一夫々農務楔

ヲ組織セシメ之ニ對シ投資金ノ融通ヲ爲サントスルモノニシテ計金五一、五〇〇圓也ノ内差當リ要急ノモノトシテ金二〇、〇〇〇圓也ヲ貸出シセルモノナリ

本投資貸付金計畫ノ内容ハ大体一天地當リ金二一圓五〇錢ノ貸付ヲ行ハントスルモノトス

◎長春朝鮮人金融會（丁號金融機關）

昭和七年共新規計畫ニ基クモノニシテ本金融會管内各地鮮農家計八四六戸（面積合計二九一九天地）ニ對シ各地ニ大々農務模ヲ組織セシメ之ニ對シ投資金ノ融通ヲ爲サントスルモノニシテ計金七〇、九七〇圓也ノ内差當リ要急ノモノトシテ金三五、〇〇〇圓也ヲ貸出セルモノナリ

本投資貸付金計畫ノ内容ハ大体一天地當リ種籾ヲ所持セサルモノニ付テハ金二〇圓也ヲ貸出スモノトシ萬寶山水田組合員ニ對シテハ特ニ堤防費、用水取入施設費ノ負擔金トシテ金五圓也ノ貸增ヲ要スルモノトシ一天地當リ金三〇圓也見當ノ貸出ノ行ハントスルモノトス

以上

285

(乙號) 啰

回議箋

起案文書番號	地学ㇽ第79號	起案月日 昭和 年 月 日 決裁月日 昭和 年 月 日 發送月日 昭和 年 月 日	發送取扱者
件名	四平街朝鮮人學校經営管理ニ関スル件		
備考			

回議者及印	關係者印
地方部長 (大 7.5.24 森) 次長 (武部 7.5.23) 学務課長 (有賀) 地方課長 庶務課長 (下津)	

事後回覧者及印

起案者 課所長 　主任者 (富印) 　擔任者 (後)

案

地方部長

四平街地方事務所長宛

件名

3月3日附四地地第278號及4月20日附四地地第19號首題ノ件了承、四平街培英学院ニ於ケル教員1名ヲ派遣スヘキニ付了知ノ上3月3日附四地地第278號申越ノ通リニ依リ同校ヲ管理シ学理ノ経営ニ付遺憾ナキヲ期セラレ度シ

追而右派遣教員ノ人件費ノ所要額ヨリ本年度同校鮮人教員増員分人件費840円(@70−)ヲ差引タルモノハ予算追加ヲ認ムヘキニ付適当ノ時期ニ於テ公費予算追加ノ手続ヲ採ラレタシ

備考

一、同校ハ昨年度会社ニ於テ面積888m²予算26,340円ヲ以テ新築シ同校ニ貸与スルコトトナリタル為管理保存上ヨリスルモ又同校ノ不振ナル教育ノ更新ヲ期スル上ヨリスルモ会社ヨリ教員ヲ派遣スルコトノ緊要

ナルヲ認ム.

2. 同校ノ現在定員ハ下記ノ通ニシテ

一年	二年	三年	四年	五年	六年	計
35	29	28	8	6	4	110人

3学級ニ編制スルヲ適当ト認ム 仍テ本年度認定補助金ハ右学級ヲ基礎トシテ 3.250円ヲ補助スルコトニ決定シ居リ 其ノ中鮮人教員1名増員分 840円モ包含シアルニ付 日人教員派遣ノ結果 右鮮人教員増員分ハ不要ニ付之ヲ差引スル外ノ残額ヲ認ムルモノト致度

3. 本件増員ニ伴フ定員外(待遇)(公費教育費控除)約1100円ハ既定分ヨリ支出スルコト可能ナリ

派遣教員人件費

俸給 @96.×10ケ月 = 960.—

在手 960×0.55 = 528.—

家手 @5.—×10ケ月 = 50.—

計 1.538.—

鮮人増員分人件費 840.—

差引補給額 698.—

4. 同校管理ノ方法（3月3日附四地總ノ8号）

イ、四平街事務所長ヲシテ同校ノ管理者トス

ロ、7年度増員教員ヲ內地ニ派遣教員トシ校長ノ事務ヲ處理セシム

ハ、教員ノ任免（除派遣教員）ハ学校長ノ申請ニ依リ管理者之ヲ行フ

ニ、經理方法ハ既報ノ通7月地方地総第290号於撫順学校ノ取扱ニ準ジ處理ス

92

(甲號)

回議箋

起案文書番號	監管鑛31第23號6 110	起案月日	昭和7年3月17日
會社文書番號	滿鐵監省32第15號/7	決裁月日	昭和7年5月26日
		發送月日	昭和 年 月 日
件名	在海鮮農ニ対スル営農資金融通ニ関スル件（利率決定、並契約締結）		
備考			

回議者及印　關係者印

總裁　副總裁

總務部長　次長　文書課長

經理部長　次長　主計課長　會計課長

地方部長　次長　地方課長

監理部長　次長　庶務係　管理課長

7.3.18 管理課

7.5.6 管理課

事後回覽者及印

起案者　課所長　監理部管理課　主任者　擔任者

南滿洲鐵道株式會社

在満鮮農ニ對スル営農資金~~融通~~（利率決定並契約締結）ニ関スル件

曩ニ決裁済ノ別添監査統31第23號ノ8「満洲在住鮮農ニ對スル~~金融~~（営農）資金ニ関スル件」ニ依リ東亜勧業会社ヘ資金融通方ニ付下記ノ通リ處理シ可然哉

記

1. 朝鮮総督府ヨリ東亜勧業会社ヘ金70万円ヲ無利子ニテ貸付ケラルルコトヲ條件トシテ當社ハ全社ニ對シ金30万円ヲ貸付スルコト

2. 上記貸付金ノ融通期間ハ第1回貸付ノ日ヨリ向フ10ヶ年トシ期間満了ノ際ハ更ニ協議スルコト

3. 利息ハ年8%ノ率ヲ以テスミヲ徴収スルモ別途ニ年2%ニ相当スル金額ヲ当社ヨリ東亜勧業ニ対シテ助成スルコト（結局当社ノ貸付金利子ハ年6%ニ当ルコトヽナル）

4. 前項ノ助成金ハ地方部会計課豫算以外ニ別途ニ豫算ヲ追加配布セラルヽコト

5. 本件ニ関シ別紙ノ通リ東亜勧業会社ト契約ヲ締結~~スルコト~~シ置キ会社ヨリ徴収スル請書ト取換ヘシムルコト

備考

1. 東亜勧業ハ総督府貸付金ノ無利息金70万円ト当社貸付金ノ8分利附（2%相当額ヲ別途ニ助成ス）30万円、合計100万円ヲ本件営農資金トシテ運用ス

八一

2，東亜勧業ノ鮮人ニ対スル貸付金ノ利息ハ年1割ノ豫

定ナルモ今年度ノ融通期間ノ見込ハ8ヶ月乃至10

ヶ月ヲ出デザルニ依リ実際ノ貸付金利率ハ年8%

以下ヲ豫想セラルルノミナラズ一方会社ハ之ガ管理

費ニモ相当ノ費用ヲ要スル事情ニアルヲ考慮シ，

且ツ金70万円ノ無利息提供並ニ回収不能等ニ対ス

ル損失補償ノ了解等当社ノ援助振リニ鑑ミ

当社ハ之ヲ他ノ一般貸付金ト同様ノ取扱ヒモナ

シ難（キモ）~~ク寛ニ~~当社貸付金ノ利率ハ之ヲ6%ト致度，

但シ他ノ貸付金トノ関係モアルコトナレバ~~表白上手~~

~~貸金ノ利率ヲ~~6%トセズ一応当社所定貸付金利率8%ニ依リテ之ヲ徴シ、~~土地利率トノ差額~~2%該当額ヲ助成金トシテ交付セントス。

PDG

契約書（案）

南満洲鉄道株式会社総裁内田康哉（以下甲ト称ス）ト東亜勧業株式会社取締役社長向坊盛一郎（以下乙ト称ス）トハ左在満鮮農ニ対スル営農資金ノ貸借ニ関シ下記ノ通リ契約ヲ為ス

第1條、朝鮮総督府ヨリ乙ヘ金70万円ヲ無利子ヲ以テ貸付ケラルヽコトヲ條件トシテ甲ハ乙ニ対シ金30万円ヲ貸付クルモノトス

第2條、前條ノ貸付金ノ~~年済期~~貸付期間ハ第1回貸付ノ日ヨリ

尚ヲ10ヶ年~~据置トシ満期当時ヨリ之ヲ償還期限ト定ム~~〔~~後トシ~~〕〔トナス〕。但シ此ノ期限〔間〕ハ時宜ニ依リ伸縮スルコトヲ得ルモノトス

第3條、利息ハ年8分トスルモ本事業ノ助成金トシテ別途ニ年2分ニ相当スル金額ヲ甲ヨリ乙ニ交付ス

乙ハ前項ノ利子ヲ毎年3月31日及9月30日ノ2期ニ於テ甲ニ支払フモノトス、但シ此ノ場合乙ハ甲ヨリ交付ヲ受クベキ助成金ヲ差引キ納付スルコトヲ得

第4條　本貸付金ノ使途ハ在満洲ニ於ケル朝鮮人ノ営農資金トシテ金融組合又ハ農事経営者ニ限リ貸付クルコトトシ回収金ハ貸付期間中之ヲ回轉シ全一目的ニ使用スルモノトス

第5條　本事業遂行ニ当リテハ甲ニ對シ下記條項ノ手続ヲ為スモノトス

融資計画ニ関スル事項ハ事前ニ之ガ承認ヲ求ムルコト

実施後ノ状況ニ就テハ毎年一回以上報

告スルコト

第6條、本契約書ハ二通ヲ作成シ甲乙各々

1通ヲ保持ス

年　月　日

南滿洲鉄道株式会社
總裁伯爵　内田康哉

東亜勧業株式会社
取締役社長　向坊盛一郎

（乙） 290 回議箋

起案文書番號	起学施第97號	起案	昭和　年　月　日	發送取扱者
		決裁	昭和　年　月　日	
		發送	昭和　年　月　日	
件名	公立銀ヶ中学校ニ鮮童教育特殊学級設置ニ関スル件			

回議者及印	關係者印
地方部長　(印) 次長　(印) 庶務課長　(印)	主任　受付
事後回覽者及印	

起案者　課所長 (印)　主任者 (印)　擔任者 (印)

案

地方部長

公主嶺地方事務所長宛

件名

五月二十四日附公地地第一一八号ヲ以テ申請相成タル甲首題ノ件下記ニ依リ認可ス

記

1. 鮮童ヲ以テ一ノ学級ノ特別学級ヲ設置ス

2. 鮮人教員一名ヲ臨時嘱託トス

3. 本学級ハ随伴進学級式取扱トシ児童ノ日語及学習到達ノ進度ニ応シ適当学年ニ編入ス

4. 追加予算

人件費　月平均三十円以内トシ之ガ所要経費

物件費　41円

南満洲鉄道株式会社

1. 本年二月末現在満州事変後公主嶺ニ避難セル鮮人ハ總数700名ニシテ学齢児童約95名アリ之等ハ当時附属地内ニ設ケラレタル避難鮮童臨時教育所ニ収容セラレ教育ヲ受ケタルガ避難民ノ原地帰還ト伴ニ同所モ二月末限閉鎖セラレ彼等児童中小学校ニ入学ヲ希望スル者相当数アリタルヲ以テ仮入学ヲ認メ目下41名ヲ収容ス

2. 之等入学者ノ大部分ハ日本語ヲ解セズ又其ノ生活程度低ク学習訓練ナク之ヲ内地人小学校児童ト同一学級内ニ於テ教育スルハ好マシカラザルノミナラズ殊ニ鮮人数ハ全児童数ノ12%ニ上リ今後従来ノ標準ヲ越ヘ双方児童ノ教育上面白カラザル結果ヲ見ツヽアリ

3. 小学校教育授上悪影響アル理由ニヨリ仮入学ヲ解クハ必ラズシモ不可能ニハ非ザルモ之ニ就学スヘキ学校ナク又現状ヲ理セシ近キ将来ニ独立セル鮮人学校ノ設立ヲ見ル外ハ到底想像シ得ザルニ
ニヨルモノナルヲ以テ之ガ入学ヲ在校ニ其儘

放任スルニ於テハ如何ト思料セラル
依テ便宜本案ヲ通シ特別学級ヲ設ケ一定期
間内ハ大学級ト区別シ教育スルニ於テハ教育
效果ハ教育費ノ節約ニ比シ大ナル可ク見込也

監管鑛32第53號
4/3

發第三三四號

昭和七年六月十一日

東邊鑛業株式會社
專務取締役　花井脩治

南滿洲鐵道株式會社
管理課長　廣崎浩一殿

業務月報提出ノ件

拜啓　陳者五月分業務月報別紙ノ通リ提出致候間御査收被下度候

敬具

計畫班

東亞勸業株式會社

社員數及給額調

昭和七年五月分

職名	人員數	支給額	摘要
職員	三一	四、七〇二四二	
傭員（日本人）	九	三九四一七	試傭一名 臨時傭員一名ヲ含ム
傭員（鮮支人）	一二	四六六九八	試傭二名ヲ含ム
教員（鮮人）	七	二三九〇〇	
囑託	八	七三五〇〇	臨時囑託一名ヲ含ム
計		六、五三七五七	

備考

職員二名新採用

貸付金個人別貸出明細表

種別	貸出月日 月	貸出月日 日	金額 円	金額 銭	債務者名	担保	利率	償還期限 年	償還期限 月	償還期限 日
甲・手	五	二	一、五〇〇	〇〇	三尾松蔵	ナシ	日歩 金弐銭八厘	八	五	三〇
〃	五	二五	一、〇〇〇	〇〇	〃	ナシ	〃	八	五	三〇
丁・金	五	四	四、〇〇〇	〇〇	鎮南金融組合	ナシ	〃	八	二	二〇
〃	五	一	二、〇〇〇	〇〇	〃	ナシ	〃	八	二	二〇
〃	五	二五	九、六〇〇	〇〇	〃	ナシ	〃	八	二	二〇
〃	五	二五	七、九七五	〇〇	〃	ナシ	〃	八	二	二〇
〃	五	一四	六、〇〇〇	〇〇	[illegible]金融會	ナシ	〃	七	一二	二〇
丁・手	五	二	一、五〇〇	〇〇	李龍濟	水田三〇〇天地商租權利讓渡	日歩 金参銭	七	一〇	二〇
〃	五	三	一、七〇〇	〇〇	具寿吉	手租權差入	〃	七	一一	二〇

種別	貸出月日		金額		債務者名	担保	利率	償還期限		
	月	日						年	月	日
丁、手	五	七	四、〇〇〇	〇〇	鄭晁極 外一名	先祖據 讓渡	日歩 金参銭	八	二	二〇
〃	五	八	六九〇〇	〇〇	鄭京允	ナシ		七	一二	二〇
計			四六、二七五	〇〇	十一口分					

貸付金個人別貸出内容

◎ 三尾松藏（甲種事業資金）

昭和六年二月分月報記載ニ係ル養魚事業資金ニシテ五月二日付貸出金一五〇〇円也ハ五月分所要課立資金ノ残、五月二十五日付貸出金一〇〇〇圓也ハ六月分所要課立資金二五〇〇圓也ノ内一部繰上ケ貸出セルモノナリ。

◎ 鉄炭金融組合（下級金融機関）

昭和七年度新規計画ニ基クモノニシテ本金融組合管内各地鮮農ノ家計モ七〇〇戸ニ対シ各地ニ夫々農務契ヲ組織セシメ之ニ対シ農資金

トシテノ許約金六三八五〇圓也ヲ融通為サント

スルモノニシテ

(イ)五月四日付貸出金四〇〇〇圓也ハ柴河溝柴山弍外

五農務契九一戸ニ対シ金一〇、二九〇圓也ノ内差当

リ緊急資金トシテ貸出セルモノ

(ロ)五月十一日付貸出金二〇〇〇〇圓也ハ汎河溝外二農務

契三八戸ニ対シ金三六七九圓也ノ内差当リ緊急

資金トシテ貸出セルモノ

(ハ)五月二十五日付貸出金九六〇〇圓也ハ楊木林子外八

農務契二二二戸ニ対シ金一五、九五九圓也ノ内

差当リ緊急資金トシテ貸出セルモノ

(二)五月二十五日付貸出金七、九七五圓也ハ楊木林子外八農務契ノ内一三六戸七一五天地三ニ対スル年租料トシテ本件ハ特ニ融資貸率ノ切ナル依頼モアリ放任シ難キ実情ナルモノト認メラレタル付貸出セルモノ等ナリ。

◎撫順朝鮮人金融會（丁號金融機関）

昭和七年四月分月報記載ニ係ル本年度新規計畫ニ基ク農資融通金五一、五〇〇圓也ノ内ニシテ新ニ設定サレタル楡林堡外四農務

撥四八戸ニ対スル第一期農貸金トシテ貸出セルモノナリ。

◎ 李 龍濟 （丁類事業資金）

昭和七年二月分月報記載ノ如ク遼中縣集賢村鮮農ニ対スル支那側不法行為ニ依ル問題モ其後遼陽領事館ノ斡旋ニ依リ解決シタルヲ以テ同地農耕地三〇〇天地ニ対スル年租耕トシテ貸出シタルモノナリ。

本地ニハ小作人五十八戸ヲ收容スルモノトス

◎ 貝 壽吉 （丁類事業資金）

本人ハ満原村附属地居住ノ鮮人ニシテ今年度

後馬市匯ニ於テ前年ヨリ商租シ居レル同
地ニ水田六七天地五ヲ経営セントシ之ガ資
金ヲ鉄道関東庁ノ口添ニ依リ借リ出テタル
モノニシテ小作貸出金ノ内金一四五〇圓也ハ
本年租料トシ金二五〇圓也ハ一部水路修繕費
ニ充当スルモノトシテ貸出シタルモノナリ
本地ニハ小作人二十五戸ヲ収容スルモノトス

◎　鄭晨極外一名（丁勝業資金）

本人等ハ前泉村関地居住ノ鮮人ニシテ今年度
馬圏子ニ於テ一五〇天地ノ水田経営ヲ為サント
スルモノニシテ土地先租料六千元ト経理費豫

東亜勧業株式會社

定約金八五〇〇圓也ハ付テ賣掛及キモ開水
取入施設費トシテ金四五〇五圓也丈ケノ
不足資金ヲ鐵嶺商業館ノ口添ニ依リ借
出テタルモノナルモ本社ヨリ技術員實地調
査ノ結果水田經營地トシテハ危険ナキモ
ノト認メ且ツ施設モ金四一〇〇圓也程度ニ
テ支障ナキ趣ノ報告ニ依リ本人等其搾取
シ如上ノ金額ノ貸出シヲ為シタルモノナリ
本地ニハ水作人五〇戸ヲ收容スルモノトス

◎ 鄭京允 (丁 農業者貸金)

本人ハ哈爾賓居住ノ鮮人ニシテ從來ヨリノ

経営シ来リ居ル土地松江農場経営資
金トシテ哈爾濱総領事館ノ世話ニ依リ
之カ融通方ヲ申出テタルモノニシテ昨年末
社員実地調査ノ結果モアリ水田地トシテハ
危険ナリ且ツ総領事館保管ニアリテハ
現在未耕地ヲ持テハ他ニ避難鮮農ヲ收容
スル地ナキ状態ニシテ此ノ実情ヲ諒トシ貸出
及回收ニ付テハ一切ノ監督ヲ哈爾濱総領事
館ニ依頼スルコトトシテ貸出シタルモノナリ
本地ニハ小作人七三戸ヲ收容スルモノトス。

東亞勸業株式會社

五月分農場小作人貸付金調書

場所		摘要	金額
奉天農場	公太堡	權泰祐外二一二戶	三五八七九 三七
	吳家荒	金通龍外三二九戶	八二四三七 〇四
通遼農場		李子文	三〇〇 〇〇
撫順水田		尹吉瑞外二七戶	四六九 〇〇
合計			一一九〇八五 四一

寫　商工課長

長地第六九八號

昭和七年七月七日、

長春地方事務所長

地方部庶務課長殿

商工課長

附屬地居住者私儀滿移動狀況調査資料報告ノ件

輸入係
輸出係
産業係

四月十二日附地庶調第六號照會首題ノ件、右記ノ通報告ス

追テ三、生活困窮者及失業者救濟機關ノ本期中業績

二、小賣業者ノ本期中賣上高及掛賣回收高

三、旅館ノ業績

一九、本期中土木建築工事概況中軍部關係ノ建築工事

以上ハ調達先多忙或ハ當該係員病氣等ノ爲資料蒐集困難ニツキ追テ調達ノ上報告ス

記

一、イ 期末現在戸口數（一號用紙使用ノコト）

別紙參照

ロ 戸口移動狀況

戸數移動表

	種別	本期末	前期末	比較增減
長春	內地人	二六四三	二六一〇	三三
	朝鮮人	四八五	二八六	一九九
	滿洲人	三〇五六	三〇三四	二二
	外國人	一三二	一三五	減三
	合計	六三一六	六〇六三	二五一
范家屯	內地人	八九	八八	一
	朝鮮人	三	四	減一
	滿洲人	三七六	三六八	八
	外國人	—	—	
	合計	四六八	四六〇	八

種別		本期末	前期末	比較增減
其他	內地人	三八	四二	減四
	朝鮮人	四	—	四
	滿洲人	二二三	二二三	
	外國人	—	—	
	合計	二六五	二六五	
合計	內地人	二七七〇	二七三〇	四〇
	朝鮮人	四九二	二九〇	二〇二
	滿洲人	三六五五	三六二五	三〇
	外國人	一三二	一三五	減三
	合計	七〇四九	六七八〇	二六九

人口移動表

種別		本期末	前期末	比較增減
長春	內地人	一〇五四六	一〇二九六	二五〇
	朝鮮人	二三一三	一四四五	八六八

長春	滿洲人	一九九三一	二〇六四一	減 七一〇
	外國人	四九三	四九八	減 五
	合計	三三二八三	三二八八〇	減 四〇三
范家屯	內地人	三一九	三二〇	減 一
	朝鮮人	九	五	四
	滿洲人	二五三一	二五七一	減 四〇
	外國人	—	—	
	合計	二八五九	二八九六	減 三七
其他	內地人	一四〇	一五三	減 一三
	朝鮮人	二五	—	二五
	滿洲人	一二二九	一七五八	減 五二九
	外國人	—	—	
	合計	一三九四	一九一一	減 五一七

一三、料理店ノ本期中業績

内地人	一一〇〇五	一〇七六九	減 二三六
朝鮮人	二三四七	一四五〇	減 八九七
滿洲人	二三六九二	二四九七〇	減 一二七八
外國人	四九三	四九八	減 五
合計	三七五三七	三七六八七	減 一五〇

（合計）

註 朝鮮人ノ増加ハ時變以來奥地兵匪ノ横行ニヨリ避難シ來レル爲滿洲人ノ減ハ時變不安ノ爲商人等ノ城内ニ移動セル者ノ多數ナルニ依ルモノト思料セラル

二、生活困窮者戸口數（二號用紙使用ノコト）

別紙參照

三、生活困窮者及失業者救濟機關ノ本期中業績（後報ス）

四、質屋ノ業績（三號用紙使用ノコト）

別紙參照

	營業戸數	收入金額
内地人	一九	二七四七五五七六圓
朝鮮人	六	一三一五三、八〇圓
滿洲人	三三	七五五七七、三八圓

一四、飲食店營業者戸數

種類別	内地人	朝鮮人	滿洲人
飲食店	一五	一	四八
ソバ屋	六	一	
カフエー	五		

一六　特産商戸數

内地人	一三戸
滿洲人	二一戸
朝鮮人	二戸

一七　輸入商戸數

内地人	二四戸
滿洲人	二六戸
朝鮮人	ナシ

南滿洲鐵道株式會社

附屬地居住者私經濟調查報告用紙 (11)

旅館ノ業績

昭和 7 年度 上 半期

地方別	內鮮滿人別	營業戶數	投宿延人員
長春	內地人	23	46.225
	朝鮮人	5	
	滿洲國人	18	40.760
	內地人		
	朝鮮人		
	滿洲國人		
	內地人		
	朝鮮人		
	滿洲國人		
其ノ他	內地人		
	朝鮮人		
	滿洲國人		

備考 (1) 投宿延人員ハ內地人營業者ノミニテ可

(2) 本調査ハ地方事務所、同派出所々在地及其ノ他ニ區分調査ノコト

南滿洲鐵道株式會社

附屬地居住者私經濟調査報告用紙 (12)

料　理　店　ノ　業　績

昭和 7 年度 上 半期

地方別	內鮮滿人別	營業戶數	收入金額
長春	內地人	28	567.130.17
	朝鮮人	13	
	滿洲國人	32	125.650.54
	內地人		
	朝鮮人		
	滿洲國人		
	內地人		
	朝鮮人		
	滿洲國人		
其ノ他	內地人		
	朝鮮人		
	滿洲國人		

備考 (1) 本表ニ掲載スベキ料理店ハ關東廳營業取締規則ニヨル料理店トス

(2) 收入金額ハ花代酒肴料共トス

(3) 本調査ハ地方事務所、同派出所々在地及其ノ他ニ區分調査ノコト

南滿洲鐵道株式會社

附屬地居住者私經濟調查報告用紙 (13)

飲食店營業戶數

昭和 7 年度 上 半期末現在

地方別	種類別	內地人	朝鮮人	滿洲國人
長春	普通飲食店	54	7	73
	カフエー	17		
	計	71	7	73
范家屯	普通飲食店	1		15
	カフエー			
	計	1		15
	普通飲食店			
	カフエー			
	計			
其ノ他	普通飲食店			
	カフエー			
	計			

備考 (1) 本表ニ掲載スヘキ飲食店ハ關東廳營業取締規則ニヨル飲食店ヲ指ス

(2) 本調査ハ地方事務所、同派出所々在地及其ノ他ニ區分調查ノコト

PDG

東亞勸業株式會社

監管鐵32第53號4/15

發第五二九號

昭和七年七月十四日

東亞勸業株式會社
社長　向坊盛一郎

監理部長
南滿洲鐵道株式會社
管理課長　廣崎浩一殿

業務月報提出ノ件

拜啓　陳者六月分業務月報別紙ノ通リ提出致候間御査收被下度候

敬具

管理課長
庶務係
農鑛班
計畫班

社員數及給額調

昭和七年六月分

職名	人員數	支給額	摘要
職員	三二	五、一三九〇〇	
傭員（日本人）	八	四〇七二八	試傭一名臨時傭員一名ヲ含ム
傭員（鮮支人）	一三	五一一七八	試傭二名ヲ含ム
教員（鮮人）	七	二三九〇〇	
囑託	七	六四〇〇〇	臨時囑託一名囑託醫二名ヲ含ム
社員見習	三		
		六、九三七六六	

備考

社員見習新採用六月末ナリシヲ以テ六月中俸給未拂トス

貸付金個人別貸出明細表

種別	整理 月	整理 日	貸出 月	貸出 日	金額	債務者名	担保	利率	償還期限 年	月	日
甲 単	六	四	六	四	一五〇〇円〇〇	三尾秋蔵	ナシ	日歩 弐銭八厘	八	五	三〇
丁 金	六	一	六	一	三〇九二〇〇	鉄谷金融組合	ナシ	〃	八	二	二〇
〃	六	一	六	一	三〇六二〇〇	〃	ナシ	〃	八	二	二〇
〃	六	二九	六	二九	二〇五二〇〇	〃	ナシ	〃	八	二	二〇
〃	六	二九	六	二九	一八五三一〇〇	〃	ナシ	〃	八	二	二〇
〃	六	二	六	二	六〇〇〇〇〇	協済公司	ナシ	〃	八	三	一五
〃	六	三	六	三	二七六五〇〇	徳順個人金融會	ナシ	〃	七	三	二〇
〃	六	二五	六	二五	五五五五〇〇	〃	ナシ	〃	八	二	二〇
〃	六	二四	六	二四	一〇〇〇〇〇〇	仟良金融會	ナシ	〃	八	二	二七

2、

種別	整理月日	貸出月日	金額	債務者名	担保	利率	償還期限
丁.事	六 一八	六 一八	二一五〃〃 円	敦化縣[illegible] 金在栄	十〃	日歩 [illegible]	八 二 二〃
〃	六 二一	五 二三	四五〃〃〃〃	哈爾濱[illegible] 我 池世栄	十〃	〃	七 一 三〃
〃	六 二一	六 二一	一〃〃〃〃	〃	十〃	〃	七 二 三〃
〃	六 二一	五 二三	四〃〃〃〃	[illegible] 池世栄	十〃 (旦保証人) [illegible]	〃	七 二 三〃
〃	六 二一	六 二一 / 五 二三	二、六〃〃〃 / 五〃〃〃	[illegible] 金子龍	十〃	〃	七 二 三〃
〃	六 二一	五 二三	一〃〃〃〃	[illegible] 金子龍	十〃 (保証) [illegible]	〃	七 二 二〃
〃	六 二一	六 二一 / 五 二三	一一〃〃〃 / 四〃〃〃〃	[illegible] 鄭亨國	十〃	〃	七 二 三〃
〃	六 二一	六 二一 / 五 二三	一五〃〃〃 / 五〃〃〃〃	[illegible] 朴敬鎮	十〃	〃	七 二 三〃
〃	六 二一	六 二一 / 五 二三	二〃〃〃〃 / 一五〃〃〃	[illegible] 朴明洙	十〃	〃	七 二 三〃
〃	六 二一	三 二三	四〃〃〃〃	[illegible] 洪一波	十〃	〃	七 一 二〃

2134

3

種別	整理月日	貸出月日	金額	債務者名	担保	利率	償還期限
丁貸	六 二一	六 五	一八〇〇 〇〇	青陽縣傅家店居住 張安驥	ナシ	日歩 參錢	七 一 三〇
〃	六 二二	五 二三 六 二二	五五〇〇 〇〇 五〇〇 〇〇	濮陽縣宋家店居住 王良愛	(見返)二入品 信託證書譲渡	〃	七 二 三〇
〃	六 二三	六 四	九六〇〇 〇〇	臨城縣屯留居住 李欽天	ナシ	〃	七 二 三〇
計			一三六五三 〇〇				

京城納籍株式會社

1.

貸付金個人別使途内訳

◎三宅俊蔵（甲辦事業資金）

昭和六年二月分月報記載ノ所ニ依レバ畜牛事業資金ニテ六月四日迄ハ全ク五〇〇円也ハ六月分月報記載資金一五〇〇円也 代金資本ニ充タルモノナリ。

◎鉄友金融組合（東亜金融機関）

昭和七年五月分月報記載ニ依レバ農資融通資金ニテ

(1)六月一日迄貸付金二〇〇〇円也ハ前年度ノ未払分

(2)農耕機二〇〇戸ニ対シ全兵三六、三〇円也 (3)

2.

差当リ応急貸金トシテ貸上ケシモノ

(ロ) 六月一日付貸上金三〇六二円也ハ南泉河地外六農務楔二一六戸ニ対シ金六〇二円也ハ旦差当リ応急貸金トシテ貸上ケシモノ

(ハ) 六月二十九日付貸上金六〇五二円也ハ桑平野、草陽、僧隆外一農務楔一五戸ニ対シ追追金トシテ貸上ケシモノ

(ニ) 六月二十九日付貸上金一八、五三一円也ハ既設農務楔三二〇戸（一〇四二）ニ対シ[illegible]トシテ貸上ケシモノ

等ナリ

◎ 協済公司（丁種金融機関）

昭和七年度新規事業計画ニ基キ三三〇〇〇木公司ノ経リ各地郵便ニ依リ計ヘ六五戸（国費内七一九九三）ニ対シ各地ニ夫々農務組合ヲ作ヲ組織セシメ之ニ対シ農資金ヲ融通ヲ為サントスルモノニシテ計画（金五〇〇〇）円ノ金額ヲ緊急ノモノトシテ（金六〇〇〇〇円）ニ増資セントスルモノナリ。

◎ 満洲国銀行金融合（丁種金融機関）

昭和七年四月分同報告書ニ依レハ本年度新規計画ニ基ク農資融通資金五一五〇〇円

失

ノ内ニシテ

小六月三日付貸出金六七六五円也ハ新ニ設立サレタル西部孤家子農務稧五戸（面積三七天地）ニ対シ金三六〇円也ハ貸出ヲ為シ尚ホ既設農務稧前開子外一農務稧ニ新規加入セル二一戸（面積一四二天地）ニ対シ金二四〇五円也ハ貸出シヲ為シタルモノ

四六月二十五日付貸出金五五五五円也ハ既設農務稧東社外六農務稧一〇四戸ニ対シ更ニ面今貸付金トシテ貸出シタルモノ

等ナリ

◎安東金融會（一般金融機関）

昭和七年度新規計畫ニ基クモノニシテ本金融會管轄内各地ノ鮮農ニ於テ耕作セル（面積略一〇〇八天地（二一四天地）ニ對シ各地ニ之ニ農耕組一〇ヶ所ノ組織トシテ之ニ對シ農資金ノ融通ヲ為サントスルモノニシテ差当リ早急ノモノトシテ金一〇、〇〇〇円也ノ貸出シヲ為サントスルモノナリ

◎彰武縣王家屯灌漑（一般事業資金）

昭和七年度新規計畫ニ基クモノニシテ本農耕七戸（面積七九天地）ニ對シ農資金ノ融通

ヲ得ザルトスルモノニシテ金三〇〇円ノ内差当リ緊急資金トシテ金二一五円也ノ貸出ヲ得シタルモノナリ

◎哈爾濱莘峡農場　池吉保

◎阿城縣香坊公司農場　金十権

（下佛寺共資金）

本人等ハ両者共哈爾濱居住ノ鮮人ニテノ莘峡農場ハ哈爾濱郊外西南一里ノ地点ニアリ面積四二四拘ニ対シ一三九戸ノ鮮農ヲ収容シ居リ本年度之カ水田経営資金トシテ金四〇〇〇円也ヲ貸出シタルモノ

7

(ト)香竹水利公司農場ハ哈爾賓東方約三里半ノ地點ニアリ面積二五〇垧ニ對シ四〇戸ノ鮮農ヲ收容シ經營スヘク着手シタル處偶々今回避難民收容方ニ付領事館ノ依頼ニ依リ更ニ約二五〇垧ノ追加開墾ヲ為スコトニ變更ノ結果資金(建設)約金六一二五〇円ノ不足ヲ生シタルヲ以テ之カ融通ヲ為スコトヽシ金六〇〇〇〇円也ノ貸出ヲ為シタルモノナリ

◎ 哈爾賓華興農場　一三九戸　六二三名　四二四垧　金五五〇〇〇円

昭和七年度新規計畫ニ基クモノニシテ以

◎阿城縣杏坊農務楔	七九戸	三三五名	二一四㖊	金三一〇〇円
◎濱江縣東興農務楔	四一戸	二〇五名	八四㖊	金六五〇〇円
◎扶餘縣三岔河農務楔	五一戸	一九六名	一五四㖊五	金二〇〇〇円
◎阿城縣琛源堤農務楔	九〇戸	四三二名	三〇二㖊	金三五〇〇円
◎阿城縣大嶺河農務楔	一一戸	三九名	三〇㖊	金四〇〇円
◎青岡縣傳家店農務楔	四七戸	一四〇名	一一九㖊	金六八〇〇円
◎濱江縣宋家店農務楔	一四五戸	五二九名	三九一㖊	金六〇〇〇円
◎阿城縣二層甸子農務楔	八八戸	四一二名	三四二㖊（水田四一）	金九六〇円
計 九農務楔	六九一戸	六九一一名	二〇六六㖊五	金三四七六〇円

（丁號事業資金）

9

上ノ全部哈爾濱總領事館管内ニ存在シ全領事館ノ口添ニ依リ各地鮮農農家計六九一戸ニ対シ以上九農務契ヲ組織セシメ之ニ対シ農資金計金二七、三〇〇円也ノ融通ヲ得サシトスルモノニシテ本月ハ其ノ一部ト全部ノ金二四、七六〇円也ヲ貸出シタルモノナリ。

以上

六月分農場小作人貸付金調書

場所		摘要	金額	
奉天農場	公太堡	權泰祐外二一戸	三九〇五八	七五
	吳家荒	金道龍外三二九戸	八七二六七	三二
通遼農場		李子文	三〇〇	〇〇
撫順水田		尹吉瑞外二七戸	四六九	〇〇
合計			一二七〇九五	〇七

安地庶第一五五號ノ一

昭和七年七月二十八日

安東地方事務所長

地方部長殿

安東朝鮮婦人授産會ニ補助ノ件申請

鮮人家庭副業奨勵並ニ貧困家庭救濟ノ目的ヲ以テ當所ハ昭和三年二月篤志家ノ寄附ヲ募リミシン裁縫授産所ヲ設立シ専任講師一名ヲ置キ生活ニ窮スル家庭婦人ニシテ洋裁縫ノ技能ヲ修得セントスル者ヲ收容養成スル傍ラ一般鮮人家庭婦人ニモ無料ニテ洋裁縫ノ指導ヲ施シ來レルカ今日迄ニ養成シヌル者ニテ副業ニ依リ家族ノ生活ヲ支持シ居ルモノ及家庭ニ留マリテ服装改善ニ務メ居ル者等ヲ合スレハ三〇名ニ達ス

過去五年間ノ實績ヲ見ルニ鮮人ニ對スル救貧並防貧事業ハ男子ヲ直接ニ指導シテ收入ヲ計ラシムル施設ヨリモ却テ婦女子ヲシテ收入ヲ計ラシム

ル施設ノ方カ家族ヲ救濟スル爲ニハ遙カニ有效ナル結果ヲ得ヘシ、想フニ鮮人男子ハ長キ惡習ヨリ收入ヲ得レハ酒色ニ浪費スル弊アルニ反シテ婦人ハ勤勉ヨク家族ヲ顧ル爲ナルヘシ

而シテ當授產會ノ經營費ハ工賃ト篤志家ノ寄附トニ依リ維持シ居ルモノナルカ時局以來寄附額ハ著シク減少シ從テ工賃ノ增收ニ極力努メ居ルモ事業ノ性質上營利本位ノミニ走ルコト能ハス經營上儲カラサル困難ニ遭遇セリ、從來當所ハ授產會ニ對シ何等物質的援助ヲ與ヘス維持經營ノ指導ヲナシタル程度ノモノナルカ前記ノ如ク最近經營難ニ陷リタルニ就テハ過去五年間ノ實績ヨリ見テ又安東ノ如ク鮮人居住者ノ多キ土地柄ヨリ見テ斯ル施設ハ地方行政ノ立場ヨリ物質的ニモ援助シ以テ之等鮮人ニ對スル社會事業施設ノ充實ヲ計ルコト重要ナリト思考スルニ付何卒別紙豫算通補助方御詮議相願度此段申請ス

追而本件補助金ハ當區公費ヨリ支辨シ豫算不足ノ場合ハ追加方併セテ御承認相成度

31

回議箋

(乙號)

起案文書番號	200號	起案	昭和 年 月 日	發送取扱者
		決裁	昭和 年 月 日	
		發送	昭和 年 月 日	
件名	安東朝鮮婦人授産會ニ補助ノ件			
備考				

回議者及印	關係者印
地方部長 (武部 7.8.6) 次長 地方行政課長 (下濤 7.8.6) 地方課長 地方係 (石岡 7.8.6)	主任 (岸 7.8.) 受付

事後回覽者及印

起案者 課所長 社會施設係 主任者 擔任者

地方部長

安東地方事務所長宛

件名

安地庶第一五五號ノ一ヲ以テ申請相成タル首題ノ件ハ左記ニ依リ承認ス、

記、

一、本件ノ補助金ハ安東區公費ニテ差引支弁スル(モ)~~ヲ條件~~ノ~~[illegible]~~、

一、鮮人授産会ノ状況並収支計算書ハ今後毎期提出セシムルコト

備考、

一、本件ハ創立当時ヨリ数回ニ亘リ會社援助ニ来レルモノニテ従来会社ハ物的援助ヲ為サス今日ニ至レルガ、現ニ直接救護シツツアル人員ハ少数ナルモ鮮人ヲ対象トスル防貧事業ノ一端トシテハ相当効果アルモノト認メラルルニ付本件承認相成度

二、補助金ハ安東区公費ニテ支弁ノ外ニ適除スルモ万一申請ニ依ル補助金ノ追加承認ヲ必要トスル場合ハ社会事業実施費補助金 ¥25,538.00 ノ内ヨリ差繰支弁ノ外ニ取計フ予定ナリ。

東亞勸業株式會社

監管鑛32第53號 4/6

發第七〇六號

昭和七年八月十六日

東亞勸業株式會社
社長 向坊盛一郎

監理部長 次長出張 管理課長

庶務係 農鑛班 計畫班

南滿洲鐵道株式會社
管理課長 廣崎浩一殿

業務月報提出ノ件

拜啓 陳者七月分業務月報別紙ノ通提出致候間御査收被下度候

敬具

東亞勸業株式會社

社員數及給額調

昭和七年七月分

職名		人員數	支給額	
職員		三六	五、六四〇	八二
傭員	日本人	八	一、九一三	九九
	鮮支人	一三		
教員（鮮人）		七	二三九	〇〇
囑託		七	六四〇	〇〇
社員見習		三	一七〇	八七
計			七、六〇四	六八

(摘要欄 blank)

東亞勸業株式會社

貸付金個人別貸出明細表

種別	整理月日	貸出月日	金額	債務者名	擔保	利率	償還期限
甲事	七・一	七・一	一、五〇〇圓〇〇	三宅松藏	ナシ	日歩貳錢八厘	八年・三五月・三一日
丁金	七・二	七・二	七、九〇〇〇〇	吉林產業合	ナシ	〃	七・一二・二〇
〃	七・五	七・五	二、七〇九〇〇	長春朝鮮人金融會	ナシ	〃	八・・三〇
〃	七・一五	七・一五	三、二〇〇〇〇	協濟公司	ナシ	〃	八・三・一五
〃	七・二六	七・二六	六、〇〇〇〇〇	營口農事金融組合	ナシ	〃	八・三・二
丁事	七・八	七・八	八五〇〇	彰武縣于家衛農務楔 金體宗	ナシ	日歩參錢	八・三・一五
〃	七・二一	七・二一	一〇〇〇〇	遼陽縣後排房農務楔 卓憲起	ナシ	〃	七・一二・一〇
〃	七・二五	七・二五	九五〇〇	本溪縣祁家堡農務楔 申圭淳 外三名	ナシ	〃	七・一二・一〇

種別	整理月日	貸出月日	金額	債務者名	擔保	利率	償還期限
工事	七月二三日	七月二三日	三八九圓〇〇	本溪縣富家拐子農務楔 栄昌和 外十一名	ナシ	日歩參錢	七年一二月一〇日
〃	七・二五	七・二五	五五二〇〇	本溪縣上達貝溝農務楔 金南鎭 外四九名	ナシ	〃	七・一二・一〇
〃	七・二六	七・二六	五七一〇〇	蓋縣拘塹 康富達 外七名	ナシ	〃	七・一二・一九
計			一八二四〇〇				

東亞勸業株式會社

貸付金個人別貸出内容

◎三宅松藏

昭和六年二月分月報記載ニ係ル養畜事業資金ニシテ七月一日付貸出金一、五〇〇圓也ハ七月分所要豫定資金トシテ貸出シタルモノナリ

◎吉林産業組合（丁號金融機關）

昭和七年度新規事業計劃ニ基クモノニシテ本組合管内各地鮮農農家計一八九戸（耕作面積六一四天地）ニ對シ各地ニ夫々農務契九ケ所ヲ組織セシメ之ニ對シ農資金ノ融通ヲ爲サントスルモノニシテ七月五日付貸出金七、九〇〇圓也ハ全額貸付資金トシテ貸出シタルモノナリ

◎長春朝鮮人金融會（丁號金融機關）

昭和七年四月分月報記載ニ係ル農資融通資金貸付金ニシテ七月五日付貸出金二、七〇九圓也ハ第二回貸付並新ニ設立サレタル一

農務稧三三戶（面積一〇三天地）ニ對スル追加分トシテ貸出セルモノナリ

本會管內鮮農ニ對スル本年度貸出限度額ハ金七〇、九七〇圓ニシテ既融通額ハ
四月中金三五〇〇〇圓也
本月中金二、七〇九圓也
計金三七、七〇九圓也
ナリ

◎協濟公司（丁號金融機關）

七月十五日付貸出金三二〇〇〇圓也ハ昭和七年六月分月報記載ニ係ル農資融通資金貸出限度額金九八〇〇〇圓以外ノモノニ屬スルモノナルモ貸出先ハ同公司管內農務稧員タル一部ノ鮮農ニシテ本春ノ豪雨ニ際シ水田周圍ノ堤防ヲ部分的ニ破壞サレタルモノニ對シ之カ堤防修築費トシテ貸出ヲ爲サントスルモノニシテ既ニ植付モ完了シ其後生育狀態モ良好ナルモノニ付遂々雨期ノ切迫ニ伴ヒ萬一ヲ慮慮シ至急修築ノ要アルヲ認メタルヲ以テ不得已貸出ヲ爲シタルモノナリ

東亞勸業株式會社

◎營口農事金融組合（丁號金融機關）

昭和七年度新規計畫ニ基クモノニシテ本年設立サレタル本農事金融組合管內各地鮮農農家計一一三戶（耕作面積七四五天地）ニ對シ各地ニ農務稧九ケ所ヲ組織セシメ之ニ對シ農資金ノ融通ヲ爲サントスルモノニシテ計金一四三六〇圓ノ內差當リ緊急ノモノトシテ金六〇〇〇圓也ヲ貸出シタルモノナリ

◎彰武縣王家街農務稧（丁號事業資金）

昭和七年六月分月報記載ニ係ル本年度新規計畫ニ基ク農耕資金融通金三〇〇〇圓ノ內ニシテ七月八日付貸出金八五圓也ハ其ノ殘額ノ貸出ヲ爲シタルモノナリ

◎遼陽縣後排房農務稧　四戶　一八名　一六天地　金一八〇圓ノ內第一回分ノミ　金一〇〇圓〇〇

◎本溪縣祁家堡農務稧　四戶　二〇名　二五天地　金一三〇圓ノ內第一回分ノミ　金九五圓〇〇

◎本溪縣富家樓子農務稧　一二戶　五六名　五四・七天地　金五〇九圓ノ內第一回分ノミ　金二八九圓〇〇

◎本溪縣上達貝溝農務楔　五〇戸　三〇一名　二二三天地　金六六四圓也ノ内第一回分ノミ金五五二圓〇〇

計　七〇戸　三九五名　三一七天地　金一、四八三圓也ノ内第一回分ノミ　金一、一三六圓〇〇

昭和七年度新規計畫ニ基クモノニシテ以上ハ全部本溪湖警察署管内ニ存在シ同警察署ノ口添ニ依リ各地鮮農農家ニ對シ以上四農務楔ヲ組織セシメ此ノ内避難民ヲ除ク一般式ノミ七〇戸（新作面積三一七、天地七〇）ニ對シ農資金計金一、四八三圓ヲ融通セントスルモノニシテ本月ハ差當リ要急資金トシテ計金一、一三六圓也ヲ貸出シタルモノナリ

◎西豐縣掏鹿　康富達外七名（丁號事業貸金）

昭和七年度新規事業計畫ニ基クモノニシテ掏鹿領事分館管内ニ設立セラレタル六農務楔一一四戸（面積五一一天地）ニ對シ農耕資金ノ融通ヲ爲サントスルモノニシテ當初同領事分館管内ニ十三農務楔ノ組織ヲ見之カ統制機關トシテ聯合會ヲ組織シ之ニ

對シ金一二九四〇圓ノ資金貸付申込ミアリタルモ其後種々協議ノ結果距離、交通ノ便否等ヲ顧慮シ本年度ハ六農務契ノミニ融通スルコトトシ債務者モ特ニ聯合會長個人名義ニシテ金五七一〇圓也ノ貸出ヲ爲シタルモノナリ

以上

七月分農場小作人貸付金調書

農場別	摘要	金額	
奉天農場 吳家荒	權泰祐外二一一戶	一〇一、三九八	一四
公太堡	金通龍外三二九戶	四六、〇六三	九四
通遼農場	李子久	二、五八八	二六
撫順水田	尹吉瑞外二七戶	四六九	〇〇
合計		一五〇、五一九	三四

東亞勧業株式會社

發第八五二號

昭和七年九月十三日

東亞勧業株式會社

社長 向坊盛一郎

南滿洲鐵道株式會社

管理課長 廣崎浩一殿

業務月報提出ノ件

拝啓 陳者八月分業務月報別紙ノ通リ提出致候間御査收被下度候

敬具

庶務係 農務班 計算班

社員數及給額調

昭和七年八月分

職名		人員數	支給額		摘要
職員		三八	五、九一一	三九	職員二名新採用
傭員	日本人	八	四九六	三二	
	鮮支人	一三	五四六	五四	
敎員（鮮人）		七	二六八	〇〇	
囑託		七	六四〇	〇〇	臨時囑託一名ヲ含ム
社員見習		三	一六九	二〇	
計		七六	八、〇三一	四六	

貸付金個人別貸出內容

◎三毛松藏（甲號事業資金）

昭和六年二月分月報記載ニ係ル養苗事業資金ニシテ八月一日付貸出金一、〇〇〇圓也ハ八月分所要豫定資金トシテ貸出シタルモノナリ

◎鐵嶺金融組合（丁號金融機關）

昭和七年度新規計畫ニ基クモノニシテ本組合管內亂石山農場ニ新ニ設立サレタル農務稧五稧計一五四戶（耕作面積七六七大地四）ニ對シ本年度農資金ヲ融通セントスルモノニシテ本地ハ農務稧設立ノ都合ニ依リ遲延シタル爲メ所要資金ハ一時適宜ノ方法ヲ以テ假拂トシ本月ニ至リ一括貸付整理シタルモノニシテ八月四日付貸出金一一、五四三圓也ハ之カ全額ノ貸出金ナリ

◎營口農事金融組合（丁號金融機關）

昭和七年七月分月報記載ニ係ル農資融通資金貸付金ニシテ八月

二十日付貸出金六〇〇〇〇圓也ハ第二回分トシテ貸出シタルモノナリ

◎協濟公司（丁號金融機關）

昭和七年六月分月報記載ニ係ル農資融通資金貸付金（限度額金九八〇〇〇圓）ニシテ八月二十六日付貸出金二七、〇〇〇圓也ハ第二回分トシテ貸出シタルモノナリ

◎成世慶（丁號事業資金）

本人ハ營口ニ在住スル鮮人ニシテ仝地鮮人居留民會長タル傍ラ營口農事金融組合長タリ、本春事變以來避難中ノ鮮人ノ内多局堡及劉家堡兩部落ニ歸還スル鮮農々務稧員二十六戸ヲ收容スヘキ農耕地百五十天地ヲ借受ケ之カ水田經營ニ當ラントシテ牛莊領事ト種々協議ノ結果右土地ヲ年租スルコト、ナリ本年租料ノ融通方ニ付仝領事ノ口添ニ依リ申出テタルモノニシテ本水田經營地ハ目下ノ處危險モナク作柄狀況モ亦好良ナル趣ノ報告ニ依リ

特ニ貸出シヲ為シタルモノナリ

◎遼陽縣後排房農務稧　四戸　一八名　一六、〇大地　金一八〇圓ノ内　第二回分　金八〇圓也

◎本溪縣富家樓子農務稧　一二戸　五六名　五四、〇七大地　金五〇九圓ノ内　第二回分　金一二〇圓也

◎本溪縣清河城農務稧　七戸　二五名　二七、三天地　金九八圓ノ内　第一回分　金六六圓也

（丁號事業資金）

昭和七年七月分月報記載ニ係ルモノニシテ右ハ何レモ本年度新規計畫ニ基クモノニシテ且ツ全部本溪湖警察署管内ニ存在シ仝警察署長ノ口添ニ依リ本年度農貸金ノ融通ヲナサントスルモノニシテ富家樓子、及後排房兩農務稧員ニ對シテハ第二回分貸付金ヲ、清河城農務稧員ニ對シテハ第一回分貸付金ヲ貸出シタルモノナリ

以上

八月分農場小作人貸付金調書

場所	摘要	金額	
奉天農場 公太堡	權泰祐 外二一一戸	五〇、三七六	六〇
奉天農場 吳家荒	金通龍 外三二九戸	一一一、四四二	七六
通遼農場	張泰 外一六四戸	七、三六四	三六
撫順水田	尹吉瑞 外二七戸	四六九	〇〇
合計		一六九、六五二	七二

鐵會發第二〇九號

昭和七年九月廿一日

鐵嶺商工會議所

滿鐵本社商工課御中

商工課 產業係 7.9.24

鐵嶺ニ於ケル鮮農避難狀況

拜啓 陳者首題ニ關シ別記ノ如ク調査仕リ候條御參考迄ニ及御報告候也

鐵嶺ニ於ケル鮮農避難狀況

鐵嶺商工會議所調

一、鐵嶺附近ニ於ケル匪賊ノ動靜

南滿ニ於ケル東北儀勇軍ノ活動ハ高粱繁茂期ニ入リテヨリ益々加ハリ各地ニ襲撃事件頻發シ人心ハ爲メニ異常ナ動搖ヲ來シテイルガ當地附近ニ於テモ八月中旬頃ヨリ康平、法庫門方面ニ駐屯中ノ張海鵬軍ガ北方ニ移駐シタ爲メ儀勇軍ハ一擧ニ來襲シ大部隊ヲ同地方ニ蟠居セシメ別動隊ヲ以テ通江口ヲ襲ヒ更ニ東進シ鐵嶺東方ニ久シク蟄居シテイタ金山好部隊ト連絡シ八月二十日以來ヨリ開原縣下ノ下肥地或ハ鐵嶺縣下ノ白旗塞及雞冠山ノ各地方ヲ襲撃シ爾來倍々其ノ數ヲ加ヘ當市ヲ距ル五十支里附近ヲ完全ニ圍繞シ本月中旬ニ於テハ其ノ數一萬ト稱セラレ沿線治安ノ攪亂ニ虎視眈々トシテイル情勢デアル

二、背後地出張警官ノ引揚並ニ鮮農避難狀況

昨秋事變後敗殘兵匪ノ爲メニ掠奪、暴行ヲ受ケタ背後地鮮農民ハ

爾來當地ニ避難シ治安ノ回復ヲ待ツテイタガ本春當局ノ大英斷ニヨリ奥地ノ主要村落ニ領事館派出所ヲ新設シ十五名乃至二十名ノ警官ヲ派シ現地保護ノ徹底ヲ期スルコトニナツタ爲メ避難鮮民ハ勇躍原地ニ歸還シ植付ケヲ開始シタガ前記ノ如ク八月初旬以來兵匪ノ跳梁漸次顯著トナリ益々其ノ數ヲ増加シ危機ニ頻シタ爲メ遂ニ意ヲ決シ當地領事館内出張所ハ開原城内及昌圖、八面城ノ三出張所ヲ除キ全部當地ニ引揚ゲニ決シタ爲メ鮮農モ收穫期ヲ控ヘナガラモ多數家族ヲ引連レ當地ニ避難スルニ至ツタ其ノ引揚個所ヲ記セバ次ノ如クデアル

大司子派出所	八月廿三日	引揚
白旗塞 〃	八月廿三日	〃
康平 〃	八月十七日	〃
下肥地 〃	八月廿七日	〃
八棵樹出張所	八月廿六日	〃
通江口 〃	八月廿八日	〃

大疙疸出張所	九月二日引揚		
法庫門 〃	九月二日 〃		
大吐川 〃	八月十五日 〃		

鮮農避難民ノ内譯ハ左ノ如クデアル

鐵嶺縣下

白旗堡地方	一三戸	四九名	八月廿三日當地避難
鷄冠山 〃	一三戸	五〇名	〃
昂邦河 〃	一一戸	三三名	〃
他海堡 〃	四戸	一六名	〃
阿邊伏洛	一戸	一〇名	〃
韮菜 〃	六戸	二八名	〃
腰堡子 〃	五戸	一〇名	〃

牛家窩堡	八戶	三三名	八月廿四日遭難
哈爾邊	五戶	二三名	〃
當舖屯	二戶	一六名	〃
大盛嶺	一四戶	五八名	〃
双樹子	六戶	二七名	九月五日

開原縣下

下肥地	四戶	一九名	八月卅一日遭難
中　地	一二戶	五五名	〃
古山屯	一〇戶	五〇名	〃
柴河溝	二戶	一〇名	〃
上肥地	一一戶	四三名	九月一日
腰堡	一二戶	五五名	〃

康平縣下

公河東	七戶	三二名	九月三日遭難
欽家洞	九戶	三六名	〃

遼陽商棚	一戸	二名	九月三日避難
姜家店	一戸	二名	〃
合計	一五七戸	六五七名	

前記ノ避難民ハ何レモ當地ニ引揚ゲタルモノノミデ一時ハ僅高八百四十五名ニモ及ンダガ其ノ後原地歸還又ハ他地ニ轉出スル者等ガアツタ爲メニ現在ノ人員ハ六百五十七名トナリ孰レモ當地鮮人民會ノ手ニヨツテ市内十ケ所ニ設ケラレタ滿洲家屋ニ分宿收容サセラレテイルガ週々先月末以來之等避難民ニ虎疫發生シ爾來逐次他ノ收容所ニ傳染シ既ニ四ケ所ハ交通ヲ遮斷サレ今日迄ニ八名ノ死亡者ト十六名ノ患者ヲ出シテイル狀態デ避難民ノ困窮狼狽ノ樣ハ實ニ憐レヲ極メテイル

三、鮮人金融組合ノ貸出並ニ米作狀況

鐵嶺鮮人金融組合ニ於テハ例年近郷ノ鮮農組合員ニ對シ耕作資金ヲ貸付ケ金融ノ便ヲ圖ツテイルガ本年度ノ貸付内譯ハ次ノ如ク總計金六万四千餘圓ニ達シ本秋ノ豫想收穫高ハ七万五千石ヲ計上シ現在滿

ノ作柄モ双樹子地方ノ水害ヲ除イテハ一般ニ發育良ク豐收ヲ豫想サレ貸出金ハ順調ニ決濟サレルモノト期待サレテイタガ遺憾ノ兵匪襲來ニ禍ヒサレテ奧地方ノ收穫ハ全ク放擲サレタ爲メ資金ノ決濟不能ハ固ヨリ被害民ノ困憊ヲ頻リニ憂慮サレテイルガ當局ニ於テモ近ク三週間ノ豫定ヲ以テ收穫保護ノ爲メ原地ニ出張スル模樣デアル

次ニ當地管內鮮人ニ對スル資金貸出高並ニ收穫豫想ヲ示セバ次ノ如クデアル

鐵嶺縣下	戶數	貸付金	作付面積	收穫豫想
三家子	一二戶	五四七圓	三六天地	三九六石
大司子	二四戶	一八〇九円	一五四	一六九四石
孤家灣	五九	二六二四	四一六	四五八一
營盤	九	三三二	三九	四三四
双樹子	九	六二四	六二	六八二
告山屯	一五	七〇七	八七	九五九
木倉	四	一三八	一六	一七六
市內	一〇	五五五	三七	四〇七
南町	一一	五一五	八〇	八八〇
沙沱子	三三	二四七三	一六八	一八五〇

第二區	三八	二七二五	一七九	一九六九
第三區	三二	二三〇七	一五四	一七〇〇
樂家屯	四一	三〇四七	二〇一	二二一一
邊中臺子	三八	三〇九〇	一八九	二〇八六
鷄冠山	一一		七四	八一四
法庫縣				
大陸邦臺子	四戶	六四〇畝	二六天地	二八六石
康平縣				
小城子公河	二三戶	一一一三畝	六七天地	一八三七石
遼陽窩棚	一五	四五五	七二	七九二
開原縣				
柴河堡	三六戶	三二七七畝	三六三天地	二九九三石
下肥地	三〇	一六四〇	三五〇	三八五〇
上肥地	四九	三八七〇	三七九	四一六九
沙河堡	七	八四九	六一	六七六
開原	二五	六三二	一二四	一三六四
十社	七三	二三九〇	二二八	二五一二
花園	四九	四一四九	二七九	三〇六九
郎家屯	五一	三七二九	二一六	二三七八
東方家屯	一二	二五六五	一八一	一九九一
馬市臺	四三	一三九九	二五一	二七六一
汪哆囉漱	二七	二七一八	一二七	一四〇五

楊木林子	七四	四六二三	三八〇	四一八〇
四塞子	三四	九一二	一七九	一九六九
旋家堡子	四二	一一七八	二一七	二三九六
馬圈子	三九	五一六	一四〇	一五四〇
李家臺	三二	一七八〇	二二七	二四九七
八果樹	三四	三一七	二五六	二八二一
附屬地	四二	一二三二	一九四	二一三九
崇山堡	一七	三五〇	六八	七二六
富家屯	二五	八一四	一四一	一五五一
向陽堡	三三	七三二	一四八	一六二八
郃皮屯	一九	四一五	七八	八五八
耿三莊	二一	八六四	九三	一〇二三
計	一、二〇六戶	六四、五五一圓	六、八四一天地	七五、二五一石

以上

東亞勸業株式會社

監管鐵32第613號4/8

發第九九三號

昭和七年十月十八日

東亞勸業株式會社
社長 向坊盛一郎

南滿洲鐵道株式會社
管理課長 廣崎浩一殿

業務月報提出ノ件

計畫班

拜啓 陳者九月分業務月報別紙ノ通提出致候間御査收被下度候

敬具

東亞勸業株式會社

社員數及給額調

昭和七年九月分

職名		人員數	支給額		摘要
職員		三八	六二二九圓	二九	
傭員	日本人	八	六五四	〇八	
	鮮支人	一三	四一八	〇〇	
教員（鮮人）		七	二六四	〇〇	
囑託		七	五四〇	〇〇	
社員見習		三	一六九	二〇	
計		七六	八二七四	五七	

九月分小作人貸付金調書

農場名	摘要	金額	
奉天農場			
公太堡	權泰祐外　二一一戸	五一、七七三	七七
吳家荒	金通龍外　三二九戸	一一四、三九九	二〇
通遼農場	張泰外　一六四戸	七、三六四	三六
撫順水田	尹吉端外　二七戸	四六九	〇〇
合計		一七四、〇〇六	三三

、貸付金ノ回収ハ期待出来ザル

◎ 協済公司 （于冲漢経営）

昭和七年六月分月報記載ニ依レバ該公司

貸金貸付金（原資貸金七〇〇〇〇〇）ハ二十一年五月十

四日現在貸出金ハ〇〇〇〇〇円也ハ内三百余ハ二十年乃至十年

度ニ於テ回収確信ヲ絶ハレテ三百円ナ度貸残

外十七櫃（所得価格ハ一万五千円也）ニ対シテ所有権及

生計費引当テトシテ貸出シタルモナリ

（不良貸付金ヲ以テ合計金五〇〇〇〇円トナル）

本九月一日付貸出金六、七〇〇円也ハ本公司ノ管内ニ

所在シ新ニ設立サレタル桃園信用組合ニ貸渡シ一

大戸（耕作面積七二天地）ニ対シ本年度経営資金ヲ融通セントセルモノニシテ本地ハ農作物成立ノ節合ニ依リ遅延シタル為メ上ハ所要資金全額ヲ一時ニ貸出シタルモノナリ。

⑦ 満洲事変金融組合（下部金融機関）

昭和七年七月分月報記載ニ係ル農資融通資金貸付金（既返済金四三六〇円）ハ七年七月十四日付貸出金六三六〇円也ハ第三回分トシテ貸出シタルモノナリ。

（本件貸付金ヲ以テ合計金一四三六〇円也トナル）

⑦ 鐵嶺金融組合（下部金融機関）

No.3.

昭和七年五月分月報記載ニ依ル蝦夷資源調査
資金貸付金（既渡額金六千八百五十円）ニシテ前月末
迄ニ於テ既ニ合計金六千八百五十円也依頼迄
額貸与済ナリ要ハ右金額ノ内ハ将来ニ亘ル
ノ調査其ノ他ノ費ノ鉄道調査其他ノ連絡ニ就キ
ノ多ノ其ノ額五百数十円ニ止マル立ツ費ハ収
納期ニ際シテ立寄ル時期ノ現地調査ニ当リ既
ニ蝦夷旅費等ニ費用シタル立替費及収納
費ノ追加貸付方ニ付特ニ鉄道当局ヨリ
モ口添ヘアリタルヲ以テ事情已ムヲ得ザルモ
ト認メ開発保河護岸人代外六級労務貸ヘ

五一戸（新作面積六八五〇天地）ニ対シ金弐五五〇円也
（天地当平均金三円也ノ割）ノ貸出ヲ為セシモノナリ。

◎ 扶餘縣三岔河農務楔

（千鄉平安農資金）

昭和七年六月分月報記載ニ係ルモノニシテ当初
本農務楔ハ金二〇〇〇円也ノ貸付金ニテ足リル様
適ナリシヲ以テ三月廿日全額貸出シヲ了シタル
處本月ニ至リ哈爾濱總領事館ヲ通シ左
記ノ理由ニ依リ追加貸付金ノ申出テアリ事
情已ムヲ得ザルモノト認メ九月三十日付金五〇〇
円也ノ追加貸出ヲ為シタルモノナリ

No.5

追加貸出申請ノ理由

本件追加貸付金ヲ必要トスル理由ハ既ニ領事館ヨリノ報告並前回貸出金ニヨリテ明ナル通リニシテ
最初貸金申止ノ際ハ哈爾濱収容所ヨリ公曼場近ノ避難収容者二九戸（九六名）ノ輸送汽車賃其他金三一二円四八銭ヲ領事館ニテ立替支弁シアルヲ救貸ノ負担トナリ之ヲ借入金中ヨリ差引カルヘキヲ豫想計上セサリシコト
権救代ニ於テ在収容所ヨリ移住セシメル二十九戸分ノミヲ豫想計上シタル為従来ヨリノ現地在住ノ救貸二十二戸中ニ於テモ三特権級ノ不

No.1

足スルモノアリ即チ一八百六口ヲ要シ金一五八円二口也ノ豫算外支出ヲ要シタルガ重ナル原因トシ其他急速收納ノ必要上稲扱器三台ヲ購入スル豫定ナリシ等ニルトニ因ル。

以上

東亞勸業株式會社

監管鐵32第53號 4/9

發第一〇八五號

昭和七年十一月十一日

東亞勸業株式會社
社長 向坊盛一郎

南滿洲鐵道株式會社 管理課長
管理課長 廣崎浩一 殿

業務月報提出ノ件

拜啓 陳者十月分業務月報別紙ノ通リ提出致候間御査收被下度候

敬具

社員數及給額調

昭和七年十月分

職名	人員數	支給額	摘要
職員	三九人	六、二九八圓二四	囑託一名昇格
傭員（日本人）	八	五七七一四	
傭員（鮮支人）	一三	四五七五二	
教員（鮮人）	六	二六八五〇	教員一名死亡
囑託	六	四五七七四	
社員見習	三	一六六〇〇	
計	七五	八、二二五一四	

貸付金個人別貸出内容

◎長春朝鮮人金融會（乙號金融機關）

出來秋一時ニ殺到スル穀ノ出廻リヲ緩和シ市價ノ暴落ヲ防ギ以テ鮮農生活ノ安定ヲ計リ延テハ傳貸付金回收上ニ資スル處既年若干此種貸付ヲ實施シ來リタルカ本年ハ事務ノ徹底等ニ依リ補修中保護指導ヲ加ヘタル結果鮮農生活ノ安定漸ク確立セントシ水害等害ナキ地方ニ於テハ秋收穫相當量ニ達シ債務ヲ償還シテ尚可成ノ餘剰ヲ示ス好況ニアリ而シテ今回長春朝鮮人金融會ヨリノ申出ニ依リ其ノ收穫狀況ヲ調査シ最高金五萬圓也ヲ限度トシ時價ノ六割以内ニテ穀擔保貸付資金ヲ融通スル事トシ不取敢第一回貸出トシテ金壹萬圓也ノ貸出ヲ爲シタリ

◎金　井　漢（乙號事業資金）

同人ニ對シテハ昨年末以來製種資金ノ融通ヲ爲シ製品ハ満鐵會社

へ納入シ居タルカ事變ノ爲原料ノ缺乏ニ遭ヒ從來使用ノ機械ニテハ採算困難トナリタル結果今回新式機械ヲ購入シ在來機ヲ加工シテ高級品トナシ滿鐵へ納入スル事トナリ其資金トシテ金請リ二一〇〇〇圓ノ融通ヲ爲スコトヽシ不取敢中一回資金貸付トシテ一〇〇圓〇〇貸出シタルモノナリ

◎鐵嶺金融組合（丁號金融機關）

鐵嶺領事館管內救濟避難鮮農ニ對スル同領事館ヨリノ申出事之ニ關スル奉天總領事館ヨリノ申添ニ依リ避難民ニシテ同地ニ於テ相當面積ノ耕作ニ從事シ成績良好ナルモノ百十四戶ニ對シ一戶當リ一五圓宛合計一七一〇圓ノ貸付ヲ爲シタルモノナリ

◎蘭穎昭農務稷

哈爾賓總領事館取扱同管下蘭穎昭農務稷ヘノ貸付金三〇〇〇圓也本貸付ハ九月十日融通セルモノナルカ取扱遲延ノ爲本月實現ニ至リ

タルモノナリ

◎鄭家屯及五道溝警務機

鄭家屯領事館管内鄭家屯及五道溝警務機關所需被服費ニ對シ同領事館ヨリ奉天總領事館ヲ通シ代価ノ申込アリタルモノニシテ本金額ハ被服代トシテ豫テ當社ニ於テ立替假拂中ノモノ今回之ヲ寄付金ニ振替處理セルモノナリ

拾月分小作人貸付金調書

場所名	摘要	金額
奉天農場（公太堡）	權泰祐外二一一戶	五三三四〇.四〇
奉天農場（吳家荒）	金允龍外三二九戶	一一六〇六四.一四
通遼農場	張泰外一六四戶	七三六四.三六
撫順水田	尹吉瑞外二七戶	四六九.〇〇
計		一七六二三七.九〇

7.12.13 監理課

總監 第32第53號 4/10

東亞勸業株式會社

發第一二一〇號

昭和七年十二月十二日

東亞勸業株式會社
社長 向坊盛一郎

監理課長

南滿洲鐵道株式會社
總務部監理課長 廣崎浩一殿

廣 7.12.15 崎

監績班

總務班

業務月報提出ノ件

拜啓陳者十一月分業務月報別紙ノ通リ提出致候間御査收被下度候

敬具

社員數及給額調

昭和七年十一月分

職名		人員數	支給額	摘要
職員		三九	六、四一四圓〇一	
傭員	日本人	八	六一九九五	[illegible]
	鮮支人	一三	五〇二六六	[illegible]
教員（鮮人）		六	二六八八〇	
囑託		六	四四〇〇〇	
社員見習		三	一六九二〇	
計		七五	八、四一四六二	

貸出金個人別貸付內容

◎金井漢（乙號事業資金）

先月々報記載ニ依ル貸付限度金一、一〇〇圓也中第二回及第三回貸出分ニシテ貸付額累計一、〇〇〇圓也トナレリ

◎協濟公司（乙號金融機關貸付）

先月々報長春朝鮮人金融會ノ項ニ於テ記述セル經營保貸出ト同様ノ趣旨及方針ノ下ニ最高限度金五萬圓也ヲ限度トシ貸出ヲ爲スコト、シ本月ハ前後三回ニ亘リ壹萬五千圓也ノ貸出シヲ爲セリ

◎二層何字農務稧（丁號事業資金貸付）

本貸付金ハ六月ニ爲サレタルモノナルカ受領證未着ノ爲整理遲延セシモノニテ本月一日處理セシモノナリ

◎東縣及南縣農務稧（丁號事業資金貸付）

共ニ盤石所在ノ農務稧ニシテ吉林領事館ノ口添ニ依リ農耕資金トシテ貸出サルモノ借用證書、受領證未着ノ爲整理遲延セシモノナリ

以上

東亞勸業株式會社

拾壹月分小作人貸付金調書

場所名	摘要	金額	
奉天農場 公太堡	崔泰祐外 二一一戶	五二三五二	四二
奉天農場 安家荒	金道龍外 三二九戶	一一四三〇七	四七
通遼農場	張泰外 一六四戶	七三六四	三六
撫順水田	尹吉瑞外 二七戶	四六九	〇〇
合計		一七四四九三	二五

長春ニ於ケルルンペン数

警察ニ居住届出済ノモノノミ

内地人	九十八名
鮮人	三十一名
計	百二十九名

右ノ外届出未済ニシテ各方面ニ散在セルモノノ推定数

内地人	二百五十名余
鮮人	八十名余
計	三百三十名余

當地ニ於ケル救済團体名

長春学便保護會

同所四月以降救済申込人員数

月別	内地人	朝鮮人
四	八一	一二
五	四三	九
六	四四	一三
七	六一	二八
八	四七	一八

同所維持方法

従来長春駅構内ノ貨車掃除ニヨル廃物ノ利用、疏菜栽培、養豚、運送請負其他ノ労働供給ニヨリタルモ昭和三年満鉄社規ノ改正ト共ニ漸次会社直営ニ移リ疏菜栽培場所ニモ家屋建築セラレ現在ハ労働供給ノ一途アルノミナルモソレスラ各方面ニテハ苦力ヲ以テ代用スル状態ニテ全ク維持困難今ヤ破滅セントスルノ状態ニアリ

警察及憲兵隊ニ救済願出数

月別	人員
四	三六
五	四一
六	二二
七	二六
八	二九

以上救済願出数ハ今後一層増加セントスル傾ニアリ

長春附屬地内人口増加狀態

	六年八月(時局直前)	七年七月末現在
內地人	一〇三二八	一四一二四
朝鮮人	一三五六	二四九八
滿洲國人	二〇五八六	二〇八四三
外國人	四九五	四九一
合計	三二七六五	三七九五六

歴史的沿革と境界協定

川口忠編

往古の歴史は漠として明らかでないが、斷片的資料並に考古學者の説によれば、間島往古の民族は上古粛愼(周時代)、把婁(漢時代)、勿吉(我南北朝時代)、靺鞨(隋時代)等で、時代によりて其名稱を異にして居り、其隷屬關係等も判明しないが、西暦七百五十年頃、靺鞨人が渤海國を建設して、間島をその勢力範圍に、取入れた頃から稍明瞭である。卽ち西暦九百二十六年渤海國が、遼に亡ぼされると共に、渤海民族は女眞(ヂョルチン)と稱せられて、屢々高麗の北境を擾亂した。女眞が盛んな時には、永興灣の附近まで出て來たのみならず、朝鮮の東海岸より西下して、我國まで侵入した事がある。卽ち我國の歴史で刀夷の入冠として、有名なる事件がその一例である。

二

即ち後一條天皇の寛仁三年に、壹岐、對島を掠奪して筑前に上陸し、志摩、早良、怡土の三郡島及び能古島を侵し、土地の住民四百六十八人を殺し、千二百八十四人を捕虜として去つた。彼等は最も獰猛の賊であつて、老幼者は之れを殺し、壯年の男女は拉して船に連れ歸つたが、船中にても病人や婦女は海に投じて、之れを殺したのである。此頃の女眞の跋扈には、高麗朝にても甚しく惱まされたので、遂に鴨綠江の左岸より半島を横斷して、東海岸の永興灣北の都連浦まで、石壘を築いて女眞を防拒した事もあり、其工事に十六年を費した。現に此石壘の遺跡は、平安南道の山間部等に存在して居る。睿宗の朝侍中尹瓘の女眞征伐は、此工事より八十四年後で、今より約八百年前であるが、彼れは女眞族を遠く北方に驅逐して、公險鎭を置き石碑を先春嶺に立て、歸つた。此公險鎭や先春嶺は　間島地方であるらしいが、未だ明確でない。

高麗の末期に至つて、後に李朝の太祖となつた李成桂は、朔方道兵馬史として豆滿江地方に在つて、大いに女眞の部落を招撫し、千戶、萬戶等の職を其酋長等に授けて內附せしめた。李朝太宗の時に至り、女眞部落に動亂ありしにより、慶源附近に在る祖先の陵を、咸

興に移した事もあり、世宗の時には六鎭を置いて、此方面を鎭撫したこともある。其頃の女眞を朝鮮では滿胡と稱して居つたが、豆滿江以南にも雜居して居つたことは、淸朝の祖先猛哥帖木兒が、會寧で殺されたことを見ても明らかである。然るに李朝の開闢以來約二百年を經て、此等女眞族中より努爾哈齊と稱する一大英雄が出現して、女眞諸部落を次第に統一して、滿洲國を造るに至つた。滿洲國は後に國號を大淸と改めたが、其太祖となつた、努爾哈齊は、赫圖阿拉(今の興京)より興り、文祿役の頃には既に長白山、鴨綠江北方地方を併合して、勢ひ强大であつた。

其後滿洲は愈々强盛となり、遂に明の邊境を侵し、又明の大軍を、撫順附近に邀擊して殆ど之を全滅した。斯くて志を中原に得んとするに至つたが、時に明の將、毛文龍が平安道宣川沖の椵島に據り、朝鮮内より滿洲の背後を脅すのみならず、宗主國のために朝鮮も之を援助するを以て、滿洲は朝鮮征伐の必要を感じ、口實を設けて三萬の兵を以て、朝鮮に侵入し無人の境を行くが如く、長驅して將に京城に入らんとした。朝鮮王は江華島に逃れ、使を遣はして和を講せしめ、兄弟の國となる誓文を交換して、各自封疆を守りて互に

四

犯さざる事とした。それより拾年後朝鮮にては、從來野人として蔑視したる滿洲に、兄事するを屈辱として、朝鮮王は八道に命を下して、滿洲征討の計畫をなしたが、何等武備を講ずることなく、徒らに大言壯語するのみであつたので、大宗親率の拾數萬の滿洲兵は、義州より京城に至る間、殆ど抵抗を受けることなく、直ちに京城に迫つた。朝鮮王は廣州南漢山城に逃れ、包圍を受くること五十餘日にして、滿洲軍に降伏した。以後朝鮮は滿洲の屬國として、日清戰爭の時に至つたのであるが、兩國共に前戰役の和約を重んじて、無人地帶に人民の入るを禁じて、近年に至つたのである。

此封疆の地が何れの地點であるか、文獻の徵すべきものがない。只佛人デユアルドの著書「デスクリプション・ド・ラ・シーン」に、豆滿江外に於て鹿屯島を包括し、黑山嶺山脈より寶它山に至り、鴨綠江の上流に入る、頭道溝より十二道溝に至る諸水と、松花江の西大源諸水との分水嶺たる長白山と、其支脈より混江本流の稍西方を經て、大小鼓河の水源より、鴨綠江と鳳凰城の中間に至る線上に、點線を劃し之が說明として、「鳳凰城の東方には、朝鮮國の西方國境がある、蓋し滿洲は支那を攻むるに先ちて、朝鮮と戰ひ

之れを征服したが、其際長柵と朝鮮の國境間に、無人の地帶を置くことを議定した。此國境は圖上點線を以て表せるもの之れである」と記載してある。

此記事は康熙四十八年に淸の聖祖の命を奉じて、此地方を調査した佛人レージの備忘錄より、引用したもので信憑するに足るものである。

要するに當時の國境觀念は、殆ど漠然たるものにして、明確に之れを指示する能はざる如きも、此記事によるも朝鮮の東北國境は、豆滿江以北の黑山嶺山脈より、鴨綠江の水系を含む山脈を包括して、鳳凰城の南にあり、更に其地方に無人地帶があつたことを、推定することが出來るのである。

右の狀態が數十年間續いて、康熙年間に至つて兩國の事情は、別項白頭山定界碑の建立を誘致したのである。

定界碑建立後淸國にては、慶源開市の監督上、琿春に駐防協領を置きしことあるも、大體に於て從來の如く兩國共に中立地帶を尊重した。

然るに光緒の初年に至り北韓の窮民は、竊かに江を渡りて山人參を採取する者あり、

更に春期潜かに其地に播種して、秋期之を收穫するものを生じたるが、偶々北韓一帶に稀有の大凶歉ありてより、移住盛んに行はれて後には咸鏡北道觀察使より、公然地劵を交附して開墾を許すに至つた。

偶々支那側にても光緒の初年より、盛京省の東邊間曠地の、開墾を許すの方針を執りし例に倣ひ、光緒七年豆滿江北の荒地の開墾も許すべく、官吏を派して調査したるに、嘎呀河の附近には既に韓人が、觀察使より地劵の交附を受け、地を拓くこと千餘晌なりしを發見して吃驚したりといふ。

ここに於て吉林將軍銘安は越江韓民の　處分に付き、政府に指揮を仰いだ處、淸國政府は「朝鮮國民人が江を越えて墾種する者は、既に中國の地に種ゆれば中國の民である。宜しく租税を納めしめ、我版圖に隷し我政敎に遵ひ、並に年限を定めて我冠服に易せしむべく、目前は姑らく貴苗人の例に照して、各々便に從はしめん」と指令した。

同時に亦朝鮮王に咨照して、「越界の墾民は本と應に懲辨すべきものなるも、開墾既に年あり人數衆多なるを以て、務めて寛大に從ひ既往を究めず、其照を領して租を納めしむる

を准し、戸籍を査明して琿春及敦化の管轄に歸し、該民人等をして業に安んじ、以て一視同仁の至意に副はしむるも、今後は嚴に禁令を守り、倘し再び私かに越界する者あらば、例に照して懲辦貸さゞる旨」を告げた。

之れ實に光緒八年三月の事にして、間島問題の端緒である。

當時清國は朝鮮が露國との間に、通商を開き慶興に互市場を設けたるに先ち、その前年朝鮮と吉韓通商條約を結び、商埠地として和龍峪大拉子、光霽峪下泉坪、西步江頭道溝の三個所を開場し越墾局を設けた。

この越墾局は光緒十六年撫墾局と改稱し、其後光緒二十八年に延吉廳を設置して、吉疆軍四營を駐屯せしめ、在住韓民に對して、自國への歸化入籍を强要すると共に、武力的に壓迫し初めたのである。

前述清國の咨照に對して韓國政府は、北邊の事情を詳査せずして、同年五月五日附を以て一旦領承の旨を覆咨したが、次で同年八月十二日附の咨文を以て、其地方の有ゆる流民の刷還を請ふた。其理由は

「遐陬の愚民冒禁踰犯、私かに自ら墾種したが、幸に、天朝懲責を加へずして内附を令せしむ、敝邦群情以て愧ぢ以て感ずるも、第だ惟ふに習俗既に異なり、風土も同じからざるのみならず、該民は既に敝邦に成長するものなれば、只佔種の一事によりて、便ち貴國の版圖に隷せしむるも、萬一政敎に遵はずして、兩邊に事を滋くすることあらば、深く憂慮すべきである。故に吉林將軍をして琿春、敦化地方に於ける、有ゆる流民を刷還して、本國の地方官に交附し籍に歸せしめ、吉林邊地に在る者は、吉林にて自由に收租せられたし」と謂ふにあつた。

故に吉林將軍は人を派して戶口を査明し朝鮮地方官に知照して、陸續收回せしめんとしたるに、流民は多數にして歸還を肯じない。止むを得ず一ヶ年の期限を與へて、刷還する旨の告示を出した。

是に於て朝鮮人は大いに驚き、口碑の傳ふる處によれば、白頭山上に定界碑あり、土門江以南は朝鮮の土地なる筈なりと信じ、人を派して白頭山定界碑を踏査し、實狀を具して鐘城府使李正來に訴へ出でた。

時に西北經略使魚允中は、慶源に在りて此事を聞き、鍾城の人金禹軾をして、白頭山を探險せしめた。李正來は其報告に基き、敦化縣に對して照回狀を發した。

卽ち其要旨は

「清國にては土門を豆滿と同一視するも、土門江は豆滿江とは別派をなすものにして、定界碑より發源する一河流なり、定界碑の「東爲土門」の文字は、明らかに土門の境界たるを示すものにして、土門以南に在る民は刷還の必要なし」と謂ふのである。

此抗議によつて始めて間島の、所屬の問題が兩國間の爭議となり、爾來二十六年間紛擾を極めたものである。其後屢々地方的の交渉があつたが、其見解に甚しき相違ある故、要領を得る能はず、遂に兩國政府より、勘界使を派遣して談判をなさしむることゝした。之れが有名なる乙酉(光緒十一年、明治十八年)と丁亥(光緒十三年、明治二十年)の勘界談判である。

乙酉の談判の時は清國より德玉、賈元桂、秦煐の三名を派遣し、朝鮮にては安邊府使の李重夏を、勘界使に任命し光緒十一年九月二十七日に、兩國委員は會寧に會合し談判を開始

した。然るに德玉等は圖們江(淸人は毎に豆滿江を圖們江と言ふ)の、國境たることを前提として、淸國古文書や淸帝の上諭に、「大小兩界元と天限の土門江有り」との、文句あるを以て動かすべからざる確證なりと論じ、且つ自分等の任務は圖們江の舊境を勘査するにあり、定界碑の如きは江源にあれば、證となすべきも、江源にあらざれば證となすに足らず。定界碑が若し江源にあらざれば、後世韓人の僞作したものか、或は原と江源にありしを、韓人が移植した物であると稱し、或は定界碑の文言を利用して中國を僞瞞し、故らに領土を攘めんとするものである。と言ひ、以て定界碑を排斥せんとした。

李重夏は定界碑を基本とし、碑面の文字及之れに照應せる、山水の形勢を說き淸國にては土門を以て豆滿、卽ち淸國の所謂圖們と混同せるを指摘し、先づ定界碑の所在地に到り、夫れより土門江を勘査せんことを主張した。第二回の會見にて、一應水源地方を共同踏査することに決し、十月三日共に會寧を出發した。德玉等は往く往く豆滿江に沿ふて、詳細に寫圖して大いに日子を費すを以て、李重夏は時候漸く寒く、山中雪に遭はゞ、目的に達する能はざるを慮り、速に山に登り、先づ定界碑を調査したる後、下山の途中川流を調査

徳玉等は突然西豆水に行かんとした。然るに三下江口に到りし時、徳玉等は突然西豆水に行かんとした。西豆水は遠く朝鮮内地より發源する豆滿江の支流なるを以て、若し之を以て豆滿江なりとし、境界を決定せられんか、朝鮮の領土は大いに縮小せらるべきを以て、李重夏は大いに驚き、百方之れに抗爭したる結果、三班に分れて三路より分進し、水源を究めつゝ定界碑の所在地に向ふことゝなつた。其三路は豆滿江上流の支流、紅端水、西豆水、紅土水に沿ふて行くのである。

李重夏、秦煐、賈元桂の一行は、紅土水より白頭山に登り、途中積雪を冒し辛うじて立碑の地に達し、碑文を謄寫し且つ附近山水の形狀を寫して、茂山に下り他の一行と會して、地圖正本の調製をなし、再び談判を開始した。清國委員も實地に山水の形狀、定界碑所在の地圖を見るに及んで、大いに疑惑を深くし、今回は只邊境を勘査する爲に來りし者にして、國境を決定する爲に來りしに非らずと稱し、遂に各々歸つて其實況を、政府に報告することゝなり、互に碑文の搨本及繪圖を齎らして歸途に就いた。

翌年京城駐在の袁世凱より、朝鮮は土門、豆滿が同一江に非らずとの名を藉りて、領土を

擴張せんとするものなることを指摘し、更に勘界談判を開かんことを提議した。

因つて朝鮮政府は明年更に覆勘のため、前勘界使李重夏を派遣すること、及び依然碑堆を捨つる能はざることを回答した。斯くて丁亥の歳卽ち翌光緒十三年春、李重夏は再び清國委員と會寧に會合した。

兩國委員は會寧に於て論難攻擊の結果、李重義は止むを得ずして一旦豆滿江の、本流を以て境界となすことに同意し、江源地方に於ていづれの支流を以て定界碑面の土門と一致せしむべきかに付き、爭議を重ね結局再び水流地方を踏査することゝした。

兩國委員は豆滿江に沿ふて溯り、先づ西豆水を視察し次で洪丹水（紅端水）を視察したるが、清國委員は此線を以て境界を定めんとし、種々脅迫をも試みたが、李重夏は、吾が頭は斷すべし、國境は縮むべからずと唱へて、極力之れに抗爭し紅土水を主張した。

是に於て議復た合はず單に其附近の、地勢を繪圖して共に署名調印し、紅土、石乙、二水合流點までは定勘したるも、其上流に於て、意見一致せざりし事を記し相分れたのである。

勘界談判の經過の槪略は右の通りであるが、「勘界談草」其他の記錄によれば、清國委員は

宗主國の權威を以て之れに臨み、記錄文書も自國のものあらざれば、證據として引用を許さず、屢々李重夏を屈服せしめんとして、脅迫したる事實が明らかである。

李重夏は百方之れに對抗したるも、勢ひ止むを得ずして、一たん豆滿江本流說に、同意し江源地方に至りて、談判を　不調にをはらしめたのである。翌十四年正月清國は速かに、境界を確定せんことを欲し、覆勘を通告し來りしにより、朝鮮にては又李重夏を勘界使に任命した。李重夏は前勘に懲り、再び難地に陥るを避くるため、先づ兩國政府間にて、豫議をなさんことを上奏した。韓廷亦荏苒曠日の計をなし、清國公使袁世凱に對し、光緒十三年の勘界は、國王不承諾に付き、更めて勘定せんことを申込んだ。袁は之れを李鴻章に電報したるに、「白山勘界の件韓若し別に、意見あらば、當に總理事務衙門に請ふて處理せしむべし」との、返電に接し之れを韓國政府に移牒し、茲に勘界談判は中絶の姿となつた。

次で日清戰爭により朝鮮は、清國の覊絆を脱して獨立國となり、茲に境界問題の再起を希圖し、地方官をして土門、豆滿の關係を調査せしめ、其準備をなしたが、明治三十三年の北清事變に方りて、露國は間島に出兵して、之れを占領したるにより、在間島韓民は此機

に乘じて、從來歛忌せし清服を脱し、髮を蓄へ露國官憲の保護を請ふて、清官の苛斂誅求を免れんとした。韓國政府も間島人民の屢次の請願により、明治三十五年に至り李範允を、視察使として間島に派遣した。

李範允は鐘城より間島に入り、到る處韓民が清人の暴虐に苦しむを見て、之れを保護する爲に兵力の必要を感じ、其意見を政府に提出した。翌年議政府參政金圭弘は、間島の墾民旣に拾餘萬に達するも、常に甚しく清人に迫害せられて居る。然るに定界碑以下土門江以南の區域は、明らかに、我領地なるにより、丈量の制により税率を定むべきも、差當り保護官を設置して、墾民を保護せんことを上奏し、遂に李範允を北邊墾島管理使に任命した。李範允は露國勢力を背景として、自ら壯丁を集めて私砲隊を編制し、租税を徵し清國の任命せる鄉約を捕縛し、或は清官に納税の義務なきを聲明し、大いに活動を開始した。清國は之れを如何共する能はず、京城駐在の許公使をして其撤退を、要求せしめたのみであつた。翌年日露戰爭となり、李範允は行懸り上露國に加擔し、後に其私砲隊を以て、我北韓軍に對抗した事もあつたが、一時其勢力は隆々たるものであつた。

許公使は更に李範允の傍若無人の行動を指摘し、日露開戰の今日、兩國邊界に事を生ぜざらんが爲に、李範允を撤退せしめ、且つ勘界談判を再開せんことを申込んだ。

韓廷も亦許公使の屢次の、懇請によりて之れを承諾し、兩國交界官に命じて、一時的の善後章程を締結し、勘界確定までは、李範允を撤退せしむることゝしたが、李範允は撤退を肯せず、私砲隊を率ゐて露軍のために盡力したが、平和克復後身を置くに處なく、遂に露領に逃竄し暴徒の首領となりて、活動したるは人の知る所である。

日露戰爭開始により、清韓國境方面に於ける紛爭を、成るべく避けしむべく、帝國政府は在北京内田公使をして、戰爭終局に至るまで、此問題を、中止せんことを清國政府に忠告せしめた。同政府も亦之れを諒として、韓國政府に照會して、玆に勘界問題は一時中止したるまゝ、統監府派出所設置の時に至つたのである。當時派出所の職員は

所長、陸軍大佐、齋藤季次郎

氏は陸軍部内屈指の支那通にして、日露戰爭中は乃木軍の參謀たり、更に旅順、安東の軍政官、支那公使館附武官、天津駐劄軍司令官等を經て、第十一師團長となり西伯利亞

出兵の時、不幸にも浦鹽にて病沒せられた人である。
篠田治作　法學博士、現李王職次官、
鈴木信太郎　文學士、
小川琢治　理學博士、現京大敎授、
八田吉平　農學士、
楠野俊成　韓國内部書記官、崔基南、境野憲兵少佐、其他通譯官以下多數の屬僚であつた。

斯くて統監府派出所を設置するに至つて、爾後間島を朝鮮の領土として、行動すべきことを聲明し、帝國政府の斷乎たる決心を示した。

然るに一方滿洲に關する、他の重要なる交渉案件が、行悩みの狀態にあつたので、帝國將來の地步確立の大局より打算して、間島の領土權を支那に讓步して、遂に明治四十二年九月(宣統元年)日淸政府の間に、豆滿江を以て淸韓の國境となし、江源地方は定界碑を起點として、石乙水を以て境界となすと共に、淸國は龍井村、局子街、百草溝、頭道溝の四市

を商埠地として開放し、且つ間島に於ける韓民の居住、土地家屋の所有權を認むべき事を約して、懸案が解決するに至つた。依つて明治四十二年十一月一日を以て、在統監府派出所を閉鎖し、同月二日に總領事館を開設して今日に及んだものである。

（篠田博士稿「間島問題の回顧」より摘裁）

白頭上定界碑建立の眞相

白頭上定界碑は今より二百十三年前、即ち支那の清の聖祖の朝（我國の東山天皇正德二年、朝鮮肅宗の三十八年）に建立せられたるものにして、清韓國境爭議に關して、歷史上有名なる碑石となりしが、近年屢々各種專門家によりて探險せられ、一層世人に周知せらるゝに至れり。其位置は白頭山の絕頂湖水より、東南麓一里餘、鴨綠江、土門江の江源に挾まれ、東南に傾斜せる一平坦なる鞍部にありて、碑面は南に向ひ西より北に、三十度の方向を爲せり。碑石の位置より西方鴨綠江源の、斷崖に至るまで約三町、東南土門江の沿邊に至る

まで約五六町あり。土門江の上流約一里半の間は、水流を見ずして地罅の狀を爲し、碑石より之れに沿ふて下流數里の間は、高さ五六尺の石堆及土堆ありて、點々相連る。又碑石を距る一里半の地點より、兩岸相迫り大角峯附近に於て、兩岸の斷崖高さ百米突、其形門の如きものあり、土門江の名之れより出づと謂ふ。該江は發源の處より東北の方向に流れ、紆餘曲折の後其方向を變じ、遂に松花江に入る。而して豆滿江の源流は、其最も碑石に近き紅土水の如きも、尙一丘陵を隔て〻、七十韓里の地點より發源せり。

白頭山定界碑建立の事情は、淸朝にては長白山（支那にては白頭山を長白山と稱す）を以て、祖先發祥の靈山なりとし、由來明白に之れを自國の版圖內に、編入し置かんとの意あり。殊に支那の版圖は甚だ廣大にして、境界明確ならざる地方あり、順治年間以來羅禪（露西亞人）の、屢々北境に事を滋くするありて、邊境を明確ならしむるの必要を、痛切に感ずるに至れり。豆滿江、鴨綠江方面は、淸の太宗が朝鮮を征服したる際、此地方に封禁地帶卽ち、兩國人民をして居住せしめざる、緩衝地帶を設けたりしも、動もすれば韓人の冒禁踰越の事ありて、兩國の交涉案件絕えざりしが故に、一層此地方の境界を、明らかにする

必要あり、又大清一統志を纂修するに當り、地理不明にして發祥地關係甚だ曖昧なるを以て、白頭山方面の邊界を査定し、之れを明白ならしめんとしたるにあり。之れが爲め康熙十六年(西暦一六七七年)四月、清の聖祖は内大臣、覺羅木訥等に踏査を命じたるが、此行は輝發河の方面より、長白山頂の天池に達したれども、僅かに西北面より視察したるに過ぎざりき。其後康熙二十三年再び、滿將をして西南方面をも視察せしめしも、途中朝鮮人の爲めに不慮の難に遭ひ、その目的を達せざりしことあり。此事件は兩國間に重大なる交渉事件となり、朝鮮王は罰金を徴せられ、犯人及地方官を處罰せり。後康熙四十九年、朝鮮肅宗三十六年(西暦一七一〇年)韓人李萬枝等が西間島地方に於て、清人を殺害したる事件あり、清國は此機會を以て、境界査定を斷行せんと欲し、烏拉總管穆克登等を犯罪地方に派遣し、翌年同事件に關し再び派遣するに當り、清韓國境を審査すべき密旨を授けたり。之れ同年清帝が内閣大學士等に、下せる上諭に依て推知するを得べし。該上諭中に於て帝は鴨綠江の西北は中國、東南は朝鮮の領土なりとし、又土門江は長白山より發源し、東南に向つて流れて海に入る。其の西南は朝鮮東北は中國なりと、獨斷的に宣言し土門、

鴨綠二江間の地方は明瞭ならざるにより、人を派し鳳凰城に行き、李萬枝の事件を會查せしむ、且つ密諭して此行併て、地方を查看せしむと曰へり。此獨斷的宣言は後に清韓爭議の際、清國政府が每に金科玉條として、引用せしものなり。帝は土門江を以て今の豆滿江なりと、したるが如きも、豆滿江は、白頭山(長白山)より發源して東北に向つて流れ下流に至りて僅かに、東南に向つて流るゝが故に、其方面は全然誤れり。以て如何に當時地理に暗きかを知るべく、其以北卽ち黑龍江、牡丹江及綏芬河附近の地方は、一層不明瞭なりしを想察するに足る。康熙五十年、帝は再び來春解氷の時に於て、員を派し義州より溯江し、土門江を查往せしむべき上諭を下せり。

禮部は上諭に基き、朝鮮王に左の如き通牒を發せり。

禮部知會することをなす、康熙五十年八月初四日、大學士溫達等啓奏せる摺字を奉ず。今年穆克登等鳳凰城より長白山に至り、我邊境を查するに、路遠く水大なるに因り、未だ卽ち彼處に至るを得ず。明春氷の泮くる時を俟って別に司員を派し、穆克登と同じく義州江源より、小船を作り流に泝りて上り、若し小船前達する能はざれば、卽ち陸路よ

り土門江に行き我地方を査せよ、此行特に我邊境を査せんが爲にして、彼國と渉るなし。但だ我邊内道途遙遠に地方甚だ險なり、倘し中途に阻あらば、朝鮮國をして照管をなさしめよ。

此情由を以て該部をして、朝鮮王の本年進貢官員に、曉諭し、それをして抄寫し齎らして、該王に付せしめよ、云々(漢文和譯以下同)

朝鮮にては大いに狼狽し、參判權尙游を平安道に遣はし、接伴せしめたるに、淸使は咸鏡道より入り來ると聞き、途中より引返らしめ、更めて參判朴權を接伴使とし、咸鏡北道觀察使李善溥と、同じく厚州に迎へしめたり。

穆克登等は盛京の邊關より、行を起し、小舟を作りて頭道溝より鴨綠江に入り、水陸倂び進み溯江すること十日にして、厚州に至り朝鮮接伴使等と會す。更に溯行すること四日にして惠山に至り、舟を捨てゝ山に入り行くこと九十餘里(韓里)、路益々險なるを理由として、接伴使及觀察使を同行せしめず、先づ茂山に至りて一行を待たしむ。

接伴使等は表面上接伴の職務なるも、國境査定の重大事に立會はざるは、甚しき不利益な

ば、地勢分明なるべく、閣下自ら行くに及ばず、若し强ひて行かんとせば、我等兩人の中一人の隨行を許されたしと、左の書面を呈したり。

朝鮮接伴使議政府右參賛朴、咸鏡北道觀察使李、謹んで再拜し、欽差大人烏拉總管閣下に上書す。伏して以ふ。二大人恭しく皇命を承けて、遠邦に臨まるを辱ふす。山川を跋履し備に險阻を嘗め、而して志氣彌々勵み勇往怠らず、盡瘁の義と叱馭の忠、實に人をして敬を起し歎を興さしむるものあり、本官等叨りに重任を辱ふし、使臣を覩ることを獲たり、誠心を竭し以て國王尊敬の意を體せんと欲せざるにあらず。而かも窮邊の都邑、物色殘薄にして供奉の節、形様をなさず　夙宵凜々惟だ罪を下執事に獲んかを、是れ懼れたりしに意はざりき、閣下軫卹を給ひ甚しく、節省を加へ、飯膳皆貴厨に出で毫も敝邦を煩はさず、感謝の餘り慚愧一入深し、承るに閣下兩江の水源を、審にせんが爲め、旋旆將に長白山頂に至らんとす、本官茲に於て憂念の至りに勝へず。蓋し山頂大池の水は、溢れて西に下り鴨綠江上流となる。而して山下より山頂に至るまで、

其間數百里にして、俱に是れ對岸峭壁、絶壑深谷なれば、獵夫、佃夫も僅かに攀ぢて過ぐするを得、蜀道井陘も以て其險を喩ふるに、足らざるなり。

今閣下千鈞の軀を以て、輕々しく不測の地を渉らんとす、假令神明の扶護有るも、必ず途道の顚頓を致さん。これ本官が凛然寒心する所以のものなり。

顧ふに交界を審悉するの擧は、實に皇上敝邦を軫念し、奸民の禁を犯して越江し、事を生ずるの弊を除かんと欲するに出づ。而して大人の必ず躬ら審視せんとするはまた職分の然る所なり。弟だ山路の險惡彼の如く、貴體の跋涉甚だ難し、國事を思ふの誠心は切なりと雖も、自個の身體を思ふ事も亦必要なり。閣下も此に於て、其商量愼重の道なからざらんや、抑も一事あり、極めて僭越罪逃るゝ所なきを知れども、妄に寛假の仁を恃んで輙ち此に冒陳す。

今閣下の行は、只筆帖式、通譯各一人及用兵二十名を帶ぶるのみ、簡約至れりと謂ふべし。而して騎する所及行糧載する所、合せて二十三、匹馬には皆牽夫あり、敝邦官吏の陪往する者亦五人にして、各騎する所及牽夫從人あり、路案內、開路人等を加ふれば、

其數殆ど七十餘人ならんとす。一人各十餘日の糧を齎らす。路險にして馬弱く、重きを載する能はず、若し馬行くべからざるに至れば、人夫を以て負擔し以て行かんとす。左すれば帶同するものは馬一百匹に至り、人は一百三十餘名に至るべし。

長白山の廣大なる海內第一たり、盛夏に當りても氷雪消えず、況んや今日は雨勢連日、已に霖雨の兆あり、若し山谷中に於て猝風暴雨に遇へば、幾多の人畜必ず死傷の患を免れず。伏して以ふに閣下沿路經る所、仁聲大いに播く、惟だ一事の弊を貽さんか、一夫の傷を受けんかを恐るゝ者は、想ふに皇上赤子を愛するが如き、仁を體して然るなり。今若し不幸にして、萬一此の如きあらば、但に閣下惻隱の心に、忍びざる所あるのみならず。豈に皇上愛恤の、政に害なからざらんや。本官等の愚に一の得たるものあり、鴨綠江の山頂大池に、發源して派脈連接し澗谷分明なるは、明者を待たず一見して知るべし。閣下若し隨行員中より、矯捷明敏なる者三四人を選び、敝邦の通譯及路案內者と、俱に往きて審査せしめ、且つ畫師をして圖寫し來らしめば、水源山巡心目の間に了然たるべし。此を以て歸り奏するも、恐らくは不可なけん、未だ知らず閣下以て如何となす。

且つ聞く閣下本官等をして隨行するなく、先づ茂山に往きて待候せしむと。此れ必ず閣下が本官等の、老衰疲殘の狀を憐憫し、此極恕の教あるも、本官等既に邦君の命を受けて、欽差の行を儐接するに、自ら便安の地を占め、閣下をして獨り險路を冒さしむるは、是れ實に義の敢て出でざる所なり。伏して願ふ、閣下俯して諒察を加へ特に本官等の內一人に、後塵に陪し得ることを、許さるれば千萬の幸甚なり。云云、

然れども穆克登は、左の如き回答書を與へて之れを拒絕し、朝鮮側よりは下級官吏數人を帶同せり。

拜啓、先刻貴書を閱したるに、備さに長白山の險峻行き難く、往返の艱難なる情狀を陳ぶ、我等の爲めに計る所、詳なりと謂ふべし。儐接の眞誠にあらずんば、安んぞ能く諄々開復すること此の如からんや。但し身聖旨を奉ず死と雖も辭せず、豈に難を避けて易に就くを容さん乎。況んや皇帝は天眷の子なり、天必ず黠佑せん、幸に以て念となすなかれ。又辭意を察するに、儐介二臣の內一人陪行せん事を懇求す。此れ誠に君命を辱めざるの意大いに嘉美となす。但し山逕險惡なれば、險を踰え奇を探るに對しては、但だ

各自步行せん、爾は高齢長壽の人なれば隨行すること難し、倘し行けば[二六]必ず公事誤るべけれぱ、必ず爾と共に同行せず、再び請ふなかれ云々。

斯くて穆克登は白頭山に登り、定界碑を立てたるが、定界碑は高さ約二尺餘、幅一尺餘にして、碑面に左の文字を彫刻したり。

大清

烏拉總管穆克登奉
旨査邊至此審視西爲鴨綠
東爲土門故於分水嶺上勒石
爲記
康熙五十一年五月十五日
筆帖式　蘇爾昌
通官　二哥
朝鮮軍官　李義復　趙臺相
差使官　許樑　朴道常
通官　金應鑑　金慶門

定界碑設立の當日臨江臺にて、淸使を待ちつゝありし朴接待使は、穆克登に隨行したる譯官金應鑫、金慶門の手書したる報告を得て、此書を附して直ちに、立碑の狀況を國王に報告し來りしが、此手書は最も能く、當時の實況を說明するものなり。卽ち左の如し。

總管の一行江を渡り北岸に止宿す。九日彼境より行を起し樺皮德に止宿す。拾日還つて江を渡り、我境を行きて長白山下、朴逵串に止宿す。拾一日早朝行を起し山腰に登る。入々鴨綠江を涉り下りて水邊に坐し、卑職等に謂つて曰く、汝は古より以來兩江を以て、界限となすと云ひたりしが、今此一山の內咫尺の間、此を大國の地となし彼を汝が國となすと、仍つて步して山頂に登り、水源を周覽したり。新謂長白山の山形は半開の雨傘の如く、上に大地あり正に傘頭の處にあり、而して岡背の其四方を周る者は、傘の全幅形の如し。池北混同の源は、果して平地に於て溢れて水簾をなす、望見して知るべし。鴨綠の源は山南の、稍下の處より泉脈始めて出づ。凡そ兩派の細流あり、數十步にして合して一となり南流す。土門の源は又鴨綠江源の如く分明ならず、但だ鴨綠東派の東に、一岡背を隔てゝ水あり東流す。鴨綠の東派又分れて、一小派となりて東去す、其東岡の

水と相合するにや。土門江は此山を下ること百餘里、所謂裳嚴なるものあり、始めて此に發源す。燕支峯、小白山諸淵の水は亂雜して東流し、尾は裳嚴を指す、而して又皆斷伏して見えず。總管兩水の間岡背の下に坐し、卑職等に云ひて曰く、今回我の此處に來れるは、專ら察邊の爲めなり。而して此岡の水は一は東し、一は西し分れて兩江となる。此れを以て名けて分水嶺と定むべし、而して一碑を建立し以て境界を定むべしと。卑職等軍官、差使員等と相議したる後、乃ち曰く土門の源は之れを以て定むべし。若し夫れ鴨綠は岡西又一派あれば、二碑を作り一を西派に建てゝ鴨綠の界となし、一を此處に建てゝ土門の界となせば、或は可なる似たり。然らして徒み此碑のみを建つれば、後日鴨綠の西源は、何處に其界を爲すやを知らずと。總管手を以て之れを指して曰く、此亦鴨綠の源なり、此外の西水も亦鴨綠の源なり、而して水は固より、自ら在り難き地を爭はんが爲に、此に來らんや。昨年漢人汝の國、甲山の地に越來し、胡亂行走したりしが、此れ蓋し他なし大小(淸韓)疆域は、自ら禁限あるを知らざるが故なり。吾此山を看るに、西よりすれば峭難越難く、東よりすれば　地平かにして過ぎ易し、而して此山は過越の

要路たれば、此に碑を建つれば、彼我の犯禁を禁ずべし。此擧は專ら皇上の爾國を軫念するに出づ、今此の西源に一碑を建つるの說は何の意たるを知らず。と三度請ふて聽許せられざるのみならず、通譯官以爲らく君等の意は、只一片の短岸に在るを知るべし、而して此れ住居すべきの地にあらず、上國豈に之れを愛惜するの理あらんや。建碑の計は專ら奸を防ぐの爲めなれば、此要地に置き往來の人をして、之れを知らしめば充分なり。之れより彼れに至るまで、廣さ一二里に過ぎず長數十步に過ぎず、而して亦碑を建てんと欲すれば、總管豈に能く從聽せんや。若し更に呶々强請して彼の怒に逢はゞ、終に必ず益なくして害ありと、縷々言ひたれば、日暮れたる後、隨行して還り朴達串に寓したり。

拾二日早朝、總管は大通官及發什庫一人をして、金愛順と共に騎馬せしめ、之れを東流の水に送つて、邊に沿ひ更に審査せしめたり。卑職金應鑫軍官趙臺相と亦隨往し、六十餘里の地に往き、其水邊を循看するに、山に出でゝ東流すること拾餘里、又折れて東流すること三十餘里、其間或は流れ或は絕え、未だ長流を見ずといへども、前面亦水道あ

三〇

るが故に、通譯官(支那側の通譯)以爲らく、總管山上に在る時望遠鏡を以て、照らして此曲折の狀を知れども、其隱見の故を以て此に再審の擧あり、今旣に水道此の如し、疑ふべきものなきに似たりと。

譯官看水の爲め出去りたる後、總管は卑職金慶門をして、傍に在り伺候せしめ暫くも離れず、其閑寂なるにより山を談じつゝ、之れに謂ひて曰く、大人來つて此山を看る、想ふに必ず、圖書して以て皇上に進めらるゝならんと。總管曰く、旨を奉じて邊境を査し旣に江源を究む、而して此山の形勝他山に異なる、且つ連行せる處の畫工あり、何ぞ圖畫して以て進めざらんやと。更に請ふて曰く、重臣、道臣、命を受けて來り接待す、必ず大人に隨ひ偕に行かん事を請へり、大人其年老の歩行に利あらざるを聞き、强て落後せしめ、而して只小生等の陪行したれば、此山の如き形勝は國王に細達するに、由なければ、願くば圖畫一枚を小生に賜ひ、以て重臣に對して國王に進達することを如何と。總管笑つて曰く、汝の言亦自ら理あり、我若し來らずんば、何ぞ能く此山に彷彿たる者を畫かん、此に亦禁制あり、是の如くんば他の大人も、亦能く此談あらんなり。吾は當

に二本を精寫せしむべし、一つは我歸つて皇上に奏する爲なり。一は汝歸つて國王に奏するためなり、圖畫作の早晩は、未だ知るべからずといへども、旣に面約あれば畫き與ふるに似たり。碑文は今日より刻し始む、而して同じく登山したる者六人なり、亦碑上に名を書せんと欲するが故に、軍官二名、差使員二名、卑職等の官職姓名を列書して以て給せり。以上の次第を手記すること。　康熙五十一年五月十一日、子刻差備官司勇金、前正金、

右の如く穆克登一行は、五月十五日立碑を了つて茂山に下る。途中朝鮮接伴使に會し、立碑定界は皇旨に出で、彼我奸民犯越の弊を杜絶すべく、流源の斷流の處、摸糊不明なるにより木柵を設けて、標界を明らかにせば如何といひ、朴は木柵は其附近に樹木なき所あり、且つ永久の道にも非らざるが故に、寧ろ其便否に從ひ或は土を築き、或は石を聚めて柵の如きを、設くるの宜しきに如かずと說き、土墩、石堆設置の公文を、交換し分れたりしが、其往復文左の如し。

穆克登の咨文

三二

奉旨査邊大人程等、朝鮮接伴使本地觀察使に移牒し、邊地を明にする事。我親しく白山に至り鴨綠、土門の二江を審視するに、俱に白山に根抵發源し、東西兩邊に分流す。元江北を大國の境となし、江南を朝鮮の境と定めたるは、歷年已に久しければ議せず。他は兩江の發源地なる分水嶺中に、碑を立つるに在り。土門江の源より流に順つて下り審視するに、流るゝこと數十里に至り水痕を見ず、暗流を縫ふの處より百里に至り、始めて巨水現はれ茂山に流る、兩岸草稀に地平かなれば、人邊界あるを知らず。往返して境を越え舍を結び、路徑交雜するが故に、此に於て接伴使、觀察使と共に商議して、茂山、惠山互に近き此水無きの地に、堅守すべき者を設立して、衆人をして邊境あるを知らしめ、敢て境を越えて事を生せざらしむれば、庶くは以て皇上の生民を軫念さるゝの至意に副ひ、且つ兩國の邊境事なかるべし。此商議の爲め咨文照會す。壬辰五月二十八日到着。

朝鮮側の回答

朝鮮國接伴使朴、咸鏡北道觀察使李　謹んで再拜して欽差大人閣下に上書す。伏して咨

文を承くるに曰ふあり。本官査邊大人程等云々。伏して以ふに、該大人欽んで皇命を承け、辱くも弊邦に莅み、險阻を跋履し交界を査明し、分水嶺上に碑を立て標となし、又土門江源の暗伏潜流が、明白を缺く有るを慮り、既に圖を以て親しく、自ら柵を立つるの便否を指示し、復た面のあたり詢ふことをなせしも、猶其詳細を盡くす能はざるかを恐れ、此咨文を送つて更に問ふの擧あり。其仰には皇上一視の仁を體し、俯しては小邦事を生ずるの、端を察する所以にして、委曲一に此に至る。咸激欽歎以て言ふ所を知らず。前日閣下柵を設くるの便否に就きて詢問を賜ふ、本官等は木柵は長久の計にあらず。或は山を築き或は石を聚めて、柵を樹つるか何れにせよ、農事の閑なる頃より工事を始むる事、及び大國の官吏が監督するや否やを仰問したれば、大人は以爲らく、既に定界の後なれば立標の際は、大國人の來り監することなきに似たり。而して農民は使役すべからず、且つ一日の急と爲すことにあらず、監事主掌して便宜工事を始め、一二年して完了すと雖も亦妨げず。使節來る際工事の情況を、通譯官を以て本官に傳言せば、或は皇上に轉奏するの道なしとせず。との事なりし故に、本官等は辭退の後此事を、國王に伏

聞せり。咨文中兩國の邊境事なきの道は、此事更に達する處なし、且咨文を以て回答することは、體面上敢へてせざる所あり、謹んで以て文を呈して仰ぎ答ふ。

伏して乞ふ恕察せよ。云々。

其後現在の石堆、土堆は此回答の主旨により、築造せられたるものなるべしと雖も、文献の徵すべきものなし。

穆克登は小册を作り、更に豆滿江に從つて下り、江口までを視察して歸途に就き、其經過を左の如く皇帝に奏上せり。

四月二十九日厚州江を發し、行くこと三十里にして、朝鮮國王の遣す所の接伴使朴、咸鏡北道觀察使李の來接するあり。三十日江を渡り朝鮮馬に騎し、其山鄙を循り往く事、二百餘里にして惠山に至りたるに、朝鮮國王又兵曹參議を遣し來り宴を張る。晤意歡洽、禮貌甚だ恭し、皆皇上の恩に感じ、大國の使節を敬ふなり。惠山より出發して劍川道溝に來り、朝鮮の二使臣年老ふるの故を以て、重駄を率る副使と同じく一路茂山に往かしめ、臣は一路行糧を減じ騎馬從者を約し、只朝鮮官數人を帶し白山に登り、池水を見た

ゐに、西は鴨綠たり、東は土門たり、遂に分水嶺上碑を立てゝ記錄となせり。北流の水は未だ何れに向ふて、去るやを知らざれども、謂ふ之れ烏龍江(黑龍江)なりと。土門に循つて下り、今方に觀察事完ふして歸京す。

定界碑は斯樣にして建立せられたるも、時既に重大なる錯誤あり、卽ち淸使は松花江の上流、土門江を豆滿江の源流なりと、誤認したること之れなり。他日淸韓爭境の大問題が、此不注意より發生すべしとは、當年の使臣一行が、夢想だもせざりしなるべし。

而して建立後も兩國共に依然豆滿江、鴨綠江以北の封禁を重んじ、間島一帶に何等の施設をなさず、無人の地帶として近年に來れり。其封禁を重じたる、二三の例を擧ぐれば……

一、通文館志卷九　肅宗大王四十年(康熙五十三年、西紀一六九四年)甲午の條に

上國人、舍を慶源の對岸二里許及　訓戎の對岸三里許、二箇所に作りたれば、邇北疆界は只一水を隔つるのみにして、空曠の時に於ても猶ほ奸民の、禁を冒して慘越するを患ふるに、況んや今至つて近く相接せば、釁戾を致し易からん、請ふらくは轉達して意外の事を生ずるの患なからしめたしとて、陳正金慶門を北京に專差して、禮部に咨報した

れば、禮部の回咨に、本部は朝鮮邊に近き二處に房を作りて居住せる者は、何等の人何等の所屬地方に係り、何に因りて居住するやを知らざれば、遽かに議するに便ならず、應に奉天將軍及府尹並に寧古塔將軍に移咨して査明せしめ、到る日議せんことを題奏したるに、議に依れ、着して該官をして嚴察して速かに奏せしめよとの上旨を奉じたり。

とあり、翌四十一年乙未の條に……

禮部よりの來咨に據るに、寧古塔の題奏によりて、本部は其安都立他木奴の屯、寧古塔より挪し去れる官兵の屯は、朝鮮の慶源訓戒二城と既に近く、小人等往來事を生せんも亦未だ定むべからざれば、二屯の房屋窩舖を以て折毀し、倶に江を離るゝ稍遠き好田土種すべき處に於て居住せしめ、以後沿江の近き處にありて房を作り、地を耕するものは嚴に禁止を行ひ、該管官員をして不時に嚴査せしめ若し禁に違ひて仍ほ在り、或は朝鮮國又報せば該管を以て議處し、兵民は罪を治せんと題奏したるに、議に依れとの旨を奉じたり。

とあり、即ち定界碑建立の二年後に、淸人が豆滿江對岸に房屋を造りしものを朝鮮の抗議

一、同英宗七年(雍正九年西紀一七三一年)の條に……

鳳凰城邊外に設けたる、陸路防汎の虎耳山等の處に、草河、靉河の二水あり。倶に邊內に發源して邊外莽牛哨に至り、會流して鴨綠江(中江)に入る。其中江に中洲あり、江心沱と云ふ。沱の西は鳳凰城管轄に屬し、沱の東は朝鮮界跡に係る。每年不肖の匪徒、私かに小舟に乘じ水路より米粮を偸運す、虎耳山には陸路防汎の設けあれども、河水阻隔稽査する能はず。故に莽牛哨に水路防汎を設けんとの議ありしが、淸帝は該地方は朝鮮と界を連ぬるが故に、朝鮮王に詢問し、王が異存なければ更に議せんとしたるに、朝鮮王は前記房屋折毀の例を引き、金慶門を北京に專差して異議を唱へたれば、遂に之を止めたることの記載あり。

一、同英宗二十二年(乾隆十一年丙寅、西曆一七四六年)卽ち前記事件より十五年を經て、再び此問題を生じたり。同年の條に……

奉天將軍達爾黨阿は、近來不肖の徒、私かに小舟を造り米穀を積載し、莽牛哨より江を

順って産蔘の地に到り、人蔘を採る。莽牛哨に防汎を設けて之を取締るの必要あり、且つ沿邊の荒田を開墾し耕種せしめ、看守要隘し、江心を越過するを許さざらんとの意見を上奏せるに依り、調査せしめたるに、朝鮮王は皇朝既に内外區界を嚴にし、奸細綫越の患を軫念せられ、柵を鳳凰城に樹て以て出入を調ふ。而して柵外松江に至る百有余里其地方を虛にし人の居住を禁ず。然るに今墾土設屯せば奸弊百出せん。且既に康熙五十四年に房屋折毀のことあり。雍正九年に草霙二河合流地の水汎中止のことあり。乾隆二年内地商民、中江に於て交市の命ありしも、皇上小邦日後の弊を思ひ之を中止せられし事あり。今回の件も雍正九年防汎停罷の所なり。殊に該屯墾土は其弊なるにより、之を中止せしめたしとの主旨を以て抗議したるに、帝は遂に之を中止せしむることの記載あり。

一、同英宗大王二十四年（乾隆十三年戊辰、西紀一七四八年）の條に……

訓戒鎮の對岸・東邊二里許に上國人家を作りて墾田せしものありしに由り。康熙五十四年に移咨し毀撤せし例に照して、清國に具咨せしかば、該將軍をして確査せしめ、卽ち

禁止を行はん、作る所の房屋は例に照して辨理すべしとの　回咨ありたりとの記載あり。

卽ち定界碑設立後に於ても、　封禁に關し清國が朝鮮の抗議を尊重し、綏衞地帶の維持に努めたるかを推知するに足る。

清韓兩國の定界を明確ならしむべく、多大の努力を以て建立したる該定界碑が、定界の効を致さざるのみならず、却つて後年定界紛議の大問題となりしは奇と謂ふべし。（篠田博士稿）

四四

間島琿春地方及同接壤地方在住民の密度及對比（昭和五年十二月末調）

地方別	縣別	面積（方里）	內地人 人口（人）	內地人 百分比（%）	朝鮮人 人口（人）	朝鮮人 百分比（%）	中國人 人口（人）	中國人 百分比（%）	外國人 人口（人）	外國人 百分比（%）	人口計（人）	一平方里在住者密度（人）
間島琿春地方	延吉縣	五一八	一、六八八	〇・六八一	一九五、二四二	七八・七九五	五〇、七七二	二〇・四九〇	七五	〇・〇三〇	二四七、七八五	四七八
	和龍縣	三七八	七二	〇・〇六六	一〇二、六七四	九四・四二九	五、九八四	五・五〇四	一	〇・〇〇一	一〇八、七三二	二八八
	汪清縣	四九四	一五二	〇・二四一	四〇、一〇一	六三・五四三	二二、八五三	三六・二一三	二	〇・〇〇三	六三、一〇八	一二七
	琿春縣	二六六	三三四	〇・三七五	五〇、三四九	五六・五七九	三八、二九五	四三・〇三四	一一	〇・〇一二	八八、九八九	三四〇
	計	一、六五六	二、二四六	〇・四四三	三八八、三六六	七六・三五七	一一七、九〇二	二三・一八一	八九	〇・〇一九	五〇八、六一三	三〇七
接壤地方	安圖縣	三七〇			四、二九六	一九・四二六	一七、八二〇	八〇・五七五			二二、一一六	六〇
	撫松縣	四一二			二、二七五	六・九六五	三〇、三八九	九三・〇三五			三二、六六四	七九
	樺甸縣	六九四			三、一一九	一・七八三	一七一、六八四	九八・二一七			一七四、八〇三	二五二
	敦化縣	三四七	一六	〇・〇四七	三、四二九	一〇・二三三	三〇、〇六五	八九・七二〇			三三、五一〇	九七
	額穆縣	四九〇	六	〇・〇一一	四、三三三	七・七二〇	五一、七八三	九二・二六九			五六、一二二	一一五
	寧安縣	一、〇九三	一〇二	〇・〇六〇	六、〇〇三	三・五五七	一六〇、〇〇〇	九四・八〇四	二、六六四	一・五七九	一六八、七六八	一五四
	東寧縣	約八〇〇	五九	〇・一四一	三、六五〇	八・七五二	三五、〇〇〇	八三・九一七	二、九九九	七・一九〇	四一、七〇八	五二
	計	四、二〇五	一八三	〇・〇三四	二七、一五三	五・一二六	四九六、六九一	九三・七七一	五、六六三	一・〇六九	五二九、六九〇	一二六

合計	五、八六二	二四九	〇・二二五	四二、五五九	四〇・〇九	六二四、五九三	五九・一九二	五、七五二	〇・五五四	一、〇三八、三〇三	一七七

備考　本表地域の面積は北海道(五、七三五方里)に匹敵す、而して北海道一方里在住者の密度は四五一人であり。咸鏡北道の人口は七四五、一二四人　一方里五六五人である。

間島琿春地方縣別内外人戸口表

(昭和五年十二月末現在)

區別		内地人 戸數	内地人 男	内地人 女	内地人 計	朝鮮人 戸數	朝鮮人 男	朝鮮人 女	朝鮮人 計	外國人 戸數	外國人 男	外國人 女	外國人 計	中國人 戸數	中國人 男	中國人 女	中國人 計
延吉縣	龍井村商埠地	三一八	五六七	五五八	一、一二五	二、九七五	七、五〇九	六、〇九八	一三、六〇七	一五	二八	二九	五七	七〇一	二、三九八	一、一三二	三、五三〇
	局子街商埠地	六八	一〇八	一二一	二二九	四五六	一、〇五二	一、〇〇七	二、〇五九	一	一		一	二、九九五	一〇、九三四	五、六七六	一六、六一〇
	頭道溝商埠地	七〇	一〇六	八九	一九五	七九八	二、〇二一	一、八六九	三、八九〇	一	一		一	三一七	一、五五九	六四五	二、二〇四
	商埠地計	四五六	七八一	七六八	一、五四九	四、二二九	一〇、五八二	八、九七四	一九、五五六	一七	三〇	二九	五九	四、〇一三	一四、八九一	七、四五三	二二、三四四
	雜居地	四四	九四	五五	一四九	三〇、七六八	九二、四三四	八三、二五二	一七五、六八六	五	一五	一	一六	四、五六〇	一八、六二七	九、七九九	二八、四二六
	合計	五〇〇	八七五	八二三	一、六九八	三四、九九七	一〇三、〇一六	九二、二二六	一九五、二四二	二二	四五	三〇	七五	八、五七三	三三、五一八	一七、二五二	五〇、七七〇
和龍縣	雜居地	一三六	一三九	一三三	二七二	一七、一三六	五四、六八六	四七、九八八	一〇二、六七四	一	一		一	一、五〇[illegible]	四、四一五	一、五六九	五、九八四
汪	百草溝商埠地	三八	六二	四三	一〇五	三一二	一、〇七三	一、〇一二	二、〇八五	一	一	一	二	四五八	二、五一三	九八五	三、四九八

清縣	雜居地	二七	三三	二四	四七	六、九六六	二〇、二二八	一七、七九〇	三八、〇一八					三、四〇七	一一、一二七	八、二二八	一九、三五五
	合計	六六	八四	六八	一五三	七、二八七	二一、三〇〇	一八、八〇一	四〇、一〇一	一	一	一	二	三、八六五	一三、六四〇	九、二一三	二二、八五三
琿春縣	琿春商埠地	八四	一三六	一四九	二八七	四八一	一、一三〇	九九二	二、一二二	五	六	四	一〇	一、七八一	七、四九二	二、八四六	一〇、三三八
	雜居地	一七	二八	二四	四七	八、三九九	二五、一三三	二三、〇九五	四八、二二八	一	一		一	五、〇四五	一五、〇七八	一二、八七九	二七、九五七
	合計	一〇一	一六四	一七三	三三四	八、八八〇	二六、二六三	二四、〇八六	五〇、三四九	六	七	四	一一	六、八二六	二二、五七〇	一五、七二五	三八、二九五
總計		七〇二	一、一五九	一、〇九七	二、二五六	六八、一〇〇	一〇五、二六五	一八三、一〇一	二八八、三六六	三〇	五四	三五	八九	二〇、七六九	七四、一四三	四三、七五九	一一七、九〇二
昭和四年十二月末現在戸口		六五四	一、〇五二	一、〇三一	二、〇八三	六七、六五四	一〇三、〇四九	一七八、五一二	二八一、五六一	三八	四九	三九	八八	二〇、四七五	七三、二三六	四三、四二〇	一一六、六六六
昭和四年十二月末に比し	增	四八	一〇七	六六	一七三	四四六	二、二一六	四、五八九	六、八〇五		五		一	二九四	九〇七	三三九	一、二三六
	減									八		四					

延吉	三五〇	三
汪清	二〇〇	五
琿春	二〇	一
敦化	四〇〇	四
合計	九九五	一四	一

（以上樋口芝巖氏稿「間琿地方に於ける宗教運動」より摘錄）

間島（琿春縣を含む）地方朝鮮人宗教狀況一覽表

昭和五年六月末調

區別		耶蘇教 加奈陀長老派	耶蘇教 南監理派	耶蘇教 東亞基督教派	耶蘇教 安息教派	耶蘇教 天主公教派	耶蘇教 計	天道教
延吉縣	教會又ハ寺院數	三七	二	二	三	三七	八〇	一三
	信徒數 男	一、八四七	四〇一	五三	五六	三、八一九	六、一七六	一、〇六二
	信徒數 女	一、六二七	四二五	三七	八〇	三、四八八	五、六四七	一、〇七一
	信徒數 計	三、四七四	八二六	九〇	一三六	七、三〇七	一一、八二三	二、一三三
和龍縣	教會又ハ寺院數	二		一	一	一一	一五	一
	信徒數 男	六〇二		一九	五五	三四五	一、〇二〇	一〇四
	信徒數 女	五七八		二一	三二	二五一	八八三	五九
	信徒數 計	一、一七九		四〇	八七	五九六	一、九〇三	一六三
汪清縣	教會又ハ寺院數	二	六	一		一	一〇	一
	信徒數 男	一〇三	三〇〇	一六		三〇	四四九	五六
	信徒數 女	一三一	三五九	一五		二八	五三三	四八
	信徒數 計	二三四	六五九	三一		五八	九七二	一〇四
琿春縣	教會又ハ寺院數	一六	六	二		二	三五	
	信徒數 男	五七八	二九五	六〇		五二四	一、四五七	
	信徒數 女	四八四	二八六	六三		四四〇	一、二七三	
	信徒數 計	一、〇六二	五八一	一二三		九六四	二、七三〇	
計	教會又ハ寺院數	六六	一四	六	四	四一	一四〇	一五
	信徒數 男	三、一二九	九九六	一四八	一一一	四、七一八	九、一〇二	一、二二二
	信徒數 女	二、八〇〇	一、〇七〇	一一六	一一二	四、二〇七	八、三三五	一、一七八
	信徒數 計	五、九二九	二、〇六六	二六四	二二三	八、九二五	一七、四三七	二、三九九

大倧教	一	一六	三	九					一	一六	一四	三〇					二	三三	一七	三九
元宗教	四	一七八	一三三	三一〇													四	一七八	一三三	三一〇
侍天教	九	六八四	五六九	一、二五三													九	六八四	五六九	一、二五三
儒教　大成儒教	二	二、三三五		二、三三五													二	二、三三五		二、三三五
儒教　孔教會	一	一〇、〇〇〇		一〇、〇〇〇	一	二六		二六	一	三二	九	三一〇					三	一〇、五二七	九	一〇、五三六
儒教　計	三	一二、三三五		一二、三三五	一	二六		二六	一	三二	九	三一〇					五	一二、八六二	九	一二、八七一
佛教	六	九九	一一〇	二〇九					一	三	一二	三三					七	一三〇	一三	二四二
合計	一二六	二〇、五三九	七、五三三	二八、〇七二	一七	一、三四〇	九四	一三、二八一	一四	八五三	六〇五	一、四五八	三五	一、四五七	一、二七三	二、七三〇	一八三	三四、一八九	一〇、三五一	三四、五四〇

備考　一、本表信徒は朝鮮人のみなり。

二、前年に比し信徒三〇六名減少せり。

三、青林教は自然消滅の狀態となれり。

鮮農の移住と增加狀態

間島は前淸の始めより　同治年間(約六十年前)に至るまで、淸韓相犯する事なきを盟ひ、禁山園場として荒漠たるまゝに遺棄されて、民人の居住する者が絕えてなかつたが、挖金賊の群や、獵夫或は採藥草者等が足跡を印するに至り、何時となく淸韓人が窃かに、密江や海蘭河の流域に三々五々居を構へて、耕牧する者があるに至つた。その後明治二、三年の兩年に亘つて、咸鏡兩道一帶に稀有の大饑饉があつて、光景慘憺を極めた時圖們江海岸居住の韓民は、遂に禁を犯して深夜筏を泛べて渡江し、窃かに荒蕪を開拓して生存することを得たので、之れが近代に於ける鮮農移住の濫觴である。次で明治十六年西北經略使魚允

中が、討禁令を撤回したので沿岸の住民は、先を爭つて移住し專ら開墾に從事した。爾來韓民の移住絶間なく今日に及んだのである。

要する間島鮮農移住の原因としては、

(一) 國を接する地理的關係に在ること

(二) 地味肥沃にして收穫多く且つ地價の低廉であること

咸鏡北道産業課調(昭和三年)による咸北と間島との反當り收穫量を示せば

	咸北	間島	割合
米	九二〇合	一、一四〇合	一九・三%
粟	六八〇	一、二〇〇	四三・三
大豆	六一〇	八七〇	二九・八
小麥	四六〇	七二〇	三六・一

(三) 間島協約により朝鮮人には、居住の自由あり殊に歸化鮮人には、土地所有の權利が付與されて居ること。

(四) 複雜煩惱なる生活に耐へ得ざる鮮人も、一度國境を越えれば、比較的呑氣な生活を

なし得ること。

（五）飢饉、旱魃、洪水等の天災地變によること。

而して彼等の最も早く開墾に從事したと、傳へられ居る地方は左の各處である。

延吉縣　志仁鄉南營下村
同　勇智鄉龍井村小佛洞
同　守信鄉藥水洞虛來城
和龍縣　明新社三道溝
同　知新社藏財村
汪淸縣　春明鄉大坎子
同　春華鄉鳳梧洞
琿春縣　德惠鄉三廠洞
同　崇禮鄉電線村
同　敬信鄉金塘村

因みに郷、社、は恰も我町村に相當するもので、郷社の下には甲及牌がある。卽ち十戸を以て牌とし、十牌を以て一甲として、夫れ〴〵長を置いてある。

總領事館管内新移住朝鮮人人員調査

大正六年	一二、〇〇〇人
同七年	一九、二〇〇人
同八年	二二、八〇〇人
同九年	二四、〇〇〇人
同十年	二、一八〇人
同十一年	五、四〇〇人
同十二年	二、〇〇〇人
同十三年	三、〇〇〇人
同十四年	四、五五六人
同十五年	九、一四三人
昭和二年	二四、〇五五人
同三年	一五、一七三人
同四年	五、六九二人
同五年	三、三九二人

（昭和十年は軍隊出動のため少し）

在住朝鮮人增加狀態

明治四十年末	七三、〇〇〇人
同四十一年末	九一、〇〇〇人
大正五年末	二〇三、四二六人
同十年末	三〇七、八〇六人
昭和元年末	三五六、〇一六人
同二年末	三六八、八二七人
同三年末	三八二、九三〇人
同四年末	三八一、五六一人
同五年末	三八八、三六六人

鮮農移住の現狀

移民の殆ど全部は農業移民である、從つて移住時期は毎年十月十一月より、二、三、四月が最も多い。之は當年の收穫も終り次年の小作契約や、土地買入に最も適當な時であるからである。

彼等が移住時に於ける携行金額（滿蒙事情昭和五年二月號所載）

(一)	三、〇〇〇圓	一家族	(五)	一〇〇圓以下	七家族
(二)	一、五〇〇圓—二、〇〇〇圓	三家族	(六)	五〇圓以下	一五家族
(三)	一、〇〇〇圓—一、〇五〇圓	八家族	(七)	無一物	五家族
(四)	五〇〇圓—一、〇〇〇圓	一家族			

之等移住者の內、相當資產ある者は なるべく交通の便あり且つ生活を脅かさるゝこと少なき、圖們江沿岸に止まらんとし、無資力のものは勢ひ奧地に流れ出で、而も小作農として行先を準備する者少なく、只同胞の慈悲、卽ち先住鮮人の、是等移住者への宿泊 與食或は耕地斡旋に俟つて 今日まで曲りなりにも、定著し來つたが、現在では支那地主が曾つて鮮人小作人を優遇し、土地の如きも支那人同樣未墾地は、登記料を納付するのみで、所有權

を得られた時代と事情を異にして、在間支那人の鮮農に對する態度が一變して來たので、此等移民の定著も却々困難の事である。

無料宿泊所

大正十四年十月、局子街領事分舘の森常太郎氏(獸醫)が、私財を投じて局子街及老頭溝の二箇所に、無料宿泊所を創設したが維持上の困難と、鮮農移住の經路に遠ざかつて居たため、成績振はず終に昭和三年春廢止した。

然るに昭和五年三月百草溝朝鮮人民會が、本部を同地に、支部を依蘭溝管内鳳捿洞、百草溝管内永昌洞に置き、無料宿泊所を開設して、貧困者の無料宿泊、小作その他の仕事の斡旋をして居る。尚今後數箇所に增設の豫定である。

外に龍井に在間同胞救濟團といふ救護團がある、指定合宿所に於て十錢の實費を以て一泊一食することが出來る。

土地所有狀況

鮮人の土地所有者は從來の越墾民を除いては 支那人より買受けたる者と、未墾地開墾に

よつて得たものとの二樣である。

（豆滿江岸特に慶興對岸は從來越境耕作の鮮人が多く、其附近の土地は殆ど其所有であるといふ）未墾地開墾は支那の官有山林拂下制度によつて、出願者は一定の手數料を納入し、一定の期間内に開墾すべき事を條件として、其開墾を許可される。期間内に開墾を終つて初めて地契の交附を受けて其權利を得るので之は支那人と歸化鮮人のみに限り、一般非歸化鮮人には許されない。間島協約によれば、鮮人は居住及土地家屋の所有權を有するのであるが、現在支那側は延吉、和龍の二縣に於てのみ非歸化者に對しても、其所有權を認めて居るが、汪淸、琿春の二縣に於ては、歸化鮮人でなければ其所有權を認めない實狀である。支那官憲は土地所有權を得んとする鮮人には、歸化を强要して自國の保護下に置かんとする故に、非歸化鮮人が土地を購入するには、先づ歸化鮮人に依賴して其名義を用ひ、賣買契約のため立會審査をなす場合には、買受人は之に參加せず、單に名義人の歸化鮮人と賣渡支那人と立會つた後、歸化鮮人は買受人を伴ひ實査して、始めて契約をするのである。これは歸化鮮人以外の者が立會すれば、外國人が土地所有權を獲得するものであると

の理由で、支那官憲が其賣買を認めないからである。斯くて實査ををはり名義鮮人より土地代金を支拂ひ、賣渡證書の授受をして更に社長の賣渡證明を受け、縣署に出頭して土地臺帳訂正の手續をなし、地劵を受領するのであつて、一見不確實の樣であるが兩者間に紛糾を來すことはないといふことである。

而して龍井村地方では買入地十分の一の地上權を、名義人に與へる例であるが、琿春地方ではかゝる一定の習慣なく、單に一時金若干を謝禮するのみである。

昭和四年支那官憲の調査によれば、間島に於ける鮮人土地所有者は、三七、八六三人、所有地一一三四、三二一五晌であると。

（一晌は我約七反二畝、鮮人は一晌地を大晌一日耕地と云ふ）

土地買入に要する經費

鄉長の蓋戳費（捺印の意味）	土地代金百分の二
縣　稅　契	同　　十分の一
附　加　稅	縣稅契の二割五分

甘結書	二枚	手數料二圓
切結書	一枚	
官費		二圓五十錢
照費		一圓十錢

小作狀況

支那人は何れも平坦な土地を占めて居る、鮮人は移住年數は古いが土地所有權を有する者は僅かに五分の一に過ぎない。(琿春縣)

其他は小作人で其耕地は山腹の斜面乃至谷地、又は水害の虞ある河盆に耕作して居る。

一般支那人間に行はれる小作は、口約であるが兩者間に紛爭を起すことは鮮ない。

永代小作は支那人の所有する未墾地を開墾してより、三年乃至四年の間は小作料は要らないが、其後は耕地の五分一乃至二を地主に提供する。又小作權を他に讓渡する自由があり殆ど土地所有權に近い。

短期小作は既墾地、又は耕作に容易な土地を借入れて、二年乃至十年の小作契約をする。

小作料は收穫物を折半するものと、一晌に對して穀類三斗乃至二石を提供するものとあり、何れも借入の更新をする優先權がある習慣である。

一年小作は主として平野の耕地であつて、小作料は收穫の十分の三を地主に提供するものが多い。此種小作は土地所有者が自己の傭人又は家族で、耕作しない場合に契約するのであるが、又收穫物全部を買收する條件で契約するものもある。

小作權の賣買は間島の至る所で行はれる譯ではないが、琿春縣黑頂子附近で每年陰曆一月から二月に至る、農閑期に行はれる一例を述べて見よう。

それは年限を定めないで、或金額を無利子で支那人地主に供託して、其間小作權を得るのであるが小作を中止した時には、地主から前に供託した元金を取戾すのである。

其供託金額

上等畑	一日耕(我三反四畝)	金四十圓
中等畑	同	金三十五圓
下等畑	同	金二十五圓

又一年を限りて同樣の契約で小作權を買收する方法もある。其供託金額

上等畑	一日耕	金十四圓
中等畑	同	金十二圓
下等畑	同	金十圓

此小作權の賣買によりて地主は、水害、旱害による、減收の心配がなく、無利子の供託金を以て、他に高利に貸付ける利益があり、一方小作權を買つた鮮農は假りに大豆を播くとすれば、上等畑一日耕に付朝鮮桝十石、中等畑九石、下等畑七石の收穫があり、一石の相場が六圓としても、相應の利益を得られる譯である。

鮮人農家の經濟

左に最近の調査による農家一年間の收支狀況を見れば（平年作を標準とす）自作農（家族五人あり六晌耕作するものとす）

△一年間收入

種目	金額	摘要
大豆二晌	円 六三・〇〇〇	一晌四石半、一石代七圓とす

精粟三晌	一二〇・〇〇〇	一晌四石、一石代十圓とす
玉蜀黍三石	一七・五〇〇	
雜穀七石	二五・〇〇〇	馬鈴薯、大麥、菜豆、稗等
麻布	三〇・〇〇〇	婦女子が副業として產出す
鷄豚等家畜	五〇・〇〇〇	同上　鷄卵を含む
牛車收入	六〇・〇〇〇	冬期中運搬業を營む
雜收入	二〇・〇〇〇	勞働賃金など
合計	三八五・五〇〇	

△一年間支出

種目	金額	摘要
土地稅	円 二〇・〇〇〇	概算にして年々一定せず
民會費其他公費	二二・〇〇〇	下級官吏の暴惡により一定せず
衣服費	五〇・〇〇〇	一人年十圓宛(履物代を含む)
食料費	一一一・〇〇〇	粟八石、大豆二石、其他雜穀
冠婚葬禮費	一〇〇・〇〇〇	最低限度
官鹽代	一五・〇〇〇	
交際費	一〇・〇〇〇	

借金利子	二〇・〇〇〇	金融方面より借金す
合計	三四八・〇〇〇	

△差引利益三十七圓五十錢

此利益を以て主に利廻しをするのであるが、何個年と續けて凶作を見ぬ時は土地を買収するのである。現在朝鮮人の土地所有面積が鮮內地に於ける資本家の投資を見ずして年々増加しつゝあるのは之れが結果である。

小作農(同上)

△一年間收入

種目	金額	摘要
大豆二晌	三二〇〇〇円	小作料を除く
精粟三晌	六〇・〇〇〇	同
大豆三石	四・〇〇〇	同
玉蜀黍三石	二・〇〇〇	同殆ど全部間食となる
馬鈴薯三石	一〇・〇〇〇	小作料を除く
雜穀八石	一〇・〇〇〇	同
雜收入	五〇・〇〇〇	人夫賃及副業による收入を含む

合計	一六八、〇〇〇	

△一年間支出

種目	金額	摘要
各種公税	円 一二・〇〇〇	
衣服代	二〇・〇〇〇	一人年四圓宛(同上)
食糧代	一〇〇・〇〇〇	
冠婚葬禮費	五〇・〇〇〇	
交際費	八・〇〇〇	
官鹽代	一二・〇〇〇	
借金利子	三〇・〇〇〇	
直接間接地主に搾取される金額	二〇・〇〇〇	官憲に徴さるゝものも含む
其他雜費	一〇・〇〇〇	農具代
合計	二六二・〇〇〇	

△差引不足九十三圓五〇錢

之れ丈不足を生ずる爲め、小作農等は農閑期を利用して、牛馬車に依る、運搬業及薪炭の販賣などをなし、一方妻女に命じて製麻、養鷄、養豚などをして收入の增加を計るが、內には二三年も一箇所に定住すること出來ず、窃かに立退きをする者もあるといふ。

一晌は十負、

一晌は 二千坪と一千七百坪とあり
此項に於ける一晌は一千七百坪である

木材（立方尺）		三〇			九九八	九一五
其の他諸品		一五九、五四九		六九六、四三九		一〇三、三七一
再輸入品（外國産）		四〇、三九六		五、三三四		
計		一、六八一、九七四		三、一七五、七〇四		三、一八一、四七六

備考　昭和四年度高粱及粟は昭和三年に於て農作物不作に依り支那側が救濟の爲め南滿地方より輸入貧民に配給したるものである

金融　琿春に於ける金融機關は、琿春共榮株式會社、琿春朝鮮人民會金融部及琿春興産株式會社で、前者は主として下層農民に低利農資を、後者は市內鮮人の商業資金の融通を計つて居る。市內に於ける平均金利は

內鮮人間月三分（日步十錢）、支鮮人間月八步（日步十六錢）、支那人間月五分（日步十六錢）

通貨は日本貨を主とし

質利子

五圓以下　月七分五厘　　二十圓以下　月七分

五十圓以下　月六分　　百圓以下　月四分
千圓以下　月二分五厘　　流質期限滿三ヶ月

支那官衙

琿春縣政府、東北陸軍步第七十團、保衛團、公安局、地方審判廳、榷運局、森林分局、憲兵分所、教育局、稅捐局、郵政局、電報局、吉黑緝私第二營分所、延吉海關分關、利通電話公司、旭春電燈廠、

琿春より各地に至る距離

朝鮮城川間（豆滿江岸）	三里	慶源面（城川經由）	五里
西甩灣子（訓戎對岸）	三里	新阿山對岸	七里
回龍峯（下汝坪對岸）	九里	頭道溝（分館分署所在地）	五里
涼水泉子（穩城對岸）	九里	黑頂子（同　）	九里半
密口	六里	長嶺子（露支國境）	三里
土門子	二〇里		
露領バラバシ（土門子經由）	二八里	ノーキエフスコエ（長嶺子經由）	九里

汪清を經て寧古塔に至る六〇〇支里、この間濕地及峻坂多く、夏期は交通杜絶することあり。浦塩には煙秋（ノーキエフスクエ）「ポセット」を、經由するを通例とする。先づ三里にして露支國境に達し、更に六里にして煙秋に至り、更に三里にして「ポセット」灣に至り、乗船九時間にして浦塩に達す。而して此間道路平坦にして、支露國境に緩勾配の、小嶺あるのみである。土門子を經て「バラバシ」及東寧縣三岔口に至るものは、二十里にして土門子に至り、更に二里國境分水嶺を越え、東方露領蒙古界を經由「ポコロスフカ」に達す。又分水嶺より北方老爺嶺を越え、三十餘里にして三岔口に達す。下汝坪に至る九里餘、この間大盤嶺を越ゆ。道路險惡交通容易ならず、解氷期中は琿春川下流まで陸路、更に支那ジャンク船にて、豆滿江に出で下汝坪に達す。

豆滿江岸訓戎城川至る道路は、平坦にして乗合自働車の外、支那馬車及び朝鮮式牛車の往來がある。

局　子　街　　二四〇支里

土門子地方　土門子は一名東興鎮とも呼ぶ、縣內に於て琿春に次ぐ集團地であつて、琿春を距る東北方二十一里露支國境に在り、從來の露支貿易は此地で行はれた。同地へ通ずる

道路は狹隘な谷地にありて頗る惡しく、夏期は徒步者の往來を見るのみであるが、結氷期間は琿春河氷上を利用して、橇又は車輛で貨客を運搬する。昭和五年二月現在戸口

戸數　三〇四戸（朝鮮人　一三五戸／支那人　一六九戸）

人口　二、〇二四人（朝鮮人（男　四三〇人／女　三五〇人）／支那人（男　九〇〇人／女　三四四人））

馬滴搭（琿春より九里、土門子街道）

戸數　七二戸（支那人　三八戸／朝鮮人　三四戸）

人口　五四八人（支那人　三二四人／朝鮮人　二二四人）

私立東興學校（土門子、總督府教科書を用ゆ）

私立光成學校（小六道溝）
同　三育學校（下草帽頂子）
同　普光學校（打馬溝）
｝支那教科書を用ゆ

此地方は既耕一日耕地三十圓乃至六十圓であつたが　昭和五年から二十圓乃至四十圓、水田一日耕地六七十圓になつた。

土門子には支那歩兵一箇大隊と公安局分局があつて、國境守備と治安維持に任じて居る。

從來公然と行ひ來つた密輸出入も露支の乖離より、引續き露國ゲペウ員の警戒嚴重のため、密貿易は殆ど根絶の有樣である。

琿春縣は吉林省東南の一隅に位し、北方及西方は老爺嶺の支脈を以て、東寧、汪淸の二縣に連り　東南は丘陵性の連岡を以て、露領南部沿海州に接續し、西南は豆滿江に沿ふて朝鮮と境し、西南より東北に走れる狹長な盆地である。縣内に流るゝ河川は總て縣界若くは國境を形成する　分水嶺に發して豆滿江に注ぐを以て、流域少く水量に乏しいけれども、灌漑には充分である。琿春河は全長三十四里で　數十の支流を合して縣内を縱貫する、最も大なるもので下流約六里の地點から、東西九里南北四里に亘る　漏斗狀に展開せる平野を形成して居る。縣内一般に肥沃な地味であつて、河川の流域及丘陵の斜面は、殆ど好く耕作に適して居る。

全面積二百六十方里

戸　數　一五、五九六戸（外國人　一一戸　朝鮮人　八、六六九戸／内地人　一一〇戸　支那人　六、八〇六人）

人　口　八八、三五九人（内地人　三四三人　朝鮮人　四九、九五二人／外國人　一三人　支那人　三八、〇五一人）

（昭和四年末現在）

内地人戸數の内七〇戸は官公吏である。

琿春市内を除き村落に居住する、鮮人の大部分は農民である。

琿春縣政府より上司に報告した

昭和四年九月一日現在歸化鮮人戸口數　一、二三一戸　七、〇三〇人

歸化を要望する戸數　二、三三五戸

敎　育

鮮人敎育機關（昭和四年末調査）

公　立　學　校　四（内三補助書堂）　五一五名

私立學校	一七	一一二三名
支那側經營	一一	三八〇名
教會附屬學校	三	一二三名

支那子弟教育機關

縣立國民小學校	五二	約二〇〇〇名
私立小學校	一八	約　八百名

宗教

管內鮮人は主として基督教である

教名	布教所	信徒數
耶蘇教	二四	三、〇一七名
天道教	一	二九〇名
天主教	九	一、八三五名
大宗教	一	三七名
佛教	一	本邦人經營

局子街（支那稱延吉 イェヌ チィ）

支那人間ではイェヌ チィと呼んで居る、布爾巴通河に臨みて位置し間島に於ける支那行政の中樞で、支那人商業の中心地である。元琿春廳に屬して居つたが、光緒二十九年延吉衙門の設置あり、宣統元年延吉府と改稱民國二年更に延吉縣と改稱した、光緒十五年天寳山銀銅鑛の開始により、山東苦力の來往する者多く漸次市街を形成し商埠地の開放　我領事分舘の開設、天圖輕便鐵道の開通によりて、日鮮支人相次で來住し、人口は激增し商業は頓みに殷盛となつた、現在戸數、

		內地人	支那人	朝鮮人	外國人	計
人口	男	一〇八	一〇、九三四	一、〇五二	一	
	女	二一一	五、六七六	一、〇〇七		一八、八八九
戸數		六六戸	二、九九五	四五六	一	三、五一八

日本側所在

領事分舘、同警察署、內地人居留民會、朝鮮人民會、小學校、普通學校、金融部、

支那側所在

延吉市政籌備處、延吉鎭守使公署、延吉縣公署、地方審判廳、稅捐徵收局、擢運局、監獄、學校、軍營等。

頭道溝（トウ タオ コウ）

吉林省の東南隅延吉縣の守信郷に在る、間島第一の頭道溝平野の中央に位し、農業商業共樞要の地である、明治四十年龍井村に統監府出張所を設置した當時、在住朝鮮人保護のために間島憲兵分隊の、分遣所を置き支那も亦派辦處を置いた、商埠地開放により明治四十二年十一月、我領事分舘の開設と同時に派辦處を商埠局と改稱した。

現在戸口數

		内地人	朝鮮人	支那人	外國人	計
戸數		七〇	七九	三一七	一	一、一八六
人口	男	一〇六	二、〇二一	一、五五九	一	六、二九〇
	女	八九	一、八六九	六四五		

日本側所在

領事分館、同警察署、内地人居留民會、金融部、普通學校、小學校、金融部等。

支那側所在

商埠分局其他。

百草溝（バイツァオ　コウ）

琿春及局子街より寧古塔に通ずる街道の要衝で、間島最北の商埠地であり嘎呀河流域の、商業の中心をなして居る、冬期嘎呀河の氷上を利用する鐘城、穩城方面との交通は頗る頻繁である。今より五十年前山東移民に次いで相當戸數の、朝鮮人の移住があつたが光緒十六年に、招墾局を局子街に設け巡防隊を此地に分駐して、極力朝鮮移住民を壓迫したので殆ど鮮内地或は他地方に轉住して、僅かに七十戸を殘すのみであつたが我領事館出張所の

開設により、漸次移住者數を回復し更に大正拾年警務機關の擴張、同十一年十一月領事分館に昇格等の事ありて、益々增加を來した。

現在戶口數

		內地人	朝鮮人	支那人	外國人	計
人口	男	六一	一、〇七二	二、五一三	一	五、六八八
	女	四四	一、〇一一	九八五	一	
戶數		三九	三二一	四五八		八一八

日本側所在　一八一

領事分館、同警察署、居留民會、朝鮮人民會、普通學校、小學校、百草溝俱樂部等。

支那側所在　一八二

汪淸縣政府其他。

甕聲磖子（ウァン ション ラーヅ）

天圖鐵道終點老頭溝より七十支里、此間老頭溝嶺、五個頂子嶺等の難所を經て至る、大廟溝と倒木溝が合流して布爾哈通河となる Ｙ形地點に位置する局子街より吉林に至る、街道中間の唯一の大部落で汪淸縣の管轄に屬す。

街を貫く二本の道路はＴ形をなし、支那人商賈約百戸前街上に在り 朝鮮人家屋約二百五十戸は後街上に在る。日本警察分署は最近設置せられた。

公安分局、稅捐分局、國民學校、步兵二箇中隊、敎會堂等所在。

其他警察分署所在地十三個は槪ね營農の部落であつて、內地人の居住するものは、警察官のみなれば、玆に省略して分署別在住民戸口數を示す。

警察分署所在地在住民戸口數

地方別	內地人	朝鮮人	支那人	外國人
大拉子	七戸 一六人	三、二四八戸 一八、四八五人	四三五戸 九四六人	一戸 一人
南陽坪	六戸 一三人	三、七四三戸 二四、九六六人	三九九戸 二、〇〇一人	

銅佛寺		一二戸 三二人	三、二八四戸 一八、七三一人	三三八戸 一、七八四人	
天寶山		二四戸 四八人	四、六〇七戸 二四、七六五人	七一七戸 四、一七三人	一戸 一人
釜洞		九戸 二九人	三、四一四戸 一九、七九一人	二五四人 八〇二人	
二道溝	延	一五戸 三二人	二、四八五戸 一三、八〇九人	二六九戸 一、四四二人	
同	和		三、七九三人 二二、六三四人	三八六戸 二、四九五人	
八道溝		七戸 一九人	二、六〇二戸 一四、九三五人	三八一戸 二、七一二人	二戸 二人
依蘭溝		六戸 一八人	二、五九七戸 一二、八六六人	二〇三戸 一、一九八戸	
嘎呀河		一〇戸 二七人	一、二一〇戸 七、一三五人	一六四戸 一、〇〇九人	
傑滿洞		四戸 一四人	二、三九四戸 一三、四一二人	一三〇戸 四八二人	
涼水泉子		七戸 二〇人	一、〇八三戸 六、一七二人	二九〇戸 一、九一四人	
黑頂子		八戸 二一人	一、四八二戸 九、七四二人	二七一戸 一、三八七人	一戸 一人
琿春頭道溝		九戸 二四人	三、二三六戸 一八、〇五四人	一、四八七戸 八、二七一人	

巴彦庄区公費事務報告

(二) 戸口

種別	日本人 男	日本人 女	日本人 計	朝鮮人 男	朝鮮人 女	朝鮮人 計	満洲人 男	満洲人 女	満洲人 計	計 男	計 女	計
戸数			六六五			一八			五四五			一、二二八
人口	一、二二二	一、〇九一	二、三一三	三三	三八	七一	二、〇八三	九〇一	二、九八四	三、三三八	二、〇三〇	五、三六八

二、賦課徴収

(一) 課金

(ハ) 賦課戸数及免除戸数

賦課戸数

日本人	朝鮮人	中国人	計
五[illegible]	四[illegible]	二[illegible]	八三二

免除戸数

日本人	朝鮮人	中国人	計
九〇	一四	三〇二	四〇六

蓋平区事務報告

昭和七年度分

第一款 一般事務

一、大石橋地方事務所蓋平派出所

(一) 公費事務ニ関係アル社員ノ異動

転出

昭和八年三月十五日附大石橋地方事務所ヘ

事務員 松原 貢

転入

昭和八年三月十五日附 撫順炭礦庶務課ヨリ

事務員 浮田新吾

(二) 戸口

区別	戸数	人口		
		男	女	計
日本人	87	188	159	347
朝鮮人	2	3	5	8
満洲人	216	691	605	1296
計	305	882	769	1651

二、地方委員会

(一) 委員ノ選挙

本年度ナシ

経常費合計	17,894	28
臨時費		
教育費	397	77
臨時費合計	397	77
歳出總計	18,292	05

二、賦課徴收

(一)課金

1.戸数割

イ.賦課戸数及免除戸数當該年度四月一日現在日、鮮、滿其他外国人別

日本人			朝鮮人			滿洲人		
賦課戸数	免除戸数	計	賦課戸数	免除戸数	計	賦課戸数	免除戸数	計
~~76~~ 61	~~61~~ 15	76	1	0	1	72	138	210

ロ.等級別一戸課額及賦課徴收欠損未収戸数金額

等級	一戸課額	賦課		徴收		欠損		未収	
		戸数	金額	戸数	金額	戸数	金額	戸数	金額
十七等	43.42	1	43.42	1	43.42				
十八	37.18	1	37.18	1	37.18				
十九	31.46	5	157.30	5	157.30				
二十	26.00	3 3/12	84.50	3 3/12	84.50				
二十一	22.23	3	66.69	3	66.69				

第一款　一般事務

㈡戸口

國人別	戸數	人口		
		男	女	計
日本人	七二三	一、四八六	一、三二一	二、八〇七
朝鮮人	二一	八二	八五	一六七
中國人	三七四	一、五四一	六三八	二、一七九
計	一、一二八	[illegible]、一〇九	二、〇四四	五、一五三

海城區事務報告

昭和7年度

第一款 一般事務

1. 地方事務所派出所

(1) 公費事務ニ関係アル社員ノ異動下記ノ如シ

異動ノ年月日	事項及異動者ノ分掌事務	資格	職名	氏名
昭和7. 6. 13	待命	傭員	外助	平山猛
〃	昭和7年7月25日准傭トシテ採用 公費関係事務一般補助及派出所取扱事務一般補助	〃	〃	小山秀雄

現在員下記ノ如シ

主任 1 外助 1 満洲国人雜務方 1 仝園丁 1

計 4 名

(2) 戸口

戸数				人口											
				日本人			朝鮮人			満洲国人			計		
日本人	朝鮮人	満洲国人	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
155	20	121	296	322	295	617	45	40	85	929	258	1187	1296	593	1889

摘要 軍人軍属ヲ除ク

(3) 其ノ他

記事ナシ

2. 地方委員會

2. 賦課徴收

(1) 課 金

イ. 戸数割

(イ) 賦課戸数及免除戸数

日本人		朝鮮人		満州国人		計	
賦課戸数	免除戸数	賦課戸数	免除戸数	賦課戸数	免除戸数	賦課戸数	免除戸数
142	5	3	12	54	72	199	89

ロ 賦課、徴收欠損未徴收ノ戸数金額

等級別	一戸課額	賦課		徴收		欠損	未徴收
		戸数	金額	戸数	金額		
6 等	255 00	1	255 00	1	255 00	-	-
7 〃	222 75	2	445 50	2	445 50	-	-
14 〃	78 00	1	78 00	1	78 00	-	-
15 〃	65 70	1	65 70	1	65 70	-	-
16 〃	57 60	2	115 20	2	115 20	-	-
17 〃	50 10	1	50 10	1	50 10	-	-
18 〃	42 90	8	343 20	8	343 20	-	-
19 〃	36 30	7	254 10	7	254 10	-	-
20 〃	30 00	8	240 00	8	240 00	-	-
21 〃	25 65	11	282 15	11	282 15	-	-
22 〃	21 60	6	129 60	6	129 60	-	-

營口區公費事務報告　　昭和七年度

第一款　一般事務

一、地方事務所

(一)公費事務ニ關係アル社員ノ異動

異動月日	事由	職名	氏名
九月三日	奉大轉出ニ依ル	事務員	中川廣輔
仝	公主嶺ヨリ轉入	傭員外勤助手	齋藤茂男
十二月十一日	大連ニ轉出	〃	仝
一月六日	大連本社ヨリ轉入	〃	中島瀧一
三月二十四日	公主嶺ニ轉出	事務員	羽村什雄
仝	新京ヨリ轉入	〃	平林直雄

二、戸口

(イ) 戸數

區域	戸數				
	日本人	鮮人	滿洲人	外國人	計
新市街	六七三	一九六	二二七	二	一、〇九九
舊市街	八三	一五〇	—	—	二三三
計	七五六	三四六	二二七	二	一、三三二

(ロ) 人口

區域	日本人		鮮人		滿洲人		外國人		計		合計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
新市街	一、五六〇	一、四八〇	五三七	五一五	二六四	二八九	三	二	二、三六四	二、二八六	七、〇〇〇
舊市街	一八九	一四七	三五七	三一六	—	—	—	—	五四六	四六三	一、〇〇九
計	一、七四九	一、六二七	八九四	八三一	二六四	二八九	三	二	二、九一〇	二、七四九	八、〇〇九

七、賦課徴収

(一) 課金

1、戸数割

イ 昭和七年　月一日現在ノ賦課及免除戸数左ノ如シ

	日本人	朝鮮人	満洲人	外国人	計
賦課戸数	六五二	七	五三	一	七一三
免除戸数	三〇	一三五	一四〇	[illegible]	三〇五

第一款　一般事務

一、地方事務所

(イ)公費事務ニ關係アル職員ノ異動

異動年月日	事項	異動者ノ分掌事務	資格職名	氏名
七、四、二五	採用	消防手	傭員	朱占公

(ロ)戶口　昭和八年三月末現在

國籍別	戶數	人口 男	女	計
日本人	一、五六八	三、四五九	三、一一八	六、五七七
朝鮮人	八四	二二二	二〇七	四二九
中國人	一、四六九	六、一三五	二、六一一	八、七四六
外國人	一	三	三	三
計	三、一二二	九、八一九	五、九三九	一五、一二八

三、賦課戶數

(イ)課　金

(一)戶數割

賦課戶數免除戶數（七年四月一日）

國籍別	總戶數	賦課戶數	免除戶數
日本人	一、五八四	一、二五八	三二六
中國人	一、二一二	一二四	一、一七四
朝鮮人	八六	三	八三
外國人	一	一	—
計	二、八八三	一、三八六	一、五八三

上記戶數ニハ法人四〇戶含ム

第一款　一般事務

一、地方事務所

(1) 公費ニ關係アル社員ノ異動

湯崗子公園、園丁三輪年太本年度ヨリ鞍山區公園ニ轉勤セシム

(2) 戸口

國籍別	戸數	人口 男	人口 女	人口 計
日本人	一四四	二六三	二〇二	四六五
鮮人	四	五	三	八
中國人	二三一	一、五〇一	四一八	一、九一九
計	三七九	一、七六九	六二三	二、三九二

鐵路局業務報告

第一款　一般業務

昭和七年度分

(二)戸口（昭和八年三月末現在）

種別	戸數	人口 男	人口 女	人口 計	備考
日本人	八〇八	一、六五二	一、五四一	三、一九三	
朝鮮人	四五	一二九	一一七	二四六	
中國人	四八五	二、五五三	一、〇〇三	三、五五六	
外國人	—	—	—	—	
計	一、三三八	四、一三四	二、六六一	六、七九五	

PDG

二、賦課徴收

(一) 課金

1、戸數割

(イ) 賦課戸數及免除戸數

區別	賦課戸數	免除戸數	計
日本人	九一四	△一三九	七七五
朝鮮人	三	四五	四八
滿洲人	六七	三八二	四四九
外國人	二		二
計	九八六	二八八	一二七四

免除戸數ノ減ハ九月三十日機關區撤廢ニヨル總戸數七七五八十二月末現在

蘇家屯區公費事務報告

昭和七年度分

第一款　一般事務

1. 奉天地方事務所蘇家屯派出所

(1) 公費事務ニ関係アル社員ノ異動

轉入

公費	墓地火葬場費	傭員	呉芳田	昭和七年十月一日採用
公費	下水費	傭員	市川擴	昭和七年十一月廿六日採用
公費	下水費	傭員	馮傳生	昭和七年十一月廿六日採用
公費	衛生費	准傭	内藤正武	昭和七年十二月廿六日採用
地經	總係費	事務員	慶德敏夫	昭和八年一月三十日関原地方ヨリ転入

轉出

ナシ

2. 戸口

昭和七年三月末現在

		戸數	人口 男	人口 女	人口 計
日本人	内地人	817	1,627	1,391	3,018
	朝鮮人	6	26	19	45
滿洲人		265	841	474	1,315
外國人					
合計		1,088	2,494	1,884	4,378

3. 其ノ他

特記スヘキ事項ナシ

2、賦課徴収

(1)課金

(1)戸数割

イ.戸数

種別		総数	賦課戸数	免除戸数
日本人	内地人	778	652	126
	朝鮮人	4	1	3
満洲國人		219	33	186
外國人				
計		1,001	686	315

ロ.等級別一戸課額及賦課徴収欠損未徴収ノ戸数金額

等級	点数	一戸当り課金		賦課 戸数	賦課 金額		徴収 戸数	徴収 金額		欠損 戸数	欠損 金額		未徴収 戸数	未徴収 金額	
四等	二五九	414	40	1	414	40	1	414	40		0			0	
十一等	七九八	127	68	1	127	68	1	127	68		0			0	
十五等	四三八	70	08	3/12	17	52	3/12	17	52		0			0	
十七等	三三四	53	44	1 3/12	66	80	1 3/12	66	80		0			0	
十八等	二八六	45	76	1 9/12	80	08	1 9/12	80	08		0			0	
十九等	二四二	38	72	1 6/12	58	08	1 6/12	58	08		0			0	
二十等	二〇〇	32	00	5 3/12	168	00	5 3/12	168	00		0			0	
二十一等	一七一	27	36	7	191	52	7	191	52		0			0	
二十二等	一四四	23	04	10 6/12	241	92	10 6/12	241	92		0			0	
二十三等	一一九	19	04	20 6/12	390	32	20 6/12	390	32		0			0	

昭和七年度

奉天臨公費事務報告

奉天地方事務所

(二)戸口

昭和八年三月末現在

種別		戸数	人口 男	人口 女	人口 計
日本人	内地人	六、五一九	一六、一一八	一四、〇四八	三〇、一六六
日本人	朝鮮人	二〇二	七二三	三八六	一、一〇九
満洲國人		二、七二〇	一三、一七五	三、八五三	一七、〇二八
外國人		二四九	五六四	三六五	九二九
合計		九、六九〇	三〇、五八〇	一八、六五二	四九、二三二

PDG

二、賦課徵收

(一) 課金

(1) 戸數割

(イ) 賦課戸數及免除戸數

種別		總戸數	賦課戸數	免除戸數
日本人	内地人	五二六六	三七八六	一、四八〇
	朝鮮人	二四三	二一	二二二
滿洲國人		二六一一	五二八	二、〇八三
外國人		二五九	一二四	一三五
計		八三七九	四四五九	三九二〇

(ロ) 等級別一戸課額及賦課、徵收、缺損、未徵收ノ戸數及額

鐵嶺區事務報告　　昭和七年度

第一款　一般事務

1. 地方事務所

(1) 公費事務ニ関係アル社員ノ異動

下水ポンプ所甲傭満洲国人ポンプ手劉相雲昭和七年九月二十日附依願解傭シ其後任ハ昭和七年九月二十一日常役方満洲国人馬龍俊ヲ採用ス

(2) 戸口

人種	戸数	人口 男	人口 女	人口 計	備考
日本人	782	1.504	1.398	2.902	
朝鮮人	28	120	41	161	
満洲国人	232	1.056	281	1.337	
計	1.042	2.680	1.720	4.400	

2. 地方委員會

(1) 委員ノ選擧

本年度ハ選擧期ニアラサルヲ以テ選擧ナシ

(2) 委員ノ異動

昭和八年三月十六日委員山下藤五氏及仝吉浦豊氏區外轉出ノ爲辞任、仝日附予備委員雁田健市氏ヲ山下藤五氏ノ補充トシテ委員ニ決定、吉浦氏ノ補充委員ハ予備委員ナキ爲補充セサルコトニ決定セリ.

2 賦課徴收

(1) 課　金

1 戸數割

(イ) 賦課戸數及免除戸數　昭和七年4月一日現在

國籍別	賦課戸數	免除戸數	総戸數
日本人	530	186	716
朝鮮人	2	15	17
満洲国人	44	267	311
其他外国人	2	0	2
計	578	468	1046

(ロ) 等級別課額及賦課徴收欠損未徴收ノ戸數金額

等級	一戸当賦課		賦課 戸數	賦課 金額		徴收 戸數	徴收 金額		欠損 戸數	欠損 金額		未徴收 戸數	未徴收 金額	
特等	1031	40	1	1031	40	1	1031	40						
〃	941	40	1	941	40	1	941	40						
9等	195	30	1	195	30	1	195	30						
10	162	00	1	162	00	1	162	00						
13	109	44	3	328	32	3	328	32						
14	93	60	2 6/12	234	00	2 6/12	234	00						

昭和七年度

鐵嶺中間區事務報告

第一款　一般事務

1 事務所

1. 前年度同樣在勤員ナシ

2 戸口

地名	戸數				人口						合計		
					日人		鮮人		滿人				
	日人	鮮人	滿人	計	男	女	男	女	男	女	男	女	計
平頂堡	15	2	14	31	27	20	4	3	50	25	81	48	129
得勝台	13	1	18	32	30	22	1	0	36	35	67	57	124
乱石山	16	3	9	28	30	21	4	4	32	21	66	46	112
新台子	51	3	294	348	116	97	5	4	1974	496	2095	597	2692
計	95	9	335	439	203	160	14	11	2092	577	2309	748	3057

昭和七年度開原区事務報告

第一款　一般事務

I　地方事務所

A. 公費事務ニ関係アル社員ノ異動

異動年月日	事項	分担事務	資格	職名	氏名
7.5.19.	採用	消防長	傭員		小泉政吉
7.5.31.	依願解傭	〃	〃		前田政次郎
8.1.24.	新京地事へ転出	公費係	事務員		三浦一義
8.1.24.	地方課ヨリ転入	〃	〃		竹下栄治

B　戸口（昭和8年3月31日現在）

種別	戸数	人口		
		男	女	計
日本人	499	1.119	1.025	2.144
朝鮮人	557	1.606	1.402	3.008
中国人	2.004	9.677	4.031	13.708
外国人	2	3	3	6
計	3.062	12.405	6.461	18.866

II、地方委員会

A. 地方委員ノ異動ナシ

B. 議長、副議長ノ異動ナシ

昌圖區事務報告（昭和七年度）

第一款　一般事務

一、開原地方事務所昌圖派出所

(一)公費事務ニ関スル社員ノ異動ナシ

(二)戸口

区分／種別	戸数	人口 男	人口 女	人口 計	摘要
日本人	六八	一三九	一二八	二六七	
朝鮮人	八	二二	二二	四四	
満洲人	二七八	九七五	五五二	一、五二七	
計	三五四	一、一三六	七〇二	一、八三八	

二、

二、賦課徴収

(一)課金、

イ、戸数割

区分	日本人 本籍	日本人 非本籍	日本人 計	朝鮮人 本籍	朝鮮人 非本籍	朝鮮人 計	満州人 本籍	満州人 非本籍	満州人 計	計 本籍	計 非本籍	計 計
總戸数	三二	三五	六七、		五	五	三八、	二四四	二七五、	六三	二八四	三四七
賦課戸数	二九	三四	六三、		一	一		八七	八七	二九	一二二、	一五一
免除戸数	三	一、	四。		四	四、	三八、	一五七	一八八	三四	一六二	一九六

ロ、等級別ノ戸当課額及賦課徴収欠損未出収ノ戸数及金額、

等級	一戸ノ課額	賦課額	徴収額	欠損額	免除額	未出収戸数	未出収額	備考
六、	二七三.〇〇	二七二.〇〇	二七二.〇〇					
九、	一七三.六〇	一七三.六〇	一七三.六〇					

1.

四平街區公費事務報告 昭和七年度分

第一款 一般事務

一、地方事務所

(一) 公費事務ニ関係アル社員ノ異動

轉入

異動年月日	支科	辦目	資格	職名	氏名	摘要
昭和7.4.12	地	經	事務員	係長	鯉沼兵士郎	撫順炭礦庶務課ヨリ轉入

轉出

異動年月日	支科	辦目	資格	職名	氏名	摘要
昭和7.4.12	地	經	事務員	係長	増田増太郎	新京地方事務所へ轉出

(二) 戸口

人種別		戸數	人口 男	人口 女	人口 計
日本人	内地人	1.112	2.287	2048	4.335
	朝鮮人	232	634	557	1.191
滿洲人		1.576	7.818	2.647	10.465
外國人		4	3	5	8
計		2.924	10.742	5.257	15.999

郭家店區公費事務報告

第一款　一般事務

一、公主嶺地方事務所郭家店派出所

(一)公費事務ニ関係アル社員ノ異動

本年度中當該社員ノ異動ナシ

(二)戸口（昭和八年三月末日現在）

種別	戸数	人口 男	人口 女	人口 計	摘要
日本人	六七	一三九	一〇八	二四七	満人以外ノ外國人ナシ
朝鮮人	六	一七	一四	三一	
満洲國人	五六三	二、二四六	九九七	三、二四三	
計	六三六	二、四〇二	一、一一九	三、五二一	

二、地方委員會

(一)本年度中地方委員ノ選擧ナシ

二、賦課徴収

(イ)戸数割

(一)賦課及免除戸数（昭和七年四月一日現在）

種別	賦課戸数	免除戸数	計	摘要
日本人	六一	八	六九	満人以外ノ外国人ナシ
朝鮮人	○	八	八	
満洲国人	一一四	四八五	五九九	
法人	三	○	三	
計	一七八	五○一	六七九	

(二)等級（戸当賦課額）及賦課徴収欠損未徴収ノ戸数金額

等級	一戸当課額	賦課 戸数	賦課 金額	実収 戸数	実収 金額	摘要
6	二五五.○○	1	二五五.○○	1	二五五.○○	欠損及未徴収額ナキヲ以テ当該欄ヲ除ク
7	二二二.七五	2	四四五.五○	2	四四五.五○	
8	一九二.○○	4	七六八.○○	4	七六八.○○	

公主嶺区事務報告

第一款　一般事務

昭和七年度

一、地方事務所

(一)公費事務ニ関係アル職員異動

異動年月日	異動ノ事項	分掌事項	資格職名	氏名
七、九、一〇	宮口地方事務所ヘ転出	公費事務	外勤助手	齋藤茂男
七、九、一〇	地方事務所ヨリ転入	仝上	外勤助手	有海誠

(二)戸口(昭和七年十二月三十一日現在附属地内)

国籍別	戸数	人口 男	人口 女	人口 計
日本人	五五五	一、一二六	一、〇三七	二、一六三
朝鮮人	二七九	七〇四	六二五	一、三二九
満洲人	一、一〇九	四、九一九	一、八四五	六、七六四
外国人	―	―	―	―
計	一、九四三	六、七四九	三、五〇七	一〇、二五六

二、賦課徴収

(一) 課金

イ、戸数割

(イ) 賦課及免除戸数（昭和七年四月一日現在）

国籍	総戸数	賦課戸数	免除戸数	摘要
日本人	五五一	四三三	一一八	
朝鮮人	四二	—	四二	
満洲人	一〇一四	三〇四	七一〇	
其他外国人	—	—	—	
計	一、六〇七	七三七	八七〇	

公主嶺中間区事務報告

昭和七年度分

第一款 一般事務

一、地方事務所

1.戸口 一昭和八年三月三十一日現在 附屬地内

地名 \ 戸數・人口	戸數 日本人	戸數 朝鮮人	戸數 滿洲人	戸數 外國人	戸數 計	人口 日本人 男	人口 日本人 女	人口 朝鮮人 男	人口 朝鮮人 女	人口 滿洲人 男	人口 滿洲人 女	人口 外國人 男	人口 外國人 女	人口 計 男	人口 計 女
蔡家	一四	一	四一	—	五五	二二	二三	一	一	一三六	九七	—	—	一五八	一二〇
大楡樹	一二	二	一八	—	三二	二三	一八	五	四	七一	三五	—	—	一六九	五七
劉房子	一五	二	七六	—	九三	二六	二六	五	二	三六二	二六九	—	—	三九三	二九七
計	四一	四	一三五	—	一八〇	七一	六七	一〇	六	五三八	三〇一	—	—	六二〇	三七七

第二款 財政事務

一、公費豫算及決算

東亞勸業株式會社

總監鐵32第53號

發第一三三七號

昭和八年一月十二日

東亞勸業株式會社
社長 向坊盛一郎

南滿洲鐵道株式會社
總務部監理課長 廣崎浩一殿

業務月報提出ノ件

拜啓陳者十二月分業務月報別紙ノ通リ提出致候間御査收被下度候

敬具

東亞勸業株式會社

社員數及給額調　昭和七年十二月分

職名	人員數	支給額	摘要
職員	三九	六、七四〇圓五八	
傭員　日本人	一一	六〇〇　四二	
傭員　鮮人	一五	四七三　二六	
教員（鮮人）	七	二八五　〇〇	
囑託	六	七四五　〇〇	
社員見習	四	一八八　五八	
計	八二	九、〇三二　八四	

拾貳月分小作人貸付金調書

場所名		摘要	金額 圓	錢
奉天農場	公太堡	權泰祐外二一一戶	三七、四四九	二〇
	吳家荒	金道龍外三二九戶	七六、三〇八	二二
通遼農場		張泰外一六四戶	三〇〇	〇〇
撫順水田		尹吉瑞外二七戶	五四六	〇二
計			一一四、六〇三	四四

東亞勸業株式會社

總 32 4/12

發第一三七四號

昭和八年二月十五日

東亞勸業株式會社
社長 向坊盛一郎

南滿洲鐵道株式會社
監理課長 廣崎浩一殿

業務月報提出ノ件

拜啓 陳者一月分業務月報別紙ノ通リ提出致候間御査收被下度候

敬具

東亞勸業株式會社

社員數及給額調

昭和八年一月分

職名		人員數	支給額		摘要
			圓		
職員		四〇	六、七〇七	二八	
傭員	日本人	一二	五四一	二九	
	鮮滿人	一四	四七五	二八	
教員（鮮人）		七	二八五	〇〇	
囑託		六	五四五	〇〇	
社員見習		五	二五〇	四〇	
計		八四	八、八〇四	二五	

壹月分小作人貸付金調書

場所名	摘要	金額	
奉天農場（公太堡）	權泰祥外	三七、六〇九圓	二〇
奉天農場（吳家荒）	金道龍外	六六、四九五	七六
撫順永田	尹吉瑞外	〇、五四六	〇二
合計		一〇四、六五一	〇〇

昭和八年二月

拓務調査資料第三編

滿洲と朝鮮人

拓務大臣官房文書課

東京部方地 圖書館 資

第七節　滿洲の朝鮮人口

次章に於て滿洲內の朝鮮人口に對する諸現象を闡明する機會を充分に有するを以て、茲には唯滿洲人口の構成分子として滿洲の朝鮮人口に對し討究せんとす。

第四十六表　滿洲の朝鮮人口

發表者	年度	人口
日本領事報告	一九二六	五四二、八六九
同	一九二七	五三八、七一七
同	一九二八	五八〇、二八五
同	一九二九	五八九、九九〇
南滿洲鐵道會社	一九二六	七八三、一八七
東洋協會	一九二六	七三六、二六六
中國官憲發表	一九二八	五四〇、五〇〇
滿鮮日報	一九二七	八一一、六二九
在滿朝鮮人團體	一九二六	七三九、八九二
滿蒙年鑑	一九二九	五六六、一九三

先づ茲に滿洲內の朝鮮人口に對して發表せる各機關の異同を略述すべし。

上記の表に依れば斯の如き懸隔あるを以て吾人は其の何れも正確なる數字として採ること能はざる狀態なるが、滿洲內の朝鮮人口を正確に知ること能はざる理由數種あり。即ち

一　滿洲內の朝鮮人の多數は日本の朝鮮內施政に對する不平を以て家庭を離れて亡命に等しき爲、在滿洲の日

本當局に彼等の存在を報告するを好まざること

二　朝鮮人の多數が支那國々民として入籍したる爲法律上支那人となれること

三　朝鮮人は廣大なる滿洲に散在し遠隔なる僻地迄侵入せるを以て、其の正確なる數を計算することと不能なること

四　眞正なる滿洲國勢調査なきこと（支那本部も未だ眞正なる人口調査なし）

斯の如き理由なるを以て吾人が敢て之を言はんとせば、最少限度に於て朝鮮人口は八十萬なるべしと謂ふことを得、此の數字は滿洲總人口の二・七％强にして、滿洲總人口數より見て少きに失するを知るべし、然れども支那人の次位にある事實に觀れば却て大なる數字として見ざるを得ず。支那領上の一部分たる滿洲の人口は大部分支那人にして朝鮮人、日本人、露西亞人及其の他外國人の順位となる、此の事實を表解式に見れば滿洲の總人口は上表の如し。

第四十七表　民族別滿洲總人口

民族別	人口數
支那人	二八、二九六、三二七
朝鮮人	八〇〇、〇〇〇
日本人	二二四、一九一
露西亞人	九四、〇七一
其他外國人	四五、六五〇
總計	**二九、四三九、〇五〇**

此の數字は勿論不正確なるものなれど現在に於ては全然無きに勝るものなり、斯の如き見地の下に滿洲人口の總數は大略二千九百餘萬人なりとす。

支鐵道會社に於て調査せしが彼等の家族數、目的地等は次表の如し。

第五十六表　東支鐵道東部線を通過せる朝鮮人移住者の移動（一九三〇年一月—八月）

目的地	家族數	男	女	總計
哈爾賓	三八六	八三七	八一八	一、六五五
三姓	五	一六	二〇	三六
寧古塔	一〇〇	三二〇	二四五	五六五
雙城堡	四	五	一	六
蔡家溝	四	一一	九	二〇
三岔河	二	三	三	六
陶賴昭	二一	四九	三八	八七
アシホ	一二	二一	一一	三二
二層甸子	三〇	一〇二	六八	一七〇
小林子	一六	四三	三〇	七三
帽兒山	五〇	二〇七	一〇五	三一二
密蜂站	一五	四二	二四	六六
二道河子	六五	二三〇	一一五	三四五
小舟站	五〇	八〇	四〇	一二〇
烏吉密	三〇	七五	四五	一二〇
烏吉密河	七五	二六〇	一三〇	三九〇
一面坡	五二	一一六	一三四	二五〇
朱子嶴	二二	四三	二六	六九
葦沙河	二六	一六	一四	三〇
亞庫尼	二〇	四八	三〇	七八
石頭河子	一五	一五	二八	一〇三
横頭河子	七	一七	二三	四〇
山石	五八	一七五	一〇二	二七七
梅林	五三	二〇一	一五二	三五三
磨刀石	—	一三〇	七〇	二〇〇
牧丹河	三	七	六	一三
セ河	三五	九六	三二	一二八
穆稜	一二	三〇	三〇	六〇
馬橋河	二八	六二	四八	一一〇
小綏芬河	五〇	一四〇	一〇二	二四二
八道河子	一四	四五	四二	八七
綏芬河	二一	四四	三七	八一
總計	一、二六一	三、五四六	二、五七八	六、一二四

第三節　滿洲の朝鮮人分布

吾人は前節に於て朝鮮人開拓者が滿洲內部に進行する路程と、到着以後彼等が遭遇する所の狀態を略說したるが、本節に於ては滿洲の廣大なる地域に散在する彼等の分布を硏究せんとす、此の目的に對し信ずるに足る可き統計表は未だ見當らざるも、吾人は任意に配列するに足る最善の資料を作成することを得。日本側の發表に依據せば滿洲內の朝鮮人分布は次表の如し。

第五十七表　滿洲の朝鮮人移民の分布

一、關東租借地	一、五二七
二、南滿洲鐵道地帶	五八
大石橋	七一
營口	一八七
鞍山	二三七
遼陽	七二
奉天	九三七
本溪湖	六三
安東	八、二八〇
撫順	一、五一五
鐵嶺	一三六
開原	二、六八七
四平街	四二三
公主嶺	一二三
長春	一、〇四四
三、日本領事館區域	
牛莊	九四二
奉天	八、九六八
通化	五〇、七九八
安東	三一、九七七
青島	一五二、五〇七
局子街	七二、四七二
百草溝	三、一三一
長春	八三

吉林	二九、八八〇
齊齊哈爾	三〇八
遼陽	二一七
新民府	一、八六五
海龍	一一、四一四
帽兒山	一三、〇〇五
琿春	四九、三三五
頭道溝	九四、二六七
鐵嶺	九、五四一
鄭家屯	一、六六三
農安	一六七
哈爾賓	一四、二四〇
滿洲里	一〇三
二、三合計	**五九〇、三五五**

第五十八表　縣別朝鮮人口分布

縣名	人口數
綏遠	六六
安東	九、九〇三
寬甸	一〇、〇七六
臨江	一、二九五
瀋陽	八、〇三三
本溪	四七四
通化	一三、九八〇
新濱	一九、二五六
柳河	八、〇九八
金川	一、九七〇
新民	二、〇七一
錦	二七
開平	一〇
復	七九
遼中	三四
開原	三、八五八
康平	一五六
西豐	二、〇〇四
東豐	五二五

通遼	五五四
洮安	一五九
長春	一、三七九
伊通	九八六
梨樹	四二三
吉林	一、八五六
樺甸	三、一三二
敦化	三、四六二
濛江	一、三〇一
哈爾賓	一、九八〇
榆樹	一、〇一二
五常	六六九
延壽	一、七二二
寧安	五、三五九
東寧	二、八七五
賓	九五八
依蘭	八三四
富錦	一五六

饒河	二、三五〇
密山	七一九
寶清	一四〇
愛琿	五三〇
哈拉蘇	七四
成吉思汗	一九
富拉爾機	三五
昂々溪	五八
泰來	七六六
慶城	二六六
望奎	一一
綏稜	二八
莊河	三五
鳳城	三、二二八
輯安	一六、〇八二
長白	一一、一一〇
撫順	四、三七三
彰武	二九七

一二一

桓仁	一七、一八八
海龍	二、四五九
輝南	九八一
清原	一、二〇二
營口	一、二八一
錦西	二六
海城	一一
遼陽	四二四
鐵嶺	二、四七八
法庫	八六
昌圖	二〇
西安	七一六
洮南	五一一
遼源	八
突泉	一八九
德惠	一五四
懷德	二五六
農安	一一八

盤石	二、三六一
額穆	四、四〇二
舒蘭	五六八
雙陽	五八一
扶餘	一、三五二
阿城	一、九二五
珠河	一、七一〇
葦河	五二三
穆陵	一、五三四
雙城	七三三
方正	三五六
樺川	一四〇
綏遠	二、九九七
虎林	三〇二
勃利	五九九
齊齊哈爾	二〇八
博克圖	八
札蘭屯	三二

一三三

安達	六五	安圖	四、二九六
大賚	七六六	琿春	四九、九五二
木蘭	一、〇一〇	關東州	一、五二七
綏化	一〇	通化	八三六
海倫	三四	綏東	一、二五〇
景星	二六五	烏雲	一、〇〇〇
巴彦	一〇〇	青岡	五〇一
湯原	八九五	海拉爾	五二
蘿北	七四〇	泰來	一〇
雅魯	二一五	肇東	五五〇
同江（舊臨江）	一二	和龍	一〇〇、三四四
札來爾諾	四	撫松	三、二七五
滿洲里	五九	汪清	三八、〇七四
延吉	一五四、〇三五	**總計**	**五五八、四四一**

此の數字は最少限度に概算したるものなるを以て、其の正確性を保證すること能はざるも、大體滿洲內の朝鮮人分布の狀態を知悉するに足るべき點ありと思考す。

最近吉林省の人口に對し支那に於て調査したるが、此の省の朝鮮人口に對しては次表の如く發表せり。

第五十九表　吉林省內の人口分布

一二三

縣名	總計		外國人				支那人	
	家族數	人口	家族	人口			家族	人口
				朝鮮人	其他	計		
吉林	120,368	834,521	743	2,859	773	3.632	119,625	830,889
長春	73,307	548,416	121	476	102	578	73,186	547,838
伊通	48,161	353,731	246	1,161	18	1,179	47,915	351,552
雙陽	28,561	251,168	139	776	4	780	28,423	250,388
舒蘭	34,230	234,211	176	991	——	991	34,054	233,220
德惠	36,191	310,622	24	16	53	69	36,167	31,553
農安	39,703	323,865	15	51	7	88	39,688	323,807
長嶺	20,885	149,420	——	——	——	——	20,885	149,420
盤石	35,804	227,170	——	——	——	——	35,804	227,170
樺甸	30,920	196,514	705	3,970	——	3 970	29,915	292,944
濛江	3,913	22,774	30	122	——	122	3,883	22,652
賓汚	31,168	183,202	105	317	173	490	31,063	182,712
阿城	32,703	240,023	2	——	4	4	32,701	240,919
延壽	26,314	154,795	275	1,409	——	1,409	26,039	153,386
珠河	18,794	101,392	310	1,482	3	1.485	18,484	99,907
葦河	4,554	24,663	188	475	309	784	4,366	23,879
五常	24,671	231,599	165	866	——	866	34,506	23,733
賓縣	44 572	299,106	349	1,482	2	1,484	44,223	297,622
雙城	71,060	465,686	88	360	38	398	70,972	465,288
楡樹	71,528	509,935	116	625	1	626	71,412	509,309
扶餘	55,606	399,867	54	91	40	131	55,552	366,736
延吉	47,387	299,133	34,722	221,253	291	221,544	12,665	76,589
和龍	21,211	189,194	17,817	100,276	98	100,374	3,394	18,820
汪淸	10,744	64,965	5,694	31,682	54	31,736	5,050	33,229
額穆	13,871	85,238	443	2,965	——	2,965	13,428	82,273
敦化	8,938	53,700	261	1,372	19	1,391	8,677	51,309
穆稜	7,723	44,970	——	——	——	——	7,723	44,970
寧安	31,186	186,888	776	4,350	24	4,374	3,410	182,514
東寧	6,736	34,824	332	1,772	——	1,772	6,404	33,052
依蘭	24,864	167,147	66	309	43	352	24,798	166,795
方正	7,613	40,659	68	407	——	407	7,545	40,252
樺川	14,736	102,875	——	——	——	——	14,736	102,875
富錦	21,296	145,228	40	158	15	173	21,256	145,055
同江	3,514	21,985	5	16	——	16	3,509	21,942
綏遠	1,249	3,744	296	526	——	526	1,053	3,218
饒河	2,832	11,042	316	1,340	——	1,340	2,516	9,703
虎林	3,456	26,968	134	628	——	629	3,322	26,339
密山	15,440	98,092	——	——	——	——	15,440	98,092
勃利	7,512	58,133	42	227	——	227	7,470	57,906
寶淸	6,609	46,226	45	249	——	249	6,564	45,977
乾安	2,473	18,087	——	——	——	——	2,473	18,087
總計	1,112,103	7,692,678	64.908	385,060	2,071	387,161	1.030,296	7,195,521

右表に依れば吉林省四十二縣中唯七縣のみは朝鮮人は居住せず、是は朝鮮人が吉林省奥地迄完全に移入し居る事實を示すものなり、和龍と琿春の朝鮮人の數は支那人の數よりも多く、汪淸には朝鮮人と支那人の數相半し、延吉の朝鮮人數は支那人數の三倍に近し、然るに此の數字は日本側のものに比し多大なる差異あるを知るべし。中東經濟月栞には左の如く記載せられたり。

日本側の調査せし儘を見れば吉林省內に居留する朝鮮人總人口數は五五六、三二〇人にして、其の中の五一七、四六五人は農事に從事するが、其の耕作地は二六、一五一町步（約六四・〇六九エーカー）なり。我支那の調査數字卽ち男女合計四三四、八二五人に比較すれば日本側の數字は一二一、四九五人多し。

吉林省內の支那人は唯七、三三七、二八八人にして、旣耕地及可耕地の土地總面積は朝鮮人に依りて開墾せられたる四二、二二一畝を除き一一三、八一三方粁（一五、三六〇晌）なり、是は卽ち每人當り面積は二晌にして斯の如く餘裕多き土地は、新に移住せらるゝ國と雖現今世界の何處に於ても發見し難く、確實に是は將來の開拓を待つ大地面なり同胞は何故此處に來りて大なる經濟的機會を享有せざるや？と言へり。一言せば滿洲內の朝鮮人移住者の分布は不均等なり。最も人口の稠密なる地域は開拓人の中心地たる間島地方の國境沿線なり、是は自然的現象なるを以て遠距離移民と交通は移住運

第六十表

滿洲の都市内の朝鮮人口（赤塚著在滿朝鮮人論策一九三〇年版第二頁）

地名	人口
旅順	一二一
金州	一五
貔子窩	七一
營口	一〇八
遼陽	三四
奉天	二三六
安東	六、四一八
開原	三六一
四平街	二一七
長春	五六三
龍井村	一一、二三六
頭道溝	二、五〇九
百草溝	八〇四
大連	七〇八
普蘭店	五八
瓦房店	二〇
大石橋	三一
鞍山	八三
本溪湖	四九
撫順	六四九
鐵嶺	六三
公主嶺	一〇一
吉林	二三三
局子街	一、四六八
琿春	九〇〇
哈爾賓	一、二〇〇
總計	二八、二五六

動に重要なる意識を包含するを以てなり。而して朝鮮人移住が稠密となりし地方は哈爾賓、奉天、營口及關東租借地等とす、此等地方に居留する者は開拓者なりと稱する能はず唯都市居住者に過ぎず。

滿洲の中央たる斯の如き都市に居住する朝鮮人の人口調査は山間僻地に居住する人口調査に比し便利なり。一九二五年六月朝鮮總督府に於て調査せるものに依れば商業中心地別の朝鮮人數は上表の如し。

上記の表に依れば都市に生活する朝鮮人總數は唯二八、二五六人に過ぎず、右には哈爾賓を除く外北滿の他の都市の朝鮮人の數は包含せず。

故に滿洲内の朝鮮人總都市人口は現今約四萬人と推算するも敢て異算にあらざるべし。此の數を滿洲内の朝鮮人總人口八十萬に比較せば、五％に過ぎざる甚だ僅少なる數なるを以て、滿洲の

朝鮮人口は殆ど全部が農村に在りと言ふも過言にあらず。

滿洲内朝鮮人の農事に向ふ特殊的、職業的傾向は全然吾人の調査と合致するを以て、朝鮮人總數の約九〇%が農夫なるを知るべし、のみならず吾人は移住人の職業的分布を調査するに當り前記二〇一戶が滿洲に到着する以前の職業を調査するに、其の中一七三名は農夫、一九名は某種の商人、四名は工業者、一名は製粉業、四名は報告なし、此の數字は移住者の八六%が眞正なる農夫にして、彼等が移住するや直に故鄕に於て從事せし農業に從事するに至ることを示せり。

此の朝鮮人移民の職業分布と支那移民の其れとを比較すれば、其の兩者間には大なる差異あり、此の比較の目的を以て一九三〇年三月二十日—四月十日には大連に於て、四月十二日—二十三日には營口に於て南滿洲鐵道會社調査課が調査の結果上記表の如き數字を得たり。

第六十一表

滿洲に入り來る以前の支那人移民の職業的分布

職業	團體數	人數	%
農夫	628	3,064	28.2
自由勞働者	748	4,049	36.9
工業者	431	1,744	15.2
商人	455	1,357	12.4
運搬業者	55	182	1.6
鑛夫	12	37	0.4
其他	195	505	4.6
總計	2,524	10,968	100

南滿洲鐵道會社發行「研究資料」第百五十七號、八一乃至八三頁—「滿洲出稼移住漢民の數的考察」に依る

上記の表に依れば農夫は總數の二八・二%に過ぎず、自由勞働者卽ち苦力は農業團體に屬するを得るも術語上の眞意よりすれば多少相

遂す、工業者と商人も亦彼等團體に相當なる一部分を形成す。

都市居住朝鮮人の職業的分布に關しては次表の如く別異なる數字を現はせり。

第六十二表

奉天の遼寧省朝鮮人民會管轄下の朝鮮人職業別分布

職業	都市			村落		
	戸數	人口數	%	戸數	人口數	%
農夫	33	147	8.4	1,031	5,227	971.1
農場人夫	107	502	28.8	23	89	1.6
旅館業者	39	166	9.5	——	——	——
旅館給仕	——	132	7.6	——	——	——
農具製造人	34	153	8.8	2	9	0.1
製造業者	12	52	3.0	——	——	——
精米又は米穀商人	32	159	9.2	——	——	——
商人	18	83	4.7	1	6	0.1
株主	6	46	2.7	3	13	0.3
書記又は事務員	11	49	2.8	——	——	——
教員	5	16	0.6	8	23	0.5
藥種業	6	30	1.8	——	——	——
官吏	5	28	1.6	——	——	——
專門職業者	8	16	1.9	——	——	——
有職業者	17	63	3.6	——	——	——
不明	26	100	5.7	3	11	0.3
總計	360	1,742	100	1,071	5,378	100.0

此の表に依れば都市生活の朝鮮人は各種の事業に從事す。其れと反對に人口總數の九七%なる村落人口は字意の如く村民なり。此の數字は前に述べたる九五%に比すれば稍多數なり。

第四節　滿洲の朝鮮人開墾地

滿洲内の朝鮮人開墾地に關し信頼するに足る資料は大體に於て甚だ稀少なり、有りとするも大體推測に基きたるものなるを以て自然斷片的にして不完全なるものゝみなり、然れども現在我等は斯の如き資料と雖依頼せざるを得ず。次表は朝鮮移住民に依りて開墾せられたる土地面積を表示せる一例なり。

第六十三表　朝鮮移住者に依り水田に開墾せられ又は開墾可能性ある土地面積と其の生産高及其の他利用地

縣名	開墾地面積（單位エーカー）水田	田	計	米産豫想高（單位ブッセル）	水田可能面積（單位エーカー）
瀋陽	九、〇二八	—	九、〇二八	四九三、四九五	三二
鐵嶺	一、四七〇	五	一、四七五	二〇、〇八八	一、七一六
開原	三、一八五	—	三、一八五	四三、六四八	三、四三〇
東豐	二九六	—	二九六	二五、三一六	—
西安	一六九	—	一六九	四一、一五三	三五、三七〇
西豐	六四三	—	六四三	五四、九九六	—
遼陽	一五、五三二	二二九	一五、八六一	一、七二六	八八、二〇〇
錦	六五	—	六五	二、二六二	三七、七三〇
新民	二、四八一	—	二、四八一	一三五、六六一	一、〇二九
彰武	三八八	—	三八八	二二、六八七	一、〇二九
安東	一、六二六	四〇六	二、〇二二	六三、四五八	—
新濱	八、八四二	七、一四五	一五、八九七	三六三、三六九	九、一九六
敦化	三、四四四	七、六〇九	一一、〇五三	一七四、三一九	二九七
鳳城	五五二	五四七	一、〇九九	二一、〇四〇	—
寛甸	一、二七二	一八、三八九	一九、六六一	五一、七八二	—
桓仁	四、〇〇七	一四、二一六	一八、二二三	二〇二、八一四	三二三
臨江	五五	二、八三〇	二、八八三	八、四〇七	—

一二九

輯安	一、一二三	二八、三〇二	二九、四二七	一三〇 三八、八三七	—
長白	三五	一二、九一六	一二、九五一	一、三三九	三〇、八七〇
撫順	一、一四七	三	一、一五〇	五〇、一九〇	五八
本溪	一三二	一、二一八	一、三五〇	五、八〇八	三八三
海龍	五、二九一	—	五、二九一	三七六、三五三	六、一二〇
輝南	三八〇	—	三八〇	二三、六四五	三、六七五
柳河	六七九	—	六七九	五五、二二八	六、一二五
綏遠	七二	三	七五	三、〇一六	—
莊河	八一〇	—	八一〇	二九二、六四〇	—
遼源	二〇、九四五	五、三九〇	二六、三三五	—	—
通遼	二二、六四〇	二一、八七一	三四、五一一	—	—
康平	六六	—	六六	八九三	一、七一五
梨樹	一、九五〇	—	一、九五〇	一〇八、一三六	一、三七二
懷德	三、九二〇	二	三、九二二	二〇八、一三六	八、八二五
法庫	一三七	—	一三七	二、〇〇九	一、七一五
雙山	—	九、五九二	九、五九二	—	—
吉林	一、六三九	—	一、六三九	三四、五二二	一四、七〇〇
長春	二、九四〇	六	二、九四六	六〇、七〇四	二、九四〇
伊通	二、六九五	—	二、六九五	四九、九九〇	六、四六八
濛江	四二九	一、一七六	一、六〇五	二三、四三六	一、二二五
農安	二、九四〇	—	二、九四〇	一六〇、七〇四	一、四五〇
長嶺	九八〇	—	九八〇	五三、五六八	四九〇

綏稜	二七六	—	二七六	一〇、二八二	三四、三〇〇
樺甸	三、二四六	—	三、二四六	七七、八三二	九三、一〇〇
盤石	二、五一〇	—	二、五一〇	八三、七九四	二〇八、二五〇
雙陽	九一九	—	九一九	二六、四二七	四、九〇〇
德惠	一、九九〇	—	一、九九〇	一〇七、一三六	一一、七六〇
濱江	三六八	—	三六八	一八、六〇〇	—
同賓	七一〇	—	七一〇	二二、九三〇	一、二五〇
阿城	三一三	—	三一三	一三、〇二〇	八八二
延吉	一一、一五三	一七七、二二三	一八八、三七六	三八七、八九五	—
寧安	四、二九三	—	四、二九三	一三八、二六五	三六、六五〇
琿春	二、〇四一	二六、四一〇	二八、四五一	八〇、一三九	—
東寧	二九一	—	二九一	七、三四六	—
敦化	六八二	—	六八二	三三、二〇二	九一、八七五
額穆	二、三一五	—	二、三一五	—	八七、四二五
汪清	二、二六〇	六八、一〇六	七〇、四二一	二一、四四二	—
和龍	一、八八〇	八八、七一二	九〇、五九二	六八、〇三一	—
穆稜	一、二九八	—	一、二九八	二九、〇〇一	—
通河	五八八	—	五八八	一四、八八〇	—
滿洲里	—	四九	四九	—	—
海拉爾	—	一八六	一八六	—	—
總計	**一五一、二三八**	**四九二、五四一**	**六四三、二四二**	**四、六二二、五九七**	**八三八、九七九**

右の表に依れば朝鮮人開墾地總面積の二六%は水田にして七四%は畑地なり、朝鮮人は乾田よりも水田を一層多く開墾すと普通考ふる所なるを以て、右表の率は一見矛盾せるが如く見らるゝも仔細に觀察すれば、開拓事業は長久なれば長久なるに從ひ水田に對する乾田の比大なるを見るべし。朝鮮國境に沿ふ諸縣に在りては水田の面積は乾田の其に比し甚だ大ならず、例へば延吉、汪淸、和龍、琿春、輯安、長白、寬甸、桓仁等の諸縣は其の適例なり、此等の縣に在りては朝鮮人の移民事業は數十年間を繼續し特に間島に於て然り、然るに朝鮮人の手に依り前に開拓を始めたる移住地に於ては、水田の面積廣大ならずと雖乾田の其れに比すれば甚だ廣大なり、此の事實は卽ち朝鮮人が米作に甚だ熟練するが爲、新開拓地に定住する時每に米作の可能性を前提とするを意味す、卽ち或地方の狀況が米作の可能性ある時は彼等は先づ該地に定住し、其の後水田と成るべき土地が僅少とならば乾田を開拓することゝなるものなり、然れども一方より吾等は右表に現はれたる數字が不完全にして、又不詳細なるものなることを記憶する必要あり、例へば朝鮮人の大多數が農事に從事する安圖、撫松等の諸縣の農地面積と作物收穫高は表示しあらず、其れに反し遼源、通遼、通河等の諸縣の農地面積と作物收穫高とは餘りに數字の超過せるが如し、從つて吾人は右表を愼重に酌量して取扱ふ必要あり。吾人の調査せし處に依れば朝鮮移民の所有土地面積は極めて僅少にして、移住人戶數二〇一戶中其の總數の一〇%なる二

〇戸が、辛うじて或種の土地を部分的に所有せるのみにして、一人の戸主も自己が耕作する土地の全面積を所有する者なし、其の二〇人の戸主が部分的に所有する土地を用途に依りて分類せば次の如し。

水田	六九・八エーカー
田	五二・八 〃
草地	七〇・三 〃
森林地	一〇二・〇 〃
荒地	八九二・七 〃
計	一、一八七・六 〃

上記土地の價格は約五、二七六元（墨銀）、毎戸の所有土地平均は僅々五九エーカーに過ぎず、万一其の中に於て土地利用の最も重要なる田と水田のみを計算せば毎戸の平均所有土地は六・一エーカーに減少す。

ヤスイノブー氏の調査に依れば氏が一九二三年より二四年迄、農村經濟研究の材料として使用せし支那人七十戸中土地を所有せざる者は僅々二人のみにして、其の他は五、二四五・六晌（約一二、九四五エーカー）以上の土地を所有せりと言ふ、故に彼等の毎戸平均所有土地は七七晌（約二〇〇エーカー）なり。

（註）イ・イ・ヤイスノブー著「北滿の支那農民經濟」（一九二八年發行）滿鐵譯課版（一九二九年第一九六―一九八頁）に依る

前記支那人七〇戸の所有せる全土地中耕作地のみを平均せば毎戸六一・八晌約（一六〇エーカー）なり、是を以て觀れば支那農民は朝鮮農民に比し二五倍以上の土地を所有する計算なり。

斯の如く比較せば支那移住民は朝鮮移住民に比し廣大なる土地を所有せるを十分に知ることを得ら

る、右の如く所有土地を見るに至りしは其の理由大略次の如き數箇條に基くものと察せらる。

一　支那移住民は一般移住民の移住せしより以前なり、即ち該七〇戸中の九戸は一八五〇年より一八七五年間に移住し、一八戸は一八七六年より一九〇〇年間に移住し、一〇戸は一九〇一年より一九〇五年に、一二戸は一九〇六年より一九一〇年に、一五戸は一九一一年より一九一五年間に移住し、唯二戸のみは一九一五年以後に移住せり。然るに之に反し朝鮮移住民は悉く新來者なり、既に言及せるが如く朝鮮人は移動頻繁なるが爲、開拓事業は甚だ不安定にして現在の定住地(吾人の調査せし所)に移住し來りしより久しからず。

二　法的に朝鮮人は支那市民權を獲得せずんば土地所有の權利なし、從つて假りに彼等が土地を買收し得らるゝ金錢を有するも支那法律は之を禁ぜり。

三　支那移住民は土地を所有するに於てある限度迄官憲の援助を受くるも、朝鮮人は地主、官憲の双方より絶えず虐待を受く、斯の如きを以て朝鮮開拓民の極少數が其の開拓事業の基礎として土地を所有せしのみにて、其れさへ其の中の極少部分が現今彼等の手中に殘存するのみにして、其の結果小作の率は極めて多大なり、此の點に於て吾人の調査せし所に依れば開拓二〇一戸の全部が支那人地主より土地を租借せる小作人なり、(其の中には前記表中に現はるゝ自己の土地を部分的に所有するもの

を包含せり）故に朝鮮人は未だ開拓事業の基礎を整理し能はざりしと言ふを穩當なりとす、何故なれば原則上移民は種族的、文化的、地理的、人種的又は氣候的差異を論ぜず、先づ其の移民事業の出發點として土地を所有せざる可からず、移民は何物よりも土地に定住し地上に於て働き、其の土地より生計を收得せざる可からざるを以て土地無くては開拓事業の基礎を整ふる能はず、不幸にも滿洲の朝鮮人は右の如く出發點、卽ち開拓事業の基礎を整ふること能はざりしなり、何故朝鮮移民團體が變動多きや？再言せば不安定なるか？其の理由は卽ち彼等が永久に定住するに足る土地を所有し能はざりしと言ふ事實に在り、一旦小作條件にして支那人地主の勝手なる意思に依り變ぜらるゝ時には（例へば法外の小作料を要求する等）、移民は該地に於て開拓事業を中止し、小作料の比較的少なき他の地方に新に移住せざるを得ず。吾人が調査せし朝鮮移民小作人の小作土地面積は次表の如し。

第六十四表　滿洲開拓地帶の朝鮮移民小作地面積（六縣二十地方の開拓民二〇一戶）（一九三〇年）（小作地面積單位エーカー、價格の單位は墨西哥銀）

縣名	戶數	田		水田		草地		菜園		桑田		荒地		總計	
		面積	價格	面積	價格	面積	價格	面積	價格	面積	價格	面積	價格	面積	價格
扶餘	三	七三	五五	二五七・二	七、〇九九	—	—	七・六	一五	八・〇	一〇	二八・一	三一〇	三〇八・一	七、六二九

一三五

阿城	二九	三・三	四三	二五八・五	五、二三五	二八五	八〇〇	七五・〇	一九一	—	—	一〇・九	五三	六六〇・七	六、六九三
雙城	三	一〇・〇	二〇〇	二六・九	三、九二〇	—	—	九・〇	三三〇	—	—	—	—	二三五・九	四、三三〇
濱江	五	—	—	四四・〇	一、三三〇	—	—	—	—	—	—	—	—	四四・〇	一、三三〇
珠河	四四	三・一	二九五	五一三・六	六、七三五	—	—	二七・七	四〇〇	—	—	—	—	五六三・四	七、四三〇
寧安	八〇	五三・九	九四七	五七七・五	一八、七五〇	—	—	三三・九	七二〇	—	—	—	—	六六〇・三	二〇、四〇七
總計	二〇一	一二四・五	一、九二九	一、八六七・七	四三、〇三九	二八五	八〇〇	一五三・二	一、六七六	八・〇	二〇	三九・〇	五三	二、四七一・四	四七、八〇九

斯の如く一九三〇年に於て二〇一戸の朝鮮移民は支那人地主より二、四七一・四エーカー（其の價格四七、八〇九墨銀）を小作せり、其の中水田の面積は大略一、八六七・七エーカーに達し、其の他の總ての土地利用形式（田、牧場等）を超過せり、水田は朝鮮移民が小作する總土地の七五％以上なり、之を觀れば朝鮮移民は開拓事業の劈頭に於て大部分米作に從事するを知るべし。

若干の土地は朝鮮人の所有者或は小作人に依りて第三者に貸與し來れり、前者は地主が普通土地所在の地方に居住せざる場合にして、後者は小作人が其の租借せる土地を更に第三者に貸與せる場合なり、斯の如き場合も種々あり、何故なれば土地の面積餘りに廣大にして到底自己一家族のみにて耕作し能はざるが爲なり。上表は朝鮮移民が第三者に貸與せし土地の面積を示す。

第六十五表

滿洲に於て朝鮮移民が更に第三者に貸與せし土地面積

（一九三〇年）（面積の單位はエーカー價格の單位は墨銀）

縣名	田		水田		荒地		總計	
	面積	價格	面積	價格	面積	價格	面積	價格
阿城	10.2	100	25.1	150	40.8	800	76.1	1,050
扶餘	—	—	51.7	800	—	—	51.7	800
雙城	—	—	19.7	360	72.3	300	91.5	660
珠河	—	—	6.1	120	93.7	80	99.8	200
寧安	21.7	921	—	—	—	—	21.7	921
總計	31.9	1,021	102.6	1,430	206.8	1,18.0	340.8	3,631

上記の表に依れば朝鮮移民が所有するか又は租借せる土地の全面積三、六五九・三エーカーより三四〇・八エーカーを第三者に更に貸與して三、三一八・五エーカーを朝鮮移民二〇一戸が小作せるものなり。故に移民農場の農地面積平均は一六・五エーカーなり、然れども平均農場面積は大略五・一乃至一〇・〇エーカーなり。

間島に於ける朝鮮移民の土地所有は上述諸域に於けるものとは大なる相違あり、間島に於ては朝鮮人は永久居住權、土地所有權及財產所有權を支那人と全然同樣に享有し彼等が入籍すると否とは問題にあらず、此の財產所有權の享有は一九〇九年間島協約に依りて獲得したるものなり。日本側の調查に依れば間島に於ける鮮、支人間の土地所有は次表の如し。

第六十六表　間島に於ける鮮、支人の土地所有比（一九二四年—一九二九年）（單位エーカー）

縣名	一九二四年 朝鮮人	一九二四年 支那人	一九二五年 朝鮮人	一九二五年 支那人	一九二六年 朝鮮人	一九二六年 支那人	一九二七年 朝鮮人	一九二七年 支那人	一九二八年 朝鮮人	一九二八年 支那人	一九二九年 朝鮮人	一九二九年 支那人
延吉	一三八、八〇四	九五、一八九	一三七、〇九二	一三三、四四九	一四二、七二三	一三四、八九九	一四九、一六〇	一一三、四三六	一五八、〇八三	一五三、二〇八	一六三、一三五	一三九、〇二三
和龍	五一、五七七	二七、〇〇八	五五、二五四	二四、七七六	四七、三三九	三六、二四〇	六八、四九七	二三、九三二	七五、二三九	二四、四一七	七五、一三一	二〇、九四〇
汪清	一七、一八九	八七、四〇六	四一、八一七	六一、六七三	一五、四七六	六一、九九二	二七、〇一一	五三、八三六	二六、六五一	四四、九〇六	一九、六一五	四六、三三八
琿春	一七、三九七	一九、四六〇	一四、〇二三	二四、五八三	一九、九九五	二三、九五四	二一、六九二	二四、四八四	三七、二二三	四三、〇八三	三六、七五五	四一、九三六
總計	二二四、九六七	二二九、〇六三	二三一、一八六	二四四、四八一	二三五、五二三	二五六、〇八五	二六六、三六〇	二三六、六八七	二九七、一九六	二六五、六一四	二九四、六三六	二四八、一四六
鮮支人間の百分率	四八%	五二%	四七%	五三%	四七%	五三%	五四%	四六%	五五%	四五%	五五%	四五%

右の表に依れば一九二九年間島の朝鮮移民が所有せる土地總面積は二九四、六三六エーカーにして全耕地面積の五五%なり、朝鮮人の所有は支那人の所有に比し四六、四九〇エーカー多し。朝鮮人の所有土地面積のパーセンテイヂは年々漸次增加せり、其の增加する所以は大體朝鮮人が土地所有權を享有するが爲のみならず、又朝鮮人は久しき以前より該地に定住し該地方が滿洲朝鮮移民の核心たるが爲なり、是は法的障碍が如何に開拓事業を困難ならしむるかを證明する好個の適例なり。吾人の調査せし移民區域の朝鮮移民は皆土地を所有するに當りて斯の如き法的障碍の爲苦痛を受

け、從つて朝鮮移民の生活狀態は遙に支那人に及ばず。

吾人の調査に依れば六縣二十地方の朝鮮移民の農場面積は次表の如し。

第六十七表

滿洲開拓邊垂地帶の六縣二十地方に於ける朝鮮移住者二〇一戶に依りて開墾せられたる農場面積

面積	農場數
一エーカー以下	一
一・一―五・〇	九
五・一―一〇・〇	一〇一
一〇・一―一五・〇	五七
一五・一―二〇・〇	一一
二〇・一―二五・〇	五
二五・一―三〇・〇	四
三〇・一―四〇・〇	二
四〇・一―五〇・〇	一
五〇・一―七五・〇	三
七五・一―一〇〇・〇	三
一〇〇・〇以上	五

上記の表に依れば平均中位の農物面積は五・一乃至一〇・〇エーカーにして一〇〇エーカー以上に達する農場は極めて少數なり。ヤスイノブー氏に依れば支那農民七〇戶を土地所有面積に比し分類せば次表の如し

第六十八表

無土地	二戶	三〇―五〇晌	一六
五晌以下	〇	五〇―一〇〇晌	一四
五―一〇晌	七	一〇〇―二〇〇晌	八
一〇―二〇晌	六	二〇〇晌以上	四
二〇―三〇晌	一三		

不幸にしてヤスイノブー氏は支那農民七〇戶の所有せる農場面積を示さゞりしを以て、右表と吾人の數字を比較し難きも一般的に言へば右に引用せし數字は支那農民の農場面積を指示するものなり、斯の如き假定の上に立ちて吾人は支那農民が、朝鮮農民よりも廣大なる土地を耕作するを知ることを

得、例へば前者の農場は三〇晌より五〇晌（大略七八―一二五エーカー）となる。

玆に於て吾等は朝鮮農民の平均農場面積が一六・五エーカーなりしを注意する必要あり、其れは然るべきことにして大概極端に大なる幾何かの農場が包含せらるゝが爲なり。

滿洲移民地帶の全土地面積に對する農場の面積は朝鮮又は日本に比し甚だ大なり、朝鮮及日本に於ては僅かに一農家に約二・五エーカー平均なり。各地方別に分類せる實際耕地面積は調査せる所に依れば次表の如し。

第六十九表　二〇一戸の朝鮮人に依り開拓せられたる六縣別の播種收穫及休間面積（一九三〇年）

縣別地方（村落）		戸數	個人數	播種面積（エーカー） 計	毎戸當	毎人當	收穫面積エーカー	休間面積エーカー
扶養	陶頼昭	九	四八	八七・七	九・七	一・八	七八・一	九・六
	三家站	一一	五九	一二七・六	一一・一	二・二	一二六・三	一・三
	頼照祖	一	七	二〇・四	二〇・四	二・九	二〇・四	—
	計	二一	一一四	二三五・七	一一・二	二・一	二二二・四	一〇・九
阿城	小林站	九	四七	八二・〇	九・一	一・七	七七・八	四・二
	二層甸子	八	四四	九〇・二	一一・三	二・一	七一・九	一八・三
	聚永昌	八	四一	八六・七	一〇・八	二・一	八六・七	—
	二道子河	四	二〇	三六・一	九・〇	一・八	三六・一	—
	計	二九	一〇二	二八五・〇	一〇・二	一・九	二七二・五	二二・五

雙城	帽兒山		一七	八二	一七六・五	一〇・四	二・二	一七〇・七	五・八
	蜜蜂站		五	二八	五一・二	一〇・二	一・八	五一・二	—
	計		二二	一一〇	二二七・七	一〇・四	二・一	二二・一	五・八
哈爾賓	顧郷屯		五	二九	四四・六	八・九	一・五	四四・六	—
	計		五	二九	四四・六	八・九	二・五	四四・六	—
珠河	大青川		七	四二	八五・五	一二・二	二・〇	八三・五	二・〇
	沙溝子		八	四〇	二〇六・三	一三・三	二・三	九八・七	七・六
	二隊社		一〇	五五	一三三・一	一三・三	二・四	一二六・一	七・〇
	朱子營		一〇	五七	一二八・八	一二・九	二・三	一二一・四	七・四
	烏吉密河		九	四八	八四・六	九・四	一・八	七二・三	一二・三
	計		四四	二四二	五三八・三	一二・二	二・二	五〇二・〇	三六・三
寧安	海林		二九	一四二	二〇〇・八	六・九	一・四	一八八・九	一一・九
	黃旗屯		一六	九五	一四一・六	八・九	一・五	一三二・八	八・八
	柳樹林子		一七	九九	一二八・七	七・五	一・三	一二一・一	七・六
	新安鎭		一七	八六	一四三・七	八・五	一・七	一三一・八	一一・九
	加里社		一	五	六・七	六・七	一・四	六・七	—
	計		八〇	四二七	六二一・五	七・八	一・五	五八一・五	四〇・二
總計		二〇	二〇一	一、〇七四	一、九六二・八	九・七	一〇・八	一、八四七・一	一一五・七

播種面積中には水田、田及菜園等の土地の種類を包含せり、而して收穫パーセントは總面積の九四・一%以上となり、毎戸當り平均面積は九・七エーカーにして毎人當り平均面積は一・八エーカーとなる。

滿洲に在住する朝鮮移民の開拓事業は其の大部分灌漑と排水なり、新定住地の開拓民の大半は稻作

者なるを以て堤防、貯水池(湫)及溝渠は絶對に必要なり、傳ふる所に依れば新居住者が上記各種の作業を充分に行ひ得る所に定住せば滿足なる稻作をなすに足る可能性多しと言ふ。

或る場合に他の使用に不適當にして顧みられざる卑濕地あれば、其の土地は卽ち灌漑式により水田と爲す、然れども普通は濕地又は低地を擇ぶ、斯の如き地は普通空地多きを以て灌漑又は排水を行ふは甚だ容易なり、高地に在る河川より引水する爲溝渠を開鑿し又は水田より無用の水を拔く爲排水路を作成す、此の二種は水田開墾事業に重要なる部分なり、或場合には地上にポンプ裝置を設置せる個所あり、動力機械は此の開墾事業に在りて非常なる成功を示せり。上の表を見れば吾人が調査せし境域内の朝鮮移住民七十二戶に依りて開鑿せられたる溝渠の費用を知るを得べし。

第七十表

朝鮮農民七十二戶の新溝渠開鑿費(一九三〇年)

縣名	戶數	總經費(墨西哥弗) 計	每戶當	每エーカー當
扶餘	6	111.00	18.50	1.15
雙城	5	18.00	3.60	0.35
阿城	8	22.00	2.75	0.25
哈爾賓	5	23.00	4.60	0.52
珠河	9	75.00	8.33	0.89
寧安	39	141.50	3.63	0.45
總計	72	390.50	5.42	0.58

上記の表に依れば調査せられたる境域内に於て新溝渠開鑿費は平均毎エーカーに對して〇・五八墨銀なり、勿論此の經費は其の事業の難易に依るものとす。

多種多様なるも大體に於て斯の如き事業の費用は米作の爲特別に支出せざる可からざる費用なり、何故ならば乾田作に

は溝渠費の如きを要するの理なきが爲なり。[5]

水稲は其の成長する季節を通じて莫大なる水量を要す、例へば成長期に在りては必ず二吋又は三吋の地面上の水深なからざる可からず、勿論水田の各部に水の平均を保たん爲には水田面を完全なる平面となさゞる可からず、從つて開墾事業に在りては一字に畔を作ること〻、畔を以て制限せらる〻地面を平面となすことは最も重要なる作業なり、先づ水を上部に流入し漸次下部に注入す、稲作の成敗は大部分灌漑と排水の良否に依る、從つて斯の如き作業は水田開墾事業に緊要點となるものなり。

土地の賣買は朝鮮人同志又は朝支人間に法的に制限せらる、屢言及せる如く朝鮮移民は間島を除きては土地所有權を剝奪せられたり。

朝鮮人は日本人同様に滿洲の土地を商租する權利あり、然れども其の權利は彼の有名なる二十一箇條條約の一部として支那政府に於て義務履行を破棄せり、加ふるに朝鮮人は右の如き權利を利用することを願はず、從つて吾人の調査中には單なる一件の土地賣買も報告せられたることなし。

ヤスイノブー氏に依れば移民地帶に居住する支那小作人と、其の他南北滿洲の農民は農業に依りて貯蓄せる金錢ある時は田地を買收すと言ふ、農民以外には土地を買收する者甚だ少し、土地賣渡者は普通自己の不動産を部分的に或は全體的に處理せんとする地方の地主なり、土地を賣却したる代金中

より極小部分が農事上の目的を以て流用せられ、其の他は他の方面例へば工業上の企業其の他商業方面消費方面に使用せらると言ふ。黒龍江省官邊の數字に依れば、一年間に賣買せらるゝ土地の面積は全面積の約七%なりと言ふ、然れども同氏は其の研究地域内に於て年々賣買せらるゝ土地を全部の五%と認定し、土地總面積一二、〇〇〇、〇〇〇晌中每年賣買せらるゝ土地六〇、〇〇〇晌なりとの數字を得たり、右は每晌を百墨銀に評價し年々賣買せらるゝ土地價格を六〇、〇〇〇、〇〇〇墨銀と算定せり。

土地賣買の登記は支那に於て嚴重に實行せらる、移住地帶に於ても此の登記は法的に要求せられ、賣買者双方は文書を作成し新土地文劵を用ゆ、其の賣買契約書中の賣買價格を出來得る限り縮少化するが、其れは土地税及總ての料金が土地價格に依りて增加するが爲なり、此の理由は賣買者双方が最低限度にて申告し土地税と其の他料金の一部分を削減せんとするが爲なり。朝鮮人と支那人間の土地財產に對しては如何なる契約たりとも官廳登記簿に記入せざる可らず、例へば幾年間の土地借用にも必ず登記を要し縣長官の許可を得ざるべからず。支那官廳は外人に研究資料を與ふるを好まざるを以て事件數、總面積等の土地登記に對し信憑するに足る統計表を得ること困難なり、登記するは土地賣買價格の九%に制定せらる、然れども此の登記法は外見上の財產保護の目的よりも、寧ろ政府の收入を增加せしめんが爲の目的に在り、故に農夫は土地登記に對し左程重要性を感ぜず。

土地價格は絶えず變動し、其の水準の上下は他の物價の如く賣買に關係する如き多くの要素として影響を受く、滿洲開拓邊垂地帶に於ても土地市場は別に特殊なるものなし、何故ならば土地價格の傾向は他の物價同樣上下變動あるが爲なり、滿洲開拓邊垂地の土地價格は地方に依り甚だ差異あり、例へば停車場附近に位置する土地は高價にして、反對に停車場より遠く隔りたる山岳附近の土地は低價なり、又馬賊の出沒甚だしき所と出沒せざる所とに依りて土地價格に直接の影響あり、同樣に前年の農作物收穫の如何に依り現土地價格に大なる差別を生ず、加ふるに移民間に於ては不動產の賣買は支那地方貨幣の一單位たる「官吊」を以て遂行せられ、其の「吊」は時價の高低激甚なるを以て土地價格は其の「吊」の時價に依りて甚しく左右せらる。

前述せる土地價格は總て哈爾賓弗を以て先づ計算せられ、次に調査當時哈爾賓に於て行はれたる爲替相場表に依り墨銀に換算せらる、次表は六縣二十地方に於ける調査の結果にして、特に注意すべきは此の表中には所有地、租借地及個人農場の小作地を包含せることなり。

第七十一表　滿洲移民地帶二十地方の各種土地價格（一九三〇年）（面積の單位はエーカー、價格の單位は墨西哥弗）

縣名	地方	調査戸數	乾田 面積	乾田 價格	乾田 每エーカー價格	水田 面積	水田 價格	水田 每エーカー價格	草地 面積	草地 價格	草地 每エーカー價格
扶餘	三	二二	七・二	五五・〇	七・六	三三三・一	八、一九九・〇	二四・七	—	—	—
阿城	四	二九	六三・五	七五三・〇	一二・〇	三一八・七	五、五三五・〇	一七・四	二八五・〇	八〇〇・〇	二・八
雙城	二	一三	一〇・〇	二〇〇・〇	二〇・〇	二一五・七	四、四七〇・〇	一二・五	—	—	—
濱江	一	五	—	—	—	四四・〇	一、三三〇・〇	三〇・二	—	—	—
珠河	五	一四	二一・一	二九五・〇	一三・三	五二〇・六	六、八五一・〇	一三・〇	七〇・〇	一五〇・〇	二・一
寧安	五	一八	一〇七・四	三、三六八・〇	三〇・四	五七七・五	一八、七五〇・〇	三二・五	—	—	—
總計	二〇	一〇一	二〇九・二	四、五七〇・〇	八三・三	二、〇〇九・六	四五、一三五・〇	一三〇・三	三五五・〇	九五〇・〇	四・九
平均					一六・七			二一・七			二・五

縣名	地方	調査戸數	園地 面積	園地 價格	園地 每エーカー價格	森林地 面積	森林地 價格	森林地 每エーカー價格	荒廢地 面積	荒廢地 價格	荒廢地 每エーカー價格
扶餘	三	二二	七・六	一五五・〇	二〇・四	一〇三・〇	一〇〇・〇	〇・九	二八・一	三一〇・〇	一一・〇
阿城	四	二九	七・五	一九一・〇	二五・五	—	—	—	四八四・二	二五二・五	五・二
雙城	二	一三	九・〇	二二〇・〇	二四・四	—	—	—	二五七・七	八八〇	三・四
濱江	一	五	—	—	—	—	—	—	—	—	—
珠河	五	一四	二七・七	四〇〇・〇	一四・四	—	—	—	三六八・五	五八〇	一・六
寧安	五	一八	三三・九	七一〇・〇	二〇・九	—	—	—	—	—	—
總計	二〇	一〇一	八五・七	一、六七六・〇	一〇五・六	一〇三・〇	一〇〇・〇	〇・九	一、一三八・五	四・二九五	二一・二
平均					二一・二			〇・九			一〇・五

右表に依れば土地價格は地方に依り又は土地利用の種類に依りて差異あり、每エーカーに對する平均地價として最高なるは水田にして、地方としては寧安縣の水田價格が第一高價なり、園地每エーカー平均價格は其の次位にして阿城縣は最高價とす、園地價格の比較的高價なるは菜園、桑田等を包含するが爲なり。

斯の如き形式の土地利用は生產に於て多量なるのみならず、每單位エーカーの收入は相當に多し、故に此等種類の單位面積の土地價格は他の地目に比し高價なり、ヤスイノブー氏に依れば一九二三年ー一九二四年の各種土地毎晌價格は次表の如し。

第七十二表

北滿各地方の土地毎晌の價格(單位墨西哥弗)

縣名	建物敷地	菜園	田
哈爾賓	三六	一三〇	一〇五
扶餘	四〇	一三〇	一二五
雙城	七八	二六〇	二六〇
阿城	｜	一八〇	一八〇
珠河	｜	二四〇	一三五
寧安	二一一、	一二〇	一二〇

ヤスイノブー氏自身も承認せるが如く其の資料は理想的のものにあらず、何故ならば支那の「一晌」なるものは其の面積、地方に依りて甚だしき差異あるが爲なり、故に此の地方の土地毎晌價格と彼の地方の土地毎晌價格とを比較するには正確性を期待する能はざるを以て、各地方の價格を互に比較せんとせば一地方に於て數晌を取り之を或る標準單位に換算せざる可からず。右表に依れば菜園の價格は他の種類の土地に比

し高價なり、萬一晌を同面積たる二六エーカーに換算せば毎エーカーの平均田地價格は五九三墨銀となる、菜園の毎エーカーの價格は六七九墨銀なり、是を一九三〇年に調査せる吾人の數字に比較せば、一九三〇年には一九二三年―一九二四年に比し土地價格は約三分の一暴落せり、是は一九三〇年全世界に亘る不景氣と北滿銀市場が前例なき混亂に因り、北滿の經濟界が二重の困難を受けたる結果として自然的現象なりと見るの外なし、例を擧ぐれば一九三〇年の米價は一九二四年―一九二五年に比し四分の一乃至五分の一に慘落したり、斯の如き事實より觀れば土地價格の絕對的又は百分率的向上運動は比較的遲延せりと言ふを得べし、小作制度は如何なる土地利用形式にも重要なる役割をなし、此の制度の善惡は農產物にのみ影響を及ぼすのみならず、農村社會の幸福に對し多大なる關係あり、斯の如き關係上北滿の小作制度は各地方に依り各種各樣なり、次項に於て吾人は各地方の借地形式に對して記述せんとす、されど何物よりも先づ吾人は移民邊垂地帶の借地形式を記述することに注意を重くするを一言し置かんとす。滿洲土地は所有者別に分類せんか卽ち一、官地(官有地)二、王府地(清朝に皇帝及皇族が本來所有せし私有地)三、廟地(寺院及喇嘛寺所有地)四、旗地(滿洲旗人が所有せし所有地)五、民地(個人所有地)等なり、旗人の所有地を尙細別して紅冊地、旗倉地、舛科地、餘租地、伍田地、隨喇地、牛倉地及旗人の私墾せる餘地と稱する所謂八旗地あり、此等の旗地は滿洲皇帝が大

對する權利も幾分か異にし來れり。

清政府に忠義を盡したる旗人に恩賜として給與せしものにして、名稱の附せらるゝが如く土地財産に

私有地は主として支那人の私有地なるも彼等が開拓せし土地なり、然れども清朝の衰亡せる時より此の封建的土地給與法も破壞せられたり。省政府は土地調査局を設置し古時の土地制度を新制度に整理すべく努力せり、然れども此の調査局の事業は急速なる發達を見る能はざりしなり、即ち滿洲の土地制度は未だ混沌たる狀態にありと言ふことなり。而も其の土地調査法と技術は甚だ非科學的なりしなり、其の土地單位面積は官邊に於て定めたる標準單位（滿洲を通じて一度として標準的に使用したることなき單位）あるに拘らず、各地各別に相違ある結果數多の混亂と詐欺は發生せり、斯の如き現象は世界の文明なる如何なる地にも發見し得ざることなり。

植民地域の或る個所に於て新に到着せる支那移民は無代償にて土地を獲得す、無代償にて土地獲得の方途は官廳より貸與せし處女地を開拓し產物を豊かならしむるにあり。調査後政府に於ては斯の如き方法を以て開墾せる地面の半分を無代償にて與ふるものなり。

此の方法は北滿の或地方に於て採用する植民奬勵の政策なり、然れども普通支那移民は大地主の私有土地を契約に依りて借入れ、地主自身が植民を目的として開拓する場合は極めて少し、斯の如き場

合に於て普通の形式に依り借地人は生産の目的を以て、處女地を開墾したる後より數年間は借地料を支拂ふことなし、普通借地料の支拂は處女地を開拓したる後第三年目より支拂を開始し、支拂順序として第三年目には其の土地の總產出量の五分の一、第四年目には五分の二の如き步調を以て進行す、正當なる借地料の支拂は普通第五年目より始めらるゝが土地總產出の四〇%を地主に納付す、然れども斯の如き順序も土地の肥沃性、開墾の便利等開拓の要素を考へざる可からざるが爲、個人的場合に從ひ甚だ不同にして其は當に然るべきことなり。

小作人を租戶と稱し二種類あり、即ち「小作人」及「自作兼小作人」なり。小作料の支拂には二種の方法あり、即ち現金支拂及賭只法なり。「租戶」に對し地主を「租東」と稱す。小作料も亦個人的の場合に從ひ差異あるも、普通に在りては總產出の三〇%乃至五〇%とす、此の方法は唯慣例に依る實施のみなり、現金を以て小作料を支拂ふ場合には、普通其の率は土地面積每天地に對し小洋二十元乃至三十元なり。賭只法を二種に分つ、即ち「辦裡睛」及「辦外睛」なり、前者は合衆國南方に於て行はるゝ「作付人」と全然同制度なるが、地主は小作人に居住家屋、農具、種子、肥料其の他小作に日常必要なるもの迄支給し置き、收穫後此等の總ての代價を地主に返還するものなり、故に彼等は農場勞働者と全然同樣の形なり、後者は農場を自ら經營する普通小作人なり、萬一移住民が彼等の囊中に金錢なき時

には農業を獨立して經營し得らるべく、金錢を求むる迄の最初の幾年間は「辦裡賠」となる、此の場合には地主は借地料として普通總產出の六〇%乃至七〇%を受納す、是は地主が新移住者の弱點を利用し利益を圖ること明白なり。「辦外賠」なる場合には小作料は普通の形式にして小作契約を結ぶ時に作定す。小作料は地方に依りて異るも普通には每晌に八五ブッ（露西亞の重量名、一ブッは我約四、三六八・一三貫—譯者註）より三五ブッに達す、斯の如く八五ブッと三五ブッの間は懸隔せる差異あり、穀物を以て小作料を支拂ふ方法は大部分其の地方の一種或は二種の普通農產物を以てす。ヤスイノブ一氏は一九二三年の各地方小作料の量、種類及其の代價を次表の如く發表せり。

第七十三表　開拓地方に於ける各地の小作料の每晌量

縣名	總產高 農產物	總產高 代價	小作料 農產物	小作料 代價	總產物に對する小作料のパーセント	每エーカー小作料（平均） 農產物	每エーカー小作料（平均） 代價	土地價の每百墨弗に對する小作料（平均）
扶餘	九九、二五七・四	三〇、七八七	三、〇〇三・九	八、一二四・九	二六・五	一三・七四	二四・五三	二一一・六七
阿城	九〇、四三四・一	三五、五三三	三、三一〇・八	七、五八五・四	二一・三	一一・三三	三五・七一	九六・九八
雙城	二〇五、三五〇・七	二九、〇五六	一、七五三・七	四、七六六・七	一六・四	七・七〇	二〇・九四	一〇七・八四
濱江	二一、三八四・三	一〇、五八五	九九三・八	三、一七三・二	二九・九	一三・二七	七一・一四	二四〇・四〇
珠河	三五三、六二九・一	五五、八一四	九、一〇五・三	一四、三八六・一	二五・七	一六・九一	二六・七三	一七八・六九
寧安	四七三、三六三・九	八二、九一二	五、〇四〇・九	八、七五四・〇	一〇・五	八・一一	一四・〇九	四三・七四
總計	一、二四三、四一九・五	二四四、六八六	三三、二〇八・四	四六、八〇〇・三	一九・一	一一・八三	三三・八四	九三・九一

（註）

一、産出高は三種地卽ち水田、田、菜園の生産高を意味す

二、穀物小作料支拂には稻、玉蜀黍、甘藷、大豆、高粱等を包含す

三、各種穀物を以て小作料を支拂ふ量を統一單位にて表示する爲價格（代價）なる語を以て表示したり

而して彼は結論として彼が調査せる地方の每晌に對する小作料が約二四ブッ（農作物にて）にして、現金を以て其の代價を換算せば約一、四〇〇墨銀となると言へり。

第七十四表

滿洲植民地帶二十地方に於ける朝鮮人開拓者小作人二〇一戶の小作料の量（農産物の單位はブッセル代價は墨銀）

縣	小作料平均量	代價	農産物種類
雙城	29.50	16.77	
阿城	25.70	15.00	大豆　高粱等
珠河	22.70	10.72	高粱　玉蜀黍等
寧安	14.70	16.54	大豆　小麥等
扶餘	20.80	11.65	大豆　高粱　玉蜀黍等

朝鮮人開拓者小作人が支拂ふ小作料に關し吾人の調査より興味ある點を示さんとす、上記の表は吾人の調査の結果を要約したるものなり。

上記の表に依れば朝鮮人移住者及小作人が支拂ふ量は平均に其の土地總産高の約二〇％にして、之を前記の其の地方の四〇％乃至五〇％の小作料に比すれば比較的小作人に有利なる狀態なり。其の土地に投資せられたる資本に對し返濟せらるゝ每年の利率が非常に高く、投資せられたる平均百墨銀に對し一年間

料に比し尚多額なり。

に返濟せらるゝ額は九、三九一墨銀となる、卽ち每エーカーに對する土地平均價格は二、五三八墨銀なり、之に對し收入は二、三八四墨銀にして此の高率なる利益は米作に依るものなり、何故ならば市場に於ける米は食料品として此の地方の他の穀物に比し比較的高きが爲なり、故に支那人地主は其の土地産米の約二〇%を受くるに過ぎざるも、彼等の金錢收入を見れば他の穀物の四〇%乃至五〇%の小作料に比し尚多額なり。

斯の如き理由を以て朝鮮人移住者は新なる地に移住する時には先づ米作の機會多き場所を求む、而して日本の資本家は稻田に投資し利益を求めん爲朝鮮人の使用を切望す、支那人は官吏又は私人の双方を論ぜず朝鮮人を好まざるも、小作人としては米作に於ける朝鮮人の超越的技術より利益を得んが爲、稻作の雇人として置くことを望む。

斯の如く米作は滿洲に於て適當なる農業にして、殆ど朝鮮人獨占の形となれるも特に移住地帶に於て益々然り。

山東、直隸兩省より來る支那移民は最近朝鮮人に模倣せりと雖、米作に至りては未だ全然準備なく又熟練せず。

朝鮮移住者が小作人たる方法に二種あり、卽ち支那人地主より直接租借するもの及間接に斡旋者を

通じて租借するものとなり、後者に在りては或朝鮮人が支那人より廣大なる地面を租借し之を更に第三者（普通朝鮮人）に其の一部分を貸與するものなり、斯の如きを以て支那人より廣大なる土地を借受けたる朝鮮人は小作人たるのみならず、第三者に對しては恰も地主の如き行動を取る、之を「二房子」と稱し第二地主なり。吾人が調査せる二〇一戸農家中の一八八戸は支那地主より直接租借をなし、一三戸は所謂「二房子」なるものを通じ間接の小作人となれり。土地に對する公的稅金は地主に於て負擔するも多くの場合には小作人自身が負擔す。二〇一農家中唯一一戸のみは此の稅金を負擔せず所謂「租子」と稱する土地稅を負擔し、殘餘の一八九戸の小作人は全部之を負擔せり、是は慣例に依るものなるも多くは小作料の關係に在るものなり。朝鮮人は小作料を小額に支拂ふ利益ありと雖、斯の如き稅金支拂に依りて相殺せらるゝことゝなる。小作契約期間は普通非常に短く吾人の調査に依れば二〇一戸中一七七戸（八八％）は一年契約にして、九戸（四％）は二年契約、三戸（二％）は三年契約、七戸（四％）は四年契約、殘り五戸（三％）は不明なり。是を要言すれば其の地方に於ては一年契約が最も多數なり。

滿洲に於ける朝鮮人の土地所有權に對し其の條約關係に付ては前述したり。玆に於て吾人は其の條約と治外法權とに依り惹起する問題を幾分精密に論述せんとす。前述の如く間島協約は一九〇九年九

月四日北平に於て日支間に成立せり、此の協約は間島地方の土地所有に關し支那人と朝鮮人間の未解決の係爭問題を解決するのみならず、其の地方に居住する朝鮮人の權利及義務に付規定せり。其の協約の全文は次の如し。

大日本國政府及大清國政府は善隣の好誼に鑑み圖們江が清鮮兩國の國境たることを互相確認し並に妥協の精神を以て一切の辦法を商定し清鮮兩國の邊民をして永遠に治安の慶福を享受せしむる爲玆に左の條項を訂立す。

第一條　日清兩國政府は圖們江を清朝兩國の國境とし江源地方には定界碑を起點とし石乙水を以て兩國の境界となすことを聲明す

第二條　清國政府は本協約調印後可成速に左記各地を外國人の居住及貿易の爲開放すること及日本國政府は此等の地に領事館或は領事分館を配設する事

龍井村　　局子街　　頭道溝　　百草溝

開設の期日は別に之を定む

第三條　清國政府は從來の如く圖們江北墾地に於て鮮民の居住を承准す其地域の境界は別圖を以て之を示す（別圖略）

第四條　圖們江江北地方雜居地區域內墾地居住の鮮民は清國の法權に服從し清國地方官の管轄裁判に服す
清國官憲は右鮮民を清國民同樣に待遇すること及納税其他一切行政上の處分も清國民と同樣にすること
右鮮民に關係する民事刑事一切の訴訟事件は清國官憲に於て清國の法律に按照し公平に裁判すること日本領事又は其委任を受けたる官吏は自由に法廷に立會することを得但し人命に關する重案に關しては不取敢先つ日本國領事館に知照するものとす日本國領事館に於て若し法律を適用せず判斷することありと認定する時は公平なる裁判を期する爲別に官吏を派遣し覆審することを清國に請求することを得
第五條　圖們江江北雜居區域內にある鮮民所有の土地家屋は清國政府は清國人民の財產と同樣に完全に保護すること又該江沿岸には場所を撰び渡船を設置して双方人民の往來を自由にすること但し兵器を携帶する者は公文又は護照なく境を越ゆるを得ず
雜居區域內產出の米穀は鮮民の運搬を許す然れども凶年に際しては特に禁止することを得柴草は舊例に依て照辦すること

第六條　清國政府は將來吉長鐵道を延吉南境に延長し韓國會寧に於て韓國鐵道と連絡し其一切の辦法は吉長鐵道と一律にすること開辦の時期は清國政府に於て情形を酌量し日本國政府と商議したる上之を定む

第七條　本條約は調印後直時效力を發生すべく統監府派出所文武の諸員は可成速に撤退を開始し二個月を以て完了すべし日本國政府は二個月内に第二條所開の通商地に領事館を開設すべし

右證據として下名は各其の本國政府より相當の委任を受け日本文及漢文を以て作成せる各二通の本協約に記名調印す

明治四十二年九月四日

大日本帝國特命全權公使

伊集院彥吉（官印）

宣統元年七月二十日

大清國欽明外務部尙書會辦大臣

梁敦彥（花押）

（註）東亞經濟調査局刊「間島問題の經緯」より謄譯

斯の如く間島地方に於ける朝鮮人の土地所有權、借地權及建築物に關して此の協約中に規定せられたり。此の協約が朝鮮人の爲大なる犧牲を拂ひたりとするも、此の協約の原因と結果とを問はず現在に於て支那人の（間島地方內の）如く朝鮮人は間島地方に於て財産所有權を享有す。

間島地方外の朝鮮人の土地所有權と借地權に關しては特別の條約又は協約なし、然れども朝鮮人に對し間接的に卽ち法規見解下の日本の臣民としての朝鮮人を包含する意味の條文と文書あり、之に關し直接效力を有するは所謂「二十一箇條約」なり。是は一九一五年五月二十五日に決定せられたり。參考の爲數條を次に示す。

第一條　日本國臣民は南滿洲に於て自由に居住往來し各種の商工業に從事することを得

第二條　日本國臣民は南滿洲に於て各種の商工業上建物を建設する爲め又は農業を經營する爲め必要なる土地を商租することを得

第三條　日本國臣民は東部內蒙古に於て民國と合辦を以て農業及附隨工業の經營をなさんとする時は民國政府は此を承認する事

（註）南滿鐵道會社發行滿洲に於ける農業經營の研究一三三――一三四頁に依る

右三箇條の內容を支那人は「商租」と唱ふ。

其の條約の決定せらるゝや直に日支兩政府間には一件の附隨文書が交換せられたり。實際に於て其の條約を支那人より見る時は支那が日本の爲に强制せられたるものなり、此の條約締結當時は歐洲列國の力は世界大戰亂に集中せられたるを以て、極東の情勢には注目する餘暇なかりしなり、日本は此の好機會に乘じ旅順及大連の租借地期限と南滿洲と安奉線の期限を九十九年間に延長し、又前記三箇條の權利を包含せるものを要求せり。支那人民及政府は之を未曾有の屈辱なりと考へ所謂「國恥記念日」として記念する現狀にして、支那政府は第二、第三及第四條の細目に關しては協議を爲さゞりしのみならず「商租須知」及其の他秘密命令を發し支那人が個人的に日本人に土地を租借することを取締る一方、一九二二年華聖頓に開催せられたる國際會議、其の他國際的會議を通じて此の條約破棄を請求せり。故に實際上條約の條文、特に第二、第三及第四條は文書の上に殘れるのみ、加之滿洲在住の朝鮮人は此の批判多き條約の利益の如何を問はず少しの關心をも有せず。

朝鮮人にして支那市民權を獲得せる者は、法律上支那人たるを以て支那人と同樣に、土地を所有することを得又租借することを得らる、斯の如き理由なるを以て滿洲に居住せる根性の不良なる日本人は、此の入籍せる朝鮮人を道具に使用し農業の目的を以て土地買收の便利を圖る者あり、爾來日本人に土地を賣渡し又は租借せる支那人は嚴罰に處せらるゝを以て、支那人は日本人と如何なる種類の土

地財產の賣買にても敢て爲さんとする者なし、故に入籍せる朝鮮人は支那人より土地を買收し或は租借し、之を日本人に再賣渡或は再租借をなす、万一斯の如き事實が支那官憲に發見せらるゝ時には放逐せらるゝか、告發せらるゝか、又は罰を受くるかに在り、然れども反言せば朝鮮人は日本臣民の資格にて治外法權を享有することを得るを以て支那官憲に罰を受くることなし、万一朝鮮人が審問を受くることゝならんか、日本官憲は朝鮮人は日本臣民なるを以て其の事件は領事館に於て處理するものなりと主張す、是は入籍せる總ての朝鮮人は二重國籍を有するを以て日本官憲より見れば日本臣民にして、支那官憲より見れば支那市民たるが爲なり、朝鮮人は斯の如く二重國籍を有するを奇貨とし、自身の利益を得んが爲不良の行爲ありと言ふを得べく、之に對し支那人は朝鮮人を日本人の走狗となり、日本帝國主義の先驅者の行動をなすと判定せり。然れども幸にも言ふが如き事件は多からず。

PSG

東亞勸業株式會社

發第一六六六號

昭和八年三月十一日

東亞勸業株式會社

社長 向坊盛一郎

南滿洲鐵道株式會社

總務部監理課長 廣崎浩一殿

業務月報提出ノ件

拜啓 陳者二月分業務月報別紙ノ通提出致候間御查收被下度候

東亞勸業株式會社

社員數及給額調

昭和八年二月分

職名	人員數	支給額	摘要
職員	四〇	六、九八二圓八九	
傭員 日本人	一二	六九四六六	
傭員 鮮滿人	一四	四六九四五	
教員（鮮人）	七	二八五〇〇	
囑託	七	六〇一〇〇	
社員見習	六	三〇一六〇	
計	八六	九、三三四六〇	

壹月分小作人貸付金調書

場所名		摘要	金額	
奉天農場	公太堡	權泰祐外	三七六〇九	二〇
	呉家荒	金道龍外	六六三三三	七五
撫順水田		尹吉瑞外	五四六	〇二
合計			一〇四四八八	九七

東亞勸業株式會社

昭和八年三月三十一日現在

昭和七年度事業實績

東亞勸業株式會社

五　新義州土地

本土地ハ元來昭和製鋼所建設用地トシテ滿鐵會社ニ代リ買收シタルモノニシテ位置朝鮮内ニ在ルヲ以テ所有權並ニ治安ニ付テ何等憂慮スヘキ點ナク農業經營極メテ容易ナルモ朝鮮ニ於ケル事業ハ會社使命外ナルノミナラス本土地買收ノ目的カ既ニ農業經營ナラサリシ爲隨ツテ利用價値亦是ニ適應セサルヲ以テ積極的農營ニ進マサル方針ノ下ニ全收穫物ノ一割ヲ管理費並ニ手數料ニ充テ委託經營ヲナシ居レリ

本年度小作收量一、〇九五石三二、此ノ金額六七九二圓一八ナリ

六　間島土地

本土地ハ鮮人集團地タル間島方面ニ於テ經濟的援助ノ下ニ鮮人發展ニ資セン目的ヲ以テ土地四萬町歩ヲ買收シ年賦償還法ニ依リ分讓スルコトトシ昭和四年買收ニ着手シタルニ各方面トモ國土盜賣問題ヲ惹起シ名義鮮人ノ官憲ニ拘引サルル等紛擾絶ヘサルヲ以テ

七千二百〇九町歩ヲ買收シタル儘一時之ヲ中止セリ、從ツテ買收土地タルヤ各地ニ點在シ一農場トシテ經營困難ナル實情ニアリ且管理上不尠經費ヲ要シ居レルモ新國家成立ニ依リテ公然土地權利ヲ認メラルルニ於テハ當初目的ノ如ク長期年賦償還ノ方法ヲ講シ得ヘキモ本年ハ兵匪ノ横行甚シク播種、收納共ニ意ノ如クナラス成績不良ナリ

本年度ニ於ケル小作實收量ハ七四六石五四ナリ

七、滿井土地

吉林省伊通縣所在滿井土地ハ總面積一五三町歩中四三町歩ハ公主嶺農業實習所卒業生二名カ組織セル協拓農場ニ對シ昨年度ヨリ向フ十ケ年間地代坪當年三厘ノ約束ヲ以テ貸與シタルモ初年度ハ設備完備セサリシ爲著シク減收セルト穀價低落シ成績甚タ不良ナリシヲ以テ一厘五毛ニ減額シ殘餘土地百十町歩ハ支那人ニ對シ大豆八十石ヲ以テ小作契約ヲナシ何レモ之ヲ收納セリ

第八、避難鮮農收容事業及土地調査

第一節　概　要

事變及昨夏ノ水害ヲ蒙リ生活ノ根據ヲ失ヒタル多數鮮農ヲ收容シ彼等ノ生活安定ヲ計ルハ當面ノ緊急事業トセル處偶々朝鮮總督府ノ慫慂ニ會ヒ同府及滿鐵援助ノ下ニ差當リ滿鐵本線亂石山ニ一集團的農村ヲ開設シ引續キ營口縣田庄台、北滿珠河縣烏吉密河附近ノ二ケ所ヲ選定シ昭和八年度春迄ニ之ヲ設定スヘク努力シツツアリリ。

第二節　農村開設事業

一、亂　石　山

驛西方五支里ノ地點ニ水田約二〇町步ヲ開設計畫ノ下ニ昭和七年土地買收ニ着手セルモ全地方ハ古クヨリ權利關係錯雜シ居タルヲ以テ關係地タル鐵嶺、天津ニ社員ヲ派シ專ラ之カ解決ニ努メタルモ豫定地區ノ買收容易ナラス就中大地主揚春芳關係土地其ノ地

ハ遂ニ未解決ノ儘昭和八年度ニ持越ノ已ムヲ得サル仕儀トナリ翌末迄ニ漸ク四三八町歩ヲ買收シ鮮農約一九五戶ヲ收容シ其ノ作付面積三二〇町八九ニシテ小作籾四三〇九石ヲ收得セリ

(イ) 買收地

水田　五四二二畝三五

收得小作籾　六二九七石六八三

(ロ) 未買收地

水田　四六五二畝六五

收得小作籾　四二三四石八一七

二、田庄台並ニ烏吉密河

滿洲事變及昭和七年夏季水害ニ依ル避難鮮農收容ノ目的ノ下ニ朝鮮總督府ノ慫慂ヲ以テ營口縣内田庄台附近及珠河縣烏吉密河附近ノ二ケ所ヲ選定同府ト協力シ昭和八年度春迄ニ安全農村ヲ設定スヘク土地調査ヲ開始セリ。

然ルニ烏吉密河ハ共產黨及匪賊、田庄台ハ馬賊及海賊ノ一根據地ト目サレ居リテ其ノ出沒常ナク危險甚タシキモ該事業ノ重大性ニ鑑ミ日滿軍部、警官其ノ他ノ護衛ヲ請ヒ幸ヒ萬難ヲ排シテ事業ノ遂行ニ努力中ナリ。

而シテ本事業ノ完成見込ハ何レモ昭和八年秋季ノ候ニシテ開設水田各二〇〇〇町歩、收容鮮農各八〇〇戶乃至一、〇〇〇戶ト豫定シ居レリ、

第三節　土地調査

一、移民適地調査

拓務省主催ニ係ル日本人移民適地調査ノ實施ニ際シ當社ハ社員ヲシテ調査班ニ參加セシメ昭和七年九月ヨリ十二月迄四ヶ月間吉敦沿線、南滿沿線、佳木斯、遼西ノ各地方ニ涉リ調査ヲ遂ケタリ。

第四節　農業土木工事

一、遼中縣水利事業調査

總監查三三第四四號一ノ一

昭和八年六月六日

監査役 佐 久 間 章

東亞勸業株式會社第十一期決算監査報告

(寫)

副總裁

總裁

理事

總務部長

東京支社長

經理部長

文書課長

監理課長

經理課長

監査ノ要旨

東亞勸業株式會社第十一期決算（自昭和七年四月至八年三月）ヲ監査ス

一、營業成績

本年度ノ總收入　一、四七一、六五四・七二圓

〃支出　一、四六九、〇〇三・七四圓

利益金　二、六五〇・九八圓

之ヲ前年度ニ比スレハ收入ニ於テ六六%、支出ニ於テ二八・六%ヲ增加シ損失ハ更ニ利益トナレリ利益金ハ拂込資本金二百五十萬圓ニ對シ年一厘一毛ノ利益率ニ當ル

二、各事業經營ノ概況

(イ)土地經營

現在社有地ハ一二、六七三七町歩外ニ南滿鐵ヨリ委任セラレタル管理地一〇、〇五三町歩合計一三、六七九〇町歩ナリ現在營農ニ利用シツツアル土地ハ僅々一萬町歩ニ過キス本期ハ主トシテ商租權ノ不確實ナリシモノノ保全ニ努力シ現ニ大孤山土地改修天萌木陣農區ノ權益ヲ確

保シ尙一般土地利用ニ付調査ノ歩ヲ進メタリ

日本人移民ニ對シテハ政府ノ根本方針決定セサリシ爲着手セサリシモ金州ニ於テ農業實習中ナリシ天照農園移民三十名ヲ關東廳及園主ト協議ノ上通遼農場ニ小作人トシテ收容セリ他日內地移民ノ成否ニ對スル指針タルヘシ

尙鳳石山ノ安全農村ニハ鮮農二百戶壹千人ヲ收容シ年度末ニ吉林省爲吉省河文營口縣田庄臺ニ各貳千町ノ開田計畫ヲ樹テ鮮民約八千名收容ノ見込ニテ目下土地買收中田庄臺ニハ既ニ貳千人ヲ收容勞役ニ使役中ナリ

F、政府補助金

當社ノ如ク滿蒙ニ跨ル大規模ナル土地ノ經營竝又ハ在滿鐵道ノ保護助長ニ關スル施設事業ノ如キハ其ノ性質上他ノ營業會社ト異リ短期間ニ收益ヲ擧クルコト困難ナルノミナラス又當初ヨリ收益ヲ目的トセサルモノアリテ獨立自營ノ營業甚タ困難ナルモノアリ
依テ政府ハ當社事業援助ノ目的ヲ以テ設立以來、朝鮮總督府及關東廳ヨリ左記補助金ノ下附ヲ受ケタリ

年度別	朝鮮總督府	關東廳	合計
大正一一年度	一五〇、〇〇〇〇〇	二〇〇、〇〇〇〇〇	三五〇、〇〇〇〇〇
一二	三〇〇、〇〇〇〇〇	二〇〇、〇〇〇〇〇	五〇〇、〇〇〇〇〇
一三	二〇〇、〇〇〇〇〇	二〇〇、〇〇〇〇〇	四〇〇、〇〇〇〇〇
一四	一五〇、〇〇〇〇〇	一五〇、〇〇〇〇〇	三〇〇、〇〇〇〇〇
昭和元年度	一五〇、〇〇〇〇〇	一五〇、〇〇〇〇〇	三〇〇、〇〇〇〇〇
二	二〇〇、〇〇〇〇〇	一五〇、〇〇〇〇〇	三五〇、〇〇〇〇〇

三	四〇〇、〇〇〇〇〇	一五〇、〇〇〇〇〇	五五〇、〇〇〇〇〇
四	一八〇、〇〇〇〇〇	一五〇、〇〇〇〇〇	三三〇、〇〇〇〇〇
五	一五二、〇〇〇〇〇	五〇、〇〇〇〇〇	二〇二、〇〇〇〇〇
六	一八〇、七四三〇〇	三六、〇〇〇〇〇	二一六、七四三〇〇
本年度	一五〇、〇〇〇〇〇	二八、〇〇〇〇〇	一七八、〇〇〇〇〇
合計	二、二一二、七四三〇〇	一、四六四、〇〇〇〇〇	三、六七六、七四三〇〇

(a)朝鮮總督府補助金ハ昭和二年二月協定ニヨリ補助金中三萬圓ハ教育、保健、旅導指導獎勵及總館費補助トシ殘額ハ金融資金ニ充當スルモノナルカ其ノ使途ハ鮮農金融機關ニ對スル貸付、鮮人營農資金ニ限定セラレ居リシカ昭和六年度以降低金利設定資金トシテ別個ノ貸出ヲモ受クルコトトナリタリ補助金受入內譯ヲ示セハ次ノ如シ

(七)當社土地經營ノ狀況

A、公大農場

本農場ハ素ト敵國所ニ散在セシ邦人經營ノ農場及是等ノ間ニ介在セシ支那人土地ヲ一括買收セシモノナレハ從テ其ノ耕作內容ハ區々ニ分レ之カ爲種々ノ紛擾ヲ惹起セシコト多ナリシカ耕地區劃ノ確立以來數年間ニハ自ラ圓滿ニ解決ヲ告ケタリ本農場ハモト吳家荒、板倉子舘木堆、公太堡ノ西堡屯ヨリナリシヲ昭和六年ヨリ吳家荒農場一帶舘子、舘木堆ヲ併合ス）及公太堡農場ノ二農場ニ改メ吳荒ニハ場ニ六名（內日本人二名）公太堡ニハ四名（內日本人二名）ヲ置キ之ヲ管理セシム農場ノ面積ハ

吳家荒　水田　一、四一七・反九八　畑　六九五・反六二　荒地　一八反

公太堡　水田　四〇二九・五七　畑　三二七・八〇

荒　一二一八・一二　外ニ粗地水田一三二七・〇二反

畑二三〇反、荒地三〇〇反アリ

七年度ノ人口及作付面積小作料ハ次ノ如シ

農區	人口	作付面積	實收面積	小作料（籾）	反當收量（實收面積）
吳家荒	二〇六九人	一〇一一•〇町	九九九•九町	一、八五四•一六石	一•八五石
公太堡	一〇八一	五三一•六	四〇五•六	一、九二二•五二	〇•七二

小作方法ハ收穫扱ハ折半トシ種ハ小作人ノ所持、種子扱ハ小作人持

肥料費ハ畓主四分小作人六分負擔、租税及公課ハ總テ畓主ノ負擔トス

吳家荒農場ハ播種當時天候不良ナリシモ生育期ニ入リテ天候回復シ其ノ後一部水害ヲ蒙リシ箇所アリシモ概シテ良好ナル收穫ヲ得タリ

公太堡農場ハ一般乾田時期ナルモ大雨ノ不時ニ時期遅レ其ノ後大雨ノ為メ種子ノ土中ニテ腐敗セシ所或ハ出水ノ為メ已ムナク水時過播ヲナセシ所等アリテ生育モ順調ナラス七月下旬ノ豪雨ノ為メ全滅ニ歸シタル箇所スラアリ收穫概シテ不良ナリ

富各農場ノ灌漑ニ使用シツツアル水路ノ東方ニ於ケル用水施設不完全ニシテ河水ノ流水量多ク且勞力ヲ要スル等モ少カラサルヲ以テ

六年度末ニ於テ支那側農礦廳ト協議シ將來當社カ同廳ニ於テ徵收スヘキ水利稅引當ニヨリ工費參萬五千圓ヲ當社ニ於テ支出シ取水堰其ノ他ノ工事ヲ完成シタルニ偶昭和七年夏期ニ於ケル出水ノタメ可惜新設設備ハ破壞セラレテ用ヲ爲サザレハ今年度更メテ實地踏査ト協商シ東遼ノ河岸ニ沿ヒテ約一里ニ亘ル水路ヲ代行シ既ニ竣工シ通水ヲ爲シツツアリ

B、通遼農場

本農場ハ通遼ノ近郊哈拉火燒ニ在ル白年田氏所有（假名附名）ノ土地ヲ當社ニ於テ買收シ公濟號農場トシテ經營セシモノ及西遼沿線ノ錢家店附近同名ノ農場ヲ管理ノ都合上昭和五年ヨリ合併シ通遼ニ農場總事務所ヲ置キ日本人社員一名之ヲ統轄管理セシムルコトセリ其ノ權利內容ハ名義人對會社間ニ於テ公濟號八三〇圓年間ノ借租錢家店八五〇圓年ノ日支合辦契約ヲ設定シタルモノナリ農場全面積ハ公濟號水田一、四四〇反、畑一、六四三二反、荒地八、二七九反四四、外ニ租地七九反二〇アリ錢家店ハ水田一、五三七反六三、畑二九、六八

〇反ナリ

本年度畑作面積及小作料ハ次ノ如シ

農場別	支那人戸數	畑作面積	小作料籾徴收總數	作付面積ニ對スル反當小作料
公濟號	四〇戸	七六三・二八町	一、五九八・八五石	〇・二〇八
錦豫店	一四一戸	二、一七一・五九	四八九六・〇八	〇・二二五
計	一八一戸	二、九三四・八七	六、四九四・九三	〇・二二六

小作方法ハ習慣四分小作人六分ノ分益率ニヨリ果分ヲナス其ノ他條件ハ各大農場ト大同小異ナリ但シ本年ハ旱魃ノタメ鮮農小作人ハ何レモ逃離シ水田耕作ナシ畑ハ全部支那人ヲ以テ小作セシメツツアリ

當年ハ夏期旱魃ヲ被リ二割方減收ヲ見小作料籾穀收交セ六、四九四石九三ニシテ之カ價格二一、一六八・五九圓ヲ得タリ

C、東山農場

本地ハ元西安縣柳河縣ノ地方ニ於ケル有力者趙香紋ヲ名義人トシ前後四回ニ亘リテ買收シタル土地ニシテ名義人對僞租面ニ於テ商租權

ノ設定ヲナシ日本領事館ノ認證ヲ得タリ面積ハ水田一五二町一四、畑六六町二四、雜地一四六町八一、計三六五町一九ナリ本地ハ買收以來種々ノ方法ニヨリ直接間接是カ開發利用ニ努メタルモ成績思ハシカラサリシヲ以テ昭和四年是カ積極的經營ノ一著手トシテ日本人大矢進計ヲシテ現地管理ヲナサシメタルモ支那官憲ノ壓迫ニヨリ日本人ノ現地出入ヲ破棄セラレシノミナラス遂ニ支那側ニ於テ現地占據ヲナシ當社ノ使用收益權ヲ侵害サルルニ至レリ然ルニ滿洲國ノ建設以來當社ニ於テ權利回復セルヲ以テ本年度以降逐次開墾ノ計畫ナリシニ兵匪ノ橫行甚シク華要部鮮人小作人約四〇戸アリシモノカ僅カニ數戸ヲ殘シ他ハ全部耕地ヲ放棄シテ避難シタリ

D、大來農場

本土地ハ元大來修治氏ノ所有地ナリシヲ滿鐵ノ懇請ニヨリテ大正十一年本社ニ引繼タルモノニシテ支那側ノ承認ヲ得タル開墾地ナリ本土地ハ大來氏經營當時ヨリ當社引繼後ノ兩三年間ハ日本人社員ヲ駐在セシメ種々ノ方法ニヨリ鋭意其ノ開發利用ニ意ヲ用ヰタルモ元來地理的ニ不便ナルト且地味不良ニシテ生産力乏シキタメ到底收支相償

ハス大正十三年日本人社員ヲ引揚ケシメ一部地味不良ノ地ハ挿木苗林ヲナスト同時ニ利用可能ノ土地ハ定租トシ蒋竹氏ニ經營ヲ委任シ今日ニ及ヘリ然レトモ年々收穫ハ減少シ且賠租困難、五年、六年ニ跨リ凶作相續キタル結果小作人ハ續々該地ヲ退去シ農場ノ運ハ崩壊シ現ニ畑地トシテ耕作セラルルハ僅其ノ一小部分ニ過キス土地面積ハ畑三七町二、園圃地三町歩、荒地五五〇町四六ナリ

E、利興公司農場

本地ハ舊芳賀左源司所有地及右土地間ニ介在セシ支那人土地ヲ孔季瑩名義ニテ買收シ名義人對社ノ間ニ日支合辦契約ヲ締結セシカ昭和五年更ニ之ヲ商租契約ニ改メタリ當社カ初メ利興公司ナル日支合辦組合ヲ設立シ專ラ支那人ヲシテ管理經營ノ任ニ當ラシメ居タルモ業績擧ラス毎年缺損ヲ續ケ居タルヲ以テ五年秋支那側役付ヲ解任シ當社直接之カ管理ニ當リシモ該地ハ「アルカリ」分ノ析出甚シキト治安ノ維持未タ全カラサルヲ以テ本年ハ同地ノ小作料ト管理費ト相殺スル範圍ニ於テ支那人ニ該地ヲ管理セシムルコトトセリ

面積ハ畑三六一町二、荒地一〇七〇町四五計一四三一・六五町アリ

F、大孤山土地

本地ハ莊河縣下ニ在リ全面積二五三三町歩四五ニシテ其ノ大部分ハ葦地未開ノ地ニシテ當社カ大正十一年之ヲ買收セシモ當時ハ國土盜賣問題ノ喧シカリシト一面之カ利用開發ニハ更ニ接壤地ヲ買收シ且該地方ヲ貫流スル大洋河ノ水利ヲ誘導スル頗ル大規模ノ施設ヲ必要トスルヲ以テ今日ニ迄手ノ下シ樣ナカリシモ將來相當ノ施設ヲ爲シ集團移民ヲ收容スル上ニ於テ看過スヘカラサル土地ナリ

本土地ノ一部ニ孟凌雲關係ノ土地アリ從來其ノ土地ニ對スル權利ハ甚タ不確實ナリシヲ以テ昨年一月關東長官宛權利確保ヲ出願スル傍ラ當社ニ於テモ直接其ノ手段ニ努力セリ抑該土地ハ元霍守仁ノ土地ニシテ孟凌雲ヲシテ一先ツ之ヲ買收セシメ霍名義ノ下ニ期限三十箇年ノ暫行的商租契約ヲ結ヒ地券ノ引渡ヲ了シタルカ其ノ後之ヲ孟ノ名義ニ書換ヘタルママ當社ニ返還セス支那官憲ノ壓迫ニ藉口シテ其ノ儘地券ヲ占有シ任意ニ土地ヲ經營シ又他ニ賣却運動スラ試ミタリ然ルニ事變後當社トノ直接交渉ニ於テ孟凌雲モ日滿ノ政情ヲ洞察セ

シモノカ紛糾セル過去ノ經緯ヲ開陳スルニ及ヒ事件ノ眞相ハ强チ孟ノミヲ責ムル能ハサル事情モ觀取セラレ尙將來同人ヲ利用シ同地ニ隣接スル關華甫關係ノ係爭地ニ對シ居中調停ノ勞ヲ取ラシムルノ有利ナルコトヲ感シタルヲ以テ當社ハ當時本社ノ代行者タリシ明及李兩名カ內契約ニ基キ孟ニ對シ支拂フヘキ奉小洋壹萬五千元ヲ改メ滿洲國國幣ヲ以テ同額壹萬五千元也ヲ支出シ一方從來ノ暫租契約ヲ廢棄シ改メテ商租契約ヲ締結シ同時ニ之ニ對スル地券八十三枚、此ノ面積一一、三九〇畝三分ノ交付ヲ受ケ玆十數年來ノ紛爭ハ一段落ヲ告ケ權利ハ確實トナレリ

G、札魯特旗土地

本土地ハ峰八十一及石川五郞兩氏ノ所有ニ屬セシ東西札魯特旗內開放地約七萬七千町步ヲ大正十一年十二月二十日東拓ヨリ引繼キ買收セシモノニシテ權利關係ハ峰、石川兩氏買收當初ニ於テ設定セシ日支合辦權ヲ其ノ儘讓受ケタルモノナリ然ルニ東拓ヨリ引繼直後峰氏關係ノ土地名義人馬長英ニ對スル國土盜賣事件發生シ權利書類ノ大

部分ハ支那官憲ニ沒收セラレ次テ大正十四年春熱河都統闞朝璽ハ該土地ヲ沒收シ張作霖ニ拂下ケ、張ハ三畬堂ト稱シ經營シツヽアリシヲ以テ事變後之カ權利ノ確保ヲ關東長官ニ願出テ目下滿洲國逆産整理委員會ニ於テ審議中ナレハ遠カラス解決ヲ見ルヘシ

土地ノ全面積ハ峰氏關係（華峰公司及實業公司）三七九、三七一反二四、石川氏關係（隆育公司）三八八、八〇〇反合計七六八、一七一反二四ニシテ何レモ荒地ナリ

H、撫順土地

本地ハ撫順縣前甸子ニ在リ元久保季氏並撫順朝鮮人民會ノ所有地ナリシカ昭和四年春會社カ買收シ商租權ノ讓渡ヲ受ケシモノナリ本商租ハ日支各官憲ノ公認ヲ得タルモノニシテ權利ノ實體ハ確實ナリ

面積約四九町歩內水田四四町歩アリ水利交通共ニ便利ナレトモ面積狹小ニシテ農場ヲ設置シ直接管理ノ程度ニ達セス從來ハ撫順朝鮮人民會及金融組合ニ小作人ノ監督其ノ他一切ヲ委囑シ收納其ノ他必要ニ應シ社員ヲ派遣シ監督セシメ居リシカ六年度ヨリ鮮人小作人ニ定

租小作ヲ爲セリ

I、滿井土地

本土地ハ元南滿精糖會社ノ所有地ナリシカ昭和三年滿鐵ノ慫慂ニヨリ會社ニ引繼セシモノニシテ支那側官憲ノ認證ヲ得タル完全ナル商租地ナリ面積畑一〇五町、荒地一〇町八、雜地一一町九九合計一二七町七九アリ土地ノ大半ハ高燥地ニシテ而モ從來支那人ニ依リ掠奪農業ヲ行ハレタルヲ以テ地力減退シ地味瘠薄ナリ昭和五年ヨリ地味比較的良好ナル土地ヲ供託農場トシテ滿鐵農業實習所修了生二名ニ坪一錢五厘ヲ以テ貸付ケ又他ノ部分ヲ支那人ニ、總小作料大豆五十石ヲ以テ定租契約セリ

J、亂石山農場

在滿鮮農ノ生活安定ヲ計ル趣旨ニヨリ朝鮮總督府トノ協定ニ基キ鮮農安全農村設定五箇年計畫ノ初年度事業トシテ滿鐵本線亂石山驛ノ西方一邦里ノ地點ニ約七二〇町歩ノ水田ヲ開設スル計畫ノ下ニ昭和七年春土地ノ買收ニ著手シタルモ同地方ハ古クヨリ權利關係錯綜シ

容易ニ豫定地區ノ買收ヲ見ス期末迄ニ漸ク四三八町歩ヲ買收セシニ過キス

本年度作付面積ハ買收地及租地ヲ合セ水田約六〇〇町歩ニシテ開花時ニ多少蟲害アリタルモ天候良好ナリシト一般生育順調ニシテ總收量四〇三〇石ニシテ初年度ノ成績トシテハ佳良ナルモノト認ム現在收容鮮人ハ一九二戸其ノ人口一、〇一〇人ナリ

K、間島土地

本土地ハ昭和四年ノ收得ニシテ延吉縣所在地約七二〇九町歩ナルカ各方面ニ國土盗賣問題ヲ起シ土地名義人タル鮮人ノ官憲ニ引致セラルル者多ク紛擾壓迫絶エサリシモ其ノ都度臨機ノ對策ヲ講シ居リシカ其ノ後共産黨ノ跋扈スルアリ滿洲事變後ハ匪賊ノ横行絶エサル爲本格的經營ノ域ニ未タ達セス目下社員一名、囑託一名ヲ駐在セシメテ管理ニ當ラシメツツアリ

L、新義州土地

本土地ハ昭和四年滿鐵ノ慫慂ニ依リ買收セシモノニシテ帝國領土内

ナレハ所有權ハ確實ナリ面積ハ水田四九町步四五、畑一八六町、其ノ他雜地一五町步アリ本土地ハ元來農事經營ノ目的ノ爲買收セシモノニ非サルヲ以テ積極的經營ヲ爲ス能ハス全收穫物ノ一割ヲ以テ委任經營ヲ爲セリ

M、遼陽土地

本土地ハ大正九年三月及四月朝鮮人李憲寧ナル者商租權設定者タル地主頼自オヨリ日支條約ニ依リ土地ヲ三筆ニ分チ商租權ヲ得且日本領事ノ認證ヲモ得タリ昭和三年十二月吉田親數ハ李憲寧ヨリ該商租權ノ讓渡ヲ受ケ越ヘテ昭和六年十二月當社ハ更ニ吉田親數ヨリ金八萬圓ヲ以テ買收セシモノナリ面積畑一八三町七四其ノ他雜地一〇七町三八アリ面積狹小ニシテ且地味不良ノ畑地ノミナレハ已ムヲ得ス滿洲人ニ委任管理ヲ爲サシメツツアリ

N、蓋平土地

昭和四年三月薄益三ハ滿鐵ノ手ヲ通シ蓋平李家漢洛及西河口所在土地ノ賣却申込アリ現地調査ノ結果坪當リ十一錢四厘ニテ會社ハ之ヲ

買收セリ面積八〇三町三三アリ荒地ニシテ農業經營ニ適セス

〇、吉敦土地

本地ハ昭和六年十月二十一日滿鐵ノ委任ヲ受ケ經營ニ當レリ面積ハ畑八〇三町、水田一一〇町、荒地四三六七町四、林野四二五四町、山林一、四〇七町、宅地七町歩アリ囑託一名、傭員一名ヲ駐在セシメ管理ニ當ラシメツツアルモ本年度ハ匪賊横行セシ爲小作料ノ徵收不能ナリ管理費ハ全部滿鐵ニ於テ負擔ス

p、北陵農場

本地ハ昭和七年秋滿鐵ヨリ經營ヲ委任セラル、元榊原農場ト稱セシ所ナリ面積一二四〇〇〇町アリ但シ經營面積ハ八九九町歩〇四二ナリ管理ハ全地區ヲ二農區ニ分チ各區ニ農監ヲ置キ定租小作トス

六、社員

人員増減表

昭和八年三月末

種別	當期末人員	前期末人員	増減（△減）
職員	四三	三八	五
日本人傭員	一二	八	四
朝鮮人〃	九	一〇	△一
滿洲國人〃	三	三	
職　計	一〇	七	三
社員見習	一〇	三	七
計	八七	六九	一八

増減ノ理由

一、傭員四名、新採用一名昇格

二、日本人傭員四名新採用

三、朝鮮人傭員一名昇格

四、囑託三名新採用
五、社員見習七名新採用

當期分從業員給與表

種別	本俸 圓		在勤手當 圓		賞與金 圓		計 圓	
職員	三四、四九四	〇〇	一、三二四	八〇	一一、一二六	〇〇	四六、九四四	八〇
日本人傭員	三、七五二	八四	一二七	三二	三九六	〇〇	四、二七六	一六
滿支人	二、八四二	二〇	一五六	八四	四七八	〇〇	三、四七七	〇四
囑託	五、一六〇	〇〇		〇	五〇八	〇〇	五、四六八	〇〇
社員見習	二、九七五	六〇		〇	四〇	〇〇	三、〇一五	六〇
計	四九、二二四	六四	一、六〇八	九六	一二、五四八	〇〇	六三、一七九	六〇

一人當月額平均給與表

種別	本俸		在勤手當		賞與金		計	
職員	一三三圓	六九	五圓	一三	四三圓	一二	一八一圓	九五
日本人傭員	五二	一二	一	七六	五	五〇	五九	三九
鮮支人	三九	四七	二	一七	六	六三	四八	二九
囑託	八六	〇〇	〇		五	一三	九一	一三
社員見習	四九	五六	〇		〇	六六	五〇	二二
平均額	九四	二九	三	〇八	二三	六五	一二一	〇二

通報先「現地」ー計畫 鐵道 經由 鐵路總局 經理課

倉村課長（八、九、八）

吉林事務所長報

昭和八年八月二十八日（吉事資八第四七一號）

敦化鮮人ノ敦化商事合資會社創立（敦化報）

敦化在留鮮僑有力者ハ別紙ノ如キ定款ヲ以テ事務所竝店舗ヲ敦化東門外東滿病院西側ニ設ケ本月六日ヨリ營業ヲ開始、專ラ米穀及其他雜貨ノ販賣ヲ開始セリ各種商品ハ未タ整備スルニ至ラサルモ比較的潤澤ナル資金ヲ有シアリテ將來ノ發展期待サレツツアリ

敦化商事合資會社定款

第一章 總則

第一條 本社ハ次章ニ規定スル目的ノ爲ニ設立スル合資會社トス

第二章 目的

第二條 本社ハ米穀貿易精米業並酒類其ノ他ノ食料品及雜貨販賣業ヲ營ムコトヲ目的トス

第三章 商號

第三條 本社ノ商號ヲ敦化商事合資會社ト稱ス

第四章 本店ノ所在地

第四條 本社ノ本店ヲ滿洲國吉林省敦化縣城内ニ置ク但シ必要ノ場合ニハ支店ヲ設置スルコトヲ得

第五章 社員及出資

第五條 社員ノ氏名住所及其ノ出資額責任左ノ如シ

一金四千圓也　無限　吉林省敦化縣東門外　[illegible]明元

一金壹千圓也　無限　吉林省敦化縣東門外　[illegible]三星

一金壹千貳百圓也　無限　吉林省敦化縣東門外　李士應

一金六百圓也　無限　〃　文在憲

一金參百圓也　有限　〃　文在天

第六章　業務ノ執行及會社ノ代表

第六條　本社ノ業務執行社員之ヲ執行ス

第七條　業務執行員ハ一人トシテ總社員ノ同意ヲ以テ無限責任社員中ヨリ之ヲ選任ス

第八條　業務執行社員ノ任期ハ二年トス但シ再選スルコトヲ妨ケス

第九條　業務執行社員ノ報酬ハ社員ノ過半數ヲ以テ別ニ之ヲ定ム

第十條　業務執行社員ハ會社ヲ代表ス

第七章　計算

第十一條　營業年度ハ毎年一月一日ヨリ六月三十日迄及七月一日ヨリ十二月三十一日迄トス

第十二條　業務執行社員ハ營業年度ノ終リニ於テ計算ヲ爲シ左ニ揭クル書類ヲ社員ニ提出シテ其ノ承認ヲ求ムルコトヲ要ス

一、財産目錄
二、貸借對照表
三、營業報告書
四、損益計算書
五、利益金ノ配當ニ關スル議案

第十三條 業務執行社員ハ前條ノ期限外ト雖當社ノ業務又ハ財産ニ關スル重要ナル事項ハ之ヲ社員ニ報告スルコトヲ要ス

第十四條 各社員ノ損益分配ノ割合ハ第五條ニ掲ケタル出資額ニ依ル但シ有限責任社員ノ負擔ハ出資ノ目的ト為シタルモノノ外ニ及ホサス

第八章 社員ノ退社

第十五條 社員ハ商法ニ定メタル退社ノ事由ノ外總社員ノ同意ヲ得テ何時ニテモ退社ヲ為スコトヲ得

第九章 解散

第十六條 本社ノ存立時期ハ此ノ定款作成ノ日ヨリ滿十年トス

第十七條 本社ハ前條ニ定メタル存立時期ノ滿了ノ外左ノ事由ニ因リテ

解散ス

一、總社員ノ同意

二、裁判ノ命令

第十章 清算

第十八條 會社解散ニ於ケル會社財産ハ左ノ方法ニ依リテ之ヲ處分ス

但シ總社員ノ同意ヲ以テ他ノ方法ニ依リ處分スルコトヲ得

殘餘財産ハ各社員ノ出資額ニ應シテ之ヲ分配ス

右教化商事合資會社設立ノ爲商法第百五條第百六條第四十九條及五十條ニ依リ此ノ定款ヲ作リ各社員左ニ署名ス

昭和八年七月　日

高明元

洪三星

李士應

文在憲

文在大

第五章　朝鮮人の入滿

第一節　移住の原因

朝鮮人の滿洲移住を歴史的に究むるに、今より凡そ二千二百年前漢の武帝が衞滿朝鮮を亡ぼし、朝鮮に樂浪外三郡を置き、高句麗は都を平壤に置き遼東を領したる時代に始まるもであつして、滿洲と朝鮮とは歴史的に極めて緊密な關係に於て結ばれて居つたのである。

然し之等は今日謂ふ所の移民とは全く性質を異にするもので、經濟的意味に於ける移民は我文久元年頃に始まれるものであるといふ、當時『鴨綠江對岸地方に於て筏夫に從事せしものが、其の地方の地味肥沃で且開墾の容易なるを見て農業移住を爲すに至つた、其の後我明治二年西鮮地方に凶歉あり、飢餓に瀕せる朝鮮人は先を爭ふて越境し移住者を增加した』（註一）のである。

然し以上は局部的の移住に過ぎず、全滿的にしかも多數の移住者を見るに至つたのは日露戰後であり、更に日韓併合後は急速度を以て增加するに至つた。

而して入滿の原因は故國に於ける凶饉と、歸鮮者の滿洲有望談によるものが最も多數を占め、尙ほ、政治的不平から離鮮したものもある、卽ち『朝鮮に於ては旣に滿洲方面に移住したる親族又は知己其の他より、該地方の農耕極め

て有望にして生活亦容易なることを傳聞し年々自發的に移住を策つる者著しく增加せり』（註二）と云ふが如き、又『鮮內人口の過剩と頻發せる凶歲饑饉並に經濟の窮迫の爲生活の脅威を受け之に順應するの能力乏しき所より逐に遁避的性癖の赴く儘に接壤曠潤の滿洲平野に生活を求めんとし、又經濟の壓迫、內地人の鮮內移住多く、各種文化的施設の擴大に伴ひ、各部門に多くの內地人進入し、固有の在鮮諸施設の崩壞を招きたる爲、政治的不平分子の境外移住を生し、之等の不平分子は逐に國內に居るを好まずして、滿洲に移住するに至れり、尙文化の進步と共に鮮內の物價騰貴を來し、生活に窮して放浪し滿洲に移住するもの亦尠なからず』（註三）と云ふが如き夫れである。

又季動允氏が二〇一戶の在滿朝鮮人戶主に對し移住動機を質したる所、

原因	絕對數	相對數
一、本國に於て經濟困難に因り	三〇	一四・九
二、家に金なき爲	三三	一六・四
三、生活難の爲	七二	三五・八
四、衣食に困難なる爲	二	一・〇
五、本國に於て事業に失敗せるため	二四	一二・〇
六、旅行の結果	二	一・〇
七、本國の政治的理由にて	七	三・四
八、滿洲に於て農業經營の爲	一八	九・〇

九、滿洲に於て金儲の爲	一一	五・五
一〇、事業に成功せん爲	一	〇・五
一一、親族に隨ひ	一	〇・五
計	二〇一	一〇〇・〇

この表に對し著者は『此の問答は二〇一戸農家の戸主と調査員との間に行はれたるものにして、其の回答を上記の如く彼等の口頭より出でたる儘を分類したるものなり』（註四）と云つて居る、右の内第一項より第五項迄は經濟的に窮乏を來して居るものとして分類さるべき性質のものであり、之が總數に對する比は八〇％の多數に及れで居る。

（註一）　在滿朝鮮人と教育問題四頁

（註二）　滿洲及西比利亞地方に於ける朝鮮人事情一頁

（註三）　建設途上の滿洲國第二輯七七頁

（註四）　拓務大臣官房文書課編滿洲と朝鮮人一〇六頁

第二節　在滿朝鮮人數

在滿朝鮮人の人口統計に關しては今日迄各機關に依り發表せられたる數字は區々に亘り、何れが事實に最も近きやの判定に苦しむものである、これには、調査機關の不備、在滿朝鮮人の中には支那に歸化した者がある爲めこれ等の

者は表面的の數字に表はれざりしこと、其他各種の理由を指摘することが出來やう、故に玆では、外務省亞細亞局に於て調査せし最近の資料（註一）に基き在滿朝鮮人の歷年比較及び分布狀態を究める。

（イ）歷年比較

年次	男	女	計
大正八年末	二四〇、九四八	一九〇、二五〇	四三一、一九八
九年〃	二六一、八七〇	一九〇、五五七	四五九、四二七
一〇年〃	二七一、一五〇	二一七、五〇六	四八八、六五六
一一年〃	二八五、四九四	二三〇、三七一	五一五、八六五
一二年〃	二八九、七五〇	二三八、二七七	五二八、〇二七
一三年〃	二九二、七六九	二三九、〇八八	五三一、八五七
一四年〃	二八九、三八一	二四二、五九二	五三一、九七三
昭和元年〃	二九八、一一〇	二四四、〇七五	五四二、一八五
二年〃	三〇四、五八二	二五三、六九八	五五八、二八〇
三年〃	三一三、五九九	二六三、四五三	五七七、〇五二
四年〃	三二二、六三一	二七五、〇四六	五九七、六七七
五年〃	三二五、七八一	二八一、三三八	六〇七、一一九

六年〃	三三八、四一〇	二九二、五七二	六三〇、九八二

今大正十一年の人口ミ昭和六年の夫れミを比較するに、十年間に十一萬五千人の増加を來して居り、これを一ケ年平均にして見れば、毎年一萬一千餘人の増加を示しつゝあることになる。

次に昭和六年末の人員をさらへ全滿に如何に分布して居るかを見やう。

(ロ) 分布狀態

領事館名	男	女	計
牛莊	五〇〇	五一五	一、〇一五
遼陽	四二三	三五五	七七八
奉天	四五、八七二	三九、八一八	八五、六九〇
安東	二六、五八二	二三、九六三	五〇、五四五
間島	二一六、七三二	一九二、六八〇	四〇九、四一二
鐵嶺	六、一二六	五、四五三	一一、五七九
鄭家屯	八〇二	六八四	一、七四八
新京	三、一六六	二、六六三	五、八二九
吉林	一〇、七三六	七、五九二	一八、三二八
哈爾賓	二〇、九〇六	一四、一〇五	三五、〇一一

齊々哈爾	五、七〇四	三、六九三	九、三九七
滿洲里	七三	九二	一六五
滿洲計	三三七、六二二	二九一、六一三	六二九、二三五
關東州	七八八	九五九	一、七四七
總計	三三八、四一〇	二九二、五七二	六三〇、九八二

右に依れば總數に對する約六〇%は間島に居住して居ることが判かる、然らばこれ等在滿鮮人は如何なる職業に從事しつゝあるか、勿論農業が最高位を占めて居ることは敢て數字的の說明を必要としないが、少しく細に入り研究すれば次表の如くになる。

職業	戶數	職業	戶數
農業	二二、一五六	官公吏	二六七
教員	六四	牧師僧侶	五
醫師	五〇	藥種	一七
社員店員	二二八	雜貨	五八
精米	四二	白米雜穀	六九
特產貿易	三二	運送	五一
金融	三	旅館	五八

料理	五九	飲食	五五
製造	一一九	工業	四四
木工	一三	洋服	一〇
獸肉	一四	古物	五
理髪	三五	洗濯	三四
仲介	七	寫眞	二
打綿	一二	日稼	二、一七六
自轉車	四	運轉手	九
一般商業	八六九	遊戯	三
其他	九九七		
合計			二七、五六七

本表は奉天外二十一ヶ所の朝鮮人民會に於て調査せるものであつて全滿的のものではない（註二）

（註一）支那在留邦人及外國人々口統計表第二四同八六頁以下

（註二）全滿朝鮮人民會々報創刊號附表二頁

第三節　支那が採り來れる對在滿朝鮮人政策

監査34第86號2/1

昭和八年度

全滿水田作付面積及收穫高並朝鮮人戶口數調査表

東亞勸業株式會社

水田作付面積及收穫高並朝鮮人戶數表

昭和八年度

省別	作付面積（町）	水稻收穫高（石）	朝鮮人戶數（戶）	人口 男（人）	人口 女（人）	人口 計（人）
奉天省	三二二六八	九三六五三八・二	二七二〇七	七五四〇七	六六九〇四	（一四二三一一） 一四三六五四
吉林省	三二七四三・〇	八八五二八〇・〇	一〇四二二四	三〇四九八九	二七五四八七	（五八〇四七六） 五八四五四〇
黑龍江省	二五五〇・三	六五九五八・四	六〇九五	二五五三	二〇九九	四六五二
合計	七〇四六三・〇	一六八二七六六・六	一三五三二六	三八二九四九	三四四四九〇	（七二七四三九） 七三二八四六

備考

1. 本調査ハ關係領事館ノ調査ヲ集計セルモノナリ
2. 稻收穫高ハ日本石ヲ示ス
3. 作付面積町未滿ハ歩合ヲ示ス
4. 調査不明個所ハ一ヲ以テ示ス。（ ）內ハ男女數明瞭ナルモノノ計
5. 調査ナキ縣ハ除外セリ
6. 樺[illegible]縣ノ一部（五一四石）ハ玄米收穫高ナリシ爲假ニ穀量（一〇二八石）トシテ合計セリ

昭和元年度以降對照表

年度別＼事項	作付面積（町）		水稻收穫高（石）		朝鮮人戸數（戸）	朝鮮人々口（人）
昭和元年度	四三、三六三	四一	七〇五、八九三	六九	九七、五九四	五四二、八六九
昭和二年度	五七、三一六	二四	一、一七五、七三五	四〇	九五、一二七	五三八、七一七
昭和三年度	六六、六三八	七六	一、三二二、一〇〇	二九	一〇四、三三五	五八〇、三八五
昭和四年度	六八、八四九	三〇	一、三七四、四九八	二二	一〇四、〇一六	五六九、八二八
昭和五年度	六〇、〇三四	六四	一、四五六、九三五	三一	一〇七、三四一	五九三、六一七
昭和六年度	六四、三五〇	五〇	一、三五五、六四二	一三	一〇七、七九七	六〇二、〇三五
昭和七年度	一〇〇、六一五	〇九	一、〇八〇、九一八	八五	八九、四五五	四七八、八三四
昭和八年度	七〇、三六三	二〇	一、八八二、七六六	六〇	一三二、五二六	七三二、八四六

昭和八年度水田作付面積及收穫高並戸口表

省別 縣別	作付面積（町）	水稻收穫高（石）	反當收量（石）	朝鮮人戸數（戸）	人口 男（人）	人口 女（人）	人口 計（人）
奉天省							
遼源	八〇〇	一三〇〇.〇〇	一.六三	六八	一五八	一四五	三〇三
洮南	六〇〇.〇〇	八五〇.〇〇	一.四二	一三九	三六四	三一四	六七八
（興安）札薩克圖王旗	八〇〇.〇〇	二二八〇.〇〇	二.八五	九九	三〇七	二一六	五二三
突泉	二七七.六〇	六四〇.〇〇	二.三一	四五	九二	七六	一六八
洮安	一	一	一	五	八	五	一三
鎭東	二八〇.〇〇	一〇〇.〇〇	.〇三	六	一三	九	二二
開通	一	一	一	六	二〇	一三	三三
通遼	二八〇.〇〇	八〇〇.〇〇	二.八六	一六〇	三二一	二八三	六〇四
（興安）達爾罕王旗	二四〇.〇〇	四五〇.〇〇	一.八八	六四	七一	一六	八七
（〃）開魯	一	一	一	二五	三七	二八	六五

(〃)林東	—		—		—		二四	六四	四五	一〇九
營口	五八九	六〇	一四六八七	六〇	二	四九	一七一	四七九	[illegible]	八一四
海城	二二九	八〇	三、〇〇九	七〇	一	七五	五九	一二八	一一五	二四〇
瀋陽	六〇三三	九〇	一三九二一六	〇〇	二	三〇	一、五五五	四七九〇	四〇七五	[illegible]
撫順	一、四六一	六〇	三六五四〇	〇〇	二	五〇	一、〇一八	三、〇五九	二、九八四	[illegible]
本溪	三三六	七〇	三、一八〇	〇〇	二	二〇	一八六	六五七	五一九	[illegible]
遼陽	二一九	九〇	四五九八	〇〇	二	〇〇	五〇	一四〇	一五七	二七七
遼中	一五五	四〇	一、〇三八	〇〇		六六	六五	一五二	一二〇	二七二
鐵嶺	一、五〇四	四〇	二、六一一	〇〇	一	五〇	七四五	一、八二二	一、七〇四	三、五二六
開原	三、五四九	〇〇	八八七四〇	〇〇	二	五〇	一、〇五〇	二、七〇五	二、七八〇	五、四八五
康平	六	〇〇	九〇	〇〇	一	五〇	七	一五	一二	二七
法庫	六	〇〇	九〇	〇〇	一	五〇	六	一三	一七	三〇
通化	二、〇五〇	二〇	四二四三九	〇〇	二	〇七	一、三〇八	四、一六六	三、五五一	七、七一七
興京	三、二四九	五〇	六二〇四〇	〇〇	一	九四	二、三八七	七四二三	六、八五三	一四二七六
桓仁	二、二三三	〇〇	三三〇四八	〇〇	一	四八	一、二一七	四五一八	四三二三	八八四一

西豐	一二八五	二〇	三五三二	〇〇	二	六六	四〇一	一一五五	一〇六九	二二〇二
彰武縣王家街	一三五	九〇	二八五五	九〇	二	一〇	三五	八五	六七	一五〇
安東	五〇〇	八〇	一七〇二七	〇〇	三	四〇	五〇〇五	七四五〇	六四八一	一三九三一
鳳城	三二一	六〇	六六四八	〇〇	三	〇〇	六六一	一八五一	一七一六	三五六七
寬甸	四〇〇	〇〇	一二〇〇〇	〇〇	三	〇〇	一一一	三二〇五	三一六〇	六三六五
輯安	九九六	八〇	二四九二〇	〇〇	二	三〇	四五五三	七五六五	七一五九	一四七二三
臨江	四三〇	〇〇	八六〇	〇〇	二	〇〇	三四五	九九六	六六〇	一六五六
長白	一五七	四〇	四五九七	〇〇	二	八〇	四〇九四	一五四七七	一〇五二四	二六八〇一
撫松	八四	〇〇	一六八	〇〇	二	〇〇	一三	三三	三五	六八
莊河	六	〇〇	一二〇	〇〇	二	〇〇	二〇	四五	三五	八〇
海龍	一七七四	七〇	八八七五	〇〇	三	〇〇	九〇五	六五三一	三三八八	九八五九
柳河	二六四三	二〇	一三三六〇	〇〇	三	〇〇	一四〇五	六〇一二	五三一五	一一三二七
輝南	三一八	六〇	一五九三〇	〇〇	三	〇〇	九八	二八九	二四〇	五二九
金川	一六七	四〇	八三七〇	〇〇	三	〇〇	六五	二二六	一六五	三九一

清原	七五三	二〇	四,四二六	〇〇	三	五〇	四三三	一,三七三	一,一二七	三五〇.〇
西安	二七九	〇〇	九七六三	〇〇	三	三〇	一六七	二二九	二一八	二四七
東豐	三三六	六〇	一,〇〇九八	〇〇	三	〇〇	一一九	二七〇	二〇三	四七三
(十五)濛江	一		一		一		三八	一〇九	七三	一八二
懷德	七二八	四〇	一六五四一	〇〇	二	二七	二六八	一	一	一,二八六
利樹	二二	三〇	四〇〇	〇〇	一	七九	一二	一	一	五七
合計	三五三六八	七〇	九三,五二八	二〇	二	六四	二七三〇七	七五四〇七	六六九〇四	(一四五三一一 一二五六五四
吉林省										
永吉	一,六三八	〇〇	三〇,八六	〇〇	三	〇〇	一,五三四	三,八八一	三〇七三	六九三六
舒蘭	一三八	〇〇	四三六二	〇〇	三	三〇	八五	二六六	一九七	四六五
盤石	三三一	〇〇	九〇三〇	〇〇	三	七〇	二九〇	七三三	三九三	一,三三八
樺甸	九九九	〇〇	二三〇一六	〇〇	二	三〇	三三七	一,四一五	一,二二〇	三,六三三
敦化	六〇八	二〇	二,一七〇〇	〇〇	三	三〇	七九一	三〇二四	一,六四九	三,六七三
額穆	一,一九八	二〇	三〇,六七	〇〇	二	九〇	七七九	三,三三八	一,九七三	三,三一〇

延吉	一〇八六〇	〇〇	三五七一五一	〇〇	三	三一	四六九九七	一三七九三八	一二七〇三四	二六四九七二
和龍	一〇三六	〇〇	三一九七六	〇〇	三	〇二	二四三一九	七七〇三〇	七〇三〇〇	一四七三五〇
汪清	九五七	〇〇	三六七四六	〇〇	三	八四	[illegible]	二一〇七一	一九四六七	四〇五三八
琿春	三四四六	〇〇	四一九四〇	〇〇	三	〇〇	六五八七	二七九四五	二五七四八	五五六九五
濱江	一六一	〇〇	三八三〇	〇〇	三	三七	三一五二	四四五五	三八五六	七三一一
阿城	一五四〇	〇〇	三五八四〇	〇〇	二	三六	四一三	八二一	三〇六	一三二一
賓	二二六	〇〇	二〇三五	〇〇		九〇	三四四	八五六	六二五	一四八一
雙城	三九八	〇〇	九三五八	〇〇	二	三二	一八四	四一二	二七九	六九一
扶餘	三一五	〇〇	七四三六	〇〇	二	三六	一七三	四一六	三六五	七七九
珠河	一六五〇	〇〇	三九六三〇	〇〇	二	三九	九八七	三五五一	三〇〇七	四五五八
寧安	一五〇〇	〇〇	三六三〇	〇〇	二	五〇	三〇六一	五七〇二	四三四一	一〇〇四三
穆稜	八三〇	〇〇	二一五三〇	〇〇	二	五六	三九〇	一〇〇八	八九六	一九〇四
密山	一五八二	〇〇	二六九七六	〇〇	一	七〇	一三二七	三六七二	三九四七	七六一九
依蘭	五〇七	〇〇	一三三六九	〇〇	二	四〇	二〇六	四五八	三三七	七九五
楡樹	二一〇	〇〇	三六八九	〇〇	一	七二	八五	二一七	一七〇	三八七

五常	五〇	〇〇	一、三三九	〇〇	二	一四八	一九二	四三六	三五四	七九〇
延壽	一〇五	〇〇	一、二五〇	〇〇		九〇	三一三	七一五	四六三	一、一七八
樺川	一三〇	〇〇	二〇六	〇〇		一九	一四九	四三九	三四一	七八〇
東寧	二三七	〇〇	五三九六	〇〇	二	二四	七五八	二、二〇六	一、七二七	二、九三[illegible]
葦河	七〇	〇〇	一、五八六	〇〇	一	九八	一九	三四	二四	[illegible]八
方正	二五二	〇〇	三〇八五	〇〇	二	〇一	二〇	四〇	二二	[illegible]
勃利	二一〇	〇〇	四六二〇	〇〇	二	二〇	八	二〇	一二	[illegible]
寶清	五〇〇	〇〇	四五〇〇	〇〇		九〇	一九八	五四六	四二二	九六八
饒河	五〇	〇〇	一、一四〇	〇〇	二	四〇	九三二	三、〇七〇	二、五〇一	三、五七一
虎林	—		—		—		八五	二〇五	一二〇	三三五
蕪遠	—		—		—		六八一	二、一六九	一、九一七	四〇八六
長春	五二七	七〇	一一、〇三八	〇〇	二	〇九	二一五	—	—	一、〇三三
九台	三四一	九〇	八七五二	〇〇	二	六〇	一一五	—	—	五五二
德惠	四四	六〇	四八〇	〇〇	一	〇七	二一	—	—	四四六
雙陽	八一	七〇	三〇三〇	〇〇	三	七〇	二八	—	—	一三四

伊通	八四七	四〇	二三九九二	〇〇	二	八三	三二〇	—	—	一五三六
農安	一二六	三〇	一三九九	〇〇	一	一〇	七六	—	—	三六四
合計	三二七四三	〇〇	八八五三八〇	〇〇	二	七〇	一〇四二二四	三〇四九八九	二七五四八七	(五八〇四七六) 五八四五四〇
黑龍江省										
木蘭	二六六	〇〇	六九一六	〇〇	二	六〇	一四八	二八七	二〇九	四九六
通河	一〇六	三〇	四五四七	六〇	二	八三	一一六	二八九	二一五	五〇四
湯原	二八〇	七〇	四二六五	八〇	一	五一	一五五	三六七	二八〇	六四七
東興	三五〇	〇〇	一一三〇〇	〇〇	三	二〇	一二六	二七七	二四三	五二〇
綏化	四	二〇	一五〇	〇〇	三	五七	四七	一三六	一一五	二五一
慶城	一九〇	四〇	六五五一	〇〇	三	四四	五七	一四七	一五五	三〇二
海倫	二四二	二〇	六九二〇	〇〇	二	八五	一六四	二九八	二九四	五九二
鐵驪	六三	七〇	一八九五	〇〇	二	九七	三三	一〇八	八八	一九六
通北	一七五	〇〇	三五〇〇	〇〇	二	〇〇	六九	一七一	八三	二五四
烏雲	三	五〇	一〇五	〇〇	三	〇〇	五三	一三〇	一〇五	二三五
景星	三一	五〇	八八二	〇〇	二	八〇	一三	三七	二六	六三

泰來	六三七	〇〇	一九〇二六	〇〇	二 九八	一一四	三〇六	二八六	五九二
合計	二三五〇	五〇	六五九三八	四〇	二 八〇	一〇九五	二五五三	二〇九九	四六五二
總計	七〇四六二	一〇	一八八二七六六	六〇	二 [illegible]	一三二五二六	三八二九四九	三四四四九〇	（七二 七四三九 七三二八四六

總監査三四第八六號一ノ一

昭和九年六月十三日

監査役　佐久間　章

代行監査役　山島　登

控

秘

東亞勸業株式會社第十二期決算監査報告

總裁　理事　總務部長

副總裁　文書課長

監理課長

（寫）　東京支社長　經理部長　監理課長

(ハ)企業費勘定土地管理

一、間島土地

本土地ハ延吉縣ニ散在シ昭和四年ノ取得ニシテ新規買收地一、六二七町歩ヲ合セ總面積八、七五一町歩餘ナリ內既耕地約一、五〇〇町歩ハ小作ニ附シ居レルモ匪賊ノ出沒依然トシテ跡ヲ絶タス收穫意ノ如クナラサル狀態ニアリ本年度小作收量ハ籾、雜穀合計一、五三三石ナリ

二、新義州土地

總面積二七五町歩ニシテ滿鐵會社ニ代リ昭和製鋼所建設用地トシテ買收シタルモノナリ

位置朝鮮內ニ在ルヲ以テ所有權竝治安ニ就テハ何等憂慮スヘキ點ナキモ本土地買收ノ目的カ素々農業經營ニ非サリシ爲利用價値亦之ニ適應セサルヲ以テ全收穫物ノ一割ヲ管理費竝手數料ニ充テ委託經營ヲ爲シ居レリ、本年度小作收量籾雜穀併セテ一、一三七石ナリ

三、臺平土地

蓋平縣所在ノ本土地ハ昭和四年水田經營ノ目的ヲ以テ八〇三町步餘ヲ買收シタルモ水路用地ノ買收行惱ミ利用スルニ至ラス今日ニ及ヘリ

四 瀋井土地

吉林省伊通縣ニ在リ昭和三年南滿製糖會社ヨリ讓受ケタルモノニシテ面積一五三町步餘ナリ内四三町步ハ公主嶺農業實習所卒業生ノ組織セル協拓農場ニ對シ昭和六年度ヨリ向フ十箇年間相當ノ地代ヲ得テ貸與シ殘餘土地一一〇町步ハ滿洲人ニ定租ニ附シ居レリ本年度收入七五三圓餘ナリ

五 遼陽土地

遼陽縣魁星屯ニ在リ昭和六年十二月買收完了シタル土地ニシテ面積二九一町步餘、地味肥沃ナレ共低地ニシテ水害ヲ蒙リ易キヲ以テ排水溝竝堤防建設後利用計畫ノ豫定ニシテ現在ハ小作耕作ニ附シ居レリ

臧式毅題

營口農村概觀

東亞勸業株式會社

今農村建設の第一期工作を終り、將に本格的經營工作に移らんとするに際し、我等は何よりも上天の加護の彌深きに感謝の念を捧ぐると共に、更に一段と責任の重大なるを思ひ、關係各位の變らざる御後援と御指導を祈つて止まない次第である

玆に竣工の祭典を營むに際し農村建設の概要を回顧し、大方の高覽に供したいと思ふ。

二、農村設立計劃

營口農村地區の決定　滿洲事變による在滿避難鮮農の中主として南滿一帶に散在してゐた鮮農で原住地に歸還出來ざる者をこゝに收容し、將來之等を自作農として自立せしむる爲本安全農村設定が總督府に於て決定せられ其の實施を我が東亞勸業に委任されたのが昨昭和八年二月初旬であつた。爾來電光石火的に計畫は進められ總督府派遣員及本會社技術員計七名を以つてする適地調査班は直ちに遼河流域の調査に向ひ、同月中旬現地區を最適の地と定め之に依つて事業計畫を立案し三月初旬其の決定を見た、同十日本社に於ては土地買收、工事、收容、事務の各係員決定し、中旬、先發隊は營口に乘込んだ。

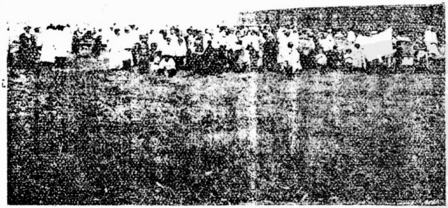
現地測量　昭和八年三月二十二日大石橋守備隊から特派された森重大尉の率る一隊の警備を受けつゝ東亞勸業錦織取締役以下關係員、朝鮮總督府派遣員其他の一行は營口西稅關棧橋より、多數日滿要人に見送られて、漸く解氷したばかりの遼河を渡り河北驛より田莊台に向つた。田莊台市街では滿洲國旗を掲げて歡迎の意を表し、市街に設けられた假事務所で、地方要人との間に和やかな交歡が行はれた。かくて翌廿三日より係員は直に現地測量に從事し、一方農村豫定地中央に鮮農收容の爲の假小屋(土幕)假設が進めら

れた。當時附近一帶に亘り小匪賊の出沒多く土木係員並に護衛警察官は極度に緊張したが、幸に事故なく三月末日略豫定の測量を完了する事が出來た。

三、鮮農收容

假事務所の設置 之より先營口には奉天及現場との連絡其他事務の爲、入船街七八番地に出張所を設け現地にもバラックの竣功を急ぎ、五月初旬田莊台から茲に移轉を了した。

一方事務所附近に建築中であつた鮮農收容の假小屋七十棟（一棟四十人收容）が完成したので五月一日安東領事館管内の百三十五戸六百七十二人の收容を最初とし九月十一日までに前後十回に亘り計六百三十六戸三千十二人の移民收容を完了したのである。今收容の經過を示せば左の如くである。



安東方面ヨリ移住鮮農六百餘名臨時列車ニテ營口到着下車セシ處

鮮農收容狀況

順序	月日	避難地方別	戸數	人口	摘要
第一回	五月一日	安東	一三五	六七二	
第二回	五月四日	撫順	八八	四一九	
第三回	五月五日	安東	七九	四二〇	
第四回	五月九日	撫順	九	四二	
第五回	五月十五日	奉天	七八	三六二	
第六回	五月二十日	遼陽、營口、煙台	三〇	一一五	
第七回	六月七日	海龍	六五	二九三	
第八回	六月十六日	開魯	九〇	四〇五	
第九回	七月十五日	營口	二二	一〇三	
第十回	九月十一日	京城（在郷軍人）	四〇	一八一	
計			六三六	三、〇一二	

右表中第十回入村の京城鮮人在郷軍人團四十戸一八一名は避難民ではないが今後農村自警團指導員として兼ねて常時農耕に從事せしむる爲總督府の斡旋により入村したものである。而るに入村後一家の柱石を失つて鰥寡孤獨になり朝

鮮原地に歸還せるもの、入村前農耕に經驗なき爲勞働を嫌厭し、又は眞に農耕を目的とせず商業を志し事意に反し離村せる者、或は友人知己の招致に依り離村せる者等ありて入村當時の戸口より減少したる爲本年五月六日更に鮮內各道より選定の上入村收容せし爲現在の戸口數は（五月末日現在）

戸　數　　六百二十二戸
人　口　　三千十九人

となつた。之等は**何れも眞實土に親しむ純粋の農民のみ**であり當局者の遺漏なき保護指導に依賴し安住の地として孜々として農耕に從事して居る現狀である。

四、建設諸工作

土地買收　當農村地區は元營田公司が經營計畫をした所を主とし地主中には事變の爲行衛不明の者などあり種々調査の結果關係地主百七十一名なる事を確めたが各地に移轉し不在地主多く加ふるに現地の境界分明せぬもの、一地二照の者など其の權利關係頗る複雜を極め當初調査に非常な困難を感じたが本年一月奉天及營口憲兵隊長等の斡旋によつて日滿に協定成立し爾來買收も順調に進行し現在其の大半を買收濟である。

土地買收進行中地域內に滿洲人家屋三十九戸外に墳墓六百三十九基あつたが之等の移轉に就ては田莊台在住有力者の斡旋によつて家屋は夫々合法的な算出基礎により總額七千五百圓を支出し、墳墓は滿洲人の間に種々なる迷信があり之が取扱措置如何によつては部落民の怨恨を受け他日事業經營上支障を來す虞れが全然ないとも云へぬので愼重の態度を採り豫め佈告を發して有緣者の申告を俟つ方法によつて一基に付き八圓を墓碑移轉費用として與へた結果工事施行上何等の支障もなく移轉せしむる事を得たのである。

開原驛

開原縣下ニ於ケル朝鮮人狀況調査

資

開原縣下ニ於ケル朝鮮人状況調査

第一 朝鮮人状況調査

一、戸口ノ分布及移住ノ状況

一、戸口ノ増減

開原附属地ヲ中心トスル開原縣下ハ土壌肥沃ニシテ灌漑水利ノ便ヨク加フルニ従来比較的[illegible]セル處多クアリ移住鮮人ノ水田ノ営ニ好適シ更ニ満洲特産[illegible]散地トシテ又全満ニ冠タル当附属地ハ生産穀ノ加工集散ノ便ニ[illegible]秋ノ収穫ノ[illegible]助トナリテ従来古ヨリ多ク鮮農ノ移住[illegible]等親戚知田ヲ廻リ居住スルモノ逐年増加ノ趨勢ニ依リテ昭和九年末現在ニ比スレハ実ニ九九戸一九一二名ノ増加ヲ見ルニ至レリ

然シテ当[illegible]縣(第一区ヨリ第四区迄)ニハ水田可耕[illegible]見込[illegible]天地アリト称セラルルモ諸要会ウラス[illegible]部民ノ水田ニ対スル認識

DM5 21
D 647 117

帰カラズ為ニ[illegible]トノ交渉圓滑ナラザルノミナラズ延テ[illegible]

從テ安圖縣下ニ於ケル居住鮮人ハ極メテ少ク然レドモ當縣某

地主トノ間ニ契約進捗中ノモノ二百人ハ近ク[illegible]安圖縣

下ニ對スル鮮農ノ移住モ漸次促進セラルルモノト思料

セラル

二、移住ノ状況

前項記載ノ通リ當地方鮮人ノ移住ハ何レモ自由移民ニシテ

集團移住ノ實例ナシ

第一表

地別	戸數	人口 男	人口 女	計
署所在地	四九二	一、三七二	一、一五〇	二、五二二
關原縣	一、三三一	四、〇五四	三、四一九	七、四七三
昌圖縣	二六	五二	三一	八三
計	一、八四九	五、四七八	四、六〇〇	一〇、〇七八

備考

昌圖縣ニ對スル調査ハ第一區ヨリ第四區迄ノ第一半トス（以下同シ）

第二表　僑團移民

該當ナシ

第二

職業状態

(1) 居住鮮人ノ七割強ハ農業ニ従事シ約一割ハ日傭業者（主トシテ鮮農家又精穀業者ノ使用人）之ニ亜ク其他ハ官公吏、會社員等ヲ除キ多クハ鮮人相手ノ各種商業ニ従事ス

尚農土ナキ為営農ヲ得サルモノ或ハ最近鮮内ヨリ移住シ来レル者等ノ中ニハ無為徒食中ノモノ及奥地ニ入リ禁制品取扱ノ容疑者等ナキトセサルモ之カ就職轉業轉向ニ關シテハ極力努力中ナリ

(2) 副業ノ状況

製叺、製縄ハ原料ノ豊富ナルト農閑期ニ於ケル好適業タルトニ依リ其ノ成績見ルヘキモノアリ（状況別記）

尚養鶏養豚ハ未タ一般的普及ノ域ニ至ラサルモ漸次飼養

熱高マリツヽアリテ指導ノ宜シキヲ得ハ將来益々發展ノ望多キ

分ニアリ

(イ)製帽ハ大部分地元ニ於テ消費サルルモノニシテ値段一律ニ一個十八錢ヲ以テ取引サレ生産費及資金ノ関係上製縄ニ比シ遙カニ利潤多ク為ニ從事者漸次増加ノ趨勢ニ在リテ年一年現地ニ於テ開催サルル大使館主催ノ製帽講習並品評會ノ盛大ナルト相俟チ其ノ成績見ルヘキモノアリ

尚昭和十一年一月ヨリハ販賣統制ノ確立ニ伴ヒ規格ヲ定着シ統一サレ一等品ニ十一錢五厘、二等品十八錢五厘、三等品十五錢五厘ヲ以テ取引サルルコトトナリ漸次救濟ノ道ヲスルニ從ヒ生産者ノ福利モ一層増進セラルルニ至ルヘシ

(ロ)製縄ハ全満的ニ既ニ生産過剰ノ感アリテ相場ノ為ニ低廉(目下製縄ニテ一塊十錢)ノ状ニ迫リツヽアル結果一般ニ製帽業ニ向ハムトスル傾向アリ

第三表 職業別

職業別	署所在地 戸数	署所在地 人口	開原縣 戸数	開原縣 人口	昌圖縣 戸数	昌圖縣 人口	計 戸数	計 人口
農業	九八	五九八	一、一三二	七、〇七三			一、二三〇	七、六七一
土石採取業	一	五					一	五
洋服仕立業	二	一三					二	一三
仕立職		九						九
叔媒介業	二	八					二	八
金融会職員	一〇	四一					一〇	四一
金融合作社員			一	一			一	一
旅館及飲食店	一九	七〇	一	三			二〇	七三
精穀業	三八	一八九			三	一四	四一	二〇三

電氣取扱職	一八	一一二					一八	一一二
食器製造業	一	七					一	七
酌婦		一三						一三
料理店	三	一七					三	一七
電々会社員	一	四					一	四
電氣会社員	一	四					一	四
警察官吏	一一	五二	一	三	一	四	一三	五九
守備隊通譯	一	二					一	二
地方事務所員	二	七					二	七
満鉄驛員	四	二一					四	二一
国道局事務員	一	一					一	一
民会職員	三	一八					三	一八
牧師	一	四					一	四

教員	七	二七	一三	二九			二〇	五六
靴下製造業	一	五					一	五
豆腐製造業	一	六					一	六
綿打直し	一	五					一	五
代書業	一	六					一	六
寫眞業	二	四					二	四
新聞支局	一	四					一	四
朝鮮飴製造	一	四					一	四
靴製造	一	八					一	八
辯護士事務員	一	四					一	四
理髪業	一	四					一	四
時計修理店	二	五					二	五
漢薬商	一	二					一	二

自動車運転手	四	一七					四	一七
白米小賣	六	四〇	一	七			七	四七
淑商賣	一二	四〇					一二	四〇
雜貨商	一二	八五					一二	八五
店員	一八	九二					一八	九二
日傭業	一六九	八〇四	四一	一七八			二一〇	九八二
医師	一	七					一	七
医生（現地医師）			二	一二			二	一二
家事使用人	一四	五一					一四	五一
印刷業	一	八					一	八
按摩業		一						一
其他有業者	九	五一	一九	九二	二二	六五	五〇	二〇八
無職	八	四〇	二〇	七二			二八	一一二

座姑女	計
	四九二
七	三、五二二
	一、三三一
三	七、四三三
	二六
	八三
	一、八四九
一〇	一〇、〇七八

備考　宿屋及飲食店ハ兼業ノモノアルニ付一括計上セリ

第四表

地方別	副業種類	副業戸数	生産数量	生産価額	原料仕入[illegible]	純[illegible]
署所在地	製縄	七戸	八四、〇〇〇斤	[illegible]四〇円	[illegible]	[illegible]
	製叺	四八戸	一八、〇〇〇斤	[illegible]四〇円	[illegible]	一九八〇、〇〇〇円
開原縣	製縄	七八	一〇三八九〇〇	一〇三八九	[illegible]	三一一六、〇〇〇
	製叺	六〇[illegible]	二七四〇〇〇	四[illegible]	[illegible]	三[illegible]〇〇〇
	養鶏	三八	六七九	[illegible]	[illegible]	[illegible]
	養豚	四	四六	[illegible]	[illegible]	一四[illegible]
計	製縄	八五	[illegible]	一二[illegible]九	[illegible]	[illegible]
	製叺	[illegible]	[illegible]	五二、五六〇	[illegible]	[illegible]
	養鶏	三八	六七九	[illegible]九	[illegible]	[illegible]
	養豚	四	四六	二九六	九六、〇〇〇	[illegible]

補助機関及其ノ金品類

署所在地　製縄ノ製縄機七台ノ内一台ハ民会貸與

製叺ノ製叺機四八台ノ内三七台ハ民会貸與ニ

製叺ノ製叺機六〇五台ノ内四六九台ハ民会貸與

開原縣

製縄機八五ノ内一台ハ民会貸與

製叺機六五七台ノ内三〇二台ハ民会貸與ニ

第三 商工業状況

一 商業

イ 雜貨商

當管内ニ於ケル鮮人ノ經營雜貨商七戸アリテ何レモ鮮人ヲ相手トシテ商賣シ又

ハ小資本經營ノモノナルカ顧客ノ大部分カ鮮農ナル爲價格ニ於テ滿人商店ニ比シ一

商戸ニ於ケル同月至六月五〇銭）ハ比較的高値ヲ示シツツアリ

年作ニ比シ三割減収ナリシト金融会ニ對スル旧債務ニ追ハレツツアルコト等鮮農家ノ経済ハ自然購買力ノ低下トナリ例年ニ比シ雑貨商ノ営業之三割方減退シテオレリ

(ロ) 穀物商

當地鮮人穀物商ノ取扱品ハ主トシテ籾、白米、精粟、精高粱等ニシテ間島縣下ヲ始メ西豊、清原、伊通各縣下居住鮮人ノ水田耕作ニ係リ收穫セル籾ノ當地集散高ハ年二〇万石ニ達スル等ハ殆ト當地鮮人穀物商ノ八ノ手ニ係リ、新京方面ニ移出サレ又ハ當地精米業者ニ係リ精白セラレテ全満各地ニ賣出サレツツアリテ從来白米ハ其ノ大部分ヲ[illegible]方面ニ輸出シツツアリシモ本年ハ大連方面ニ於テハ上海米[illegible]移出サレ南北満一帯ノ籾業者等ニ影響ヲ及ホシ[illegible]ナル籾[illegible]場ノ騰貴ヲ予想シ手控セル者ノ多ク精業ハ殆ト鮮[illegible]地ニ移出サレル

モノナルカ例年當地ヨリノ移出精粱高ハ約三〇〇貨車（約六〇、〇〇〇石）ナリシモ昨年度本年ハ粟凶作ノタメ約一五〇貨車ニ止レリ

精白高粱業ハ高粱一斗ニ付五、六〇錢相場ノ際製粉ノ原料トシテ内地ヘ移出スヘク電動機一〇〇馬力ノ精白高粱業ニ着手セシ者アルモ昨年ヨリ高粱ノ凶作ニ伴フ相場ノ騰貴ニ禍サレ本年十二月上旬ヨリ内地ヨリノ註文全ク絶エタル為高粱精白ハ一時中止スルニ至レリ

二、工業

當地在住鮮人ノ主要ナル工業ハ精白工場一〇箇所、精粟工場一箇所高粱精白工場一箇所ナルカ二、三工場ヲ除キ何レモ盛業中ナリ

第五表　鮮人經營工場及生產品

所在地	名稱	經營區別	設立年月日	使役職工數	生產品 品名	生產品 數量	生產品 金額	成績概況
開原附屬地	開原公司	個人	昭和四 一〇・一〇	鮮 五四〇〇 満 一〇八〇	精米 精粟	六〇〇〇石 四〇〇〇	一二〇、〇〇〇円 五八、〇〇〇	營業開始前ニ付全[illegible] 目下營業中
〃	信益商會第一工場	合資	昭和六 一一、	鮮 一六二〇 満 七二〇	精高粱	一八、〇〇〇	三五〇、〇〇〇	工場[illegible]營業中
〃	信益商會第二工場		昭和五 一二、	鮮 九六〇 満 九二〇	精粟	二二、〇〇〇	三六五、〇〇〇	[illegible]
〃	東盛精米所		昭和七 一一、二六	鮮 二四〇〇 満 六〇〇	精米	五、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	普通
〃	東發合精米所		昭和六 一〇、二四	鮮 三七七 満 四五	精米	八〇〇	一六、〇〇〇	規模小ナルモ普通
〃	一進精米所		大正一五 一〇、一五	鮮 一五〇 満 二〇	精米	二七	三七、〇〇〇	規模大ナルモ[illegible]ナリ
〃	同信精米所		昭和八 八、二三	鮮 五七六〇 満 六〇〇	精米	三、一〇〇	四二、〇〇〇	普通
〃	開鮮商會		昭和六 一一、五	鮮 三六〇〇 満 九〇〇	精米	六、〇〇〇	一二〇、〇〇〇	〃
〃	大同公司		昭和七 一〇、一八	鮮 一八〇〇 満 [illegible]	精米	三六、〇〇〇	五六、〇〇〇	〃
〃	永昌公司		昭和九 一〇、二四	鮮 二七〇〇 満 四〇〇	精米 精粟	四〇〇〇 四〇〇〇	一〇、〇〇〇 五八、〇〇〇	〃
〃	開安公司		昭和一〇 一〇、一〇	鮮 二〇〇〇	精米	一八〇〇	五六、〇〇〇	信益商會ノ出資[illegible]

開原附属地	金盛商会	合資	昭和一〇、九、一	鮮二五〇 満五〇	精米	六〇〇石	一二、〇〇〇	資金系統ニ依リ必ズ説セし
計	一二	個人五 合資七	鮮六、二三五 満五、五六五	精米 精粟 精高粱	三〇、〇二七石 三〇、〇〇〇 八、〇〇〇	六〇、七〇〇 五〇、一〇〇 二二五、〇〇〇		

備考

使役職工数ハ時期ニ因リ一定セサルタメ一ケ年ノ延人員ヲ計上ス

第四　農業状況

一、農事ノ改良

鮮農ノ大部分ハ農資金ニ乏シク且一部商租契約ノ外ハ何レモ短期契約ナルタメ何レモ間ニ合セ式ノ堰止又ハ水門ヲ設ケ満足セサルヘカラサル実情ニシテ加之開原縣内水田ハ既ニ施肥ノ必要ニ迫ラレ居ルモノ斯クセサルモ如上ノ理由ニヨリ殆ント施肥セラレアル向ナク潤沢ナル資金ト長期契約ニ係ルニ非サレハ農事改良ハ困難ナルモノノ如シ

二、水田經營ノ狀況

當管內ニ於ケル水田經營者中七割ハ滿人地主トノ小作契約ニシテ其ノ他ハ一部高租契約ヲ除キテハ年租糧折半ノ契約ナリ

本年ハ一部水害ヲ蒙リシモ他ハ天候一般ニ順調ナリシモ收穫期ニ雨量多カリシト寒冷ノタメ平均三割方ノ減收ヲ見ルニ至レリ

尚開原縣第二區方面ノ如キ收穫期匪賊ノ脅威ヲ受ケタルコトナキヲ以テ收穫ヲ完了シタル地域ナシトセザルモ一般ニ對滿人關係モ比較的圓滑ニ營農シツツアリ

三、小作ノ狀況

鮮農ノ多クハ資力ニ乏シク自力ニテ耕地ヲ取得スルモノ殆ド稀ナル實情ニシテ其ノ大部分ハ滿人地主トノ小作契約又ハ滿鮮人資本主ニ於テ滿人地主トノ間ニ高租契約或ハ年租契約セル土地ヲ小作シ居ルモノニシテ一戸當耕普通一町八反乃至三町歩ノ水田ヲ耕作シ其ノ小作條件ハ一定セザルモ

概テ収獲物折半作ヲ普通トシ幹線水道ヲ除ク水道費及種子代ノ金額経諭公費ノ半額ハ小作人ニ於テ負擔スヘキ契約方法ニシテ小作人側ニ於テハ不服ヲ唱ヘツヽアルモノ少カラス

尚内鮮人資本主ニ於テ満人地主トノ間ニ小作契約ヲナシタルモノヲ更ニ鮮農ニ小作セシムルモノ稀ニアリテ此ノ種方法ニヨル収獲物ノ分前ハ地主四割、中間資本主一割、純小作人五割ノ方法多シ

四、営農地取得ノ方法

鮮農ノ営農地取得ノ方法ハ略前述ノ通リナルモ何レモ直接満人地主ト個々ニ交渉シ小作契約ヲ為シ居ルモノ同下全農業戸数約七割(中間ハ年租契約ヲナシタルモノヲ小作スルモノ約三割ニシテ全融会等ヨリ年租料ヲ借受ケ自作農ヲ為スモノハ極少数ナリ然ナリ、然シテ本年中ノ主ナル新高租及水田開墾ハ第七表ニ示スカ如シ

第六表 農耕反別

地方別	水田 高租反別	水田 小作反別	畑 高租反別	畑 小作反別	計	將来水田開墾可能予想反別
署所在地		二七〇反			二七〇反	
開原縣	一、三九八反	四三、九五〇反			四五、三四八反	六、三六〇反
昌図縣						四八、〇〇〇反
計	一、三九八反	四四、二二〇反			四五、六一八反	五四、三六〇反

備考 十七

第七表 新高租反水田開墾

地方名	高租反別	高租金額	開墾反別	鮮人営農戸数	開墾費	高租地所有者住所氏名	摘要
開原縣双廟樹			五七六反	一三	四八〇円	張慶達	小作契約
李家台			一九二	五	一五〇	桂定潑	〃
小台子			三七二	一三	二〇〇	金炯斗	〃

[illegible]陽堡	[illegible]	[illegible]	一九二	八	二二〇	朴芝東	小作契約
馬市堡			一二〇	四	一七〇	金寛璞	〃
富家屯	四三八反	一八、二五〇	六五五	一五	一、六三五	千々和正彦	昭和七年開墾 昭和十年ヨリ商租
永和村	五四〇反	一三、五〇〇	一、一三三	二五	三、一〇〇	梁鐵活 李開錫	商租及年租契約
董孤家子			一、〇八六	三〇	三、五七〇	佐藤俊太郎	年租契約
英守屯			五一〇	九	一、五〇〇	白[illegible]峴	〃
馬家寨			一〇二	七	四五	金景呂	〃
梅家寨			三四二	九	五三〇	咸泰昇	小作契約
南英城			二四六	六	五〇〇	崔永煥	年租契約
計	九七八	三一、七五〇	五五、一一六	一四四	二一、一〇〇	一二	

稲地名稱	早晩種別	作付歩合	播種時期	収穫ノ可否	備考
京租	晩	七割五分	自五月六日至六月七日	不良	収穫期雨量多カリシタメ平均三割減収ス
黒租	晩	一割	〃	良	
白毛	早	五分	自五月六日至六月三日	〃	
光頭	早	五分	〃	〃	
糯	早	五分	〃	〃	

備考

第九表 小作調

地主	小作戸数	人口	小作反別	備考
内地人個人	六一	二六二	一、七九四反	
朝鮮人個人	四〇二	二、三七二	一四、一八〇反	
満洲人個人	八六七	五、〇三六	二九、六四四反	
計	一、三三〇	七、六七一	四五、六一八反	

第五 鮮衆ノ災害状況

本年ハ一般ニ天候順調ナリシモ七月一四日清河ノ氾濫ニ依リ管内全水田耕地ノ八部强ハ稲作全滅トナリ其ノ詳細第一一表ニ示スカ如クナルカ更ニ收穫期雨量多カリシ為平均三割ノ減收ヲ見ルニ至レリ

第一一表 災害状況

災害種別	期間	地方別	全滅面積 田	全滅面積 畑	減收面積 田	減收面積 畑	損害額	救済状況
水害	自七月一二日 至七月一四日	開原縣頭寨子	二六四反	反	反	反	三二九六円	要救済者三五戸一七三名ノ救済方ニ某ニ奉天総領事館ヘ申請スルト同時ニ當時當地有志アリ義捐金二〇〇円ヲ得テ救済セシモ外田[illegible]ノ[illegible]遂ニ[illegible]業成績[illegible]ノ[illegible]ハ栄料等薄ノ[illegible]等ニ[illegible]ヲ[illegible]ナリ
〃	〃	富家屯	六〇				一、二〇〇	
〃	〃	北嘉山屯	九六				一、四三四	
〃	〃	小九社	五七三				八、〇二二	
〃	〃	高山堡	四八				[illegible]	
〃	〃	花園	二八六				六、二二二	

水害	自七月一二日至七月一四日	開原縣 扶餘村	一二〇				一六、八〇二	
〃	〃	〃 開原站	一六六				三、四九二	
〃	〃	〃 六社	二四〇				四、八〇〇	
〃	〃	〃 郎家元	四八〇				七、四七六	
〃	〃	〃 尚陽堡	一〇八				六、五一二	
〃	〃	〃 浮𡚤羅東	二二八				三、五五二	
〃	〃	〃 八里橋子	一五九				二、三一六	
〃	〃	〃 馬圈子	一九八				三、一三二	
〃	〃	〃 前炭家堡	五五二				一〇、〇六八	
〃	〃	〃 陽木林子	一八〇				二、五九二	
		一六	三、八五八				六一、〇五六	

第六　生活ノ状況

一、市街地居住者

管内市街地居住鮮人四九二戸ノ中官公吏、會社員其ノ他有産階級者合計一〇四戸ハ衣食住概シテ可ナルモ其ノ他約四百戸ハ農家ノ鮮人ト其ノ生活状況大差ナシ

二、農家ノ生活

(イ) 概況

鮮人農家ハ大部分貧困者ニシテ從ツテ其ノ生活モ最下位ニ属シ辛シテ糊口ヲ凌キツツアルモノ尠カラス一般ニ満人下級生活者ト何等選フトコロナシ

(ロ) 住家

満洲國人地主ノ家屋ヲ借受クルカ或ハ自ラ堀立小屋式ノ鮮人家

屋ヲ建築シ居住スルモノニシテ大部分狭隘ナル家屋ニ数家族同居
シ居ル状態ナリ

(ハ) 衣類

男子ハ一部支那服着用スルモノアルモ普通鮮人独特ノ白衣(男子ハ
木綿又ハ麻布)ヲ纏ヒ而モ汚穢ニ塗レ居ルモ別ニ意ニ介セズ破損スル
ニ委セ之ヲ着破ル状態ナリ

(ニ) 食物

收穫物ハ凡テ売却シ粟、高粱、玉蜀黍等ヲ購入常食トシ副食物
ニアリテモ蔬菜類ヲ主トシ魚肉、獣肉等ハ稀ニ用フルニ過ギズ[illegible]
好ス

第一二表　租稅公費負擔額

種別	稅目	稅程	年一戸平均	賦課戸数	摘要
勞務事務所	戸別割	等級別 最高十五等 最低三十等	年額 一〇〇円五三銭	六八戸	一年間ノ賦課總額七〇二〇円二五 最高年額八三円二〇 最低年額四・七二
朝鮮人民会	会費	總額ヲ三〇五二分シ 各区毎ニ一戸平均年二円宛ヲ適宜ニ分擔セシム	年額二円	一七二二戸	一八四九八円ノ内経常費中一七二二 二三二八ヲ会費ニテ負擔セシム 此分担 一等 五〇銭 二〇等 五〇称

第七　犯罪ノ状況

當署ニ於テハ從来極力犯罪ノ予防警戒ニ努メツツアル処ナルモ人口ノ増加ニ伴ヒ其ノ数モ漸次増加シ昨年中ハ犯罪件数四九件検挙人員五二名ナリシモ本年中ハ一〇〇件一〇〇名ニ達シ一躍倍加スルニ至レリ

No. 29

第一三表 犯罪件数

罪名		犯罪件数	検挙件数	検挙人員 男	検挙人員 女	検挙人員 計
刑法上ノ罪	阿片又ハ麻酔剤取締令違反	鎮警 一六	鎮警 一六	鎮警 一六		鎮警 一六
	竊盗罪	六	六	六		六
	横領罪	一	一	一		一
	賭博開張罪	鎮警 一	鎮警 一	鎮警 一		鎮警 一
	詐欺罪	一	一	一		一
	傷害罪	鎮警 二	鎮警 二	鎮警 二		鎮警 二
	賭博罪	二	二	二		二
	強盗罪	管外 二	管外 二	管外 二		管外 二
	計	管内 一三 管外 二 鎮警 四	〃 一六 〃 二 〃 四	〃 一六 二 四		〃 一六 〃 二 〃 四
其	管理委員会規則違反	三	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

ノ他		
警察犯処罰規則違反	計	総計
六七	管内 八〇	警内 警外 総数 九六 四二
六七	管内 八〇	〃 〃 〃 九六 四二
六七	管内 七五	〃 〃 〃 九一 四二
	管内 五	総内 五
六七	管内 八〇	警内 警外 総数 六三 四二

備考 領警ハ領事館内ニ於ケル犯罪
管外ハ管外[illegible]手配ニ因リ検挙セルモノ

第一四表

罪名		賭博罪	警察犯処罰規則違反	計
満洲国	男	三	一	四
	女			
[illegible]国	男			
	女			
計	男	三	一	四
	女			
計		三	一	四

備考 十三

第八　衛生及医療機関

一、市街地居住者ノ衛生状況

市内居住鮮人中約五割ノ有識階級者ニ在リテハ衛生思想モ比較的普及シ居ルヲ以テ衛生状態概ネ可ナルモ其ノ他五割位ヲ占ムル営業者及日傭労働者等ニ在リテハ衛生思想ニ乏シク衛生状態良好ナラス

二、農家ノ衛生状態

市内居住鮮人ハ殆ント農民ニシテ衛生状態殊ニ不良ニシテ夏季ノ不清潔其ノ他ノ思慮等ニ依リ死亡率ハ寧ロ都会地ニ比シ高位ニ在リ

三、市街地ニ於ケル医療機関

当附属地内ニハ満鉄医院及開業医四名（内地人一、鮮人一、満人二）アリテ資力有ルモノハ之等ヲ利用スルモ其ノ他資力ナキモノハ隣接地満洲衛及中国側ノ医生等ヲ利用シ或ハ全ク満鉄医院

又ハ開原城内在住民会嘱託医ノ施療ヲ受ケツヽアリ
右嘱託医ハ昭和九年七月一日ヨリ開原城内鮮人医生（現地医師）崔國放ヲ當地鮮人民会嘱託医タラシメ月三十余宛ノ手當ヲ支給シテ窮民施療ニ當ラシメツヽアルモノナリ

四、奥地農村ニ於ケル医療機関

奥地農村ニ於ケル鮮人ノ為メ設置セラレタル医療機関トシテハ前述ノ民会嘱託医アルノミニシテ之カ利用ハ殆ンド開原城内及其ノ附近ニ極限サレ附属地外大部分ノ鮮人罹病者ハ多ク満人漢方医ノ治療ヲ受クルカ又ハ賣薬ヲ用フル程度ニ過キサル状態ナリ

五、火葬場及墓地ノ状況

古来鮮人ハ火葬ヲ嫌フ習慣アリ只伝染病ニ依ル死亡者ハ満鉄経営ノ火葬場ニ於テ火葬シ火葬場共同墓地ニ埋葬スルモ其ノ他ノ者ハ當地満人商務会ノ管理スル當附属地外満人共同墓地ニ土葬シ居ル状

態ナリ
而シテ奥地方面ニ於テハ附近空地ヲ物色シ土葬シツツアルモノニシテ
同下附属地ニ在リテハ有志ノ寄附金ニ依リ鮮人共同墓地ヲ設置ス
ヘク土地物色中ナリ

第一五表　朝鮮人医療機関

所在地	医院名	開設年月	医師 出身校（卒業名）	医師 氏名	取扱患者
開原附属地	満鉄医院	明治四三、一一	東京帝大医科	大杉芳彦 外二名	鮮人患者 年二一〇名
〃	松本医院	大正八、一一	長崎医専	松本辰吉	年一一五名
〃	子衛医院	昭和四、四	南満医学堂	崔達銓	年二〇名
〃	博愛医院	昭和九、四	南満医科大学専門部	董暢記	年一五〇名
〃	三光医院	昭和一〇、七	京城医専	尹周深	鮮人八割 満人二割
〃	三山医院	昭和九、七	安東医学講習所	民会嘱託医 崔國敎	巡回施療 年一回 施療鮮人 三三三名

第一六表　墓地

所在地	墓地名稱	坪数	区分	管理者	摘要
開原附屬地	開原火葬場共同墓地	一二八七坪	内鮮	開原守備隊	大正九年[illegible]二六〇坪中一二八七坪ヲ使用ニ指定
開原縣・鐵嶺縣	開原商務会葬地	一四〇〇坪	満鮮	開原商務会	大正九年[illegible]八〇〇坪[illegible]使用中

備考　なし

第一七表　死亡ト火葬

署所在地	地方名	鮮人死亡数	火葬数	埋葬数	摘要
		八〇	二一	五九	

備考　なし

第九

一、概況

当署管内ニ於ケル鮮人労働者ハ殆ント春、夏、秋ノ三季ニハ鮮農家ノ労働ニ従事シ冬季ハ精穀工場ニ於ケル労働又ハ製縄若ハ製叺業等ニ従事

ニクワアリ

二、労働成績

管内鮮人労働者ノ労働成績ハ内地人、満洲人ニ比シ何等遜色無ク従テ勤勉ナル賃金ヲ要求セザル者ナキヲ以テ鮮農家又ハ請負業者等ニ於テ鮮人ヲ雇傭スルモノ

鮮人アリモ寧ロ満人ヲ歓迎スル傾向アリ

三、労働者ノ思想

管内居住ノ鮮人労働者中ニハ未ダ左翼思想ニ感染シタルモノ無キモノノ如キモ一般ニ

又總ジテ内地ノ民族主義者又ハ共産主義者ノ煽動宣伝ニ乗リ易キ傾アリ

ニ之カ動向ニ付厳重視察中ナリ

第一〇　金融機関

管内居住鮮農ハ殆ト開原金融会ヲ利用シ精穀業又ハ穀物商等ヨリ融通シ多額ノ資金ヲ要シ相当信用ヲ要スルモノハ多ク朝鮮銀行開原支店ヲ利用シ其ノ他信用ノ程度ニ應シテ正隆銀行開原支店又ハ満洲銀行開原支店ヲ利用シツツアリ

第一八表　金融機関

地名別	名称	資本金	利用者ノ範囲、利用、[illegible]ノ状態
間島省延吉	間島金融会	二八七、〇〇〇円	〃 [illegible]
〃	朝鮮銀行間島支店	四〇、〇〇〇、〇〇〇	[illegible]者ノ[illegible]利用[illegible]アリ[illegible]
〃	正隆銀行間島支店	二〇、〇〇〇、〇〇〇	鮮人精穀業者[illegible]商中二三ノ之ヲ利用シ[illegible]
〃	満洲銀行間島支店	一〇、〇〇〇、〇〇〇	鮮人精穀業者及穀類商ノ中ニ二、三ノ之ヲ利用スルモノアル及鮮商ニ対スル[illegible]

第二　社会事業

管内鮮人ノ社会事業トシテハ在留鮮人ノ指導機関トシテ[illegible]鮮人ノ産業奨励、窮民救護等ニ従事シツツアル朝鮮人民会及鮮人会[illegible]金融会貸付貯蓄奨励ニ専営ノ中ノ金融会社朝鮮教育同普通学校程ニ依リ鮮人ノ児童教育ノ為普通学校等アリ[illegible]ハ[illegible]ニヨリ一般鮮人ノ思想ヲ保育スル朝鮮人幼稚園アリ[illegible]

所在地	機関名	設立年月日	本年中ノ成績 事業名	支出金額	成績	[illegible]
開原附属地	開原朝鮮人民会	昭和八.六.一	授産業	製縄機一台 製叺機三	一台	[illegible]
			罹民救護	四三〇円	三一家	[illegible]
			窮民護送	二五四円一五銭	一七名	[illegible]
			窮民施療	三六〇円	四〇名	[illegible]
			教育補助	一〇〇〇円	三三名	[illegible]
〃	開原金融会	昭和九.一一	[illegible]	三八五〇〇円	[illegible]	[illegible]
			[illegible]	五二〇〇円	[illegible]	[illegible]

備考十七

	〃	〃
名称	開原普通学校	開原朝鮮人幼稚園
開庁	大正一三、三、一五	昭和八、五、一
教育内容	朝鮮教育令普通教程ニ依リ鮮人児童ニ教育	鮮人児童ノ保育事業
予算	昭和十年経常支出 一三、三三〇円	昭和十一年経常支出 七〇五円
児童数	教育児童数 五五九	保育児童数 三二名
補助	満鉄補助 一三、三四〇円	開原朝鮮人幼稚園維持会 六八四円五〇銭
備考	〃	[illegible]

第二 教育機関

一、市街地教育機関ノ状況

署所在地ニ於ケル朝鮮人児童教育機関トシテハ[illegible]社外[illegible]補助学校ニヶ所
昇崇南指定ノ開原普通学校アリテ設備ノ點等鮮内ニ於ケル公立普通
学校ト何等異ル所ロナシ
署所在地ニ於ケル鮮人就学熱ハ最近殊ニ甚タシク[illegible]
テ入学ヲ志望スル者ニ至リタル結果約九割ノ就学率トナルモ想[illegible]
校ヲ建ニ満洲国当局モ更ニ学校ヲ増設シ以テ朝鮮人ニ對シテモ普通
教育ノ速ニ実施サレンコトヲ切望シ居ル所偶々満洲国[illegible]ノ教
權移管問題起リ一時不安ノ念ニカラレ居タルモ當局ノ説明ニ[illegible]
目下沈黙ヲ守リ其ノ成行ヲ注視シツツアル実情ナリ
署所在地ニ於テ内地人小学校ニ通学シ居ルモノ十八名アリ

二、奥地農村ノ教育機関状況

管内奥地農村ニ於ケル鮮人教育機関トシテハ民会[illegible]書房等教育機関十三箇所アリテ内九箇所ハ朝鮮総督府ヨリノ補助金ヲ受ケルモ該金額ハ漸次減少サレ何レモ辛ウシテ維持シツツアルモノニシテ設備トシテハ全ク見ルヘキモノナク設備ノ不完全且経費等ノ関係上就学率ハ約五割ニ過キスシテ甚ダ旺盛トナリツツアル児童ノ向学心ヲ充スニ至ラシメサル為何レモ之等奥地教育機関ノ完備ヲ待望シツツアリ

第二〇表　教育機関

地方名	校名	経営者	設立年月日	制度及教育程度	補助機関及補助金額	教師数 内	教師数 鮮	教師数 満	現在児童数 男	現在児童数 女	現在児童数 計	既往卒業者累計 男	既往卒業者累計 女	既往卒業者累計 計
開原附属地	開原普通学校	満鉄地方事務所	大正一三、三、一五	公立普通学校程度	満鉄補助 一三、三二四円	三	七	一	四三六	一二二	五五八	一六一	四〇	二〇一
開原縣郎家屯	郎家屯学校	開原朝鮮人民会	昭和二、四、一	普通学校教程ニ依ルモ程度幼稚	朝鮮総督府補助 二〇〇円		二		六二	九	七一			
北鼎山屯	大東学校	〃	昭和六、二、三	〃	〃 一〇〇		一		二四	三	二七			
尚陽堡	培養学校	〃	昭和七、三、一	〃	〃 一〇〇		一		三五	一四	四九			
楊木林子	東新学校	〃	昭和七、四、一	〃	〃 一〇〇		一		三四	二	三六			
韶皮屯	義明学校	〃	〃	〃	[illegible]		一		一二	五	一七			
下肥地	復新学校	〃	〃	〃	〃 一〇〇		一		三七	一一	四八			
汪哆羅東	英新学校	〃	昭和八、四、一	〃	〃 一〇〇		一		二九		二九			
耿王庄	東興学校	〃	昭和九、一	〃	〃 一〇〇		一		二〇	二	二二			
前施家堡	遼東学校	〃	昭和九、二、三	〃	〃 一〇〇		一		三四	四	三八			

開原縣城内	開原城学校	朝鮮人民会	昭和九 七	普通学校教程ニ依ルモ程度幼稚	朝鮮総督府補助一〇〇		一		三三	一三	四六			
八棵樹	永明学校	〃	昭和九 八	〃	ナシ		一		一七	三	二〇			
李家台	彰明学校	〃	昭和一〇 一	〃	ナシ		一		二八	四	三二			
後写市堡	育英学校	〃	昭和九 三	〃	ナシ		一		六		六			
計	一四				満鉄補助一三、三二四円 総督府補助一〇〇〇〇	三	二二	一	八二九	二〇五	一〇三四	一六二	四〇	二〇一

第二一表 内鮮共学生

地方名	学校名	経営者	鮮人在学数 男	女	計
開原附属地	開原尋常高等小学校	満鉄会社	三	四	七
昌圖附属地	昌圖尋常高等小学校	〃	七	四	一一
計	二		一〇	八	一八

第二表　満洲国学校在学者

地方名	學校名	經營者	鮮人生徒数 男	女	計
開原縣城内	中等學校	縣立	一		一
	外国語学院	協和会設立	一五		一五
計	二		一六		一六

備考　ナシ

第一三　宗教

管内居住鮮人ノ宗教トシテハ僅カニ百数十戸ノ基督教（長老派）ノ信者アルノミニシテ其ノ他ハ殆ンド無宗教ニシテ一部道徳教タル儒教ヲ信仰シ居ルモ儒教ハ漸次衰退シ基督教ニ転向スルノ傾向ヲ示シツツアリ

第二三表　教会ト信徒

教会名		所在地	布教数		鮮人信徒数	記事
種別	教会名		内鮮人ノ区別	数		
基督教	開原朝鮮人基督教長老派教会	開原附属地	朝鮮人	一	七〇	
〃	開原支那鮮人基督教長老派教会	開原縣南家屯			七五	
計	二			一	一四五	

第四　團体ノ状況

一、公共團体ノ状況

(イ) 開原朝鮮人民会

本会ハ昭和八年九月一日創立シ當該官廳ノ指揮監督ヲ受ケ開原縣内及昌図縣内ニ於ケル在留朝鮮人ノ指導統制事務殖産業奨勵商交衛生ニ關スル事務其他一般ノ救護事務等管内鮮人ノ生活向上ニ關スル進歩発展ヲ計リツツアルモノナルカ設立後日尚淺ノ加ヘ居住者ノ鮮人極メテ多ク経費ノ関係上未タ充分ナル事業達成ノ域ニ至ラサルモ役職員ノ協力ニヨリ相當ノ成績ヲ挙ケツツアリ

(ロ) 開原金融会

本会ハ昭和九年四月一日ノ設立ニ係リ開原縣及昌図縣鮮農ニ對スル農資金ノ貸付ニ當リツツアリテ本年十中ノ貸一

二十八万七千円ニ達シ其ノ大部分ハ奉天東亜勧業株式会社ヨリ借入運用中ナルカ同收成績等全満ニ冠タリ其ノ他鮮人[illegible]励テナシ
管内鮮人ノ預金高ハ三五、二一三円ニ達シ何レモ[illegible]テ居リ

二、其他ノ団体状況

(イ) 開原朝鮮人青年会

本会ハ大正一五年十月十日ノ創立ニ係リ其ノ間有名無実ノ数年ヲ経過セルモ昭和九年四月二日ヨリ復活セシ以来[illegible]鮮青向上等ノ目的ノ下ニ近來[illegible]界スル民会ノ事務ニ援助ヲ為スコト多ク思想穏健ナリ

(ロ) 開原朝鮮人婦人会

本会ハ昭和九年四月八日ノ設立ニ係リ其ノ目的[illegible]
[illegible]前記鮮人青年会ハ中[illegible]業[illegible]

助ケナス事タメノ思想穏健ナリ

(ハ) 朝鮮少年軍第五十八虎隊

副隊長金元八ノ発起提唱ニ依リ本年四月二十日設立サレタルモノナルガ隊長ニ普学校教員康秉彦ヲ推シ普通学校ノ一部ノ児童ヲ隊員トシ少年団的訓練ヲナシ公共事業ニ援助スルヲ目的トスルモノナルカ未ダ特ニ見ルベキモノナシ

三、自衛団体

該当ナシ

四、要注意団体

該当ナシ

第二四表

所在地	團体名	設立年月日	目的	事業	會長團長氏名	會員團員數	一個年經費及補助其他金額	成績
開原附屬地	開原朝鮮人民會	昭和八、九、一	在留鮮人ノ指導統制	同上	洪淳亨	一八四九	五五五三圓	良好
〃	開原金融會	昭和九、四、一	最貧者ニ金貸付 財産獲得	〃	崔承賢	一八四七	貸付金二八〇〇 經費補助一三六〇 一六五三八	〃
〃	開原朝鮮人青年會	大正一五、一〇、十	相互親睦生活 及体育向上	〃	文鳳德	五三	經費補付三六〇 一二〇	特記スヘキモノナキ點
〃	開原朝鮮人婦人會	昭和九、四、八	相互親睦生活改善	〃	朴壽南	二〇	一〇	毛嫌シテ良好
〃	朝鮮少年軍開原五十八虎隊	昭和一〇、四、二	少年訓練	〃	康秉彦	二三	三〇	〃

開原金融会支部ノ所在地……西豊縣掬鹿ニ在リ

第一五　不逞鮮人ノ取締

一、同年官憲ノ取締及検挙状況

領事館管内ヲ含ム當署管轄区域ハ西ニ法庫、康平ヲ控ヘ東ハ

清原縣ハ據ル交通ノ要衝ニ當リ居住鮮人實ニ一〇、〇〇〇名ニ達シ居ル
ヲ以テ當署ニ於テハ常ニ細心ノ注意ヲ払ヒ不逞鮮人ノ策動防止ニ努メツツアリ尚本年十月一日ヨリ管内各所ニ思想善導部ヲ設ケ鮮人ノ思想善導ニ當ルト共ニ不逞分子ノ管内浸入早期発見ニ努メツツアルモノナルカ本年中不逞鮮人ノ管内浸入ナシ

第二五表　不逞鮮人被害

該當ナシ

第二六表　不逞鮮人ノ検挙

該當ナシ

第一六　満洲国官民ト鮮人

一、満洲国官民ノ鮮人ノ保護取締状況

當地方満洲国各官民ハ稍官憲ト緊密ナル連絡ヲ保チ[illegible]上層部ノ精神ニ基キ合法的保護取締ヲ為シツツアリ

二、満洲国民ト鮮人ノ関係

最近ニ於ケル満洲人對朝鮮人ノ折合ハ極メテ良好ナルモ一部ノ個人的利害関係ニ基ク紛争ナキニシモ非ズ之等ニ對シテハ極力官憲ノ圓滿解決ニ依リ爾後ニ於ケル融和状態極メテ良好ニシテ最近ニ於テハ排他的観念ニ基因スル紛争事案皆無ナリ

第二七表　満洲國ノ官途、会社、銀行等就職数

勤務先 ＼ 官職名	書記	事務員	教員、				計
開原金融合作社	一						一
國道局開原出張所		一					一
協和会設立外國語学校			一				一
計	一	一	一				三

第二八表　鮮満親睦（共同）團体

該当ナシ

第二九表　満洲国官憲ノ課税

種別		税目	賦課物及単位	税率	備考
國税		出産税	籾一石五斗ニ付	金一〇銭	
地方税	開原縣	糧捐税	籾一石五斗ニ付	金五銭	
		村公費	耕作土地六反歩ニ付普通	金三圓位	地主トノ契約上ノ負擔ナリ

備考　地方税中糧捐税ハ納付ノ義務ナキモノナルモ旧来ノ慣習上[illegible]シモ耕地ヲ水田化スル関係上之カ納付ヲ拒否スルニ於テハ水田耕作上支障ヲ来サシムル點等ニ鑑ミ任意納付セシメツツアルモノニシテ[illegible]年度ヨリハ百分ノ一ノ従價税ニ改メラルル豫定ナリ

第三〇表　鮮人對満人交渉事件

該當ナシ

第三一表　匪賊被害

地方別	殺害	拉致	傷害	放火	掠奪			計
開原縣八道濠子	一	二						三
。李家台	一	一						二
。上清河			三		五			八
昌圖縣金家屯	一							一
計	三	三	三		五			一四

第一七　施政ニ對スル感想

一、我カ帝國ノ施政謳歌

當署管内ノ居住鮮人ハ一部少數ノ有識者ヲ除クノ外ハ一般ニ低級ナルタメ我カ施政ニ對シ格別論評スルカ如キモノナキモ各級ヲ擧ケテ我カ施政ニ對シ左ノ如ク信頼ノ度ヲ深クシ帝國臣民タルノ光榮ヲ感シ愈益々皇威ノ世界ニ輝カムコトヲ祈念シツツアリ

(イ) 我帝國ハ世界ニ冠タル國家ニシテ正義ノ國ナルコト

(ロ) 東洋ノ平和ヲ維持シ東洋民族ヲ指導開發スルハ一ニ帝國ヲ措テ其ノ他ニナシ

(ハ) 一視同仁ノ御聖旨ニ基キ殊ニ滿洲事變以來ノ徹底的保護指導帝國臣民タルノ光榮ヲ再認識シ我カ施政ヲ謳歌シツヽアリ

二、我カ施政ニ對スル不平ト希望

(イ) 不平

特記スヘキ施政上ノ不平ナシ

(ロ) 希望

奥地教育機関ノ完備ノ義務教育ノ実施ヲ熱望シ更ニ国民トシテノ徴兵ノ義務ヲ享有シ度シトノ希望ヲ有ス

三、満洲国施政ノ謳歌

建国以来数年ヲ経スシテ諸政改リ近代国家トシテノ態 日ニ充実シツツアルハ前国ニ優スルモノニシテ旧政権当時ト比較スルニ輙ッ感慨ナキ能ハス兎モ五族協和ノ大精神ニヨル施政ハ遠カラス吾人ノ楽土建設ヲ見ルヘシト何レモ満洲国ノ施政ヲ謳歌シツツアリ

四、満洲国施政ニ対スル不平ト希望

(イ) 不平

特記スヘキ不平ナシ

四）希望

一日モ早ク治安ノ確立ナルコト

満洲国官吏等ニ鮮人ヲ相当数採用スルコト

治外法権撤廃後ニ於ケル満人ヨリノ侮蔑ヲ心配シツツアリテ此点当局ニ当局ノ留意ヲ希望シ度キコト

第一八　其ノ他状況

特記スヘキ事項ナシ

法庫縣

第一章　總說

第一項　産業上ヨリ見タル位置

法庫縣ハ東ハ遼河ノ本流ニ沿ヒテ昌図縣及開原縣ニ接シ、南ハ鐵嶺縣ト境ヲ接シテ西新民縣ニ連リ北及西ハ康平縣及彰武縣ニ接續ス、縣内ノ地味ハ中等位ト称セラルヽモ人口寡ニシテ地勢平坦ナルヲ以テヨリ産業開ケ、農産物ノ産額巨額ニ達

ス、縣城諸衙門ハ百数十年前迄ハ人口三千ニ充タサル小邑ニ過ギザリシガ、八九十年前ヨリ漸時繁盛ニ向ヒ、二三十年前ニ及ビテ最モ殷盛ヲ極メ、奉天ヨリ北部地方ニ向フ途上ニ於ケル最モ肝要ナル市街ヲ形成セリ、ソノ商業範囲ハ遠ク吉林、黒龍江地方ノ一部ニモ及ビタリトセラル、特ニ蒙古人ノ遠隔ノ地ヨリ来リテ交易ヲ営ムモノ多ク、西辺ニ於ケル唯一ノ蒙古貿易地トシテ知ラレタル地ナリ、然ルニ一方鉄道ノ開通発達アリ、他方鄭家

也ノ勃興セルアリテ漸時勢ヲ失ヒ、今ヤソノ商業範囲ハ極メテ狭小ノモノトナリ、僅ニ附近平野方ノ集散ヲ掌ルニスギザルニ到レリ、而シテソノノ奉天トノ関係ハ密接ナルコト固ヨリナリト雖モ水運ニ依ル営口トノ関係ニ比スレバ及バズ、又特産物等ハ鉄嶺ニ馬車輸送セラル、モノ少カラズ、奉天トノ、取引関係ハ予想外ニ薄弱ナレ、尤輸入品ハ奉天ヨリ来ルモノ少ナカラズ、

第四問　気候

特ニ記スベキ事項ナク、常夏的湿潤ナル[illegible]

第五問　人口

人口ニ関シテモ遂ニ確実ナル最近ノ数字ヲ得ルコトヲ得ズ、昨今北部調査探険ニ依ル推定ノ如ク大正十三年調査ニ六七、六七〇人トセラルルモ、コレ単ナル推定人口ニスギズ、一般ニハ三十五万ト

析ス、

法庫門ノ人口ハ大正十五年六月ノ調査ニ依レハ左ノ如シ

	戸数	棟数	男	女	計
日本人	五	五	七	一〇	一七
英国人	一	一	一	二	三
支那人	三九九五	一三五二	一五、六八〇	一四、八九一	三〇、一七一

法庫県内ニハ法庫門ノ外日本人住居者ナシ、但シ朝鮮人ハ所々ニ散在セルモノアリ、戸数四三、

男一一四、女七八、計一九二（大正十五年五月末現在）アリト云フ、

第六項　宗教

特ニ記スベキ事象ナシ、只注目スベキ一事トシテ法庫門ニハ基督教ノ牧師（英人）石ノ二人在住ニシテ布教ニ努メ、教会堂ノ外中学校ヲ経営シ、、婦人病院ヲ開設セリ、天主教ノ教会モアレド之ノ牧師ハ支那人ナリ、

新民縣

第一章　總説

第一項　産業上ヨリ見タル位置

新民縣ハ縣下ノ地勢最モ低平ニシテ、所謂遼西ノ一大平地ニ占據シ高梁、大豆、粟、玉蜀黍等ノ穀物ノ生産多額ニ上リ、従テ亦豆粕、豆油等ノ製造亦盛ンニ行ハル、又遼河其ノ他ノ河流ニ稗益セラル、コト多クシテ水田事業ハ現在ニ於テモ可ナリ盛況ニ行ハレ将来亦最モ有望ナル地方トセラル、

縣城新民屯ハ奉天ノ西百二十支里、遼河ノ岸ヲ距ルコト約二十支里ノ地點ニアリ、往時ハ北京奉天間ノ官道ニ當リ又内蒙古四盟旗ノ貢道タリ、又北方遠ク長春・吉林方面ヨリ來ル馬車ノ要路ニモ相當セルガ故ニ極メテ広範囲ノ背後地ヲ有セルトトモニ営口及関門外ヨリ北行スル雜貨モ亦此ノ地ヲ通過シタレバ往来ノ車馬絡繹トシテ殷盛ヲ極メ集散貨物ノ量亦夥シク巨額ニ達セリト云フ、然レドモ其ノ後京奉鉄道ノ開通トナリ又東[地]方通江口、鄭家

モノ発達殊ニ四洮鉄道ノ開通後ハ商勢範囲ハ大イニ縮少ヲ見ルニ到リ貨物ノ往来昔時ノ如クナラズ剰ヘ数度ノ大洪水ニ襲ハルヽアリ為ニ去ノ殷盛ハ到底見ルヲ得ザルニ到レリ、

第二項　面積

縣内面積ハ二、二九〇、三〇〇畝地（八八三大方里）アリトセラルレドモソノ実地ハ到底不止ナリ、

第三項　地勢

本縣ハ地勢概シテ平坦ナレドモ西北部稍々高ク東西ニ到ルニ從ヒ漸次低地トナレルガ故ニ各河川ハ其ノ源ヲ西北蒙古方面ニ發シ東南ニ流レテ悉ク遼河ニ注ク、此等ノ河川ハ遼河ヲ除ク外ハ悉ク水淺ク舟楫ノ便ヲ缺ギ殊ニ夏季降雨期ニ到レバ各河川ハ激溢氾濫シ大洪水ヲ惹起スルコト不尠、地質ハ黄ノ土層ニシテ雨期若クハ解氷期ニ到レバ道路泥濘ト化シ車馬ノ交通杜絶シ乾燥スレバ黄塵トナ

リ空中ニ飛散ス、尤モ冬季結氷期間中ハ道路凍結スルカ故ニ滑坦ニシテ交通ニ支障ヲ生スルカ如キコトナシ

第四項　気候

気候ハ奉天ニ比シ大差ナキモ~~概シテ~~年ニヨリテハ三度乃至四度高温ナリト称セラル、

第五項　人口

新民縣ノ人口ハ大正十三年度調査ニ依レバ

支那人戸数　六一、五二〇戸

〃人口　男二一七、五一五人

女一八五、二一二人

計四〇二、七二七人

トセラル、右ハ新民縣城ノ人口戸数ヲ含マザルモノニシテ、縣城ノ人口戸数ハ本年一月現在數トシテ

支那人戸数　五、九八一戸

ノ人口　男一八、八三五人

女一三、二〇八人

計三一、一一〇人

ナリトス、

在邦人ハ明治三十八年以来居住シ当初ハ人口二百六十名ヲ算シタリシガ我軍隊ノ引揚ト共ニ新民鉄道ヲ支那側ニ譲渡セラレ京奉鉄道ノ直通ヲ見ルニ到リタレバ経済状態ノ変動ニ伴ヒ邦人居住者漸次減少シ現在ニ於テハ戸数ニ十二戸、人口五十六

人ヲ算スルニ不知ガ、今ソノ要略ノ跡ヲ数字ニツキテ見ルニ

年度	戸数	人口 男	人口 女	計
旧張 三九末	六三	一八〇	八一	二六一
四〇	四〇	一〇九	七二	一八一
四一	三三	六四	五〇	一一四
四二	二三	四八	四三	九一
四三	二一	三九	三六	七五
四四	二四	四七	四六	九三

N大曰 元	二七	五〇	六〇	一一〇
二	二八	五一	六六	一一七
三	二六	四五	二二	九七
四	四〇	五六	五八	一一四
五	三九	五七	四二	一〇六
六	三七	五〇	四七	九七
七	二九	四一	三九	八〇
八	二八	三七	三八	七五
九	二五	四二	四二	八四

一〇	二七	四三	四〇	八二
一一	二六	四三	四四	八七
一二	二八	四二	四四	八八
一三	二〇	四六	四〇	八六
一四	二八	四二	三六	七八
一五(昭十七)	二四	四一	三七	七八
昭和二(昭十七)	二二	三〇	二七	五七

鮮人ハ主トシテ水田經營ニ從事セルモノニシテ
新民屯ノ東南六五支里ヶ西公太堡子附近一帶ニ流

住セルモノ最多ク大正八年九月末六〇〇ニ達セリ
其ノ他北方三〇支里樹林子及家屯鉄道ニ沿ヘル伯
旗堡ノ南方等ニモ集リ居ルガ最近ハ西公太堡子地方
ニ凡ソ集リ三〇八戸、男七四七、女六六三（昭和
二年一月現在）アルノ外他地方ニハ依住居ノ千ニ
別レリ、コレカラ鮮人ハ土地商租権ヲ得テ水田経営
ヲナスハ極メテ少数ニシテ大部分ハ同鮮人ノ商租
地又ハ支那人ノ土地ヲ小作スル者或ハ農場使用人
タルモノナレバ衣食住等極メテ粗悪ニシテ常ニ租

服ヲ纏ヒ粟及高粱等ヲ主食物トナシ、住家ハ低キモ一棟ノ狭小ナル陋屋ヲ数区ニ分ケ其各区ニ一家族起臥シ居ルノ状ナリ、支那人土地ヲ小作スル場合ハ凡テ年借ノ方法ニ依ルモノニシテ秋収穫高ヲ折半シ一半ヲ地主收払ルモノトスルヲ通例トス、作物ハ一天地（六反歩）ニツキ穀八石乃至十石（我一石一斗六升乃至一石四斗五升）位ヲ平年作トス、

子弟ノ教育機関トシテ西公太堡子ニ大東私塾トテ総督府補助金及生徒父兄ヨリノ據出金及授業料

ヲ以テ経営セル普通学校アリ、現在ハ勧業公司ノ手ニヨリ経営セラレ公太僕子普通学校ト改称セリト云フ、

遼中縣

第一章 總說

第一項 產業上ヨリ見タル位置

本縣ハ瀋陽、遼陽、海城、台安、黑山、新民ノ各縣ト境ヲ接シ滿鐵本線、營口支線、及京奉、本支線ニヨリ包囲セラレタル中ニ介在セリ又縣内ヲ貫流スル遼河ニハ舟運ノ便アリ交通運輸ノ便ハ先ツ良好ノ方ナリ

第二項 面積 地勢

地勢ハ一般ニ平坦ニシテ小丘ヲモ見ルコトナシ
遼河及其ノ支流タル陽河之ヲ貫流セリ

第三項 気候

特記スヘキ程ノ事ナシ

第四項 人口

縣内部落数一七六ニシテ中国人戸数四万七千三百五十九戸 人口三十万五千六百二十一名内男十五万七千三百二十六名 女十四万八千三百五名ナリ 朝鮮人居住者ハ縣ノ東南隅ニ約七〇戸三百人内外アリ

何レモ稲作ニ従事セリ　日本人ハ途中ニ於テ達都手永満都内ニ於テ一名アリテ何レモ所謂菜種商ナリ
県内至ル所土地肥沃ニシテ農耕地多キ関係上住民ノ大部分ハ農業ニ従事セリ

第五項　宗教教育

基督教ノ外宗教トシテ挙ク可キモノナク大部分ハ無宗教ナリト称スルヲ至当トス　途中及赤力馬ニ基督教会アリ　信者ノ数ハ多カラザルト外人宣教師ノ年数回之ヲ巡視シ熱心ニ布教ニ従事セリ

第一章　開原縣

第一項　產業上ヨリ見タル位置

開原縣ハ特產物ノ集散地ニシテ[illegible]ヲ有シ東山地方ノ咽喉ヲ扼シ且ツ鐵道附屬地ニ隣接スルガ故ニ地方第一ノ輸出入物資ハ總テ本縣ヲ經由セザル可ラズ斯ルガ故ニ本縣ハ[illegible]業上ノ重要ナル位置ヲ占ムルト共ニ其[illegible]先驅ヲナシ又縣内ハ土地一般ニ地味肥沃ナルヲ以テ大豆高粱粟包雜穀ノ農耕ニ適シ其生產高ハ約七〇万石ト稱セラレ東山地方各縣ニ冠絕スト云フ一万石取引ハ[illegible]開原城[illegible]通以來附屬地ト實地トノ通商取引[illegible]

タル結果近時其況稍衰微セリ

第二項 面積

二〇一郡方里（支那側ノ調査ニ依ル）

第三項 地勢

開原縣ハ北ハ吉林省伊通縣ニ東ハ縣北ノ威遠堡ヨリ東端嶺家台ニ至ル一線ヲ画シテ西豊縣ニ面シ南ハ鐵嶺清源縣及鐵嶺縣ニ西ハ附屬地ニ隣テハ丘陵法庫縣ニ接續シ各縣ニ接壤シ縣内ハ東部ハ小丘起伏ノ地ヲ除キ概ネ平坦地多ク柴河縣ノ中央ヲ流レ又西北及中部ハ遼河馬蜂河ノ流域ニシテ夙ニ開ケ地味ハ一帯ニ肥沃ナリ

第四項 気候

気候ハ海洋ト隔絶セルト西方蒙古ノ沙漠ヲ控

フル冥候ヲ大陸的気候ヲ鮮大ニシテ寒暑ノ差ハ甚シ寒ノ期ハ最低気温零下二十度ニ降リ又最高暑暑ノ候ニハ九十六七度ニ達ス夏季炎暑ノ最モ甚シキハ七八両月ニシテ九月ニ入レハ夜間稍々冷気ヲ覚ヘ月末ヨリ十月初旬ノ間ニ於テ降霜ヲ見ル一月ニハ早クモ流水、漏水、結氷シ東トノ交通自然トナル解氷期ハ歳ニ依リ異ナレトモ例年二月下旬ヨリ下旬ニ入ルヲ常トシ解氷期ニ於テハ道路泥濘ト化シ車輛ヲ損ス又雨ハ夏季七八月最モ多ク秋ハ春期ニ南風、秋冬ニ西北風吹キ荒ミ四季ヲ通シテ概シテ風多シ

第五項　人口

内地人　二三戸　五三人

鮮人　三二〇戸　一、五六〇人

外國人　二戸　二人
支那人　三八九四〇戸　二六〇七〇八人
合計　三六二八五戸　二一六三一五人
日本人
寛城　一四戸　一三人　飲食業　三戸　貿易業　三戸　勞業者　二戸
雜業　五戸　官吏　一戸
八里樹　二戸　七人　貿易業　一戸　官吏　一戸
小孫家屯　四戸　一〇人　旅業者二戸　貿易業　一戸　雜業　一戸
下肥地　二戸　五人　貿易雜業　一戸　官吏　一戸
孟陽堡　一戸　二人　藥種商一戸
在朝鮮人

鮮人ハ八果樹ノ二三〇人宮城ノ一一八人ヲ始メトシ李家屯、牛島堡、咸遠堡其他各地ニ散住シ主トシテ農耕ニ従事ス

c 外国人

英国人二名、宮城ニ居住シ基督教ノ宣傳ニ従事スル傍ラ医院ヲモ経営ス

d 支那人

居住支人ノ職業ハ之ヲ詳ニシ得ザルモ大部ハ農業ニ従事シ約二割行商二割ガ商工業其他雑業ニ従事ス

第一六條　日支鮮米人ノ勢力關係

縣下ニ於ケル各國人ノ在住數ハ邦人五三八鮮人五六二人外國人ハ英國二人支那人ハ三萬餘人アリ其數ヨリ觀レハ邦人ハ元ヨリ鮮人ノ如キモ到底滿人ニ及ブベクモアラス邦人ハ相情ニ融和シ近年ニ勝ハリ且ツ各團ノ時局ニ近接スル關係上聊カ支人間ニ於テ相違ヲ生ス一ノ背勢力ヲ有シ一方鮮人ハ其ノ數邦人ノ倍ニ達スレトモ大部カ無産階級ノ農耕者ニテ之ハ險便ニ甘ンスル事ト移住性ヲ有スルカ故ニ其ノ勢微ニシテ人口於鮮ノ勢力ハ認メラレス

第一七條　主要都市經濟勢力ノ範圍

ハ開原城

開原城ハ往古開元ト稱シ明ノ大祖ノ陽武ニテカ

築城セラレタリシモノニシテ李朝時代ニ南方要衝トシテ
ヲ集ムル施設ヲ施シ以テ今日ニ至レリ城址ハ殆ド一
帯ノ要衝都市トシテ又郡下治政ノ中心地トシ
テ相当ナル位置ヲ占メ市街ハ諸官衙ノ大小ノ
共ニ商賈軒ヲ並ベ旧都市トシテノ面目ヲ存スルト
隣接地ノ開発ニ伴ヒ邑ノ市況盛衰
ノ感アリ
人口日本人八三三人鮮人二六八人外国人八二人支那人三七八〇〇人
ハ主ナル官衙、學校、會社、
郡公署、司法官署、赤十字病院、陸軍病院、教育
公會、金融組合、農務組合、農事試験場、消防組、
穂積分署、郵政分局、師範學校、中學校、旅館

学校ハ学校、第十二師ハ部、教者ヲ蔵、出張ハ出張
ハ銀行、
東三省官銀号分荘、同官銀号ハ衛蔵會、
二分ハ而沈樹ハ海ハ名ヲ以テ定ム
沈撤学隣、万明亭、忠和義、義信義（以上商店）
換益興、和義勇、和義成、源昌川、忠隆川（以上雑貨店）

2 八果樹

八果樹ハ小孫家ニ隣ヲ鄰トシ大柑子橘ヲ植ヘ
戸ヲ同海縣ノ中央ニ南縣ニ近ニ小果ヲ業ノ
一般ニ八元ヨリ附近ハ此ノ植物ノ植ヘ出スヲ解スル

水田經營旺ナリ昨年九月鵝鑾鼻ノ夏家堡以東

ガ新設恆春縣ニ移シテヰタ車城縣南部ノ

中心ニ移轉シタトキ右地ニ六日未須ヲ鎗木八家族來

後第二回保甲ノ移轉、小學校等ヲ又北山偉子ニ移シ

中間ノ防備地トシテ一段ト知ラル

一九四八、七八 鍾…九〇三

3 夏家名

夏家名ハ開拓者ノ東南…集ニ…

并ニ北山偉子ニ通ズル道路ニ沿ヒ…

夏家堡後…ニ…

ノ上流ヲ控ヘ附近ニ帯ハ土味肥沃ナルヲ以テ住
民ノ多クハ農耕ニ従事シ耕地ノ水田ハ殆ンド大
ナリ村中ニハ未タ森林茂ニ覆ハレ山林ニ接スル所アリ
ハ戸数ハ一九〇八支那人ハ八〇〇〇

六、威遠堡

威遠堡ハ農邑ニシテ何等特色ナシト認ムルモノナシ
縣ハ吉林省伊通縣ノ境界ニ在リ開拓僅ニ
最取トシテ知ラル位相ニハ業ニ保甲ノ制アリ[illegible]
接セシテ隣西ヨリ隣接ヘ附近ハ水田ニ適スヘキヲ以テ近来
鮮人ノ来住スルモノ多シ

人口 鮮人四五〇人 支那人八二〇〇人

第二章 天然資源

第一節 農産物

第一項 種類

縣内ニ於ケル農産物ハ玉蜀黍、大豆、高粱、粟、

小麦、米等ニシテ稗、蕎麦之ニ次グ

第二項 生産高及價格

農産物ノ生産高ハ約七〇万支石ト称セラレ内訳

粱二十五万支石、大豆二十三万支石、包米一〇万一千支石

粟十四万五千支石、小麦九千六百支石、小豆八千八百支石

大麦七千八百支石、其他七千支石二三ヲ得テ五万

支石ハ滿程ニ搬出セラル

主要物ニ於ケル一支斗ノ價格

品種	滿程城	八[illegible]樹	[illegible]屯
大豆	一〇.九〇	九.六〇	一〇.二〇
高粱	六.六〇	六.一〇	六.九〇
粟	六.〇〇	五.六〇	五.九〇
包米	五.〇〇	四.七〇	四.八〇
小豆	七.〇〇	六.六〇	七.〇〇
小麦	一〇.〇〇	ー	ー

西豐縣

第四章 經濟

第一項 產業上ヨリ見タル經濟

特產物ノ產出ニ無限ノ富源ヲ有スルハ山城方六縣ノ生產額ハ西豐縣五四万五千元、西安縣ニ三万元東豐縣ニ三万元海龍縣ニ二万元輝南縣一九万五千元柳河縣一〇万元ト稱セラレ其生產額ニ於テハ海龍縣ニ次グト雖モ輸入物資ノ需要額ニ於テハ遙ニ商業繁多ナルハ他ノ追從ヲ許サス又取扱機關

通シ殆ント全縣ヲ網羅シ而モ平坦ナル・構造ヲ經ル
縣トシタル結果全地ハ耕作地・牧地間ノ交通
相俟ツテ輸出入物資ノ集散蓋ニ繁榮シタル
ノミナラス中継市場トシテ近年著シキ發展ヲ
加ヘ・背後地産業開發ノ出廻リヲ見ルニ至レリ

第二項　面積

一六六郷方里・支那側ノ調査ニ依ル

第三項　地勢

西豐縣ハ東ハ東豐・西安縣ニ西南ハ開原縣北
ハ吉林省伊通縣ニ境ヲ接シ中部ニ隆起

南部ハ礫磐、紫河ノ流域アリテ沃土展開シ北東邊ハ平岩ノ連亘ヲ望ミ又高カラザル小丘起伏スト山ト山トノ間ハ平坦ニシテ多ク小丘ヲ畑地ニ造スルモノハ開墾セラレ地味一般ニ肥沃ナルヲ以テ農耕ニ適ス又腹ヲ東西ニ横断スル紫河ノ流域及南部ノ礫磐、紫河ノ両畔ハ鮮人ノ水田経営旺ナリ

第四項　氣候

氣候ハ開原地方ト大同小異ナルモ十二月ヨリ一月ニ至ル極寒ノ期ハ最低氣温零下三十度ニ降リ

又其夏炎暑ノ候ニ於テハ最高気温ハ九十五度ニ達スルコトアルモ通常ハ八十七、八度ヨリ九十度ガ平均気温ナリ、夏季中炎暑最モ甚シキハ七、八両月ニシテ九月ニ入リテハ夜間頗ル冷気ヲ覚ヘ、月末ヨリ十月初旬ノ間ニ於テ降霜ヲ見ル十一月ニハ、漸ク氷流、陸水悉ク凍結シ車馬ノ交通自由ナリ、解氷期ハ歳ニヨリ不定ナレド例年三月下旬ヨリ四月ニ入ルヲ常トシ解氷期ニ於テハ道路全ク泥濘ト化シ杜絶ヲ促ス又冬季積雪ノ候ニハ[illegible]暖循猿ラヌ寒冷ヲ緩和シ降雪、降雨ハ劇シニ對ツ風ハ

春夏ハ南風多ク秋冬ハ北風吹キ荒ブ

第五項 人口

日本人 一七戸 四四人

朝鮮人 四〇二戸 六二一八人

外国人 一戸 二人

支那人 三八、六〇〇戸 一八八、〇〇〇人

合計 三九、〇二〇戸 一九〇、二六四人

人口密度八

掬鹿 一三戸 三四人 医院一、油房一、質屋六、薬屋二

雑貨一、精米一、[illegible]四

高力李 一戸 四人 質屋、製粉店一

野村推背　一戸　一人　傳道業一

鄭家治　一戸　四人　藥房

荒木孫　一戸　一人　傳道醫業一

2、朝鮮人

平安ノ三一三人寧カ求子ニ二五人鄭家店二二〇人艾家溝ニ六〇人忠堡ニ一九人大青溝ニ四四人ヲ始メ縣内ニ至ル部落ニ散住シ大部ハ水田經營ニ從フ

3、外國人

獨逸ニ佛國人ニ名居住シ基督教宣傳ノ傍ラ附設醫院ヲ經營ス

八、支那人

一般ヲ通シテ支那人ハ多ク農業ニ従ヒ

其他陶器、手芸等主要都市ニアリテハ商工業

者大部分ヲ占メ其歩合農業六割、商業一割五分

工業一割五分雑其他一割ナリ

第六項　宗教

縣内ノ宗教ハ佛教、回々教、道教、儒教、喇嘛

基督教等アルモ信徒ハ儒教ニ最多ク基督

教最モ勘シ主ナル寺廟ニハ娘々廟、老爺、関帝

孔子廟アリ

2. 教育

教育ハ地方教育ノ振興ト[illegible]

目的トス

3. 中等学校

掏鹿ニハ師範学校一校一二〇名、中学校一校一〇〇名

職業学校一校七〇名、女学校一校一二〇名アリ各校ノ

教科目ヲ合スレハ左ノ如シ

論語、物理、英文、生理、衛生、ノ内地[illegible]

国文、農業、商業、教育、[illegible]

縫、技工、

4. 小学校

掏鹿ニハ師範学校附属小学校ノ外、男子小学校

八校、併ハ[illegible]小学校一校ニテ其ノ他[illegible]

ラ、公私立小学校七二校生徒数六二七四名ヲ有ス
普教科目ハ凡ソ
識字、国語、音楽、作文、修身、算術、図画、手工
体操、地理、歴史、

5. 東山学校

撫順及附近在住ノ鮮人子弟教育機関トシテ朝鮮総督府及満鉄会社ノ補助ニ依ル東山小学校アリ普通科六学年制ニシテ生徒二百数十名アリ

6. 私学（私塾）

一般民間ニハ営利ヲ目的トセル私塾アリ学費ヲ納其数県内ヲ通シテ百七十餘アリ近来其弊害ヲ認メ厳重ニ取締ヲナシツツアルモ尚増加ノ傾向アルヲ以テ人口ノ密集地ヲ除ク外特殊事情ヲ斟酌シ私設ヲ許サザル方針ヲ採ルコトニ定メリ

六、農務省

農業ノ事務及營造ヲ管シ毎道縣内ノ農務ヲ監視ノ職掌ス

七、工務省

各種工業ノ事務及營造ヲ管スルヲ主トシ目的トシテ設立セラレタルモノナレトモ今ハ何等ノ實績ノ見ルヘキモノナシ

第一五條　社會狀態

縣内一帶ニ匪賊ノ横行甚シテ時トシテハ村邑ヲ馬賊ニ劫奪シ民家ヲ焚クナト稀ナラス加フルニ

支那巡考ノ係甲ハ洛陽蘇浙ノ故ニカ氏家ノ
蜀ノ勢力ヲ隠没シテ良氏ノ苦衷ヲ謝シ文等
其隣邦著遊ハ一般ニ激迷サレ之カ為ニ彼等ニ
大テンカキハ失策者ヲ出シ文野ノ間ニハ甚ダ
疑問ヲ残シ大ニ万策シ就ク々変ヒ未進化スヘ
遠望ナキニ非ズ断ノ社会的ニ資ヲス方移ノ移
ノ影像力ハ移メテ甚大ナルモ之カ経歴ノ径ニシテ度
寒ノ行動カ躁シ断ノ如キハ状態ナルヲ以テ欺瞞
ノ掃除ハ徳ニ声ハ大ナルヲ宏漢ノ掃ヲ志盛ナリ
第一ニ方陽ハ支那米人ノ勢力ヲ発揮係

縣内ニ於ケル各国人ノ在住数ハ邦人ハ四四人鮮人ハ
二一八人外ニ英人（佛国）二人支那人一八八、〇〇〇人ニシテ
其数ヲ観レハ邦人ハ元ヨリ鮮人ト共ニ到底敵
スルニ足ラス然レトモ邦人ハ地情ニ熟シテ遠ク原ニ
携ワリ常ニ各地在住邦人ト連絡アルカノ感ナクス
先進国人トシテ聊カ支那人間ニ敬視セラルヽ傾アリテ
一ノ潜勢力ヲ有ス、一方鮮人ハ其数邦人ノ約五〇
倍ニ達スレトモ大部分無産階級ノ農耕者ニシテ
支人ノ頤使ニ甘ンシ未タ嘗テ彼等ハ独創的ノ事
業アルヲ聞カス又常ニ移住性アリ去来頻繁ナルカ
為人口移動ノ増加力ハ測ルニ難シ

油芳

油芳ハ何レモ椴樅蝦夷松等ノ葉ヨリ製スルヲ採集ハ毎年九月頃ヨリ翌年二月ニ至ル五六ケ月間ニシテ移シ採葉中ノモノ七ノ七百一十年ノ生産高約九万斤乃至十五万斤ナリ

燐燭

舊藩羅ノ外ニ二戸アリ生産高ハ石炭収時近一万ニ陶器ニ年約拾十六万行ノ生産アリ大以上ノ外想為ス所ノ製造公司ナレトモ詳細ハ工業大勢ニ於テ記述セリ

官公機関

交渉局、縣公署、警察所、税捐局、縣党部、第三区、保甲事務所、教育公所、郵政局、電報局、師範学校、中学校、職業学校、女学校、省務処、農務会、商務会、電灯公司、救貧工廠、消防隊、公安局、市政公所、

人口約三四萬人ニシテ外人ハ日本人二三名アルノミ

2、市街

市街ハ西岳ノ東北部ニ位シ撫鹿ニ接ス大ニシテ市街ハ大統路、街道ニ沿ヒ長ク雑貨、糧食店鋪等ノ大厦軒ヲ連ネ又雑貨業者製造業等ニシテ市勢活気ヲ呈シ撫鹿大統路ニ於ケル唯一ノ商工地トシテ一般ニ知ラルル附近一帯ハ平野ニシテ山岳起伏ノ地ナルヲ以テ出

賊ノ蜂起スルヤ猛ナラス第七連隊第五中隊ノ驍勇ナ
ル戰ノ遺跡アリテ之ヲ東ハ明ニ傳フ
人口ハ鮮人三一六人　内地人三二〇人

3. 鄭家店

甲位滿洲鉄道ノ馬車役中継ノ所旧址トシ
知ラレ一般住人ハ概ネ農耕ヲ営ミナス他ニハ
模擬支那及第五連隊迄来ス小学校ヲ到ハ住
営ム一業店アリ又附近ハ鮮人ノ水田経営盛ナリ
人口ハ内地人口人、鮮人三二〇人　支那人一四〇〇人

4. 草千ノ村

西北ノ鞍ノ南部ニ沿ヒ礦鐵山ニ臨ミ住民ハ
多クハ農業ニ従事シ村ノ処ニ商家アリス
公トシニハ第三連隊迄アリ及小学校アリ
人口ハ鮮人一九四人　支那人一二〇〇人

本県誌

第一章 沿革

第一節 建県以ヨリ見タル沿革

本県ハ蒙古博王旗ノ領地ニシテ別ニ名ヲ梨樹城子又ハ梨樹城子ト称シ本県ハ蒙古名ナリ往時漢人此地ニ来住シ遊牧ノ原野ヲ開墾シテヨリ農業盛ニ行ハルルニ至リシカ更ニ後期清朝時代ニ於テ人ノ往ヲ允許スルヤ漢人ノ来住陸続トシテ遂ニ今日ノ昌盛ヲ招来セシモノナリ 縣内

山岳ト称スヘキモノナク地味又肥ニシテ宜シカ
ルヲ以テ農耕ニ適シ農産物ノ生産多額
ニ十五万支石ト称セラレ殊ニ郡方ニ於ケル
特産物ノ生産地トシテ重キヲ成シ又男造
城附近ハ蚕業ノ名産地トシテ男造蚕業ノ名ハ
既ニ著名スル處ナリ然トノ桃源西縁ハ阿
十二万天地アリ其ノ廣袤東山地方ノ名然ニ
及ハスト雖モ一万町內外ノ石灰採掘
アリ今ヤ年十万トヲ産シ背後地トシテノ
生産價値ハ東山地方ノ名ヲ附シ懐ラス

第二項 面積

二三二卯方里ニシテ和州ノ内第三ニ位ス

第三項 地勢

当郡ハ東ハ紅山嶺ヲ境トシテ吉林省ニ通郡ニ接シ東南ハ甫境ニ附於地ニ隣シ府西郡ニ又西ハ遼陽ニ東流ヲ殿境トシテ法律、琢平郡ノ隅濃王嶽ニ南ニ北ハ梨樹、道極郡ヘ境ヲ接ス郡内ハ山岳ト称スヘキモノナク一望殺野ノ原野ニシテ地味概シテ良好ナリ

第四項 気候

気候ハ頗ル寒暑ノ差[illegible]
方西トハ柳カ相違アルノ大ナル[illegible]
ト大差ナク十二月ヨリ二月中ノ間ハ[illegible]
朔ニハ最低気温ニ[illegible]降リ又氷雪[illegible]
着ク候ニハ四・五度ヲ降リ大ニ[illegible]
深ム最高気温九十八度ニ達スルモ[illegible]
通常ハ九十度内外ナリ[illegible]
中炎暑最モ甚シキハ七・八両月ニシテ[illegible]
間ニハ夜間冷気ヲ覚ユ[illegible]
早ク起偏シテ[illegible]解

氷期ハ運送ニ不便ナルモ開河期ニ
ニアリテハ常ニ道路泥濘ニ化シ雨期ハ夏
季七、八月ニ最モ多ク此レハ水害ヲ蒙ルコト一層
ニ多ク又強シ

第五項 人口

日本人	二九戸	六九人
朝鮮人	六戸	一四人
支那人	三八〇〇戸	一五〇〇〇人
合計	三八三五戸	一五〇八三人

人口密度大

西安城　一三户　三一人　男丈六　男孩三　女丈六　女幼六　雜貨店二

通江口　六户　二七人　女丈六　女孩一　雜貨店二　農民二　無產一

新安屯　三户　六人　農雇工六　飯館一　雜貨店一

亮中橋　一户　二人　小商店一

北二十家子　一户　一人　雜貨一

紫鷺樹　三户　五人　飯館六　雜貨店一

堡子屯　二户　六人　飯館一　小商店

二、朝鮮人

孫家子　古榆樹　紅旗　崇耕　□□六口人

3、□□人

居住支那人ノ懸案ハ支那側ヨリハ常ニ問題
ニ依レハ懸案六割、多案二割、未決案二割ニ分
類シ雜案ニ割ト稱セラル

第六項 宗教

先住蒙古人時代ニハ喇嘛教盛ナリシカ今
ハ佛教、儒教、信徒多ク縣内ノ各所ニ廟
ニハ城隍、関帝、竜神、娘々ノ四廟アリ

第七項 教育

教育機関トシテハ男女學校、教育公所、教育
會アリテ縣下ノ教育ヲ掌リ或ハ教育